

平成27年10月21日

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録

（第2号）

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成27年10月21日（水曜日）
午前10時1分開会
第1委員会室

出席委員

委員長 上原 章君
副委員長 砂川 利勝君
委員 座喜味 一幸君 新垣 哲司君
仲村 未央さん 崎山 嗣幸君
玉城 満君 瑞慶覧 功君
玉城 ノブ子さん 儀間 光秀君
具志堅 徹君 喜納 昌春君

説明のため出席した者の職、氏名

商工労働部長 下地 明和君
産業政策課長 伊集 直哉君
国際物流商業課長 慶田 喜美男君
ものづくり振興課長 座安 治君
中小企業支援課長 松永 享君
企業立地推進課長 金城 清光君
情報産業振興課長 仲榮真 均君
雇用政策課長 喜友名 朝弘君
労働政策課長 屋宜 宣秀君
文化観光スポーツ部長 前田 光幸君
文化スポーツ統括監 大城 壮彦君
観光政策課長 渡久地 一浩君
観光振興課長 茂太 強君
文化振興課長 前原 正人君
スポーツ振興課長 瑞慶覧 康博君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成27年第7回議会認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（商工労働部及び文化観光スポーツ部所管分）
- 2 平成27年第7回議会認定第3号 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 3 平成27年第7回議会認定第4号 平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

- 4 平成27年第7回議会認定第12号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 5 平成27年第7回議会認定第14号 平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 6 平成27年第7回議会認定第15号 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 7 決算調査報告書記載内容等について

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号、同認定第3号、同認定第4号、同認定第12号、同認定第14号及び同認定第15号までの決算6件の調査、決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、商工労働部長から商工労働部関係決算の概要の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 商工労働部所管の平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず初めに、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして平成26年度歳入歳出決算説明資料、資料2といたしまして決算資料説明要旨、この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

歳入歳出決算の概要の説明に当たりまして、資料1、平成26年度歳入歳出決算説明資料に基づき進めさせていただきます。

資料1の1ページをお開きください。

こちらは一般会計及び特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。

2ページをお開きください。

こちらは同じく歳出決算状況の総括表となってお

ります。

それでは、それぞれの詳細について3ページから御説明をいたします。

3ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

一般会計歳入決算は、予算現額合計が397億5035万4920円、調定額が281億9308万4662円、収入済額が281億4637万6548円、不納欠損額が1292万円、収入未済額が3378万8114円で、調定額に対する収入済額の割合は99.8%となっております。(目)ごとの明細についての説明は割愛させていただきます。

5ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

一般会計歳出決算は、予算現額合計が472億4793万4650円、支出済額が374億1519万7535円、翌年度繰越額が81億1005万2160円、不用額が17億2268万4955円で、執行率は79.2%となっております。翌年度繰越額の主なものは、次年度繰越事業の前提で平成26年度2月議会において補正予算措置された地域住民生活等緊急支援交付金事業、11億1679万円、航空機整備基地整備事業において、造成工事設計変更及び関係機関との調整に不測の日数を要したことに伴う45億9672万円、国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業において、仕様変更に関する検討等に時間を要したことに伴う21億1985万円となっております。それぞれ年度内の執行が困難となったことから、十分な事業実施期間を確保するため繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、(項)別に御説明いたします。

(項) 労政費の不用額5億1482万7613円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業の実績減に伴う委託料、補助金の減等によるものであります。

(項) 職業訓練費の不用額2億1124万4300円は、緊急委託訓練事業の実績減に伴う委託料の減等によるものであります。

(項) 商業費の不用額2億7700万5587円は、国際物流拠点施設整備事業における工事請負費の執行残等によるものであります。

(項) 工鉦業費の不用額7億1960万7455円は、クラウド拠点形成等促進事業における実績額の減による執行残、新産業研究開発支援事業における研究開発補助の執行残等によるものであります。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

7ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が8億8728万3000円、調定額が83億9640万2270円、収入済額が19億2674万3453円、不納欠損額が25億4597万2000円、収入未済額が39億2368万6817円で、調定額に対する収入済額の割合は22.9%となっております。収入未済額は、貸付先企業、組合等の業績不振や倒産などにより、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金返済が遅延していることによるものであります。

8ページをお開きください。

歳出決算につきましては、予算現額が8億8728万3000円、支出済額が8億3423万8832円、不用額が5304万4168円で、執行率は94.0%となっております。不用額は、主に中小企業高度化資金の貸付先からの元利償還金の延滞に伴う公債費の減によるものであります。これは、資金貸付先から県に対する償還額を、当該公債費として独立行政法人中小企業基盤整備機構宛てに償還するものとなっております。貸付先からの償還金延滞に伴い、県から同機構への償還分が減少していることによるものであります。

9ページをお開きください。

中小企業振興資金特別会計について、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が5億16万3000円、調定額、収入済額が8億6444万3210円となっております。

10ページをお開きください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が5億16万3000円、支出済額が3億2738万760円、不用額が1億7278万2240円で、執行率は65.5%となっております。不用額は、機械類貸与資金貸付金の執行残によるものであります。

11ページをお開きください。

中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計について、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が31億9882万1000円、調定額、収入済額が29億694万2147円となっております。

13ページをお開きください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が31億9882万1000円、支出済額が28億9812万9705円、不用額が3億69万1295円で、執行率は90.6%となっております。不用額は、主に予定していた土地分譲が進まな

かったことにより、県債の繰り上げ償還ができなかったことによるものであります。

14ページをお開きください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計について、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額が2億7633万3000円、調定額が3億2477万417円、収入済額が2億6863万2937円、収入未済額が5613万7480円で、調定額に対する収入済額の割合は82.7%となっております。収入未済額は、主に経営破綻した企業の光熱水費等の滞納によるものであります。

次に、15ページをお開きください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が2億7633万3000円、支出済額が2億6725万3872円、不用額が907万9128円で、執行率は96.7%となっております。不用額は、主に企業の施設入居撤退による光熱水費の減等によるものであります。

16ページをお開きください。

産業振興基金特別会計について、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が3億5846万7000円、調定額、収入済額が3億4709万9400円です。

17ページをお開きください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が3億5846万7000円、支出済額が2億9963万4851円、不用額が5883万2149円で、執行率は83.6%となっております。不用額は、主に万国津梁産業人材育成事業において、補助事業の事業実績減等による執行残であります。

以上で、商工労働部所管の平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算の概要の説明を求めます。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております平成26年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

一般会計歳入決算は、予算現額の合計(A)の欄102億2285万5000円に対し、調定額(B)の欄83億2726

万4104円、収入済額(C)の欄83億2430万8904円、不納欠損額(D)の欄30万円、収入未済額(E)の欄265万5200円で、調定額に対する収入済額の割合は、端数を四捨五入しますと約100%となっております。収入未済額は、(款)使用料及び手数料で265万5200円であり、その内訳は、(目)教育使用料214万3200円、芸術大学授業料及び(目)教育手数料51万2000円、芸術大学入学料であります。

2ページをお開きください。

不納欠損額は、(款)諸収入30万円であり、その内容は、芸術大学教員公舎の賃貸契約に係る敷金債権の消滅時効が成立したことによるものであります。

(目)ごとの明細についての説明は割愛させていただきます。

3ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

一般会計歳出決算は、予算現額の合計(A)の欄156億2973万9000円に対し、支出済額(B)の欄135億1654万173円、執行率86.5%、翌年度繰越額(C)の欄16億5593万5000円、不用額4億5726万3827円となっております。翌年度繰越額は、(款)商工費で15億3752万3000円となっており、その理由は、沖縄空手会館建設事業の用地取得において、地権者間での相続確認等に不測の日数を要したことに伴い、所有権移転及び工事着工におくれが生じたことによるもの、また、国の緊急経済対策により創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業費の2月補正予算計上に伴うものであります。(款)教育費の繰越額は1億1841万2000円であり、その理由は、沖縄県体協スポーツ会館の整備支援事業において、不発弾処理や台風の影響に伴う工事進捗のおくれが生じたことによるものであります。

次に、不用額の主なものについて、(項)別に御説明いたします。

(項)工鉦業費の不用額1027万7233円は、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業において、コンテンツ制作に係る審査会の実績減による委員謝金の減や、委託先の嘱託員数の減に伴う報酬及び旅費の減等によるものであります。

(項)観光費の不用額3億4116万1023円は、沖縄空手会館建設事業において、用地取得費及び物件補償費が当初見積もりを下回ったことによるもの、沖縄観光国際化ビックバン事業において、当初予定していた航空会社商談会へのトップセールス中止による旅費の執行残等によるもの、アーツマネージャー育成事業で実施する研修の計画変更に伴う執行残に

よるもの等であります。

(項) 教育総務費の不用額672万5798円は、職員手当の実績減等によるものであります。

(項) 社会教育費の不用額3442万468円は、博物館・美術館の企画展へ充当する芸術文化振興基金助成金の減に伴う執行保留等によるものであります。

(項) 保健体育費の不用額2340万840円は、体育施設整備事業費における入札残等によるものであります。

(項) 大学費の不用額4127万8465円は、県立芸術大学における教職員の給与、手当の実績減及び非常勤講師の授業時間数変更による報酬の減や、教職員公舎借上賃借料の変動による使用料の減等によるものであります。

以上で、文化観光スポーツ部所管の一般会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意をお願いします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 まず、文化観光スポーツ部の観光費の項目から聞かせてもらいたいと思いますが、南大東村でサトウキビ運搬をしていたシュガートレ

ンという鉄道が1983年まで走っていたらしいですが、これを沖縄振興一括交付金―一括交付金を使って、観光列車として復活させようという計画があるということで現地を見に行ったのですが、線路も含めて復活する状況を見てきましたが、この計画の2015年の完成という目標が変更されたと聞いたのですが、県の観光として南大東村がシュガートレインを走らそうということに対する支援というのか、対応というのか、どうしているのかをまず聞こうと思っています。

○茂太強観光振興課長 委員のおっしゃるとおり、シュガートレイン夢復活実現事業ということで、平成25年度に開始した事業であります。ただ、平成26年度に事業計画の見直しということで、当初しっかりした蒸気機関車を走らそうという計画であったと伺っておりますが、法的制約、あるいは用地の確保の困難性、予算不足等で計画見直しを余儀なくされていると伺っております。県としてのこの事業への支援については、例えば離島観光については、我々文化観光スポーツ部として支援しているところがございます。まさしくこの歴史や文化、こういった資源を活用した今回の南大東村のシュガートレインは、そういった意味ではユニークな取り組みであると考えておりますので、シュガートレインの復活事業が完成した年には、我々としても離島観光の活性化促進事業、そういったメニューで例えばプロモーション、周知広報に係る事業がございますので、そういったところを活用しながら支援していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 これは計画の変更・見直しに入っているということですが、ユニークな発想であると思います。この線路とかも見たのですが、だから用地買収とかに結構経費がかかるのかなという感じもしました。そういった意味で、離島観光の活性化について私も異論はないですが、南大東村における観光客の誘致に対して、どれくらい南大東村に観光客が行っているのか。あるいはシュガートレインを走らせることによって、どれくらいの観光客の誘致を見込んでいるのか。それと航空とフェリーの関係とかをどうするのかを含めて、県の計画もあるのですか。

○茂太強観光振興課長 計画の概要等はいただいておりますけれども、その中にどれくらいの観光客が見込めるかという目標等は多分あると思うのですけれども、手元に資料がございません。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、現地には期待している人たちがいるし、また、イメージがわからな

いところもあるから、やはり村の計画と県が一体的にならないと、離島観光の活性化に向かっていくことはいいけれども、実際、実現性も含めて厳しさもあると思うので、ぜひ県は村だけでさせるのではなくて、支援するならするで、そういった方向は発信したほうがいいと思いますが、文化観光スポーツ部長、その辺はいかがですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 委員からございますように、離島観光の重要性というのは十分認識しておりますので、これまでの取り組みでも、例えば離島というのは情報発信するにしても、個々の市町村レベルでは取り組みのレベルを上げていくのがなかなか難しい部分がありますので、県のほうで離島活性化事業などを通して広告プロモーション等の支援もしていますし、それからことしですと、例えば日本最大のいわゆる旅行博が9月に東京ビックサイトであったのですが、そういったところで沖縄県の離島観光のコンテンツを一堂に集めまして、そこで離島博という形で情報発信をしています。南大東村のそういった事業の進捗に合わせながら、しっかりそれが運用開始される段階では、観光客がその情報をとれるように取り組んでいきたいと思っています。

○崎山嗣幸委員 次に行きますが、商工労働部の労働費と商工費にまたがる関係がありますから、県の雇用の現状について伺いたいと思います。平成23年以降の完全失業率の推移を平成26年までと、有効求人倍率の推移と就業者数の推移、好転しているという状況を言っているようですが、この数字を示してもらえますか。

○下地明和商工労働部長 まず初めに、平成27年8月の完全失業率5.0%ということで、前年同月と比べると1.6ポイント低下している状況でございます。それから、就業者数にしましても66万2000人と、前年同月の63万5000人と比べると2万7000人増加しております。それから有効求人倍率も0.86ということで、本土復帰以降の最高値を更新しているところです。推移につきましては、沖縄県の平成23年の失業率は7.1%、平成24年は6.8%、平成25年は5.7%、平成26年は5.4%となっております。それから就業者数については、平成23年は61万9000人、平成24年は62万7000人、平成25年は64万2000人、平成26年は64万5000人と確実に増加の傾向にございます。

有効求人倍率は平成23年は0.29、平成24年は0.40、平成25年は0.53、平成26年は0.69となっています。

○崎山嗣幸委員 今、推移を聞かせてもらいましたが、失業率、有効求人倍率は改善傾向ということで言っておりますが、先ほど言った数値と全国平均を

比較をしたら、まだ到達というのか水準に来ていないと思いますが、今言われているもので、失業率と有効求人倍率の比較、平成26年で構いませんのでどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 失業率で言いますと、平成26年の沖縄県が5.4%に対しまして全国は3.6%と、1.8ポイントの差がございます。それから有効求人倍率につきましては、本県が0.69に対して、全国は1.09という状況でございます。

○崎山嗣幸委員 きょうの新聞で、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社の新規の販売終了、正規職員を採用した米大手保険グループが閉めるということで、600人余りに影響するのではないかと。今年度の状況であります。今、平成26年の話の中で、今言われているように改善傾向ではあるけれども、全国平均にまだまだ到達していないということがありますが、雇用の拡大では皆さんの中で、この間、情報通信関連産業は力を入れてきていると思いますが、IT産業の中でどの程度の雇用をつくってきたのか説明してもらえますか。

○仲榮眞均情報産業振興課長 まず、平成27年1月1日現在の立地企業数が346社で、雇用者数は2万5912名でございます。

○崎山嗣幸委員 IT産業については、雇用への影響とか産業の創出—完全失業率の改善や雇用の拡大に大きく貢献したと皆さんは見ているのでしょうか。判断としていかがですか。

○仲榮眞均情報産業振興課長 平成2年以降、マルチメディアアイランド構想を掲げてIT産業を誘致しようという中で、そこから始まって約2万6000人が来ていますので、観光に並ぶリーディング産業として雇用に貢献していると考えております。

○崎山嗣幸委員 私も一定の雇用の拡大を評価しようと思います。雇用の量の拡大に貢献していると思います。その雇用で非正規雇用とかが全国に比べて沖縄県は高いのではないかとされていて、その課題が特に大きいと思います。平成26年度で構いませんが、IT産業だけではなく全国と比べて沖縄県の非正規雇用の割合はどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 現状としまして、総務省の労働力調査によりますと、平成26年の沖縄県の産業別の非正規雇用の割合は、大分類で高い順に申し上げますと宿泊・飲食サービス業で72.1%、農業・林業で60%、生活関連サービス業・娯楽業で57.9%、サービス業で他に分類されないというところで51%、卸売・小売業で50%という状況でございます。

○崎山嗣幸委員 全国と比較してどうですか。総数

で構いませんよ。産業別ではなくて、トータルで。

○喜友名朝弘雇用政策課長 平成24年の就業構造基本調査によりますと、沖縄県の割合が、非正規が44.5%でございます。全国は非正規が38.2%でございます。

○崎山嗣幸委員 今言われているように、沖縄県の非正規雇用44.5%、全国38.2%ということですが、非正規と正規職員が同じ割合に近づくぐらい深刻だと思います。この中身ですが、多分に女性は6割くらいあったり、若年層が半分くらいあるのではないかとと言われて、この非正規の実態が低賃金だとか待遇の悪さというのがあると思いますが、そこを含めて、多分、今言われた44.5%という数字のほとんどが非正規、パートになってしまうような構造になっているという意味では、質の改善がとても重要だと思います。そうなる则皆さんはこの非正規から正規職員への転換をどう図っていくかという一つの考え方というのか、どういう方法で非正規から正規職員に移行していくかについて、どのような考えをお持ちですか。

○下地明和商工労働部長 非正規職員の正規化という動きをどのように図っていくかというところがございますけれども、県としましては、雇用の環境改善をしていくということで、これまで経済団体等に対して、働き方の改革実現に向けた取り組みですとか、あるいは労働局や経営者協会、あるいは連合沖縄等とも連携して、沖縄県の雇用労働環境の改善に向けた共同宣言を行うだとか、あるいは非正規労働者の正社員転換等に係る要請等、こういう活動を通して正規化への要請を行うことと同時に、事業といたしまして、正規雇用化促進モデル事業として、職員の正規化がいかに生産性の向上だとか、あるいはそういうものに利するかを、経営者の皆さんにも理解を高めていただくということで、実際に企業に入り込んで、正規化に対してどういったメリットがあるかを中小企業診断士だとか、あるいは社会保険労務士だとかそういった職員、人材を派遣して、そういった方からのアドバイス等を含めて正規雇用化に努めているところであります。それから、正規雇用化に持っていくためにはどうしても社員のスキルアップも必要ですので、そのための研修、そういったものに対する支援ということで、正規雇用化企業応援事業を通して、今、正規雇用化への促進を図っているところでございます。

○崎山嗣幸委員 今、企業、経済団体への要請とか、人材育成だとかという正規雇用化の取り組みを聞かせてもらいましたが、先ほど数値を言われたように、

44.5%という極めて非正規が圧倒的に多くなっている現状の中で、今言われている取り組んできたことについては、この数値には反映されていないと思うのです。皆さんが言っているこの取り組みが功を奏していないのではないかと思うのですが、これはこのままこの方針で行って、本当に解消していくのかどうかお聞きしたいです。それはいかがですか。

○下地明和商工労働部長 今申し上げた事業あるいは要請等において、急速な改善が見られるかどうかという御質疑だと思いますが、確かにこの事業だけで急速な改善が見られるとは思っておりませんが、先ほど、有効求人倍率が上がってきていること、失業率が低下していること等を踏まえまると、企業側がやはり正社員化してしっかりと人材を育てないと、今後、雇用もままならないという意識に変化してきておりますので、こういった事業あるいはそういう気運をつくっていくことによって、正規化は加速されるのではないかと考えております。

○崎山嗣幸委員 先ほどから私が聞いているように、雇用の量の拡大は改善傾向であるということですが、さっき数値は聞きましたが、非正規が膨れてやがて50%になるのではないかと。今、量が拡大すれば非正規も正規に転換していくのではないかと言っていますが、皆さんの今までの施策がうまくいっていないのではないかと私は聞いているわけ。今までの施策の見直しが必要なのか、今、商工労働部長がおっしゃられたその方針どおり踏襲していくのか、やはり一定程度効果があるのかないのか私はわからないので、効果が出ていないのではないかと。今言っているコールセンターも含めて、量の拡大があったというのは認めながらも、質的に転換されていないのではないかと。商工労働部長が言います施策、幾つか3点ばかり言っていました、この3点で果たして企業がそういった正規職員への転換に向かっているのかという予測が私はつかないものだから、こういう施策でいいのですかと聞いているのです。

○下地明和商工労働部長 先ほど説明しました正規雇用化企業応援事業だとか、あるいは正規雇用化促進モデル事業に加えまして、県としましては、人材育成企業認証制度、あるいはワークライフバランス企業認証制度など行っておりまして、それによって、具体的事例としてですが、ここ一、二年でオリックスビジネスサービスセンターが8月時点の数値しか持っていないが468名、それから、けさ新聞に載っていましたがけれども、アメリカンホーム医療・損害保険沖縄事務所が650名、りゅうせき商事が約50名、グランドシステムグループで214名とか、こういう動

きでトータル1300名から1400名くらいになりますが、そういう動きが実際に出てきているところからすると、もう少し今の施策を推進することによって状況を見たいというのが県の考え方です。

○崎山嗣幸委員 この非正規雇用が多い業種とか、あるいは正規職員率の高い業種についての数値は把握はされているのですか。3位くらいまでのデータを、それぞれ業種ごとにわかりますか。

○喜友名朝弘雇用政策課長 非正規率が低いという資料がございますので、それでお答えしたいと思います。建設業関係が非正規率が低くなっております。それと運輸関係でございます。それと教育・学習支援、そういったところも低い状況です。医療・福祉も低いというものでございます。逆に宿泊・飲食サービスが非正規の割合が高い。卸売・小売業も高くなっております。製造業も若干高いというところでございます。

○崎山嗣幸委員 今、言われている非正規率が高い宿泊・飲食サービス、小売といったところの正規職員率を高めていくという方向性を打ち出さないと……。正規職員率が高いところはどうか。本当は官公庁の非正規の割合がどうなっているのかも聞きたいけれども時間がない。所管が違うのであれば違うのでいいので、比較をして、全体的にどうなっているのか。ほとんど非正規だけだと言われている飲食業、卸売・小売業、製造業とかについて、正規職員率を高めていくことも必要だろうし、また正規職員が多い建設業、運輸関係も非正規がふえてきているという話だから、そこはやはり皆さん戦略的にどこをどうしていくというものがないといけないのではないですか。官公庁関係も含めてやるのでしたら……。

○下地明和商工労働部長 官公庁関係のデータを持っていませんので、所管部に……。今、雇用政策課長から答弁があったような非正規雇用の多いところを、正規雇用化へという働きかけをするために業界ごとに精力的に訪問し、説明しているところでございます。昨年度の実態調査の中でかなりの部分が見えてきたということで、それをもとに、それぞれの部署も一緒になって各業界団体を訪問し、正規化への働きかけをしているというところです。今、特に低いと言われた宿泊・飲食業については、文化観光スポーツ部長から……。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 宿泊や飲食サービスというのは、全国的な傾向もそうですが、非正規率が高い状況でございます。平成24年度の就業構造基本調査では、本県において非正規率が71%。ち

なみに全国が73.3%です。その要因として考えられますのが、飲食サービスは特にそうですが、いわゆる一般客、観光客でない一般客も利用する居酒屋、ファーストフード店、こういったところは主にパート、アルバイトの雇用で運営されているというのにも留意する必要があると考えております。一方で、なぜこういった形になるのか。宿泊業も含めてということですが、我々の捉え方としては、観光においてはハイシーズンとボトム期、その部分が一つポイントでないかということで施策を打っています。例えば平成27年、ことしの8月ピークと1月のボトムを比較しますと、8月では観光客が79万8000人、1月が53万人ということで、26万8000人も差があります。一方で、昨年度から実施している調査ですが観光産業実態調査をやっております。正規職員の入職率と離職率、おおむね各月ごとに近い数字になっています。ということは、正規職員についてはほぼ一定で年間を通して安定した雇用人数がいると。それがハイシーズンには非正規でもって充てているのがありますので、我々としては、底上げをまずやるのが産業における正規率の向上に向かっていくところかと考えています。それから、若干、商工労働部長の答弁とも重なりますが、観光の分野においても当然、雇用の質の改善を通して、いわゆる離職率の改善とかそういったことによって、職員の個々の能力、ノウハウの向上、それが経営に資するというのもございますし、そういった意味での観光人材の研修事業、それから、そういったことについてしっかり経営者の方々にも御理解というか、認識していただくための研修事業等々を実施しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても観光客700万人、1000万人ということでふえたとしても、そこに関連する働く人たちの低賃金、待遇の悪さがあっても困ると思うので、そこを含めて文化観光スポーツ部長も商工労働部長も一緒に頑張ってもらいたと思いますが、好きこのんで非正規になっているのではなく、やむを得ずついている方々もいるので、ぜひ若者とか女性とかがそこにいるということでありますから、今言った施策も含めてその解消に向かって頑張ってもらいたいということで、質疑を終わります。

○上原章委員長 仲村末央委員。

○仲村末央委員 続きみたいになってしまいますが、この文化観光スポーツ部でとった昨年度の定点調査。その観光業界に対してかなり具体的なというか、実態を明らかにするような調査が行われていますので、その目的と対象とした業種、観光関連産業というこ

とについての中身を少し概要説明をお願いします。

○渡久地一浩観光政策課長 委員がおっしゃられた観光産業実態調査でございますが、これは平成26年度から実施した調査ですが、約200社の観光関連事業者を対象に定点調査などを実施しまして、随時情報収集できる体制をまず構築しようということと、それから観光産業の現状と課題について把握することで、より観光産業の実情に沿った形で施策立案のための基礎資料をつくろうということで実施しているところです。対象地域が8地域、調査の回数が年に4回、対象産業は8種類となっています。調査項目として、雇用人材に関するもの、経営売上に関するもの、観光動向に関するものなどから16項目について調査を実施しているところでございます。

○仲村未央委員 季節ごとにとって、月例で調査結果を評価しているという意味では、非常に具体的な動向が浮き彫りになってきたというように見ております。それで私、速報もいただいたので、これのページに沿ってその実態をお知らせいただきたいのですが、例えば14ページの従業員割合、これから見られる特徴というのは、どのようなものが上がっているのでしょうか。

○渡久地一浩観光政策課長 委員もごらんになっているところを見ていただくと、おわかりのとおり7月から9月期において非正規職員の割合が正規職員を上回るという実態がございます。推測的なところも入りますけれども、夏場の書き入れどきに非正規職員を活用するというような実態が、このあたりから見てとれるかと考えております。

○仲村未央委員 もう一つ、全産業との比較の中で、観光産業における正規社員率というのはどのようになっていますか。

○渡久地一浩観光政策課長 先ほど商工労働部から答弁がございましたけれども、その他の観光産業以外のところと比較しますと、これは詳細調査のほうでやっておりますが、宿泊業、それから飲食サービス業だけではないのですけれども、やはりそれ以外の業種と比べても若干低いという特徴を上げさせていただきます。

○仲村未央委員 それから、15ページの平均月額給与、これについての特徴はいかがでしょうか。

○渡久地一浩観光政策課長 観光に従事している方々の賃金というのが、全産業に比べると若干、2万円から4万円くらい低いということでございます。これは全職員についてですが、正職員についてはある程度平均に近い数字が出ているということでございます。

○仲村未央委員 それから次のページ、売上高に関しても調査が入っています。観光客の伸びが前年度比9%の伸びという中で、売上高がどうだったのか。ここはどのように推移しましたか。

○渡久地一浩観光政策課長 売上高に関しましては、それぞれ月ごとにばらつきがございまして、一概には言えないところですが、委員も見てのとおり、観光客が伸びる月に売上高も伸びるといった傾向があることから、ある程度比例的な関係は持っているかと捉えております。

○仲村未央委員 問題は、先ほどからあるように、観光客数が伸びると売上高も伸びる。ところが一方で、売上高が伸びたことと給与が連動しないという、このことがこの調査の中からも浮き彫りになっているわけですね。このあたりについては、どのように見ていらっしゃいますか。

○渡久地一浩観光政策課長 委員のまさしくおっしゃったとおりで、我々もこれからこのあたりは詰めて分析していきたいと考えております。一つポイントになりますのは、売上高だけではなかなか仕入れの値段とかもございますので、実際の収益がどの程度あったか見えない部分があります。ただ、正直に申し上げまして、それぞれの観光業界から経営の実態を出していただくというのは、なかなか難しい面はあるかと思いますが、そこの兼ね合いで給与にはね返っていく部分が多々あるかと思っておりますので、そのあたりを今後どう整理していけるか考えているところでございます。

○仲村未央委員 つまり、この調査が示したことは、今の労働政策上の非常に基本的な課題を突きつけていると思っています。お客さんがふえて、観光客がふえます。皆さん観光客1000万人を目指しますと。この月例でとった調査で見ると、売り上げは観光客に比例して伸びるのですよ。ところが、それが労働者に対する分配にかみ合わないという基本的な課題があると。では、観光客が1000万人にふえたときに給与は伸びるのですかという状況に、今、既に直面しているわけです。だから、そこら辺の目標のとり方というのは、数は明快ですよ、1000万人を目指しますと。1000万人を目指したときの雇用のレベル、所得の上げ方というものに対する目標というのは、皆さんお持ちでしょうか。

○渡久地一浩観光政策課長 委員おっしゃったとおり非常に大事なポイントだと思いますが、実はこの調査が、先ほど申しましたとおり平成26年度からということで、まさしく緒についたばかりということで、年に4回やっておりますけれども、それを年度

を重ねていくことで、経営実態とか、あるいはそれがどのように給与に、実際の観光に従事している方々の実になるような形につながるかどうか、あるいはつなげていけるかどうか、この調査を通して継続的にやっていきたいと考えております。

○仲村未央委員 これも昨年とられた大がかりな調査、これは本編のほうですね。労働実態調査、これは商工労働部が行った調査。これからも同じような傾向が読み取れます。これの53ページに給与、労働時間の数値が具体的に出ています。この中の宿泊・飲食サービス業あたりを給与水準から見て、どのように数字が出ているのか。これについての評価をいただきたいと思います。他産業との比較ですね。

○下地明和商工労働部長 53ページをごらんになっているとおおり、全体の給与総額が22万3400円に対して、宿泊・飲食サービス業が15万8400円ということで、全体で見てかなり低い水準であると見ております。

○仲村未央委員 55ページの最多サービス残業時間の平均、これについては、業種ごとに見ると、どのようなワーストの状況がありますか。

○下地明和商工労働部長 この表をごらんになれば一目瞭然ですが、一番多いのが情報通信産業、それから人手不足感のある建設業、さらには宿泊・飲食サービス業というのが顕著な例かと思えます。

○仲村未央委員 そうですよ。それで皆さんの、この観光産業のものも実態に即して効果的な施策に上げていこう、そして皆さんがとった労働実態調査も生かしていこうと、県経済の実態とかみ合うような雇用環境、労働環境、そして経済を向上させていこうということで、私は、昨年度非常にいい調査が両方の側面からされたと思っています。それで今いただいている116ページに改善の方向性が出ています。ここの改善の方向性のところを少し示していただきたいのですけれども。

○下地明和商工労働部長 それぞれのヒアリング調査結果を含めての改善の方向性ということですが、まず経営者、調査いろいろ総括しますと、非正規社員が非常に不安定であると、そして賃金が低いと。さらには細切れな雇用になるので、そのスキルアップあるいは能力開発の機会も少なく、なかなかスキルアップができないという実態を改善すると。それによって生産性を高めて、正規化へ持っていくことによって生産性を高め、それによって当然賃金も上昇し、そういう形で雇用を底上げしていこうと。あるいは底上げする必要があるということを含めたものです。

○仲村未央委員 そこにほとんど結論が集約されるという感じはするのですが、ある著名というか、県内の経済学者の中にも、かなり観光産業に対して厳しい指摘をする方もいらっしゃいます。例えば観光というのは域内GDPを超えるような、つまりこの地域のGDPより高いところから遊びに来たり、癒やされたいと思う。その所得水準にそもそも差があって、そこから遊びに来るわけだから、このお客さんのGDPよりサービスを提供する側のGDPを超えるはずがないと。だから、観光産業がリーディング産業として県経済を牽引するはずがないという指摘を長くされている方もいらっしゃいます。そうすると、観光の規模がどんなにふえたとしても、本当にお客さんの所得水準や環境を超える経済を打ち立てられないのかということに、今、沖縄県は挑戦していると思っています。観光で成り立っていこうと、そこを基幹産業にしていこうということに対して、今この方が言うのが正しいかどうかの問題ではなく、そういったことに実体をもって、その所得を上げていくとか経済を回していく、牽引をさせていくということに少なくとも近づかない限りは、この反論にならないわけですよ、実体をもってね。そこを皆さんが担っていると思っているのです。だから今言うように、改善の方向性で出ているのは、一旦、非正規に採用されると、その状態が続いて正社員になりにくい傾向があるということを、皆さんは把握されているわけよ、この中で。そうすると、この傾向が一番出ているのが今、サービス産業、観光産業なのです。これは所得の実態も皆さんが示したとおりで。非正規が多いということは、このサービス産業、観光産業の実態をどう改善させていくのかということが、結局はそのまま県の最大課題として問われていると。商工労働部、文化観光スポーツ部に問われていると思うものですから、ここは非常に皆さんは、まさに調査したことをどう現場に生かすかということが、ストレートに課題としても直面、突きつけられていると読めたわけですよ。そこはぜひ両部長、どのようにこの調査を今後生かして、先ほど言ったように100万人になったときに所得が連動するというのをどう示していくかと問われるわけ。今、問われているのですよ。いつか問われているのではなくて、ずっと問われているわけですよ。200万人時代、300万人時代、400万人時代。ふえてきたけれども、所得がそこに連動していないという傾向がずっとこの間、証明されているわけですよ。平成26年度調査でも、またさらに確認ができたとは私は見えていますので、そこはどのようにこのこと自体を受けとめてい

るのか、もう一度改めて両部長にお尋ねします。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 本県における観光産業というのは、その裾野の広さから総合産業と言われていています。また、本県がその魅力ある自然、文化、歴史等、そういった部分を観光資源とすることにより、世界水準の観光リゾート地となり得るといったところからリーディング産業として位置づけてきています。委員からございます労働の問題、県経済への貢献の問題というのは、まさにそういった総合産業、リーディング産業としての位置づけをしたところから、そういった課題として向き合っているということなのです。県においては平成24年度からの観光振興計画、10年計画の中でも、世界水準の観光リゾート地を目指すということと、それから観光産業の視点で見ますと、例えば、観光産業は安定的に観光収入を得て、県経済を牽引する存在であり、誇りと責任ある産業体を形成している。あるいは県民の視点からは、観光から社会的・経済的なメリットを最大限享受しており、沖縄における観光の価値を認め、積極的に魅力的な観光地づくりに参画していると。こういった将来の達成イメージというのを打ち出しています。ただ、現実問題としては、先ほどから委員からございますように、その雇用の質の問題等々ございます。これも対応していくためには、やはり基本的には、まずボトム期の解消。量を高めながら、かつボトム期を解消していく。次に、質の向上。これはいわゆる安かろう悪かろうの旅行ではなくて、高付加価値。そういう意味では沖縄観光のブランド化にもつながりますが、一般的な観光に比べて消費が高いと言われる分野—例えばリゾートウエディングであったり、ダイビングであったり、そういった部分、体験型の観光など、より高付加価値な観光を産業として確立することにより、こういった課題に対応していきたいと考えています。

○下地明和商工労働部長 労働の実態調査をした観点から分析した内容で少しお話をさせていただきたいと思います。この実態調査から浮かんできたのは、先ほどから話題になっている宿泊・飲食サービス業。それが産業全体において、あらゆる面で下回っている。ものによっては上回っているという状況が見られます。非正規雇用なり、採用の実態なり、離職の状況なり、もっと細かくいえば有給休暇制度なり、いろいろな労働条件も含め、課題になっている実態がございます。それともう一つ、調査以外に、商工労働部として感じているのは、先ほど来お話してありますワークライフバランス企業認証にしても、人材育成企業認証にしても、経営者側の取り組みとい

うのが少し見られない、ほかの産業に比べて少ないというのがありますので、経営者サイドの面からも働きかけが必要だろうと考えております。これは文化観光スポーツ部とも連携して、その分野にももう少し気を配っていただけるよう—確かに経営としてのボトム期の問題とか、いろいろあるとは思いますが、職員の研修あるいは指導、もろもろの職員に対するケア、教育制度も含めていろいろ課題があるという感じがしていますので、そこら辺は一緒になってやっていきたいと思っています。

○仲村未央委員 今おっしゃるところ、非常に大事な視点であるし、実態調査をやった上でその視点につくというのは私は非常にかみ合っていると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それでもう一点、今、投資がかなり沖縄に向いているということで、特にユニバーサル・スタジオ・ジャパン—USJのことが新聞に載るようになって、非常に沖縄に優位性を見ているのかということがある一方で、今、言うように投資が来ても、ではそれがどうなのかと。現場にどう落とし込まれるのかという視点も大事ななと思って、あえて新聞情報から明らかになっているところによると、例えばUSJが今、海洋博公園あたりに、一番は有効性を見ているということがたびたび載るのですが、1000万人を想定したときに一仮に今明らかになっている情報です、公表されているというか、公式かどうかは別としても。今、海洋博公園に来ている717万人に対して435万人、これは61%です。1000万人の観光客に対して、向こうのビジョンでは620万人と出ていると。これは62%ですね。つまり、ただ全体のパイがふえて、投資による効果というのがどこにあるのかがよくわからない計画なのです。これは表面的な数字ね。今に対する60%、1000万人に対する60%にただスライドするだけではないかという計画に見えるものだから、600億円も投資するという記事だったと思うのですが。そうであれば、海洋博公園がもう一つできるくらいの規模なのだから、皆さんの政策誘導としても、同じところにただスライドさせて、比例でただ投資しますよということではなく、別のところに効果を差し向けていくことによって、もっと誘導的に観光政策がとれないのかということも感じているのですが、そこら辺は皆さん、どのように思ってもらえるのか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 USJの沖縄における新たなテーマパークの建設、整備については新聞報道等でいろいろ報じられていますが、現在USJ社において、北部地域の海洋博公園を含めた複

数の地域について検討していると。報道は、そういった部分が直接、間接、ちょっと私どもは掌握してはおりませんが、何らかの形で出たというようには考えておりますが、実際のところ、U S J社においてはさまざまなシミュレーションをやっているようです。例えば、海洋博公園でやる場合であればどうだろう、ネオパークオキナワであればどうだろうとか、その他の地域であればどうだろう、その場合にどういったコンセプトで打ち出してくるのか。やはり沖縄に数百億円に上るといわれる投資をすることから、かなり詳細かつ入念な検討をしているということで、現時点においても、県に具体的にU S J社としてこういった形でやりたいという事業計画の提示がございません。ですが我々としては、U S Jは国際的なブランド力のある、しかもテーマパークの運営、ノウハウを持っている。そういったところが沖縄に着目したというのは、それだけ我々沖縄の可能性が高いという部分を見ていただいていると思っておりますが、一方で委員からございますように、横にスライドというお言葉がございましたが、そういったものではどうかというところはあります。実際に1000万人に向けて加速させる、あるいは1000万人をさらにふやしていく、そして確実にそういった投資に見合う、我々沖縄におけるメリットも出てくる、そういった部分になるものという期待もしております。事業計画が出てきましたら、そういったものであるかどうかということを、十分内容を確認しながら対応していきたいと思っております。

○上原章委員長 玉城満委員。

○玉城満委員 主要施策の成果に関する報告書の143ページ、伝統工芸ですけれども、三線が伝統工芸品に指定されてもう3年目だと思うのですが、その指定した後の三線業界、どういう推移になっていますか。

○座安治ものづくり振興課長 県産三線の平成26年度の生産額は、約6700万円、従事者数が39人となっております。統計を開始いたしました平成24年度から比較しますと、生産額で約48%の増加、従事者数で約22%の増加となっています。県内で三線を製作する事業者を組織化した沖縄三線製作事業協同組合への加入事業者数ですが、これは平成20年度の15社から今は19社まで増加している状況でございます。

○玉城満委員 これは本当に伝統工芸品に指定して、すごく効果があらわれたと思っておりますけれども、まだまだ輸入三線が圧倒的な売り上げをしているわけです。結局、伝統工芸というのは本物を残そうということだけではなく、流通でしっかり県外、国外に

アピールできるような、今後こういう仕掛けというものをぜひ大々的にやってほしいなと僕は思うのです。予算額もこの額だと、少しその辺のアクションまでには至らないのかなと感じがしているのですが、商工労働部長、どうですか。

○下地明和商工労働部長 本物の三線の普及ということですが、今、ものづくり振興課長から説明がありましたように、実際に組織化している社も19社という中で、果たして需要に応えられるだけのものができるかという懸念材料が1つありますが、それ以外に例えばの話ですが、本物以外の三線で手習いをして、それから本物へ移行する。いわゆる底辺拡大というのですか、三線愛好者がふえることが上のいいものを広める要素にもなるのではと思っております。例えば、私どもが今着ているかりゆしウェアにしても、いろいろ産地組合からは、なぜ本物をやらないのかという話もありましたが、当初はそれだとみんなが買えないだろうということもありまして、そういうところから普及して、かなり産地のものも使われるようになってきたという現状もございますので、それは加減の仕方だと思いますが、そこら辺をよく見きわめながら、底辺が普及しないと上はありませんので、御理解いただきたいと思っております。

○玉城満委員 本当にそうなのです。最初はデーヤシー三線から始まって、それからちょっとやってくると10万円、15万円とか30万円の三線に移行すると。そういう流れで今は来ていると思うのです。圧倒的に売り上げはまだまだ輸入三線のほうが大き過ぎるという意味では、今後ちょっと課題があるかなと。例えば材料の問題も、クルチでもやはり県内産というのはほとんどないわけでしょう。やっぱり輸入品になってくる。そして、ヘビの皮だって輸入品になってくる。もろもろが輸入品になってきているということにも課題は残していると思う。今後その辺、総合的に伝統工芸品の価値を高めるために頑張っていたきたいと思っております。

次は148ページ、沖縄国際物流ハブ活用推進事業ですが、下の事業の効果のほうで、0.4トンから平成26年度は平均24トンと約60倍に増加しておりと、食料品輸出額の増加に大きく寄与しているとあるのですよ。これは2通りありますね。県内産と県外産、その割合はどうなっていますか。

○慶田喜美男国際物流商業課長 那覇空港の国際貨物ハブから搬出されている貨物でございますが、基本的に輸出されている品目としましては、主に電気機器あるいは精密機械が中心となっております、その金額は約71億円。その中に占める県産品の割合

につきましては、基本的に食料品を中心として4億3400万円となっております。比率としますと、約5%程度ということです。

○玉城満委員 これはやはりこの沖縄側が仕掛けているハブ事業なので、例えば沖縄のものが結構出ていく、やっぱり沖縄の県産品をかなり支援する企画だと思うのですね。それで今、5%ということは、何かやはり大量につくれない沖縄県産品の弱みみたいなものがあるのですか、商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 ただいまのお話では、大量につくれない弱みといいますか、そういう生産ができないという現状もございますが、それ以上に沖縄から出て行くもののほとんどが食品、あるいは加工品という中において、どうしてもマーケットが受け入れてくれないと輸出できないという現状がございますので、そういうことで若干少ないということでございます。ただし、ここに出てないエアールとか、国際航空貨物ハブ以外の重量品であるビールとかそういう部分は、船で行っておりますので、そういったものは別換算ということで、これだけが実績ではないということは御承知おきいただきたいと思っております。

○玉城満委員 もう少しやっぱり県産品が国外で売れる、その何というのかプロモーションというか、そういうところもまだまだすごく余地があると思うのです。可能性もあると思うので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、文化観光スポーツ部です。まずは、この183ページの沖縄文化活性化・創造発信支援事業ですけれども、実際いろいろな演劇を持っていったりとか、いろいろな音楽を持っていったりとか、そういうのがあると思っておりますが、種目による大体の比率みたいなものを教えていただきたい。組踊に支援したりとか、何かいろいろ支援があるでしょう。

○前原正人文化振興課長 この事業は沖縄文化の活性化、あと芸術文化の創造・振興・発信という取り組みに対して、継続的にそれができるように芸術文化団体の育成に資する事業という目的になっておまして、事業の狙い、助成の分野として4つあります。まず1つ目が、団体の組織化あるいはマネジメント強化に係る諸事業。それから、文化の担い手の継承・育成に資する事業。さらに、新たな沖縄の文化の創出、あるいは新たな文化産業の創出に寄与する事業。4つ目が、芸術文化の普及啓発に係る事業でございます。昨年32事業ございましたけれども、この32の演目ごとに、今、委員がお尋ねなのは演目ごとという……。

○玉城満委員 いやいや、例えば演劇が何本で、何が何本か。

○前原正人文化振興課長 そういった形での把握はしておりませんが、どちらかといいますと、その演劇、伝統芸能の部分よりも新しい分野が多くなっているかと思っております。

○玉城満委員 では、伝統芸能を支援していく事業というのは、別のメニューで持っているわけですか。

○前原正人文化振興課長 例えば、かりゆし芸能公演でありますとか、国立劇場おきなわとの連携事業、そういったものがございます。

○玉城満委員 この事業、例えばアーツマネジメントとかそういうプロデューサーを養成していくとか、新しい創造に対して支援していくとかという意味はすぐわかるけれども、実際、沖縄県で何か事業をしようとしたら、地元というよりも、ほとんどヤマトのほうから著明なプロデューサーかわからないけれども、そういう人たちが来てそういうものを仕切っているというのが結構目についたりするわけですね。その辺は効果として、地元のそういうアーツマネジメントとかプロデューサーは、この事業によって育っていると確信してますか。

○前原正人文化振興課長 今、委員御指摘のアーツマネージャーにつきましては、アーツマネージャー人材育成事業というのが別立てでございまして、その中で県内でアーツマネージャーを志す方々に、一定の講座の中で座学で勉強してもらって、その後、さらに希望される方はOJTで県外に派遣するという事業を行っております。ここはあくまでも県内で活躍する方々を対象としていますので、県内の人材育成になっていると思っております。

○玉城満委員 次、しまくとうばですけれども、しまくとうばの普及、継承事業は始まって今何年目ですかね、3年目ですか。3年目で非常にいい事業だと思うのですが、その本をつくっても、それを学校に配っても、それを指導する人たちがやっぱりいないと。例えば配ったはいいけれども、ではどうやって相手に伝えるかということで、かなり指導者がいないということが問われているのですけれども、その辺どうでしょう。

○前原正人文化振興課長 今の御指摘について、全くそのとおりだと県でも考えておまして、それで今年度から沖縄県文化協会に委託をする形で県内10カ所で地域の方々を講師として、あるいは話者として育成するような講座を開催することにしております。

○玉城満委員 しまくとうばは各地域にあるから、宮古地域の言葉も八重山地域の言葉も同じようにや

るわけですね。

○前原正人文化振興課長 はい、そうです。既に市町村においては、いろいろな取り組みを行っている団体あるいは文化協会等もごございますので、そういったところを生かすような形でやっていきたいと、それぞれの地域でそれぞれの言葉を学べる機会をつくりたいと思っております。

○玉城満委員 次は207ページ、フィルムツーリズム推進事業。沖縄県でロケをされている映画をつくったり、テレビ番組を撮ったり、CMを撮ったりするのは、いまだに結構活況だと思っているのですが、よく映画関係者から言われるのは何かというと一ロケで一番の魅力は何かというと、公道で撮影ができるというのが、そういうチームを呼ぶときに一番吸引力があるのです。日本全国でも全く同じように公道を使えないのです。ところが、沖縄県だけどうにか頑張って公道を使えるような、もしくは映画村ではないけれども、公道に似たようなところを意識して、スタジオとともにつくる。そういう計画みたいなものを行ったらどうかと思いますが、文化観光スポーツ部長、どう思いますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 フィルムツーリズムというのは、ロケ地としての魅力を伝えることを通して沖縄の認知を高め、そしてさらには観光につなげていくというような狙いがございます。今、委員からございました公道という部分については、それも課題だと承知はしておりました。これを公で、どのような形で整備するのかということについては、すぐにイメージが湧きにくいところがありますが、ただ、こういった部分が規制だと捉えて何らかのことができないのか、ちょっと勉強してみたいと思います。

○玉城満委員 僕は絶対これをやるだけで、これが発信されるだけで一挙にふえますよ。国内にこれができる場所はほとんどないのです。やっぱり沖縄は海も含めて、このフィルムツーリズムというロケ地としての魅力を持っているわけですよ。だからスタジオも含めてその公道というか、そういうところも兼用して使えるような施設を計画の中に入れるということもすごく必要ではないかという気はしています。今後、ぜひその辺は研究していただいて、ぜひこれを年間1000本くらいみんなが撮りに来るぐらいの、違った意味での観光になりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。これを提案して終わりたいと思います。

○上原章委員長 瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 ハイサイ、グスーヨー、チュウウ

ガナビラ。ユタシクウニゲーサビラ。まず商工労働部、主要施策の成果に関する報告書から質疑します。未利用資源、エネルギー活用促進事業です。海洋温度差発電の実用化に向けての計画と、ハワイとの連携について伺います。

○伊集直哉産業政策課長 実用化に向けての計画についてですが、県では平成24年度に海洋深層水研究所敷地内に温度差発電の実証試験設備を整備して、実証事業を行っているところであります。昨年度までに系統連携、系統につなげた上で自動無人連続運転を行う。それと通常時の耐久性に問題がないこと、外部停電、不測の事態にも発電設備が安全に自動停止すること等について確認を行っております。しかしながら、冬場の海水温度が低いときの発電効率の改善ですとか、大規模化に向けた技術の信頼性、経済性、こういった課題がまだ残っています。そのため、今年度以降も実証実験を引き続き続けていく予定であります。

続きましてハワイとの連携についてです。県では平成22年6月に米国エネルギー省、経済産業省、ハワイ州知事、沖縄県知事の4者で沖縄ハワイクリーンエネルギー協力を締結しており、本年7月にその更新を行ったところであります。向こう5年間、再生可能エネルギーについての課題解決に向けたさまざまな取り組みを行っていくことにしております。その中で、ハワイにおいて現在105キロワットの海洋温度差発電設備が整備されている実態もありまして、ハワイと連携をしながら沖縄県としても実用化に向けた取り組みを強化、加速化させてまいりたいと考えております。

○瑞慶覧功委員 次に、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業です。実証事業はいつまでかということと、そして太陽光、風力発電の評価をお願いします。

○伊集直哉産業政策課長 本事業につきましては、平成23年度から平成26年度までの間、実施しております。系統安定化対策等の実証を行っております。まず名護市安部にメガソーラーシステム1000キロワットを設置いたしまして、約300世帯に発電を行っております。それから大宜味村に風力発電2000キロワットの2機を設置して、2200世帯分の発電を行っている状況であります。ただ、こうした太陽光や風力発電については安定性に欠けるという部分がありますので、この課題を解決するために安部のほうではパワーコンディショナーというのをを用いまして、天候変動による出力変動を抑制する取り組みを行っております。また、大宜味村のほうでは大規模蓄電

池、そちらのほうに蓄電をいたしまして、安定的に出力ができるような、そういう仕組みを構築しているところでもあります。

○瑞慶覧功委員 次に、宮古島市の来間島です。再生可能エネルギー100%自活実証設備の構築とあるのですけれども、これを説明してもらえますか。

○伊集直哉産業政策課長 本事業におきましては、太陽光発電と先ほど申し上げました蓄電池、その組み合わせによりまして、来間島の島内の消費電力、その100%を賄おうということを目指して実証しているところでもあります。具体的には、来間小中学校やグループホーム施設、民家のほうに太陽光発電設備、合計380キロワットですが、それを設置しております。またリチウム蓄電池2基を設置しまして、再生可能なシステムを構築しているところでもあります。当該事業につきましても、平成23年度から平成26年度までの予定でございましたが、安定性の問題ですとか供給が十分にできていないというところがありまして、最適なシステムの構築を目指すために平成28年度まで事業期間を延ばしているところでもあります。

○瑞慶覧功委員 次に、アジア情報通信ハブ形成促進事業です。海底ケーブルですけれども、アジアというのはどこの国を想定しているのか、その事業概要をお願いします。

○仲榮眞均情報産業振興課長 この事業では、アジアというのは香港、シンガポール、これらとつなぐことを目指して沖縄一首都圏間、今申しました沖縄一香港間、沖縄一シンガポール間を海底の光ケーブルで接続し、大容量・高速のネットワークで、現在本県の課題である通信コストの低減化を目指して実施している事業でございます。

○瑞慶覧功委員 効果としてあります通信コストの低減化、ITブランド力の向上、データのバックアップ、リスク分散とありますが、この説明をお願いします。

○仲榮眞均情報産業振興課長 当事業の海底ケーブルに加えて、今、うるま市にございます沖縄情報通信センター、これはデータセンターでございます。それから光ケーブルで各官民のデータセンターを結ぶ沖縄クラウドネットワーク、この3つを連携させて、沖縄本島を高度なクラウド環境の島にすると。これで今、首都圏に集中しています企業のバックアップサービス、そしてコンテンツ配信サービス、それからアジアに展開しているアジアオペレーションサービス、これを県内に誘致して、それでもってインフラが構築されますので、アジアの活力を取り込むことで本県のIT産業の高度化、それから多様化、

これを図って本県のIT産業のブランド力の向上、そして国際競争力を向上させるということで事業を実施してございます。

○瑞慶覧功委員 特に、この商工労働部関係というのは横文字というか、そういうものが多くて、自分はアナログ人間なので何か説明というか、そういったものがあれば助かるなと思うのですけれども、これは少し感じたものですから。

次に、先端医療技術の産業化促進ですね。再生医療製品の開発が加速されることが期待されるとありますが、どのような製品開発がされているのか、開発を想定しているのか。

○座安治ものづくり振興課長 商工労働部においては先端医療産業開発拠点形成事業によりまして、琉球大学医学部の再生医療研究センターの中に、再生医療に活用できる細胞を培養する施設を整備しております。培養種の育成を図っているところです。人の脂肪細胞等に含まれる幹細胞は、自己複製機能とさまざまな細胞に分化するものを持っており、組織再生やさまざまな疾病の治療に用いられることが期待されています。今後、整備した細胞培養施設を利用して、琉球大学と企業の共同研究によりまして、培養した幹細胞を用いたさまざまな病気に対する臨床試験等が行われる予定となっております。琉球大学医学部再生医療研究センターの設置に出資いたしました大手の製薬企業からは、脂肪幹細胞を活用した下肢虚血一足のほうの血流障害で潰瘍とか細胞の壊死が起こる病気ですが、それを対象とした再生医療製品の承認・販売を目指していると聞いております。

○瑞慶覧功委員 次に、県単融資事業についてですが、事業概要と手続の流れを教えてください。

○松永享中小企業支援課長 県単融資事業につきましては、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与することを目的としていますが、事業実施に当たりましては、沖縄県、金融機関、沖縄県信用保証協会等の関係機関が一体となって取り組んでおりまして、中小企業者は金融機関から長期低利の融資を受けることができる事業となっております。手続の流れにつきましては、沖縄県は融資に必要となる原資の一部を金融機関へ預託する。それとともに、金融機関と調整の上で金利や返済期間等の融資条件を整備するとなっております。県内中小企業者におきましては、県内金融機関に融資を申し込むこととなりますが、その際、信用保証協会の保証を付与することで、経営基盤が脆弱な小規模事業者に対しても積極的な融資を行えるという仕組みになっています。

○瑞慶覧功委員 窓口というのは、商工会とか役場とか。

○松永享中小企業支援課長 県内の地方銀行3行、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、それに加えてコザ信用金庫、それと商工組合中央金庫とございますが、沖縄県農業協同組合—JAおきなわも取り扱いの窓口としてことしの10月1日から加えております。

○瑞慶覧功委員 次に、沖縄中小ものづくり企業競争力強化事業。有限責任事業組合に対する補助金について説明をお願いします。

○座安治ものづくり振興課長 県では、中小ものづくり企業に資金調達方法の多様化を図るために、また、成長が期待できる企業に投資することで企業の競争力を強化することを目的に、地元金融機関と連携して有限責任事業組合を設立しているところでございます。設立しました沖縄ものづくり振興ファンド有限責任事業組合には、県の補助金といたしまして12億5500万円が交付されております。同組合への支出総額といたしましては15億2500万円となりまして、内訳として県から出しました補助金の12億5500万円。それから県内の4金融機関のほうで2億7000万円の出資となっております。

○瑞慶覧功委員 ものづくり企業3件に投資したとありますが、その金額とその企業、どのような企業なのか説明をお願いします。

○座安治ものづくり振興課長 平成26年度、県内のものづくり企業3社に対して投資を実行しているということでございます。投資金額が、株式会社ポイントピュールに対して8995万円、それから株式会社ECOMAPに対しまして9990万円、株式会社沖縄パイオニアフーズに対しまして3000万円となっております。合計2億1985万円となっております。

○瑞慶覧功委員 次に、県外・海外就職へのチャレンジ事業です。沖縄若年者グローバルジョブチャレンジ事業ですけれども、この選定方法、あと条件、就業体験先について。

○喜友名朝弘雇用政策課長 本事業は若年者の就業就職支援の一つとして、県内在住若年者を対象に短期インターンシップ、おおむね2週間程度派遣ということと、長期ジョブトレーニング、3カ月程度派遣という2種類の事業を行っております。まず派遣者の選定方法ですが、長期、短期ともに公募により募集を行っております。短期インターンシップは定員超過の場合のみ、志望動機などの書面審査、面接審査などにより選定しております。次に長期ジョブトレーニングは、派遣先の企業面接により選定をし

ております。

次に、派遣者の条件でございますが、県内大学生、短期大学生、専修学校生、高等専門学校生及びおおむね35歳未満の一般求職者が対象となっております。短期インターンシップは語学力を問うておりません。一方、長期ジョブトレーニングは卒業見込みの大学生以上が対象ということで、日常会話程度の語学力を有するものとなっております。就業体験先でございますが、平成26年度短期インターンシップの就業体験先は旅行業、ホテル、飲食、広告、NPO法人となっております。長期ジョブトレーニングについては広告業、旅行業、人材派遣会社、物流、IT関連、ホテル、語学学校、飲食等となっております。

○瑞慶覧功委員 就職内定で海外17名が内定しているということで、この就職先について。

○喜友名朝弘雇用政策課長 平成26年度長期ジョブトレーニング派遣者のうち、内定者17名の就業地、就職先については、まず就業地は香港が1名、シンガポールが2名、ベトナムが10名、マレーシアが3名、タイが1名となっております。就職先ですが、広告関係、旅行、人材派遣、物流関係、IT関連、ホテル、語学学校、飲食業関係となっております。

○瑞慶覧功委員 次に、沖縄駐留軍離職者等対策費の中で、何人が離職して再就職9名となったのか、その概要と課題について伺います。

○屋宜宣秀労働政策課長 沖縄駐留軍離職者対策センターは、主な事業として駐留軍関係離職者の再就職、自立・自営業相談ですとか、無料職業紹介等を行っております。センターに聞き取りしたところ、平成26年度の離職者数が105人。このうち98人が再就職をしたいということで同センターに登録したと聞いています。その内訳が大まかなものですが、勸奨退職、これは60歳未満になります。それから定年、これが60歳。それから再雇用が60歳から5年間ほどできるということになっておりますが、再雇用後の方は61歳以上の方々。それから再雇用を含む、自己都合等で退職された方です。そのほか7名につきましては、沖縄駐留軍離職者対策センターのほうに求職登録をせずに、その他のハローワークとか、そういうものを通じて求職活動をしていると思われるという話でございました。再就職の実績については、委員がおっしゃったように9名という形になりますが、この場合、課題ということですが離職者の年齢、今申し上げましたように基本的に60歳に近いという形になりますので、そのためなかなか就職に至らないということが課題と聞いております。この再就職した9人につきましては、高齢ではありますが語学

力が評価されたということで、基地関連の企業の警備員とか、そういうほうに就職されたと聞いています。

○瑞慶覧功委員 嘉手納基地より南の6施設の現在の就業者数と、県の離職者対策について伺います。

○屋宜宣秀労働政策課長 基地対策課が発行しております平成27年の「沖縄の米軍及び自衛隊基地」によりますと、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の駐留軍従業員数は、それぞれ37人、2408人、204人、1031人、84人で合計3764人となっております。なお、沖縄防衛局によりますと、第1桑江タンク・ファーム—給油貯油施設につきましては何か所かございまして、固定した駐留軍従業員がいないということで、人数の算定が難しいということがございます。駐留軍従業員の雇用対策につきまして、直接の雇用者である国が責任を持って取り組むこととなっておりますが、今後予定されている返還等に当たっては駐留軍従業員への影響が懸念されることから、県は渉外知事会を通じまして、駐留軍従業員に雇用不安を与えることのないような対策を講じることを政府に対して要望しております。

○瑞慶覧功委員 続きまして、文化観光スポーツ部の沖縄空手会館について。空手を東京オリンピックの種目という話が今ありますけれども、私は正直言って余り乗り気ではないのですが、流派が多いということと、また沖縄の空手とはやっぱり異質です。今、世界的なものをやると收拾がつかないのではないかとこの部分もあります。沖縄県で開催するならば別ですが。空手は伝統空手とスポーツ空手があると思いますけれども、沖縄は伝統空手ですが独自の文化財として保存、継承、発展に努めていただきたいと思えます。文化観光スポーツ部長の見解を伺います。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 沖縄で受け継がれてきた伝統空手は、沖縄が世界に誇る文化の一つであるということで、その重要性に鑑み、平成25年に制定いたしました沖縄県文化芸術振興条例においても、伝統空手の普及継承及びそれを介した国内外との交流促進に取り組む、そういった規定を盛り込んでいます。現在、こういった規定に基づきまして、空手の発祥地沖縄の発信拠点となる沖縄空手会館の建設であったり、それから県内空手団体と連携しながら伝統空手国際セミナーの開催、海外への指導者の派遣事業、それから空手発祥の地が沖縄であることを効果的、積極的に情報発信していくためのある意味ブランディングと伺いますか、そういったこと

を世界発信するための戦略について、伝統空手ブランディング検討委員会というのを立ち上げまして、検討などを行っている状況です。

○瑞慶覧功委員 冒頭の説明の中でありました、沖縄空手会館建設の繰り越しについて。おこなっているという状況になるのか、完成予定はいつですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 冒頭の決算の概要の説明の中でも申し上げましたように、用地取得のおくれ等で、工期が後ろのほうにちょっとずれております。現在、土地の造成工事とか、それから展示場の基礎工事等に入っておりますが、あちらは史跡というか城址跡でございますので、今後の工事でいろいろ文化財等が出てくる可能性もございますが、順調に行きますと、来年の10月ごろ、秋ごろには供用開始できるというスケジュールで今進めています。

○瑞慶覧功委員 次に、スポーツコンベンションの推進ですけれども、世界空手連盟のプレミアリーグが平成26年に開催されて、35カ国から286人が参加しているということですが、沖縄空手会館の落成を記念して何かそういった国際的なイベントは予定されているのか。

○大城壮彦文化観光スポーツ統括監 沖縄空手会館は、委員御指摘のように沖縄の伝統空手、古武道のすばらしさ、その持つ魅力というようなものを国内外に発信して、空手発祥の地沖縄でその神髄を学ぶ拠点施設として現在整備を進めております。文化観光スポーツ部長から今ありましたように、来年の秋口のオープンを目指して現在整備を進めていますが、その会館の落成に合わせて、海外の空手家の皆さんにも呼びかけながら、それを記念するような古武道の大会などを開催したいと考えているところでございます。

○瑞慶覧功委員 今、世界大会とか全国大会で活躍している優秀な選手がおりますけれども、そういった気運を盛り上げる意味で県独自で表彰するとか、そういうことがあってもいいと思っておりますがどうでしょうか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 スポーツの国際大会や全国大会で本県の選手が活躍することが、県民に勇気と感動を与えるものですから、県としては公益財団法人沖縄県体育協会と連携しまして、毎年、国民体育大会が終わりましたら、そこで優勝した選手に対して県知事からの表彰を行っております。また、国民体育大会において、3年連続優勝した選手においては沖縄県知事特別賞を授与することになっております。国民体育大会以外の国際大会において、優秀な成績をおさめた選手への表彰につきましては、

現在、毎年1月に公益財団法人沖縄県体育協会が表彰を行っております。

○瑞慶覧功委員 最後に、沖縄21世紀ビジョンの世界水準の観光リゾート地の形成の中で、目標とする姿です。現時点で入域観光客数、平均滞在日数、観光収入の見通しはどうか伺います。

○渡久地一浩観光政策課長 まず入域観光客数ですが、官民一体となった戦略的な誘客活動などによって、現在好調に推移しております。今後とも那覇空港第2滑走路などの供用開始に向けまして、効果的な誘客戦略とか受け入れ体制の整備に取り組んでまいりまして、1000万人の達成を目指していきたいと考えております。それから平均滞在日数ですが、現在3.8日前後で推移しております。これについてさらなる取り組みが必要かと考えています。今後、離島観光の推進ですとか、それから長期滞在が期待できるような、欧米などからのリゾート需要の誘致などに取り組みまして、滞在日数の延伸を図ってまいりたいと考えております。それから観光収入ですが、これは観光客数の大幅な増加に伴いまして堅調に推移しているところではあります。観光客の1人当たり消費額の増加に向けては、より一層の取り組みが必要かと考えております。それでリゾートウェディングですとか付加価値の高い観光の推進、消費単価の高い外国人観光客とか、富裕層の誘致などに取り組んでまいりまして、観光収入1兆円という目標を目指して頑張っていきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員 イPPERニフェーデービタン。

○上原章委員長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時21分再開

○上原章委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 国際物流拠点産業集積地域那覇地区の4号棟の事業内容、趣旨を説明してください。事業費もお願いします。

○金城清光企業立地推進課長 国際物流拠点施設整備事業の事業内容ということで、これは国際物流拠点産業集積地域那覇地区の西側に用地を取得し、物流施設を建設するものであります。平成24年度から設計、用地取得を行い、平成25年度から平成26年度にかけて建設工事を行いました。敷地面積は約1万4000平米、鉄筋コンクリート5階建ての2万5600平米であります。平成26年度の総事業費は67億2000万円で、うち工事費が47億2300万円となっております。

○儀間光秀委員 運用形態をお聞かせください。

○金城清光企業立地推進課長 那覇地区4号棟は今申し上げたように、県が整備を行い、その管理運営については、指定管理者制度により民間事業者へ委託を行っております。

○儀間光秀委員 具体的に民間企業は公表できるのですか。

○金城清光企業立地推進課長 指定管理者は沖縄フリートレードゾーン組合と株式会社沖縄ダイケンのJVになります。

○儀間光秀委員 実際に入居する企業を教えてください。

○金城清光企業立地推進課長 沖縄ヤマト運輸株式会社のみが入居しております。

○儀間光秀委員 他府県でそういった例があるのかどうかお聞かせください。

○金城清光企業立地推進課長 他府県において、県が直接こうした建物を整備した事例は確認できていませんが、類似の例として、国における輸入促進施策である輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を活用する目的で、神奈川県、それから愛媛県において地方自治体が出資する会社で建設された物流施設がございまして、地域内における物流の拠点として稼働をしております。

○儀間光秀委員 雇用について教えてください。

○金城清光企業立地推進課長 那覇地区における沖縄ヤマト運輸株式会社の雇用者数は、平成27年10月1日現在で85名となっております。

○儀間光秀委員 85名というのは、4号棟に勤務するということですか。

○金城清光企業立地推進課長 沖縄ヤマト運輸株式会社は現在3号棟、それから4号棟で同様の業務を行っております。この数字は3号棟、4号棟を合わせた数字となっております。

○儀間光秀委員 正規・非正規、雇用形態を教えてください。

○金城清光企業立地推進課長 雇用形態は正規が46名、非正規が39名となっております。

○儀間光秀委員 ということは、50%余りが正規雇用ですが、この85名、県外、県内いると思いますが、この比率といいますか……。

○金城清光企業立地推進課長 雇用者全員が県内在住者です。

○儀間光秀委員 これはぜひ、商工労働部長、県がそういった立派な施設、物流拠点をつくってアジアを中心としてやっていく。その中で、今85名の雇用

があって、46名が正規雇用、39名がまだ非正規というこの非正規の部分を今後、県も強く要望する必要があると私は認識しているのですが、県はどう認識しますか。

○下地明和商工労働部長 先ほどの企業立地推進課長の説明に少し補足してから答えたいと思いますが、まだ4号棟はフル稼働しておりません。今から貨物を取り扱う業者、あるいはパーツをそこに保管する業者、場合によってはリペアセンター、そういった形態の企業を誘致して、雇用がさらに始まるということになると思います。ですから、恐らく本当にフル稼働するとなると数百名単位になるかとは思いますが、今、委員の御指摘のように、できるだけ正規雇用をふやすよという話はやっていきたいと思えます。

○儀間光秀委員 ぜひ、強く申し入れていただきたいと思えます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の203ページの文化観光スポーツ部です。沖縄観光国際化ビッグバン事業の中の項目10、外国人観光客受け入れ体制構築サポート事業の内容についてお願いします。

○茂太強観光振興課長 事業目的は、いわゆる年々増加する外国人観光客の入域に伴って、受け入れ体制の強化が喫緊の課題となっております。その基盤整備、観光事業者の対応力向上、県民がおもてなしの心を持って国内外の観光客を迎え入れる機運の醸成を図る目的で実施している事業でございます。

○儀間光秀委員 事業の目的を聞いたのですけれども、内容についても御説明をお願いします。

○茂太強観光振興課長 この事業は大きく6つに分けられておりまして、多言語情報発信の受け入れサポート事業と受け入れツール製作事業、あとは県内消費誘発プロモーション事業、そして、受け入れインフラ整備の支援事業。あとは、県民向けの受け入れ強化啓発事業。それとムスリム等の受け入れ環境整備、その事業に内容が分かれております。

○儀間光秀委員 今おっしゃったように、年々外国人観光客がふえています。空港において、総合案内所等あるいは広告などを見て、次に交通手段でもってまずホテルに行きチェックインと。いろいろ私も勉強させてもらっているのですが、まずホテルのチェックインまではいいと思えます。ホテルも民間の努力があって、窓口が多言語を話せる人材を配置したりと、努力が年々右肩上がりです。これからは先が問題になってくると思えます。例えば食事に行きメニューを見たら、多言語がなくて困っている、あるいは観光施設

に行く途中で、レンタカーでしたらナビで多言語も入っている車も年々ふえている、増加しているとお聞きしています。観光施設に入っても、ペーパーベースとかいろいろ多言語が普及しているということで、県の事業も含めて皆さんの努力が段々目に見える形で出てきているのは感じています。ただ、もう一踏ん張りですね。そういった飲食店も含めて、あるいは観光施設も含めて今からだとは思いますが、そういった意味での翻訳もせつかく助成金を出して、飲食店にも提供できるような事業もありますので、この辺の周知がまだ希薄だと思うのです。その辺の対応策について、お聞かせいただければ。

○茂太強観光振興課長 まさしく委員のおっしゃるとおりで、我々もいろいろなメニューの翻訳であるとか、ウェブの翻訳であるとかを手広くやっております。その周知がなかなか行き届いていないというのが現実的にあると思えます。そこで我々としても、例えば観光業界を集めた会議等をいろいろやっております。その中でも説明しておりますし、特に離島に関しては離島振興会議なるものを設置しております。その中でも事業説明として、こういったものが使えますという説明はしております。あとは、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローのホームページ等により周知をしている状況にあります。今後ともこういった機会を設けて、ぜひ広げるようにしていきたいと思えます。

○儀間光秀委員 実際にこの事業を活用して翻訳をした飲食店とか地域も含めて、今までの実績をお聞かせいただけますか。

○茂太強観光振興課長 翻訳支援として、平成26年度ですけれども104件、支援額にして1902万7000円の支援をしております。実際は平成24年度から行っております。平成24年度から平成26年度の支援合計でいうと、翻訳支援件数で248件、支援額にすると4232万円支援しております。そのほかATMの設置だとか、いわゆるインバウンドについての支援もこの事業でやっているところでございます。

○儀間光秀委員 業種別でもありますか。

○茂太強観光振興課長 業種別でいうと、飲食業が86件、観光施設が50件、あと宿泊施設が43件、物販施設が13件、マリン観光施設が18件、運送業が2件、その他36件という内訳になっています。

○儀間光秀委員 言語に関しては、例えば英語が多いのか、あるいは韓国語なのか、中国語なのか、その辺の仕分けというか数字はありますか。

○茂太強観光振興課長 これも3カ年分の合計でございますと、英語が185件、中国語ですが繁体語185件、

そして韓国語120件、そして簡体字89件、そのほかマレーシア1件、タイ3件といったところがあります。

○儀間光秀委員 今も答弁があったように、かなり幅広く実績もあるということで、やっぱり観光客が満足して帰ってリピーター—また地域に戻って沖縄はよかったよという印象は、やはり僕でも外国に行ったときにそういったのを感じますので、しっかり今後とも外国人観光客が満足するような施策の展開を要望いたしまして、私は終わります。

○上原章委員長 具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 142ページにかかわって、沖縄工芸産業振興拠点施設の概要と役割などについてお聞かせいただけますか。

○座安治ものづくり振興課長 県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画や第7次沖縄県伝統工芸振興計画に基づきまして、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、沖縄伝統工芸産業振興拠点施設、工芸の杜—仮称でございますけれども、整備を進めているところでございます。この施設は、工芸振興センターが担ってきた人材育成や技術支援、研究開発機能に加えまして、県内全ての工芸品を一堂に集めました展示販売、それから観光客、県民、または子供たちが工芸体験をできる施設、あるいはインキュベート機能等を新たに付加した施設として、各産地へのゲートウェイの役割を果たすことにより、全県的な工芸産業の振興を期待しております。整備計画につきましましては、平成28年度に実施設計を行いまして、平成29年度に建設工事を実施する予定となっております。

○具志堅徹委員 今の進行状況でいうと、実施設計が入って、これから本体工事だということですが、ここについてはいろいろ地権者その他もあったりすると思うのですが、その辺の進行状況といいますか、どこまで進んでいるのですか。

○座安治ものづくり振興課長 平成28年度、今から実施設計とかをやっていきませんが、用地に関しましては、御存じのとおり豊見城城址公園跡地を予定しております。隣接地に沖縄空手会館を建設中でございます。地権者に関しても、沖縄空手会館と同じ地権者でございまして、今、豊見城市と一体となって、連携して地主との接触に当たっているところでございまして、用地については、沖縄空手会館の関連もありますので、特に問題なく進んでいるような状況です。これから設計の前に用地の鑑定評価を行う予定です。

○具志堅徹委員 今ちょっと出てきたものの関連で、先ほども話があったけれども、沖縄空手会館が隣接

して一緒にその敷地とかかかわってあると思うけれども、その辺の進行状況などはどうなっているのかな。同じ敷地内でしょう。

○座安治ものづくり振興課長 先ほどもお答えしたのですけれども、豊見城城址公園跡地に沖縄空手会館と隣接して工芸の杜の整備を予定しております。工芸の杜に関しては今から鑑定評価を入れて、用地測量をした上で地主と契約し、施設の着工に関しましては平成29年度に入って早々に予定しているような状況です。

○具志堅徹委員 あと、144ページのアジア情報通信ハブとの関係、先ほどもありましたが、情報通信関連産業の企業誘致の状況、雇用の話もありましたが、これによる今後の展開をもう一度聞かせてください。

○仲榮真均情報産業振興課長 県内の情報通信関連産業の立地企業数をまずお答えします。平成27年1月1日現在で、346社企業立地されております。そしてその雇用数ですが、約2万6000人創出されております。

○具志堅徹委員 150ページの国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業に関して、先ほどもあったのですが、予算で繰り越しが結構発生しているのですが、どうしてそうなったのか。

○金城清光企業立地推進課長 委員がおっしゃるように、平成26年度予算においては繰り越しをして、今年度5棟の整備を行っているところです。繰り越し理由の主なものとして、入居する企業を想定した賃貸工場の使用の検討・調整に時間を要したため、繰り越しを行う結果となりました。

○具志堅徹委員 その繰り越しした現在進行形の見通しはどのような状況ですか。

○金城清光企業立地推進課長 5棟のうちの2棟については来年1月までに、残る3棟についても3月までには完成の予定でおります。

○具志堅徹委員 先ほど質疑があったしまくとうばの関係で少しお聞きしたいのですが、いろいろ説明の中で出てきた、気になるのは発音ですよね、発音。文字面では合っているけど発音が全然違ったりするので、このCDといいますか、DVDというのか、こういうものを大量に準備して、普及するというようなことなどの段取りは考えていませんか。

○前原正人文化振興課長 昨年からの取り組みとして、小学校、中学校に読本を配付していますけれども、そこにはそういうものも添付して、音で聞けるような形にはなっております。

○具志堅徹委員 その普及の度合いというのが余りよく見えないものですから、何か本が出たりするみ

ただいだけれども、その音、声を何か普及する方法とか、そのようなことについてはどうかね。

○前原正人文化振興課長 この読本は小学校は5年生、中学校は2年生の全生徒に配っていますけれども、地域の5言語をやっていますが、やはり言葉の場合には5つに集約できないといいますか、例えば北部地域の場合でもいろいろあると思いますので、それを全部を統一して県のほうで配付するのはなかなか難しいと思いますけれども、ただ、今年度から講師養成講座もします。実際の講師の方々の生の声で伝えていく方法も今年度から取り組んでいきたいと考えております。

○具志堅徹委員 あと、198ページのスポーツアイランド受け入れ体制の整備ということで、平成26年度にスポーツコンベンション誘致のための戦略を策定していると。2020年の東京オリンピックに向けて今後、いろいろな取り組みを準備しているようですが、そういう状況などについて、どこまでどう進んでいるのかお聞かせいただけますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 今、具志堅委員からございましたように、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、これは本県がスポーツアイランド沖縄の形成を目指す中で、本県の独特の文化、魅力的なスポーツ環境を世界に発信する絶好の機会になると捉えています。東京オリンピック・パラリンピックに向けては、まず1つ目には各国、それから我々のナショナルチームを含めた事前合宿、それから国際オリンピック委員会—I O C—に対して追加提案されている、例えば野球であったり、空手であったり、そういったところの沖縄県開催。さらには3点目としては、沖縄県を出発地とする例えば聖火リレー、こういった部分に取り組んでいこうと考えております。昨年策定した戦略に基づいて、競技ごとに事前合宿の推進の取り組みなどをやっていますが、スポーツ合宿決定に関与できるキーパーソンがそれぞれの競技団体におられますので、そういった方々とのネットワークの形成とか、スポーツ競技団体が沖縄県で合宿するに当たり、求める支援体制としてどういったものがあるか、そういったことをしっかり把握しながら対応していく。さらには市町村における受け入れ体制の樹立を図る必要がありますので、こういったことを進めるに当たってはどうかといったことが課題になるのかということについて、今年度、スポーツ合宿の誘致に向けた実証事業、モデル事業を実施しまして、課題を抽出、把握しながら対応していきたいと、このような形で進めております。

○具志堅徹委員 先ほど沖縄空手会館の話もあつたけれども、空手の流派の関係もあつたりして、東京オリンピックとのつながりも含めて、流派間の交流というのですか、この辺、沖縄県内でのそういう話し合いなどが進んでいるかどうか。今の関係でちょっとお聞きしておいたほうがいいのかと思って……。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 まず東京オリンピック・パラリンピックに空手が追加された場合ですが、これはいわゆるスポーツ空手、競技空手でございます。これについては日本空手連盟、世界空手連盟という形で国際的な団体がございまして、例えば昨年度からですが、プレミアリーグという形で世界空手大会、こういったものが沖縄県で開催されています。ことしも11月の下旬に開催しますが、これはいわゆる競技空手です。一方で、我々の大切な伝統文化の1つである空手、伝統空手につきましては、これはそういった東京オリンピック・パラリンピックでの競技空手が開かれ、世界の注目が日本に注がれるのに合わせて、伝統空手沖縄、発祥の地沖縄というところで、しっかりアピールしていこうと。そうすることによって、沖縄が発祥の地として認知度を高め、それにちなんで世界中から空手家が沖縄に吸い寄せられるといいますか、そういう動きをつくっていこうとしています。そのために、既に数年前に—2009年—ですか、設立されました空手主流4団体をまとめた沖縄伝統空手道振興会、そこいろいろ今後の進め方については、相談しながらやっているところです。

○上原章委員長 砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー—ビューロー—について質疑したいと思います。まず、ビューローという組織はどういう組織ですか。

○渡久地一浩観光政策課長 ビューローの役割、どのような組織かということの説明させていただきたいのですが、まず県は観光をリーディング産業の一つということで位置づけまして、観光の振興にいろいろな形で取り組んでいるところです。一方で、ビューローですが、そういった県の観光振興施策に基づきまして、県と一緒にしながら沖縄観光の推進母体ということで観光業界の意見を集約するとともに、沖縄観光の総合窓口、それから観光客の誘致、受け入れ、あるいはコンベンションの推進といったような先導的な役割を担っているところでございます。こういった形で県とビューローは、車の両輪という形で連携して、観光振興施策を推進しているといった状況にございます。

○砂川利勝委員 そういう組織だということで、今説明は受けましたので、それでは予算はどうなっていますか。本体の予算と県からの補助金ですね。

○渡久地一浩観光政策課長 ビューローの予算について御説明させていただきますと、これは平成26年度会計決算に係ります額でございますけれども、49億4344万5000円となっております。その主な使途ですが、先ほども少し触れさせていただきましたが、観光客誘致を促進するための海外、それから国内におけるプロモーション活動ですとか、旅行社、航空会社などとタイアップした広告宣伝に係る経費ですとか、あるいは受け入れ体制のための観光人材の育成に係る経費でございます。

○砂川利勝委員 だから予算の額を教えてください。

○渡久地一浩観光政策課長 平成26年度のビューローの予算決算、それから県からの委託額について御説明いたします。まず平成26年度のビューローの予算額でございますけれども、50億6840万5000円余り、それから決算額ですけれども、49億4344万5000円余りとなっております。一方、県からの委託額ですが41億3492万9000円余りとなっております。

○砂川利勝委員 ということは、本体は9億円ですか。本体の自前予算は幾らですか。

○渡久地一浩観光政策課長 9億3300万円余りでございます。

○砂川利勝委員 先ほども観光政策課長のほうから両輪だということですね。この間、新聞のほうでいろいろなことが出ましたが、そのことについて前田文化観光スポーツ部長はどう思われますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 新聞報道がございました。ビューローに確認しております。それによりますと、業務執行体制の強化であったり、あるいは職場環境の改善など、ビューローが抱えるさまざまな課題の解決に向けては、これまでの事務慣行にとらわれず、組織としての考え方とか方向性などベクトルを一つにして対応していく。そういったことが必要だという観点から、これまで以上に円滑な財団運営、組織運営を図り進めるために、事務局長の人事について今回、理事会に提案する予定だと聞いております。

○砂川利勝委員 あの報道の中では事実上の更迭ということで、基本的にその部屋を借りる借りないが発端になっているのではないかという指摘があったのですよね。そのことについてはどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 報道にある部分については、我々なりに確認をしておりますが、若干捉え方で差異があったのかなと感じております。

そのことに限らず、財団の運営、今後の業務の進め方等々各方面において、ベクトルをなかなか一つにできる状態ではないという状況にあると聞いております。

○砂川利勝委員 あの報道を見る限りでは、基本的にそのことが発端で結局自宅待機をさせられて、どうだこうだといろいろなことがあるのです。そういう中で、事務局として同じ建物のほうがいいのではないかという話があったのに、わざわざ遠いところに借りていると。そういう理由についても把握していますか。

○渡久地一浩観光政策課長 事務所を借りるに当たって、いろいろな方面からも検討した結果、コストですとか、あるいは現在あるビルの中ですと原状回復義務が生ずるとか、あるいは移転するまでに今の会議室を実は借りる形になるということで、そこに予約が既に入っているような形で、出るまでに時間がかかるといったようなことも踏まえると、新しいところにビルを借りたほうがいいのではないかというような話し合いがなされていたと聞いております。

○砂川利勝委員 これは内部のことだから、そこまでわかるかわからないかは別として、実際にその事務局長に相談がなかったような話も聞こえています。その辺も詳細に調べましたか。

○渡久地一浩観光政策課長 新聞報道であります、事務局長に相談がなかったといったようなことにつきましては、その場所に決めたのでこれを借りるようにといったようなことではなくて、まさにどこに借りるかを検討している段階でのことだったということでございますので、事前の相談といったようなことには当たらないと認識しております。

○砂川利勝委員 内部のことですから、なかなかそこは詳しく聞けないところもあるかと思うのですが、それでは、県もこれだけの額を投入しているので、県には相談はありましたか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 10月の初旬に、ビューローのほうから事務局長人事について検討しているという連絡がございました。

○砂川利勝委員 何日ですか。詳しくお願いします。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 10月5日であったと記憶しております。

○砂川利勝委員 誰から相談があったのですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 会長からでございます。

○砂川利勝委員 そういう人事を変えたいと。これは基本的にどういう内容でしたか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 冒頭に答弁いたしましたように、業務執行体制の強化をこれからしていきたい、職場の環境改善をやっていきたい、そういったビューローの抱える課題を解決しながら進めていきたいというところではあるが、なかなかそこでベクトルを一つにすることができないでいるというような内容の説明を受けました。

○砂川利勝委員 事務局長はどのくらい務められたのですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 平成25年4月1日より事務局長に就任しております。

○砂川利勝委員 それまでの間、そういういろいろな行き違いがあつて業務に支障が出ていたのですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 ビューローで執行している個々具体的な事業についてまでは詳細にヒアリング等しておりませんが、先ほど申し上げましたように、業務執行体制を強化していきたいとか、そういったことなどについてベクトルをなかなか一つにできないでいるという状況だと聞いておりました。

○砂川利勝委員 それはやはり部屋が決まらないことが1つの原因で、こうやって新聞に出てくると自体がいかげなものと。実際そういうことが出て、大きくなって本人のいろいろな問題もあるでしょうし、いろいろなことがあるかなと思う中で、立場もそうだし、そしてまたその人の身分、雇用を更迭という意味や、左遷含めていろいろなことになっていかなかなと少し心配なところもありますよね。その辺はどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 新聞報道では、事務所のいわゆる借り上げという形の報道ではございますが、我々のほうで幾らか聞いている状況としては、それにとどまらず業務執行体制の強化などの面でも、なかなかベクトルが一致していなかったというようなことも聞いております。今回はあくまでも法人内部の執行体制を整えるために行われる人事異動という理解、そういったことで説明を受けておりますので、我々もそのように理解しております。

○砂川利勝委員 もう一度確認したいのですが、適切だというように今答えられたと思うのですが、そうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 同法人は、県の指導監督要領の対象法人ではございますが、法人の自律的・自主的な運営というのは、それはそれで持っておるわけでございます。今回の人事異動につきましても理事会事項になっておりますので、理事会で審議を経た上で、適切な対応が行われるものではな

いかと考えています。

○砂川利勝委員 労働組合、多分そういう大きな組織ですからあると思うのですが、労働組合側からは何か言われていますか。

○渡久地一浩観光政策課長 労働組合から役員のほうにいろいろな申し入れがあったとは聞いておりません。

○砂川利勝委員 内容については把握されていますか。

○渡久地一浩観光政策課長 内容について詳細なことは、こちらは承知しておりません。

○砂川利勝委員 これだけ大きくなったら調査する必要はあるのではないですか。どうですか。

○渡久地一浩観光政策課長 私ども県といたしましては、公社等の取り扱い要領という指導指針がございますけれども、それに基づきまして、ビューローに対しては適宜指導等を行っております。この件も含めて意見の行き違いといったようなことについては、またそれに関して労働組合と役員との間のことに関しては、あくまでも内部で自主的に判断をしていただけるものだと思っております。

○砂川利勝委員 県からの予算が大方8割だということで、これは沖縄観光を伸ばしていく、沖縄観光を広めていく、沖縄県の観光業の力をつけていくというのが目的ですよね。基本そういう目的の中に8割予算を投入しながら、こういう問題が出てくると自体、本当にゆゆしき問題ではないですか。どこまで皆さん方が指導しているのか、疑いたくなるようなところもあるのですけれども、これはどうでしょうか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 ビューローというのは、先ほど観光政策課長からの答弁にもございましたように、県の観光振興施策の推進母体という位置づけになっております。そういったことから、県から多くの事業を委託したり、補助事業という形で予算を預けて執行してもらっていると。そういう意味では非常に重要な役割を担っております。そういったビューローが今回、業務執行体制を強化したいとか、職場環境を改善したいとかいろいろ取り組みたいといったことの中で、事務局長との間でのベクトルが合わなかったというところから行われる人事異動だと聞いていますので、そこはしっかりまた体制を立て直して、進めていってもらいたいと考えています。

○砂川利勝委員 この件に関して、やはりこれまで観光は沖縄県の重要産業として私も認めているし、

多くの方々がそれを認めていると思います。今回こういう事案が発生した件について、もっと詳細を調べていただきたいということで、要調査事項で上げたいと思います。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に御説明をお願いします。

なお、提起理由の説明については、質疑の時間に含めないことといたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 やはりこれだけ予算を支出しているので、知事の考え方もしっかり聞きたいと思えます。それが理由です。

○上原章委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、本日の調査終了後に協議いたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 次に、MICEです。今回は予算が執行されていませんよね、決算額でね。それは下のほうに備考欄で書かれているのですが、平成27年5月22日付で中城湾港マリントウン地区に決定ということですので、それはそれでいいですけども、用地の確保と現在の状況、それをちょっと説明していただけないか。

○茂太強観光振興課長 前年度、平成26年度については補正減という形でゼロになっております。次年度、用地取得費を計上していきたいと考えております。

○砂川利勝委員 では、来年度の予算要求は幾らですか。

○茂太強観光振興課長 現在、需要推計とかいろいろ調査事項、研究調査をしています。それも踏まえながら今、予算については検討しているところです。

○砂川利勝委員 繰り越した額だけではないのですか。

○茂太強観光振興課長 現在、民間導入可能性調査ということで調査しておりまして、その中で従来手法による建設に向けての一例えば土地購入だとか、建設、発注方法だとかそういったものをやるのか、それともPPP、民間導入をやって一括してやる方法、どちらをとるかによって事業費が異なるものですから、その点について今、検討しているところでございます。

○砂川利勝委員 用地確保とかそういうものは、まだまだ先の話ですか。

○茂太強観光振興課長 次年度、要求いたします。

○砂川利勝委員 それはまだ予算計上、積算がされ

ていないという捉え方でいいですか。

○茂太強観光振興課長 はい、そういうことでございます。

○砂川利勝委員 わかりました。観光のほうであと1点だけさせていただきます。205ページのクルーズ船の寄港促進支援と受け入れ体制強化、この予算は幾ら使いましたか。

○茂太強観光振興課長 平成26年度は1億1941万5000円となります。

○砂川利勝委員 それは全体予算ですよ。個別に言った3番と4番です。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が資料を確認していたが、砂川委員から再開して別の質疑を行うとの申し出があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 最後に、商工労働部の140ページ。これは質問にも出したのですが、この天然ガスの調査結果、どのようになったのか説明してください。

○伊集直哉産業政策課長 天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査ということで、平成25年度から平成26年度に3カ所で試掘を実施しております。御質疑の宮古島につきましては、城辺ぱり鉱山における掘削という形で実施をしているところであります。予算に関しては、このぱり鉱山の掘削に4289万円となっております。そこで実際に出てまいります生産量につきましては、ガスが530立米・パー・デイー1日当たりです。揚水量一温水ですが、618キロリットル・パー・デイー出ております。安定的に確保できるという形になっておりまして、南城市にあるユインホテルの約1.5倍の量が産出されることが確認されております。

○砂川利勝委員 この出てくる量ですけども、どのくらいの家庭に供給できる量ですか。

○伊集直哉産業政策課長 現時点では、この量が家庭における使用量のどれほどに相当するかという部分に関しては、試算されておられません。

○砂川利勝委員 実用化に向けて、今後の展開はどうでしょうか。

○伊集直哉産業政策課長 現在、宮古島市におきまして、各分野の有識者、事業者等で構成しております宮古島市天然ガス利活用検討委員会を設置しております。その中で、今後どのような利活用をしていくか、その方針を決定していく予定としております。現在、県内で唯一温泉とガスを利活用している南城

市のユインチホテルを視察しまして、モデルケースとして検討する予定であります。

○上原章委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 継続して、今の天然ガスの件についてですが、先ほど試掘の見込み量が試算されていないという発言だったのですが、本島南部から宮古島における天然ガスの推定埋蔵量というのは表に出ていたと思うのですよ。そういう検証のために試掘井を掘ったと思うのですけれども、調査をして、なおかつ推定埋蔵量につながらないというのが理解できないのですが、もう少し商工労働部長、丁寧に答弁をお願いします。

○伊集直哉産業政策課長 昭和30年代から6次にわたります国の調査の中で、沖縄本島南部及び宮古島で、島尻郡層が水溶性の天然ガス鉱床として存在するところまでは、確証と申しますか確認ができております。ただ、その賦存量がどの程度かというのは明らかではないのが実態でございます。平成24年から試掘をしました那覇市、南城市、宮古島市においても、賦存量の可能性の高いところを選んで、試掘をした結果として先ほど申し上げました量が現在出ている状況です。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、今後、天然ガスの利活用について、当初はしっかりしたビジョンを持ってやっていたけれども、ちょっと本数にしても尻すぼみになって、結局3カ所になっております。何か今後、今度の結果を通してどのように使うかは、もうあなたたちが勝手にしなさいというようなイメージですけども、県としてこの天然ガス資源をどう生かそうかというビジョンが見えない。そういう意味において今の宮古島の天然ガス、今後具体的にどう利活用していこうか、地域経済に役立てようとしているのか。商工労働部長、ちゃんとその辺ビジョンを持ったほうがいいと思いますよ。

○下地明和商工労働部長 県としましては、賦存するのがおおよそ推定できるという中で実際に試掘をして、それが現在1日当たりかなりの量の天然ガス、それと揚水があるところまでは確認しております。それから、その成分等についても分析しておりますが、実際に事業性ということになると、こういった事業が可能かということを含めて、その地域で十分検討する必要があると考えております。したがってそれを十分検討し場所も特定しないと、また再度試掘しないといけないことになりますので、その本数も事業の規模によって1本でいいのか、2本掘る必要があるのかとか、いろいろ出てくると思います。そういった目安としていただくために、試

掘井という形で3カ所を試掘したということでありますので、今後の事業の検討をしていただいて、これからまた協議、御相談をしていくことになろうかと思っております。

○座喜味一幸委員 これは市が温泉等に利用したいという場合、あるいはこの井戸を掘る場合に、鉱業権は多分、僕は地元におろしたと思っているのですが、今後の利活用にあたって、その辺の権利はあるのですか。どうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 きちんとした事業計画、あるいは事業の見通しを立ててくれば、今、県が持っている鉱業権については、譲渡をして活用していただくというような方針であります。

○座喜味一幸委員 次に、決算について商工労働部、執行率79.2%になっております。翌年度への繰り越し、不用というのは、今後予算確保にとって大事な数字だと思うのですが、この繰り越し、不用は平成26年度どのように改善して、どのように取り組みがなされたのか。

○下地明和商工労働部長 現在、少し数字が違いますが、商工労働部の執行率は80.1%でございます。これは前年と比較しますと若干落ちておりまして、1.1%の減になっております。それから不用額ですが、前年度30億7774万6971円に比して、今年度は23億1711万3935円ということで、7億6000万円余りの減となっております。それから繰越額ですが、前年度の75億2538万7650円に対し、今年度は81億1005万2160円ということで、これは5億8000万円余りの増となっております。増となっている理由としましては、多くの調整事項を要するような大型のハード事業、これが多かったということもありまして、これが主な繰り越しの要因となっているということでございます。

○座喜味一幸委員 緊急雇用創出と緊急委託訓練事業、これだけでも7億2000万円ぐらい不用が出ておりますが、何かこの失業対策等々、雇用促進している割に不用を出しているが、これはどういう事情によるものか。

○屋宜宣秀労働政策課長 職業訓練費の不用額2億1124万4300円ということで、先ほど商工労働部長から報告がございました。このうち、主なものは緊急委託訓練事業の実績減になっております。この不要の主な理由としましては、訓練コースの一部につきまして、開講するために必要な応募数に達しなかったことによる閉講、それから定員割れ、あと中途退校者等が出たことによる委託費の減額に伴うものがございます。それともう一つが、修了した訓練生の就職率に応じて、委託先にインセンティブという形

で就職支援経費の支給がございしますが、これが見込みよりも少なかったことによる委託費の減額等がございします。今後は、訓練科目につきまして需要をさらに精査するような形で、追加設定ですとか、定員増等による執行率向上等に努めてまいりたいと思ひます。

○座喜味一幸委員 今度は文化観光スポーツ部に移りますが、まず、文化観光スポーツ部長の決算の説明の中で、沖縄観光国際化ビックバン事業の航空会社商談会へのトップセールス中止による旅費の執行残等という説明がありました。これに関して御説明願ひます。

○茂太強観光振興課長 本事業においては、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの件費において、各業務の執行に際して適正に対応できる人員配置と、年度途中の退職者が生じたことに伴う職員の採用に時間を要したことによる執行残。また、旅費において、参加する予定であったルーツ・アジアの知事トップセールスへの不参加による執行残であります。金額は1664万2000円になります。

○座喜味一幸委員 これは知事、副知事がセールスに行く予定が、行かなかったという理解でいいですか。

○茂太強観光振興課長 先般、ルーツ・アジアが決定したことは、多分、新聞報道等でお聞きになっていると思ひますが、そのルーツ・アジアが昨年度決定すると我々は予定しており、旅費を計上していましたが、それが5月にずれたということで不用となったものであります。

○座喜味一幸委員 外国人受け入れ事業について伺ひます。外国人観光客が相当ふえてきたけれども、果たしてそれに対応した県の受け入れ体制ができていのかと。ましてや、離島における受け入れ体制ができていのかということでも伺ひますが、W i - F i の普及の実態、ルーター等の貸し出し、S I M システム等の整備状況、両替機等の整備状況、そういうもののトータルとして、沖縄本島もしくは離島を含めてどのような現状か、これに対してどうしようとしているのか。

○茂太強観光振興課長 まず、W i - F i の設置に関しては、平成24年から平成26年のトータルで申し上げますと、324機設置しております。その中で離島が88件になります。それとA T M、外貨両替機の設置につきましては、全部で33機設置しております、そのうち離島が3件となっております。あと、ルーターの貸し出しですけれども、現在、那覇空港において既にサービスが提供されている状況にあります。

その中身が、那覇空港のカウンターにおいて手続をとる形になりますが、1日当たり1000円、2日目から900円という形になっています。そういった金額で提供されていることは聞いております。離島にはございしません。

○座喜味一幸委員 今後、現状に対してどう取り組もうとしているかという話は。

○茂太強観光振興課長 このサービスについては、現在、既に民間が独自で始めている状況を鑑みますと、公的な支援というのはなかなか難しいかと今のところ考えております。

○座喜味一幸委員 そうではなくて、本当に離島を含めて観光客がふえました、W i - F i が通じませんが、両替機が少のうございします、空はいいけれども、今度は海の準備ができておりません。現状はこういう状況なので、今後どうしようとしているのかを伺っているのです。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 外国人観光客の急増という状況の中で、委員からございしますような部分への対応というのは本当に喫緊の課題だと考えております。W i - F i とかルーターとかS I M システム、そういった通信環境の改善整備に係る部分につきましては、とりわけ外国人観光客にとって重要という中で、県では今年度、W i - F i 機器の整備状況、宿泊施設や観光施設等について、実情把握のための調査を実施しております。また、今年度、総務省も県と連携する形で、W i - F i 環境の整備実情調査を実施いたします。我々はその辺のすみ分けをうまくやりながら、今年度中にそういった通信環境が今どういう状況なのか、どういう課題があるか、そして今後外国人だけでなく、そういった通信環境を利用する観光客にとっての一例えこういったシステムを使いますと、セキュリティの問題とかも出てきますので、そういった部分をどのようにやるか。こういったことについて急ぎ検討しまして、次年度以降しっかり整備に向けて取り組んでいこうと考えております。一方、外貨両替機でございしますが、33機という説明がございましたけれども、最近では金融機関とか、それから事業者において独自に設置するというような動きも見られますので、その辺の状況も把握しながら、適宜対応していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 ぜひとも、総務省の事業を使いながら、連携しながら、要するにせつかく来るので、観光の核となる地域においては、せめてW i - F i ぐらいは通じるような体制、これを一企業でもって補助して300件とかでやるよりも、もっと地域を網羅

するような形で進めないといけないというのが1点。それからもう一点は、全国的に免税店の普及というのが大きく、本土でもはやっております。我々は先進地である割に、本当にこの免税店の数がふえているのか、本当に免税店というものが観光客にとって利便性のあるものなのか、この現状と課題、対策についてお願いします。

○渡久地一浩観光政策課長 委員がおっしゃるように、免税店の店舗数というのは、外国人観光客数の増加に比例したような形でかなりふえております。平成26年4月時点と平成27年4月時点を比べますと、店舗数にしまして平成26年4月時点が5700件余りだったものが、1年後の平成27年4月時点ですと1万8700件余り一失礼しました。これは全国でございました。全国でもこういった伸びがあると。一方、沖縄県でございませけれども平成26年4月1日で82店舗であったところ、平成27年4月1日時点で347店舗ということで、年間265店舗、4倍以上の増加となっております。

○座喜味一幸委員 石垣島、宮古島はどれぐらいですか。久米島も。

○渡久地一浩観光政策課長 地域別には集計をしております。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、本土の観光地の静岡県あたりでも、温泉街まで全部その免税店の許可をとってやっている。先進地である我々沖縄県で免税店がこんな状態で普及していない。僕は逆にほとんど沖縄県だと思ったら、こんな状態であるということは、この観光のショッピングという部分において、離島を含めて抜本的な対策をとらないといけないと思っている。文化観光スポーツ部長、いかがですか。これは対応が遅い。

○慶田喜美男国際物流商業課長 今、詳しい資料の手持ちがありませんが、商工労働部のほうでインバウンド事業をより多くの商業者に取り組んでいただくということで、県内各地で今、説明会を開いているところでございます。11月から各地で小売事業者を対象に免税店になる注意点でありますとか、どういう手続が必要でありますとか、そういう説明会を開催して、できるだけ免税店をふやすという方向の事業を展開しているところでございます。

○座喜味一幸委員 いつまでにどれぐらいという目標はありますか。

○慶田喜美男国際物流商業課長 そういう目標は今のところ、設定しておりません。

○座喜味一幸委員 この話は大変おくれていて、県が音頭をとってやらないと、僕は、大変残念だなど

いつも見ております。そういう意味では、至急対応しておろしていただきたい。文化観光スポーツ部長、明確な取り組みの決意をお聞かせください。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 今、商工労働部の答弁を受けて担当課長と考えておりましたが、実は、そういった動きの中で、観光の部門においてもこの消費税の免税店の増加に向けて、支援事業を今年度から既に始めております。消費税免税店などは輸出品販売所の許可申請を行う必要があるわけですが、そういったものに必要な書類作成—消費税の免税手続に必要な書類を作成する必要があるのですが、それに対する必要な機器、パスポートリーダーとか、ソフトウェアとかそういった購入費に対する支援とか、そういったのをやっております、積極的にこの支援事業について広報しながら、増加に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 先ほど砂川委員からも質疑がありました。今、沖縄県1000万人観光に向けて、非常に流れがいい、大変大きな喜びとするところであります。これは皆さん方の頑張りがありますが、今まさにこういう一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローを中心とした県との連携で、いろいろな事業を仕組むことによって結果が出ていると思っております。そこでまず先ほど予算を聞きましたが、沖縄県がビューローに委託している平成26年度実績は41億9000万円ですか、これは主としてどういう事業になっていきますか。大きなメニューを教えてください。

○渡久地一浩観光政策課長 県からビューローに委託している事業でございませけれども、平成26年度でいきますと16事業余りとなっております、平成26年度の決算ですと39億8700万円余りを委託しているところでございます。

○座喜味一幸委員 先ほどちょっと数字が違うけれども、一般財団法人というのは、運営としては県の定款、あるいはその労働条件等は県に準じておりますか。

○渡久地一浩観光政策課長 先ほども言いましたけれども、県とビューローは一体となって観光振興政策を進めているという状況の中で、もう一つ、県の公社等の取り扱い要領等も含めて、そういった職員の給与を含めた勤務条件等々については、ある程度県の規則などに準拠しているところでございます。

○座喜味一幸委員 県からの出向は現在何名ですか。現在でいいです。わかる年度でいいです。

○渡久地一浩観光政策課長 5名でございます。

○座喜味一幸委員 今回、何か肝心かなめの事務局

長が更迭というような報道がされたりしておりますが、自宅待機というのは、これは懲戒処分に該当すると思っておりますが、この一般財団法人としてはどういう扱いになりますか。

○渡久地一浩観光政策課長 私どもが聞いているのは、人事異動の一環ということで、人事異動といいましても理事会を経て決定されることでございますので、人事異動までの間、本人のお気持ちの整理ですとか、あるいは次の仕事の準備等々を含めて自宅で待機をしていただくというような期間だということで、それはまた業務命令の一環として承知しております。

○座喜味一幸委員 これは皆さんが、沖縄県として指導する立場にありますか。文化観光スポーツ部長、どうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 業務執行体制の強化とか、職場環境の改善とかそういったことを進める上において、なかなかその認識とかベクトルを合わせることができない中で人事異動を考えているようであります。法人の組織運営については、例えば役員のみでなく、今回の件につきましても理事会に諮るという手順を経て進められますので、そこは見守っていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 こんな曖昧なことではなくて、事務局長たる主たる幹部が自宅待機を命ぜられたということは、本人にとっては大変名誉毀損であります。また事務局長としてやっていた業務を、彼が待機することによっていろいろな弊害が出ていると私は聞いております。こういう中で、人事異動するというようなこんな繕った話ではなくて、今現に自宅待機させられているということは、当たり前公務員でいう、公務員の規定でいっても自宅待機というのは明らかな懲戒処分ですよ。こういうことがまかり通るのかと聞いているのです。県としてそれは両輪なのだから、約40億円の委託を出している組織がこれでいいのかという話です。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 観光施策の推進母体という位置づけの中で、県からたくさんの事業を委託ないしは補助という形で執行してもらっています。そういう意味で県においては、ビューローの業務執行が円滑に効果的になされる部分について、しっかり我々がかわっていく責任があると思っておりますし、日ごろそういった部分については、連絡会議等々持ちながら、担当者間あるいは課長、部長それぞれのレベルでやりとりをしながら、県としてかわるべき部分についてしっかり対応しています。一方で今回の件は、法人内部の組織人員体制に関する

法人としての判断という部分がございますので、それはその理事会とかの手続を経て決めていくことでございますから、県としてその部分に関して意見を言うということについては、差し控えたいと考えているところでございます。

○座喜味一幸委員 平良朝敬さんという方は、翁長知事のいろいろな政治活動の中核を担った人だということに覚えているのですが、どういう方ですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 御本人の略歴といたしますか、そういったところで把握している、記憶している範囲で申し上げますと、かりゆしグループ、ホテル経営中心にとか、それから例えば、日本ホテル協会沖縄県支部といったいわゆる業界団体のまとめ役とか、そういった形で観光産業、ホテル事業等の中で実績のある方だと理解しています。

○座喜味一幸委員 ビューローの会長は知事が任命するのですか。知事とはどういう関係にありますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 この6月に新会長という形で選任されたわけですが、その改選、いわゆる前会長の任期が切れる状況に際して、ビューローの重要なその役割、位置づけに鑑み、県政とベクトルを同じくすべき人たちの中から考えていくほうがいいのではないかとということで、県の考え方を伝えたわけでありまして。それを受けてビューローの意思決定機関であります評議委員会、そして理事会を経て選任手続をされております。そういった形で新会長は就任したものと考えています。

○座喜味一幸委員 県から理事は入っていますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 観光政策統括監が理事として入っています。

○座喜味一幸委員 委員長、この件は沖縄県が今取り組んでいる観光振興において、行政と両輪であるべきビューローが、このような独裁的だと一般的には言われておりますが、独裁的な法律を超えた処分をやる、職員としてプロパーの人たちから、労働組合からも職場の改善要請がなされております。そういう意味において、私は知事がぜひとも決算特別委員会に出られて、この観光振興のためにビューローの是正をしっかりとたすべしという答弁をしていただきたいために、調査を求めます。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に御説明をお願いします。なお、提起理由の説明については、質疑の時間に含めないことといたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 沖縄県観光客1000万人達成のた

めに、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの機能性を発揮すること、県との連携をしっかりととることに努力が必要だと思いますので、この問題に関しては、知事からしっかりと答弁をいただきたいと思います。

○上原章委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、本日の調査終了後に協議いたします。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 通告には3点申し出ているのですが、1点だけお聞かせください。マリンスポーツのサーフィンについてですが、私の記憶では東京オリンピックに採用されたのではないかと思うけれども、どうでしょうか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 東京オリンピックにつきましても、今回5種目の競技が新たに提案されておりまして、まだ決定ではなくて、来年8月のオリンピック委員会におきまして決定する形になっております。日本から提案したということになっております。

○新垣哲司委員 やはり沖縄の海や空を見ても、このスポーツは地域にマッチするスポーツだと思うのです。今、このスポーツの人口は沖縄県でどのぐらいいらっしゃいますか。大体でいいです。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 全国では3000人ほどということで、これは会員になっている方々の分でございます、一般の愛好家については把握していない分がございます。

○新垣哲司委員 沖縄県の愛好者を大体でいいですよ、わかりませんか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 沖縄県につきましては確認したところ、人口というよりも11件のショップが組合というか、協会をつくっておりますが、そのショップに何名いるかまでは確認はできておりません。

○新垣哲司委員 沖縄本島内にサーフィンができる場所は何カ所ぐらいありますか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 沖縄本島内にもサーフィンができるところがたくさんありますが、主なところといたしましては、糸満市の米須海岸、うるま市の伊計島、うるま市天願、読谷村真栄田、北谷町砂辺が有名なところとなっております。

○新垣哲司委員 大体今5カ所くらいだと思っております。この施設というのですか、利用するところを5カ所挙げましたよね。糸満市大度、山城海岸が出たのですが、ここにこのスポーツをやりたいために、中には観光客もいらっしゃいますよ。大体土

曜日、日曜日に愛好者が来るわけですよね。海ですから自由に入れるわけですよね。入るときはいいのですが、帰るときです。スポーツ振興課長でもいいし文化観光スポーツ部長でもいいですが、見たことがありますか、特に今言う糸満市の海岸。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 大度海岸の場合ですが、私の記憶で最後にそちらに行ったのが5年ほど前です。たしか公共のトイレはあったと記憶しておりますが、例えばシャワーとかについては、たしか民間の方が有料でサービスを提供していたかと記憶しています。

○新垣哲司委員 今言うのは大度海岸ですよね。民間が立派にやっています。私が見たことがありますかというのは、喜屋武一体にかけての山城米須海岸、全国植樹祭会場の前ですよ。ここにみんな車をとめて帰るとき、非常にかわいそうだなと。水も自分でポリバケツに持ってきて、男性はいいですよ。女性は車の側で囲んでバスタオルを巻いて、ここで着がえをするのですよ。こういう施設の管理というのは県ですか、市ですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 海岸につきましてもは土木建築部で管理しておりまして、そういう海岸の整備等も土木建築部でやっていると同っております。

○新垣哲司委員 土木建築部ですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 ビーチとか駐車場という形で土木建築部で整備をしています。うるま市の海岸などについても整備していると土木建築部からは聞いています。

○新垣哲司委員 施設になったら土木建築部かもしれませんが、そういう点について、皆さんのところに要請とか要望とか、県に来られることはございませんか。どうですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 県としては、従来、スポーツに関しましては沖縄県体育協会をメインにいろいろとやっていたものですから、今回、サーフィンにつきましても、沖縄県体育協会にもまだ加盟していないところもございまして、なかなか県のほうに、沖縄県体育協会を通したりとかで要望などについては特になかったものですから、余りこちらでは承知しないところでございます。

○新垣哲司委員 わざわざ本土からもサーフィンをしに来てトイレもない。シャワーもない。多いときには200人、300人も来ますよ。こういうことですから、文化観光スポーツ部としてもできれば頭に入れて、早急の対策が必要だなと。市ともいろいろな形で連携をとっていただきたいと思っております。こ

れがもしオリンピック競技で種目になれば、ますます沖縄県にこういうサーフィンの選手の皆さんや、あるいはまた、観光を含めて大事なことだと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○上原章委員長 以上で、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起する委員から、改めて提起する趣旨について御説明をお願いいたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 平成26年度に実施した名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果がいまだに公表されていないことについては、お手元にお配りしている内容です。基本的に去る31日までに全て終わったという答弁でしたので、本来、議会に公表するのは当然のことだと思うのです。いかなる理由というか、余りわからない、結果がそんなに出ない、難しいものでもないと思う中で、こういうものをやはりしっかりと公表していただきたいと。それは当然のことだと思っておりますので、要調査事項として提案したいと思ひます。

○上原章委員長 砂川委員の説明は終わりました。

続いて、座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 関係部局連携による沖縄県発注公共工事における積算単価の見直しについては読んでいただいて、これはある程度の共通認識だと思っておりますが、落札額が非常に落ちて、辞退する企業も多いという中で、これは各部局にまたがるので、知事がリーダーシップをとって、こういう経済対策にもつながる公共単価のありようというものをしっかりと質疑の中で聞いた方がいいと思ひて、検討をお願いしました。

○上原章委員長 座喜味委員の説明は終わりました。

続いて、3番目についても座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 岩礁破碎許可に当たっての定量・定性的な審査基準の必要性について、岩礁破碎の許可基準というのが、非常に漠としている部分があります。今後いろいろな事業でこういう問題が出てくると思ひます。那覇空港第2滑走路、あと浦添地先等の埋め立て等々、国、県、市町村の仕事が出てきますので、ある程度定量的、定性的な基準を持っておかないと、これは大変大きな混乱につながりま

すので、ぜひ知事の指揮のもとに、その辺の基準をしっかりと議論していただきたいと思ひます。

○上原章委員長 座喜味委員の説明は終わりました。砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 一般財団法人観光コンベンションビューローの事務局長人事については、先ほど論戦した中で、沖縄県の重要産業の本当にリーダー役というビューローのこういう問題が、観光産業の発展に対して足を引っ張るのではないかという思ひはあります。40億円近いお金を県から出している中で、こういうことが本当に起こっている中で、やはり知事本人の考え方も聞いてみたいということで、要調査事項として提案しました。

○上原章委員長 砂川委員の説明は終わりました。

最後に、同じ件について座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 趣旨は同様でありますから、ビューローの適正な運営を図るために、行政とビューローとのコミュニケーション、また知事の指導力を発揮していただくための質疑をやらせてくださいということです。

○上原章委員長 座喜味委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理について協議した。次に、反対意見及び特記事項の有無の確認を行った。)

○上原章委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がある場合には、その意見もあわせて報告することとなっておりますので、反対意見がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 3番目の岩礁破碎許可の基準をめぐってですけれども、これについては漁業調整規則並びに取り扱い方針で、基準等は既に定められているというようにこの間も理解をしてきたものですし、また答弁もそのようになっていましたので、ここであえて取り扱うことかなというの思ひています。

○上原章委員長 ほかに意見はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 4番目の一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー事務局長人事については、県の外郭団体である一般財団法人ということで、その法人の中には理事会があり、理事会の中でその人事

が決定されると。そういうシステムになっているので、知事答弁を求める趣旨の質疑ではないと私は思っております。

○上原章委員長 ほかに意見はありませんか。

具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 今回の玉城委員が話したことと同じで、知事呼び出して質疑をするという性質のものではない。性質のものではないという意味も込めて、先ほどの質疑の中でも、何か不穏当な、僕からも指摘したけれども、不穏当な発言などをしている状況の中で、知事呼び出して同じような質疑をされたら、こんなみっともない委員会はないですよ。そういう意味で、知事が出席して答弁するとか、質疑するとかという内容ではないと思います。

○上原章委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見なしと認めます。

次に、特記事項について御提案がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

なお、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項を想定しております。

意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑、答弁の主な内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時20分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 上 原 章

平成27年10月21日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録

(第2号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成27年10月21日（水曜日）
午前10時3分開会
第7委員会室

- 1 平成27年第7回議会認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（保健医療部所管分）
- 2 平成27年第7回議会認定第21号 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 3 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 呉屋 宏君
副委員長 狩俣 信子さん
委員 又吉 清義君 島袋 大君
照屋 守之君 新田 宜明君
赤嶺 昇君 糸洲 朝則君
西銘 純恵さん 比嘉 京子さん

欠席委員

嶺井 光君

説明のため出席した者の職、氏名

保健医療部長 仲本 朝久君
保健衛生統括監 国吉 秀樹君
参事 阿部 義則君
保健医療政策課長 大城 直人君
健康長寿課長 糸数 公君
国民健康保険課長 宮平 道子さん
業務疾病対策課長 玉城 宏幸君
病院事業局長 伊江 朝次君
県立病院課長 津嘉山 朝雄君
県立病院課経営企画監 真栄城 守君
県立病院課医療企画監 篠崎 裕子さん
兼保健医療政策課副参事
県立病院課看護企画監 平良 孝美さん
県立病院課副参事 幸喜 敦君
北部病院長 仲間 司君
中部病院長 上原 元君
南部医療センター・こども医療センター院長 我那覇 仁君
精和病院副院長 砂川 寿美子さん
宮古病院長 上原 哲夫君
八重山病院長 依光 たみ枝さん

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についてに係る平成27年第7回議会認定第1号平成26年度沖縄県一般会計決算及び同認定第21号平成26年度沖縄県病院事業会計の決算議案2件の調査及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、保健医療部長、病院事業局長及び各県立病院長の出席を求めています。

なお、本日は、県立精和病院長が体調不良により欠席しておりますので、副院長が代理出席しております。まず初めに、保健医療部長から保健医療部関係決算の概要の説明を求めます。

仲本朝久保健医療部長。

○仲本朝久保健医療部長 保健医療部所管の平成26年度一般会計の決算概要を説明をいたします。

お手元の資料、歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

なお、表の右側の欄には、平成26年度沖縄県歳入歳出決算書のページを記載してありますので、御参照ください。

まず、歳入決算の状況について御説明をいたします。

一番上の保健医療部の合計欄ですが、予算現額の計A欄117億7777万8000円に対し、調定額B欄は114億9577万6138円、そのうち収入済額C欄は114億4934万3820円、収入未済額E欄は4643万2318円で、収入比率は99.6%となっております。

収入未済額E欄のうち、主なものを御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

本日の委員会に付した事件

上から3行目の(目)衛生貸付金元利収入の収入未済額E欄1047万1732円は、看護師等修学資金返還金に係るものであります。

看護師等修学資金については、看護師免許等を取得後、県内の指定病院に一定期間勤務した場合は返還を免除しておりますが、県外病院への就職、あるいは看護師等を離職した場合等には返還することになっており、この支払いが滞り収入未済となっております。

次に、下から5行目(目)雑入の収入未済額E欄3104万2147円は、主にドクターヘリに係る鹿児島県からの負担金となっております。

これは、例年5月末に収納しているものであります。鹿児島県は同県の金融機関に5月22日に入金をしておりましたが、ここから沖縄県の指定金融機関に振り込まれるまでに、5月末が土日であったこともあり、例年以上に時間を要し、平成26年度の出納整理期間内に収納できなかつたものであります。

なお、平成27年度の歳入として既に収納済みとなっております。

次に、歳出決算の状況について御説明をいたします。

4ページをお開きください。

一番上の保健医療部計の欄ですが、予算現額の計A欄642億2409万3488円に対し、支出済額B欄623億9284万368円、翌年度繰越額C欄は1億3174万400円、不用額は16億9951万2720円、執行率は97.1%となっております。

翌年度繰越額C欄の主なものといたしましては、次の5ページの上から4行目、(目)衛生研究所費の衛生環境研究所施設整備事業や、その9行下にあります(目)医務費における医療施設近代化施設整備事業などにおいて、繰り越しとなったものでございます。

衛生環境研究所施設整備事業については、敷地排水の処理に係る調整に不測の時間を要し、工事スケジュールにおくれが生じたこと。

また、医療施設近代化施設整備事業につきましては、老朽化が著しい病院の改築などの費用を補助するものですが、補助事業者において、移転新築を予定していた土地の一部の取得が困難となり、計画変更があったことなどから繰り越ししたものでございます。

不用額の説明をいたします。

4ページに戻っていただきまして、上から4行目、(款)民生費の不用額4億5345万7946円について、主なものを御説明いたします。

(目)で言いますと、その3行下になりますが、(目)の老人福祉費について、後期高齢者医療給付費県負担金等の算定の基礎となる医療給付費等の実績が見込みより少なかったことや、その下の(目)国民健康保険指導費について、国民健康保険負担金等事業費において、調整交付金等の算定の基礎となる保険給付費等の実績が見込みより少なかったことなどから不用が生じております。

次に、(款)の衛生費の不用額11億6209万1036円について、主なものを御説明いたします。

(項)公衆衛生費の不用額9億2643万2848円は、下から3行目、(目)精神衛生費について、精神障害者自立支援医療費における扶助費の実績が見込みより少なかったことによるもの、また次のページになりますが、上から3行目、(目)特定疾患対策費について、特定疾患対策事業費における扶助費の実績減などによるものであります。

次に、同じページの下から8行目の(項)医薬費の不用額1億6183万7521円は、(目)の医務費について、県立病院医師派遣補助事業での医師派遣実績減に伴う不用があったことなどによるものであります。

6ページをお願いいたします。

一番上の行、(款)教育費の不用額8396万3738円は、(目)看護大学費で、人事異動等により看護大教員給与費の減などによるものであります。

以上が、保健医療部所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 保健医療部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から病院事業局関係決算の概要の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 平成27年第7回議会認定第21号平成26年度沖縄県病院事業会計決算について、お手元にお配りしてあります平成26年度沖縄県病院事業会計決算書に沿ってその概要を御説明申し上げます。

それでは、決算書の11ページ、平成26年度沖縄県病院事業報告書をお開きください。

初めに、県立病院の事業概要について。

1、概況の総括事項であります。沖縄県病院事業は、県立北部病院を初め6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営し、医師や看護師等の医療スタッフの確保を図るとともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。

業務状況につきましては、入院患者延べ数が66万

9943人、外来患者延べ数が76万7618人で、総利用者延べ数は143万7561人となり、前年度と比べて1万3571人の減少となっております。

それでは、病院事業の決算状況について御説明いたします。

1 ページ、平成26年度沖縄県病院事業決算報告書をお開きください。

まず、収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、当初予算額に補正予算額を加えた予算額合計535億6744万7000円に対し、決算額は520億9058万143円となり、差額は14億7686万6857円となっております。

これは、第1項の医業収益において差額が19億2479万3941円となったことが主な要因であります。

次に、支出の第1款、病院事業費用は、当初予算額に補正予算額などを加えた、予算額合計560億4403万5000円に対し、決算額は533億6346万4855円となり、地方公営企業法の規定による繰越額は345万2481円となっております。

不用額は26億7711万7664円となっております、これは第1項の医業費用において、23億6366万5888円の不用が生じたことが主な要因であります。

2 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、当初予算額に繰越額に係る財源充当額を加えた予算額合計37億6081万1000円に対し、決算額は34億705万6715円となり、差額は3億5375万4285円となっております。

これは、第1項の企業債において、2億9670万円の借入れの減があったことが主な要因であります。

次に、支出の第1款資本的支出は、当初予算額に流用増減額などを加えた予算額合計61億1963万7000円に対し、決算額は57億4411万3971円で、地方公営企業法の規定による繰越額は2億8922万3449円となっております。

不用額は8629万9580円で、これは第1項の建設改良費の執行減などが主な要因であります。

3 ページに移ります。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの損益計算書について、医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した442億5103万3382円で、医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した489億7282万2170円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は47億2178万8788円となっております。

医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で73億2503万8988円となっております。

4 ページをお開きください。

医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した21億1869万2402円で、医業外収益から医業外費用を差し引きますと、52億634万6586円の利益を計上しております。

当該利益の52億634万6586円と、3 ページで説明した医業損失47億2178万8788円を加味した経常利益は、4億8455万7798円となっております。

特別利益は4億2452万563円で、特別損失は29億730万465円となっており、差し引き24億8277万9902円の損失を計上しております。

当該損失と経常利益を合わせた当年度純損失は、19億9822万2104円で、当年度純損失と前年度繰越欠損金170億1915万7567円を合計した額から、会計制度の変更による、その他未処分利益剰余金変動額148億7284万5863円を差し引いた当年度未処分欠損金は41億4453万3808円となっております。

5 ページに移ります。

剰余金計算書について、表の右の欄、資本合計をごらんください。

前年度末残高は、619億3233万241円で、前年度処分額がゼロ円であることから、処分後残高は前年度末残高と同額となっております。

処分後残高の下段、当年度変動額は施行規則による変動などにより、マイナス578億2409万9110円で、処分後残高を合わせた資本の当年度末残高は、41億823万1131円となっております。

下の表の欠損金処理計算書について、表の右の欄、当年度末残高の未処分欠損金は41億4453万3808円で、これにつきましては、地方公営企業法の規定に基づき、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6 ページをお開きください。

平成27年3月31日現在における貸借対照表について、まず資産の部における固定資産について。有形固定資産は、土地が45億8844万2289円、建物が265億9417万9258円で、無形固定資産、投資を合わせた固定資産合計は、394億6497万2677円となっております。

流動資産について、現金預金が80億828万7857円、未収金が105億4643万9713円で、貯蔵品、前払費用などを合わせた流動資産合計は192億3996万1354円となっております。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、587億493万4031円となっております。

8 ページをお開きください。

次に、負債の部における固定負債について。企業債278億4112万5527円、他会計借入金24億円、リース債務、引当金を合わせた固定負債合計は、313億2536

万5364円となっております。

流動負債は、一時借入金がゼロ円、企業債が32億1223万3870円で、他会計借入金、リース債務などを合わせた流動負債合計は、98億2815万4358円となっております。

なお、会計制度の変更により、企業債、他会計借入金及びリース債務については、1年以内に償還を迎えるものは流動負債、その他は固定負債に計上しております。

繰延収益について、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益の合計は、134億4318万3178円となっております。

固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、545億9670万2900円となっております。

9ページをお開きください。

資本の部の資本合計は、18億7858万4732円となっております。

剰余金について、資本剰余金は受贈財産評価額や寄附金などで、資本剰余金合計は63億7418万207円、利益剰余金はマイナス41億4453万3808円で、剰余金合計は22億2964万6399円となっております。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、41億823万1131円で、これに8ページ最下段の負債合計545億9670万2900円を加えた、9ページ最下段の資本合計は、587億493万4031円となっております。

以上で、平成26年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じま

すので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 主要施策の成果に関する報告書83ページからいきたいと思います。

がん予防対策推進事業というものがあるのですが、どのようなことが行われているのかと。例えば、きのうテレビを見ていたら、乳がんの罹患率がすごく高くなっていて、そして2人に1人はがんになるとか、こういうことが流れてきまして、やはりがん対策というのはしっかりやらないといけないというのが私の思いです。今、県が取り組んでいる対策事業というのはどういうものがあるのか、お願いします。

○糸数公健康長寿課長 ただいま御質疑がありました、がん予防対策推進事業につきましては、がんの予防に係る事業になっております。内容としましては、1つはがん登録といって、病院などでがんと診断された方全てを1つのデータとして登録し、がんがその後どうなったかという調査研究をするような事業がございます。

それからもう一つは、沖縄県生活習慣病検診管理協議会という、がんに関する専門の先生方に来ていただきまして、毎年行われているがん検診についての受診率、あるいは精密検査になった人がきちんと受診してるかという、協議を行う事業がございます。

もう一つは、やはりアルコールもがんに影響するということから、県民に適正な飲酒を呼びかけるために、平成26年度はスマートフォンのアプリを使いまして、節酒カレンダーという、自分でアルコールを飲んだ量を記録するものを開発したということで、この3つの事業となっているところでございます。

○狩俣信子委員 がんにかかった人は登録をして追跡調査するわけですね。でも、生活習慣病とかそういうのでやって、これを受ける人はいいのですが、広く啓発していくために一要するに、がんは早期発見、早期治療だと思うものですから、そこらあたりの取り組みはどのようになっているのでしょうか。例えば、乳がんとかでしたら、ピンクリボン運動などをしたりしていますよね。そういう何かがあるのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 がんにつきましては、早期発見、早期治療というのが非常に重要になってきて

おり、今、市町村でがん検診を、集団あるいは個別で行っていきまして、委員のおっしゃる乳がんについても各市町村で実施されているところです。沖縄県の課題としましては、検診の受診率が、目標は50%という数字を掲げているのですが、まだそこに届かないということがあったり、あるいは他県に比べるとがんが見つかる時の状態が、かなり進んだ状態で見つかる人がやはり多いということで、それをもっと早い時期に見つけることができれば、治療も可能になるということで、そのような課題がございます。もう一つは、精密検査になったけれども、病院で受診しないという課題もありまして、せっかく検診を受けたのにそれが治療に生かされないという課題がありますので、それについては実施主体である市町村とどのようにして検診を受けやすい状況をつくるか、あるいはどのようにしてきちんと精密検査に導くかということをいろいろ検討しているところです。

○狩俣信子委員 沖縄県の特徴は進んでから受けるということがありまして、助かるべき命も助からないということもきっと出てくるだろうと思います。そこらあたりをどう啓発していくかというのは、県にも早期発見、早期治療に係る大きな責務があると思いますので、これについてはいろいろながんがありますが、しっかりと対応していただきたいと思います。いろいろな習慣をつくるか、いろいろやっていただきたいと要望しておきます。

次に、85ページ、特定不妊治療費助成事業について。平成26年度は、何名ぐらいが受けて、成果があったのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 県では、平成17年から特定不妊に対する治療費の助成を行っているところです。平成26年度につきましては、那覇市を含んだ数になりますけれども、1143組の方が合計1855件の助成を受けております。この事業だけで妊娠に至った例というのはデータがないのですが、それ以外に助成を受けていなくても特定不妊治療を受けている方もいらっしゃるのです、県内全体の特定不妊治療により妊娠に至った件数は、528件ということで、前年が479件ですので、49件増加しているという傾向がございます。

○狩俣信子委員 助成を受けるために、収入要件等がありましたか。幾らまででしたら受けられるのですか。

○糸数公健康長寿課長 助成の要件につきましては、まず法律上の婚姻をしている夫婦、それから夫婦のどちらかが県内に住所があること。今、御指摘の収入につきましては、夫婦の合計所得が730万円未満と

決めさせていただいております。それから指定の医療機関が県内で7つあるのですが、そちらで治療を受けるということが要件になっております。

○狩俣信子委員 次に、87ページ、自殺対策緊急強化事業について。自殺する方は例年300人前後いたかと思うのですが、この3カ年間ぐらいはどのように変化してきたのでしょうか。

○糸数公健康長寿課長 自殺者の推移について、この3年間は、平成24年が267名、平成25年が278名、平成26年が284名ということで、3カ年で300名は下回っているところです。その前の平成23年が380名ほどおりましたので、一旦減少はしたのですが、その後は少し横ばいか、微増という状況で推移しております。

○狩俣信子委員 例えば、県として、自殺を未然に防ぐために、どういう対策をとっていますか。

○糸数公健康長寿課長 自殺につきましては、いろいろな身体的要因、あるいは精神疾患、あるいは社会的要因が原因であると言われておりますので、県においては、それぞれ課題を共有して、取り組みを進めていくという、自殺対策の連絡協議会がございます。保健医療の関係者ももちろんですけれども、産業カウンセラーであるとか、あるいはいのちの電話であるとか、あるいは弁護士会、司法書士会と法律的なサポートもできるような方々に集まっただいて、その中で課題を共有して取り組みを進めているところです。県が行っている自殺対策というのは、平成21年に国が自殺対策緊急強化基金というのを設けまして、平成26年までその基金を使った事業が行われておりました。そして、県で基金を予算化して、主に市町村あるいは先ほど申し上げた関係機関が事業をする際に補助をするという形で、対面の相談であったり、あるいは電話相談—いのちの電話などはそうなのですが、そういう電話相談や人材育成、それからゲートキーパーといういろいろな人が相談に乗れるような普及啓発などを行っているところでございます。

○狩俣信子委員 次に、88ページ、医師確保対策について。例年、いつも小児科とか、産婦人科とか、獲得しにくい状況の中で、大学に出かけて行ったり、県外に出かけて行ったり、御苦労は大変だと思いますが、現在、この事業はどのようになっていますか。

○大城直人保健医療政策課長 平成27年の当初予算で言いますと、21事業で23億円の事業を行っております。

○狩俣信子委員 費用ももちろんですが、具体的には、どんな対策をやっているのでしょうか。

○大城直人保健医療政策課長 まず、離島に医師を派遣する際に、母体の病院が派遣した逸失利益を負担する、これが大体6億円です。そして、代替医師の派遣のために、知事部に医師を2名配置しまして、研修等で離島をあけた場合に、代替派遣として医師を派遣しております。

○狩俣信子委員 例えば、県立北部病院—北部病院では産婦人科医が足りなくて、今回、4名になったという話で喜んでいますが、各病院に医師や看護師などがきちんと派遣されていないと地域の医療というのは不安で大変ですよ。この医師確保対策事業で、そこらあたりの補いがきちんとできていると受けとめてよろしいのでしょうか。

○大城直人保健医療政策課長 まず、離島の県立宮古病院—宮古病院、県立八重山病院—八重山病院、そして各診療所など、そういうところを重点的に行っています。北部病院については、いろいろ医師の定着がございまして、課題はありますが、知事部としては、特に離島の診療所の医師確保に努めているところでございます。

○狩俣信子委員 現在、医師が不足しているところはどこがありますか。

○篠崎裕子県立病院課医療企画監兼保健医療政策課副参事 現在、診療制限をしている診療科は4つあります。1つが県立南部医療センター・こども医療センター—南部医療センターの泌尿器科、それと宮古病院の眼科、それから八重山病院の脳外科と眼科です。

○狩俣信子委員 南部医療センターの泌尿器科というのは、医師不足の期間が結構長いですよ。それは医師の補いが難しい状況ですか。

○篠崎裕子県立病院課医療企画監兼保健医療政策課副参事 何年か前からいろいろな大学を当たっていますが、なかなか泌尿器科の先生が見つからないということで、一応外来は閉じていますが、院内の泌尿器科にかかわる患者に対しては、宮古病院からの応援と、以前そちらに勤めていた先生の応援によって、2週間に1度ずつの応援体制で支援してもらっています。

○狩俣信子委員 いろいろ御苦労はあるかと思いますが、やはりそこはしっかり充実させていくことが大事だと思います。とりわけ、八重山病院では脳外科の先生もいらっしゃらないということを知りましたら、何かあったときにヘリコプターが来るのかと心配したり、地域の中に脳外科の先生が一般開業でいらっしゃるなら少しはいいと思いますが、早くそういうことは充実できるように、御苦労だと思いま

すが、頑張ってください。

次に、91ページ、看護師等確保対策事業ですが、看護師数の現状どうなのでしょう。そして、充足率はいかがでしょうか。

○大城直人保健医療政策課長 まず第7次看護職員需給見通しにおきましては、これは平成21年の調査ですが、平成21年度は1万8125人の需要数がございました。その当時の見通しでは198人足りないということになりましたが、現在、1万9097人の看護師等業務従事届があり、当時の需要に比べて1000人程度上回った人数が従事しているという状況です。

○狩俣信子委員 それを聞いて安心いたしました。

次に、94ページ、救急医療用ヘリコプターの活用についてですが、これは年間何回ぐらい発動していますか。

○大城直人保健医療政策課長 平成26年度の搬送件数につきまして、実績で411件になっています。

○狩俣信子委員 主にどういうところからの搬送ですか。

○大城直人保健医療政策課長 411件の内訳を言いますと、まず、北部圏では伊江島村立診療所が一番多く、33件。トータルでは110件となっています。中部圏では金武町が24件と多く、トータルで38件。南部圏は久米島が88件と多く、トータルで175件となっております。

○狩俣信子委員 次に、病院事業局にいきたいと思えます。

沖縄県病院事業会計決算審査意見書4ページ、新八重山病院整備事業について。県立新八重山病院の建設に伴い、多額の資金が必要になるということで、経営が厳しくなるだろうと言われておりますけれども、現在、新八重山病院の建築の進捗状況はどうですか。

○幸喜敦県立病院課副参事 新八重山病院の新築移転に向けては、平成26年度に基本計画を策定して、設計業務に着手し、ことし6月末には設計を完了しています。平成27年9月に工事発注のための一般競争入札を実施したところですが、設備は落札したものの、建築工区が不調となったため、現在10月下旬の再公告に向けて手続を進めているところでございます。

○狩俣信子委員 以前の文教厚生委員会の中でも出たのですが、建築費が余りにも安いのではないかという指摘もあつたりして、受けるところは大丈夫なのかと心配しておりますが、第2回目に挑戦なさるので、これがうまくいくように、何かありましたら、どうぞ。

○**幸喜敦県立病院課副参事** 今回、第2回目は参加の自由度や新しい単価の見直し等を行い、再度挑戦したいと考えております。

○**狩俣信子委員** 次に5ページ、未収金対策について。これは毎年出てきて、病院事業局もいろいろ改善をしていらっしゃるようですが、19億円ぐらい残ってしまいますね。前年に比べて少しふえたということですが、これは既に実施していること以外で何か方法はないものかと思っておりますが、アイデアがありましたらお願いします。

○**真栄城守県立病院課経営企画監** 未収金につきましては、委員の御指摘のとおり、平成26年度につきましては前年度より増加をしております。取り組みとしましては、従来から行っております、未収金を未然に防止する対策としまして、専任の未収金担当職員の配置ですとか、メディカルソーシャルワーカーによります相談業務の強化といったものを行っております。それから、発生した未収金の回収につきましては、督促業務の効率化ですとか、法的措置の実施といったことも含めて、対策をとっているわけでございます。それ以外に、クレジットカードの活用ですとか、あるいはコンビニ払いの導入とか、そういった形で現場と病院事業局で協力しまして、未収金の対策に努めているところでございます。

○**狩俣信子委員** 困っている方から取るということも大変なのですが、そこらあたりは御配慮の上なのでしょうか。要するに、未収金を集めてほしいのですが、困っている人を追い詰めないでほしいという気持ちもあったりして、これを見たらとても複雑な気持ちになります。これは感想だけ述べておきます。

次に、10ページ、かかりつけ医の制度について。あちこちの県立病院で患者数が減ったということで、それはかかりつけ医との連携によるということですが、このかかりつけ医の制度というのは、どのぐらい浸透して、どのぐらい活用されているのでしょうか。

○**伊江朝次病院事業局長** かかりつけ医制度というのは、要するに、病院の外来で診る患者と自宅近くの身近な先生に診てもらう患者に分けようということで、病院の負担にならないようにする制度でございます。ですから、基本的に病院としては、慢性期といいますか、落ちついた方、急性期の対応をしなくてはいけないような患者ではない人たちをできるだけ地域の先生方に診ていただいて、必要なときに病院と連携して診るという形で役割分担をしようということをやっております。今、数字としてどのぐらい浸透したかというものは持ち合わせておりませ

んが、患者の状況に応じてそのようにしむけているという状況でございます。

○**狩俣信子委員** 次に、16ページ、収益的収入に係る繰入金について。毎年毎年、病院事業局で繰り入れがどのぐらい必要かといったことがあるのですが、これを見ますと47億円余り繰り入れしております。前年に比較して、7170万4888円減少したとあるのですが、この繰り入れのやり方はどのようにして決めて、病院事業局はどのような額を希望として出していらっしゃるのですか。

○**真栄城守県立病院課経営企画監** 一般会計からの繰入金につきましては、地方公営企業法に基づきまして、いわゆる県立病院で行っております不採算医療とか、政策的な医療といったものの実施に際しまして、その不採算部分といったものを一般会計繰り入れで見ているからという趣旨でもって繰り入れをしていただいています。細かい算定方法については、確たるルールはない状況ですが、主には総務省通知で示されております、繰出基準に項目がございますので、その項目ごとに政策医療の実施に伴う収支差といったものを算定して、その収支差をもとにした計算でもって繰り入れをしていただいています。病院事業局として、この算定については、財政当局と事前に調整をしながら算定をしておりますので、こちらのほうで要求しました額については、全額が繰り入れられている状況でございます。

○**狩俣信子委員** 要求した額が全部入ってきたということを知ってほっとしたのですが、毎年不足ということがあるので、皆さんがしっかり経営できるような繰入額が必要だろうと思います。毎年要求どおり入ってきているということなのですね。

実は、きょうは、各県立病院の院長先生いらしているということで、時間も少ししかありませんが、それぞれ何か各病院で一番これが困っていると、これを訴えたいということがありましたら、一言ずつお願いします。

○**仲間司北部病院院長** 今、北部病院で一番困っていることは看護師の欠損です。看護師の数が足りておらず、実際、12床のベッドを入院制限するような状況になっております。今後、このままいきますと、また看護師が減るのではと危惧をいたしまして、今は看護師の確保を一番重要と考えております。

○**上原元中部病院院長** 当面の課題としては、ハード面ですが、県立中部病院—中部病院の建物は平成13年に現在の本館が建てられ、それから10年以上経過しております。しかも、現在では職員が1000人を超しまして、非常に大世帯となっております、いろいろな

外来の診察室や医局の机、会議室、更衣室など、あらゆる部署で非常に手狭になってきております。それから南棟においては、今の新棟が建設される時にいろいろな事情がありまして、200床が残されたわけですが、本館と南棟は長い坂のある廊下でつながっていきまして、診療などで非常に不便をかこっております。しかも、建物が築34年たちまして、新しい耐震基準を満たさなくなっております。それから、中部病院は災害拠点病院に指定されておりまして、ヘリポートを構内に設置しなければいけないという条件がありますが、現在の状況では構内に設置できず、少し離れたうるま市州崎というところに設置してあります。そういうもろもろのことを考えまして、新しく全面的に病院の新築を考えないといけない、そして早急にその計画を立てないといけないと思っております。

○我那覇仁南部医療センター・こども医療センター院長 やはり、各病院とも人員定数の確保が一番大きな問題ですが、医師、看護師、薬剤師、それから臨床工学技士、この中で私たちの病院で一番困っていることは、看護師の不足です。民間の病院でも看護師の確保にはいろいろ工夫をしていて、ことし私たちがやったことは、変則2交替体制というのを1つの病棟でやりました。最近の若い看護師は、ワークライフバランス、自分の時間を大切にしたいということが非常にありまして、そういった意味で、これは9カ月の試行を経ての本格的な導入になりました。こういったことを今後もフレキシブルに考えていく必要があるのではないかと。それから、もう一つ。今、最大の問題は、産休の補充です。それが難しい。これは何かと言いますと、産前産後は、各8週間、計16週の産休があります。しかし、これに関しては、基本的には臨時任用という補充はなく、嘱託でしかできないのです。嘱託で採用する、そのキャンディデイトがほとんどいない。要するに、準夜とか、深夜になかなか勤務ができないということがあります。特に、うちの病院では若い看護師が多いのですが、産休に入られる方がことしは毎月10人ぐらいいます。こういった方を補充するためには、臨時任用とか、あるいは現在正職の看護師が準夜勤、深夜勤を担当しなければいけないものですから、やはり過重労働になります。ということで、今は特に産休の補充を臨時任用枠という格好でやっていただければ、そういった看護師は補充できるのではないかと考えます。さもないと、あと数カ月たちますと、結局は病棟の縮小などにつながりますので、これは非常に喫緊の問題として、ぜひ真剣に考えても

らいたいと思います。

○上原哲夫宮古病院院長 当院も一応3年前に新築しまして、ことし3年目に入りましたが、やはり病院が新しくなると患者さんもふえてきて、検診もふえてきているということで、非常に業務量がふえてきております。その割に、看護師などがまだ補充ができていないということがありまして、その辺がこれからの課題となっております。一応、建物は新しくなりましたが、返済能力に対応したコンパクトなつくりとなっているものですから、業務量が多くなっているということ、それから研修医がふえてきましたので、スペースが狭くなってきているということがありまして、また二、三年以内に増築を考えないといけないのかということも考えております。あと、人員のところ特に看護師ですが、先ほども南部医療センター院長からありましたように、離島においても、産休、育児休暇、それともう一つ研修制度といえますか、看護師資格を取るために6カ月ぐらい休むということがありまして、そういうところの補充ができていないと。特に臨時任用であっても、本島に比べて離島はさらに厳しく、確保が困難というところがあります。その辺が一番に問題となるところだと思います。

○依光たみ枝八重山病院院長 やはり、今、八重山病院の一番大きな課題は、平成29年に開院予定と言っている新八重山病院が本当に建つのかどうかということです。今、県立病院課副参事から再入札のお話がありましたが、そのときに本当に入札できるのかどうか、そして、開院までの2年半の間に築35年たった病院の機能が維持できるかどうかということが一番心配しております。それから、ことしはどのようなわけか、八重山諸島に台風が5つ来まして、特に台風15号では、駐車場の壁が飛ばされたり、救急室の廊下側の壁が落ちたり、それから手術室の空調ダクトが破損したり、医局の壁に水が入ってきたりなどして、そこは先週ちょうど修理が終わったところですが一時使えなくなりました。そういうことで、補修するところが非常にふえてきています。そこで、修理費などの増大と、それから診療に支障が出ているということが、今、一番大きな課題として挙げられております。

○砂川寿美子精和病院副院長 県立精和病院一精和病院は、昭和61年に新築されて、築24年経過しております。施設設備の老朽化が著しく、設備機器の部品とかが製造中止になっているという箇所が多いものですから、老朽化対策でいろいろ予算が使われているという現状があります。このような老朽化対策

だけでなく、患者のアメニティーとか、医療機能の向上に向けた改修がこれから必要かと考えております。さらに、増収に向けた取り組みといたしますか、それを行うためにも、精神保健指定医や作業療法士、精神保健福祉士の安定的な確保が困難な状況にありますので、欠員補充や業務応援の嘱託職員と非常勤職員の処遇改善が求められているかと思っております。

○狩俣信子委員 今、聞いただけでも、看護師不足もさることながら、医師不足、新八重山病院が本当にできるのかという心配など、各病院でたくさん大変な問題を抱えていらっしゃると思いますが、そのことについて病院事業局長一言よろしく願います。

○伊江朝次病院事業局長 県立6病院について、新しくできたところもありますけれども、古いところも含めて、時代に適応できるような状況にするために、やはり適切な修理、あるいは今後の新築への構想とかも急いで準備しなくてはいけないと思っております。それから、人的な面では、やはり病院には若い看護師が多く、出産適齢期という方々が多いわけですから、少子化対策の面でも、その辺がスムーズにできるよう、環境整備に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○狩俣信子委員 その他、いろいろなところの要望が出ていましたので、それをしっかり受けとめてやっていただきたいと思っておりますし、それから産休で休む看護師の補充には、嘱託職員では難しいというお話がありました。そこらあたりは、しっかりと改善が必要だと思っておりますので、よろしく願います。

○呉屋宏委員長 新田宜明委員。

○新田宜明委員 あらかた狩俣委員が、質疑をいたしましたので、少し細かくまた聞かせていただきたいと思っております。

沖縄県病院事業会計決算審査意見書の12ページに職員数の記述があって、現員と条例定数の開きがあります。それで、表9の2の現員ですが、医師、看護部門職員、医療技術員、それから事務職員及びその他職員とありますけれども、具体的に、定数に満たない、各病院の職種ごとの欠員数を教えていただきたいと思っております。

○津嘉山朝雄県立病院課長 沖縄県病院事業会計決算審査意見書の数字でいきますと、平成27年3月31日現在、全体の欠員が79名で、医師が51名の欠員、それから看護師はゼロとなっております、コメディカルが33名の欠員となっております。若干の増減がありまして、先ほど申し上げた79名とは一致しない部分がありますが、大きな職種としてはそういう形になっております。各病院ごとですと、北部病院

は医師が14名、それからコメディカルが3名の欠員。中部病院は医師が3名、コメディカルが15名の欠員。南部医療センターは医師が12名、コメディカルが9名の欠員。宮古病院は医師が11名、コメディカルが3名の欠員。八重山病院は医師が10名、コメディカルが2名の欠員。精和病院は医師が1名、コメディカルが1名の欠員となっております。

○新田宜明委員 欠員状況について、どのように対策を立てるおつもりでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 条例定数と差があるという件は、例えば、薬剤師とか職種によって非常に確保が困難、あるいは数年の段階的に採用していくという計画でやっておりますので、若干そういった条例定数との差はあります。特に今、問題なのは、やはり薬剤師です。大幅増員をして、一応は定数で確保しましたが、応募者が少ないという状況がありまして、病院の体制をいろいろ広げていきたいところですが、なかなかそれが難しいという状況がございます。それから医師とか、先ほどから話題になっております看護師不足に関しても、できる限り辞退者を少なくするというところで、いろいろ努力しておりますが、なかなか例年、辞退者の数が余り変わらないということで、非常に難しい状況にあると考えております。しかしながら、やはりこういったところは、辞退者の動向とか、なぜ辞退するのかということも含めて調査をし、原因をしっかりと解消して、不足の状況を改善していきたいと考えているところでございます。

○新田宜明委員 私は、県議会議員になって3年目ですけれども、こういった医師不足、コメディカルの不足状況というのは、毎年同じ議論をしているような、毎年毎年改善されていないような感じがします。私は豊見城市に住んでいますが、病院や医院等がたくさんありまして、こういった医療関係については非常に満足していますが、そこは医師や看護師等が非常に充実しているのです。これは何だろうかと思うのですが、やはり公務員医師とか、公務員の看護師、その他のコメディカルの職種は、勤務条件に対して待遇が悪いのではないですか。だから来ないのではと思うのですが、どうなのでしょう。

○伊江朝次病院事業局長 今、委員のおっしゃった病院というのは、地域の民間病院のことを述べられていると思うのですが、そこが県立とは違うところでして、県立は6病院あるということ、それから異動、転勤があるということです。そこはやはり大きな違いだと思います。ですから、なるべく職員の状況、家庭環境などをしっかり考慮しながら人事異動

を考へてはありますが、やはり宮古病院、八重山病院、北部病院などにしっかりと人材を配置するためには、公務員として異動は避けられないということがあります。そういうところが一番大きなハンディになっているのではないかと考へております。

○新田宜明委員 結局のところ、政策的判断、配慮がないと県立病院は維持できないということですよ。ですから、経営的に大変厳しいという側面もありますけれども、ただ経営重視だけでは県立病院は維持できないという結論だと思っております。特に離島県ですから、その辺の政策判断、政治判断が非常に重要だと思うのですが、こういった政策判断が非常に重要な県立病院の人員確保、経営の問題を含めて、保健医療部長でこういった問題については、きちんと現場の話を受けとめて、さらに庁議等に上げるという、こういう仕組みはとれるのでしょうか。

○仲本朝久保健医療部長 現場といいますか、もちろん私も各病院に視察なり、お話を聞くことはありますが、基本的には、まず病院事業局で整理をしまして、それから調整に図るということでございます。

○新田宜明委員 病院事業局長は、庁議メンバーですか。

○伊江朝次病院事業局長 そうであります。

○新田宜明委員 きちんと現場の実情を、そういった庁議等にもっと訴えるべきではないでしょうか。こういう状況をそのまま放置していると、県立病院を維持していくことはかなり難しいのではないのでしょうか。民間病院では、ぼんぼん新しい機器を導入したり、医師あるいは看護師とか、いろいろな体制が充実してきているわけです。そういう中で、医療水準を下げずに県民の医療の確保をするということは、大変難しそうな感じがして、これはやはり政治判断、政策判断が非常に重要になってきますので、この辺はしっかりと訴える決意をこの場で述べていただければ、私たちもうんと応援したいと思っております。知事が県立病院を堅持すると公約していますので、その辺を明確にまず意思表示していただければ、私はあと5分残していますけど終わります。

○伊江朝次病院事業局長 私も県立病院課に来て6年目になりまして、大体県庁の様子もわかってきたつもりではございます。そういうことも踏まえて、長年病院現場で勤めた立場ですから、現場の皆さんの思いもしっかり吸収して、三役あるいは他部局とも意見交換をして、少しでも県立病院がよくなるように頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆さんの御協力もよろしくお願ひします。

○呉屋宏委員長 赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 保健医療部からお聞きします。

歳入歳出決算説明資料4ページ、不用額16億9951万2720円の額は例年並み、そういう推移なのかも含めて御説明ください。

○仲本朝久保健医療部長 保健医療部所管の一般会計の不用額16億9951万2720円は前年度と比較しまして、2億7410万1853円、率にして19.2%の増となっております。

○赤嶺昇委員 不用額が約17億円ですよ。これは仕方がないことなのですか。結構な額ですが、これについて課題は何ですか。

○仲本朝久保健医療部長 実は、この不用額の大きなものというのは、例えば後期高齢者医療負担金等事業費、これは医療給付費等の実績が上がってきて、それに対する負担金となりますが、その動向のつかみ方、それから実績が上がる時期、それがずれ込んでいくということ。それから、医療費に関連する扶助費とかいろいろなものがあります。例えば、インフルエンザとか、そういう流行があったりなどで、医療費の見込み方がなかなか難しく、例年多額の不用を出しております。できるだけ2月補正に間に合わせて、市町村なり、その動向をつかむことにしていますが、どうしても上半期の執行状況、実績を見ながら、後半を立てるということで、ある意味少しつかみかねているという状況でございます。

○赤嶺昇委員 見込みも難しいということですが、なるべく不用額を余り大きくしないように努力していただきたいと思ひます。

次に、主要施策の成果に関する報告書81ページ、長寿復活健康づくり事業でいろいろされていて、一気にその成果は出るものではないですが、現在、本県の平均寿命の全国的な順位をまず教えてください。

○糸数公健康長寿課長 一番最近のデータは、平成22年の平均寿命のデータでして、都道府県別の平均寿命の順位ですが、男性が30位、女性が3位ということで、女性が初めて1位から落ちたということがあります。

○赤嶺昇委員 これは平成22年が一番新しくて、今はもうわからないということですか。

○糸数公健康長寿課長 これは5年ごとに生命表という計算を国が行いますので、次は平成27年のデータを用いて、恐らく発表があるのは平成29年あるいは平成30年の最初のころになると思ひます。

○赤嶺昇委員 次に、83ページですが、がんの本県の状況、全国との比較を教えてください。

○国吉秀樹保健衛生統括監 がんの罹患の状況は、先ほど言った登録であらわされます。沖縄県の男性

で一番多いのが大腸がん、2番目が肺がん、3番目が前立腺がんとなっています。女性は1番目が乳がん、2番目が大腸がん、3番目が子宮がんでございます。全国の場合、男性1位は胃がん、2位が大腸がん、3位が前立腺がんになっています。女性も順位が違まして、罹患は全国では乳がんが1位、そして2位が大腸がん、3位が子宮がんとなっています。

○赤嶺昇委員 がんの種類以外に、がんの罹患率について、本県と全国との違いはどうなっていますか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 罹患は、直ちに比較は難しいのですが、死亡で言いますと、例えば男性のがんによる死亡で一番多いのは肺がんですが、これは全国で5位ということで、少ないほうから5位ということになります。それから、大腸がんが2位なのですが、これは全国で43位ということで、少ないほうから43位になります。3位は肝がんではありますが、これは全国が少ないほうから数えて19位ということになります。女性のがんによる死亡1位は乳がんですが、これは全国で32位です。それから2位の大腸がんですが、これは順位が悪くなっておりまして全国で46位であります。そして、3位の子宮がんは全国順位が45位となっております。

○赤嶺昇委員 続いて、94ページ、救急医療用ヘリコプターの活用ということで、ドクターヘリについてですが、運用実績を教えてください。

○大城直人保健医療政策課長 平成26年度の搬送実績は411件となっております。

○赤嶺昇委員 今、社会医療法人仁愛会浦添総合病院一浦添総合病院が運用していると思いますが、赤字は幾らですか。

○大城直人保健医療政策課長 昨年、平成26年の補助をし、また沖縄振興一括交付金―一括交付金の補助をした上で、差額として1200万円程度がございませぬ。

○赤嶺昇委員 県のドクターヘリを運用して、病院が1200万円の赤字ですよ。おかしくないですか。

○大城直人保健医療政策課長 昨年は、国庫補助についても内示減があった中で、3000万円程度の財源を振りかえて、県で負担しました。おっしゃるとおり、できるだけドクターヘリを運行している病院が赤字がないように調整していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 浦添総合病院が今まで赤字負担した総額を教えてください。

○大城直人保健医療政策課長 総計がなくて、大変申しわけありませんが、ドクターヘリは平成20年から運行してございまして、780万円程度。そして平成21年

が3600万円、平成22年が4500万円、平成23年が4900万円、平成24年が2700万円、平成25年が1600万円、そして先ほど言いました平成26年が1200万円ですので、その総計になります。

○仲本朝久保健医療部長 間違いでしたら失礼しますが、1億9618万3000円となります。

○赤嶺昇委員 県のドクターヘリの運用を社会医療法人仁愛会が請け負って、約2億円の赤字を出させている。これはほかの病院ができないことだと思います。県が委託をして、2億円ぐらい赤字を出させるということは非常に問題だと思います。このことはかなり以前から指摘をしていて、県が穴埋めをするのが筋だと思いますが、いかがですか。2億円の赤字を純粋に出させるということが、どれだけ大きな負担を強いているか。皆さんは甘えているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○仲本朝久保健医療部長 ドクターヘリについては、救命救急センターを開設している病院に補助金を出すという形で運行をしております。今、御案内しましたように赤字が続いております。県としては、平成24年度から、通常の国庫補助では見られないようなものについて、沖縄県の特例事情ということで一括交付金を活用して、赤字縮減に取り組んでいるところでございます。今後も赤字の縮減についてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 県から1200万円を早急に穴埋めをするということは、法的にできないのですか。

○仲本朝久保健医療部長 法的な部分では、特に問題はないと思っております。これは補助事業という形になっておりますので、国庫補助側が基本的には2分の1、その2分の1を県が負担して出しているという形でございます。それから先ほどありましたように、平成26年度は国庫補助金もなかなか全国で予算がつかずに縮減されたことがありまして、その分については一般財源で負担をして、その分を補っているということがございます。その上で、今後ともいろいろな方法があると思いますが、一括交付金の活用、それから県独自のものができるとかどう含めて今後の検討ということになります。

○赤嶺昇委員 補助事業という言い方をすると、もうやりませんと言ったときに、こういう赤字を出して受ける場所はありますか。

○仲本朝久保健医療部長 これまで浦添総合病院においては、ドクターヘリの運行について非常に理解等をいただいておりますので、県としても、引き続き補助事業が継続できるようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 何回も取り上げていますが、総額約2億円、本当はこれもしっかり返したほうがいいのではないかという気持ちです。これを早目に、言いわけを言わないで、赤字を出させないということをやりたいと思います。この辺は、しっかりと来年の予算に向けて決意をお聞かせください。

○仲本朝久保健医療部長 予算等含めて、赤字の解消についていろいろ検討していきたいと思っています。

○赤嶺昇委員 次に、99ページ、感染症対策についてですが、本県のエイズ、H I Vの状況、全国の順位を教えてください。

○系数公健康長寿課長 2014年、昨年1年間のエイズについて、感染した段階の方はH I V感染者、発病された方はエイズ患者として報告をしているところでございます。沖縄県では、H I V感染者が全国で多いほうから3位、それからエイズの患者は人口10万人当たりで比較しますと、エイズは昨年が一番多かったという結果になっています。

○赤嶺昇委員 1位になってしまっている理由は何ですか。

○系数公健康長寿課長 H I V感染症は性行為によって感染をするというのが主な感染経路で、かなり多い状態が平成18年ごろから続いています。感染経路で一番多いのは、男性同性間の性的な接触というのが多く、沖縄県の中では、例えば、商業施設だったり、集まりやすいような環境があったり、あるいはそういう人たちの中で感染を予防することができないような性行為が行われていると見ています。

○赤嶺昇委員 つまり、男性同士のそういった環境が他都道府県に比べて多いということが、要因として皆さんが分析しているところですか。

○系数公健康長寿課長 これは正式なデータがなかなか探せないのですが、一応そういう商業施設が沖縄県に集まっているという情報がございます。ただ、そういう方々についてもコミュニティセンターを利用して、予防についてしっかりと啓発をする事業も行っていますので、感染予防をもう少し呼びかけていきたいと考えています。

○赤嶺昇委員 予防については、若いころから学生たちにも啓蒙が必要だと思いますが、それに対する取り組みを教えてください。

○国吉秀樹保健衛生統括監 以前から、保健所を中心に学校等と連携をしながら、例えば、保健所の医師が行って講演会をやるとか、あるいは保健所の中でCDとか教育用の機材をつくってそれを学校にお渡しするというをやってきています。

○赤嶺昇委員 全国ワースト1位というのは、大変大きな課題だと思います。これを改善していく決意をお聞かせください。

○国吉秀樹保健衛生統括監 第1位ということは非常に課題だと考えております。1つは、正しい知識を持ってもらうということと、それから心配な場合には、早目に検査を受けていただくことが大事です。保健所では検査を無料で行っております。そして、休日や夜間に特別に日を設けてやる、あるいはエイズのキャンペーンをして特別に街頭でやるなど、さまざまな取り組みを総合的に推進しているところでございます。検査件数としてはおかげで全国で一番多い検査の件数にはなっていますが、まだまだ必要だと考えております。

○赤嶺昇委員 病院事業局にお聞きします。

決算書1ページ、不用額について。これも例年このような不用額が出ているのか、推移をお聞かせください。

○津嘉山朝雄県立病院課長 不用額については、新年度の予算を組む場合に最大の収益と、1年間に必要な最大の費用をまず見込んで予算を組んでいますので、例えば、医師が確保できずに収入が入らなかった分、そしてその支出も出なかったということで、今は推移までは持ち合わせておりませんが、例年比較的このくらいの大きな差額が出ています。

○赤嶺昇委員 続いて、北部病院についてですが、最近、産婦人科の医師を確保できたということではなかったかと思っておりますが、過去5年間で北部圏域から産婦人科に緊急搬送された数を教えてください。

○篠崎裕子県立病院課医療企画監兼保健医療政策課副参事 北部圏域から中部圏域とかへの妊婦の搬送状況ですが、平成23年は59件、平成24年は99件、平成25年は75件、平成26年は29件となっています。あと、ことしの7月末現在では、14件と少なくはなっております。

○赤嶺昇委員 今回、医師が確保できたことによって、こういった緊急搬送は改善されると考えていいのか教えてください。

○伊江朝次病院事業局長 今回、4人体制にすることによって、地域における標準的な医療は十分提供できると思います。ところが、やはりハイリスクの分娩や超未熟児出産などの可能性が考えられる場合には、母体搬送とか、出産後に搬送することも考えられます。ですから、機能的には、宮古病院、八重山病院に準ずるような形で運営できればという目標は置いています。

○赤嶺昇委員 続いて、北部病院院長にお聞きしま

す。公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院一北部地区医師会病院との合併等についていろいろ議論されていますが、院長の見解をお聞かせください。

○仲間司北部病院院長 北部地区医師会病院との合併、統合については、地域医療構想が始まっています、2回目が今後始まりますけれども、その中で一応検討することになっていますので、それを踏まえて検討しようと思っております。個人的にどうかと聞かれますと、両方とも救急医療に関してはかなり疲弊しているような状況ですので、その辺のところは早目にやらないと、恐らく北部地区全体の救急に関しては、少し不安なところがありますので、それを解消しようということ、北部地区医師会病院と北部病院との間の交流をまずやっておかなければ、将来何が起こるにしても交流はしなくては行けないだろうと思っておりますので、そちらに力を入れたいと思います。

○赤嶺昇委員 そのまま、北部病院院長、あと宮古病院、八重山病院の院長に聞きたいのですが、7対1看護体制に対する考え方をお聞かせください。

○仲間司北部病院院長 沖縄本島内の200床以上の救急病院で7対1看護体制をとっていないのは、実は北部病院だけでございます。看護師らの採用条件などで、7対1看護体制をやっていますかという意見が出てきていまして、我々としては何年も前から7対1看護体制をやりたいと希望は出しているのですが、いろいろ計算をしますとどうしても赤字になると。そういうところをクリアしなくては行けないということがありますので、それをなんとかクリアしようと、特に、地域包括ケア病棟に7対1看護体制を導入することによって、それがある程度緩和できるのではと考えながら、7対1看護体制導入に向けて、病院事業局あるいは保健医療部との調整をしながら進めているところでございます。

○上原哲夫宮古病院院長 宮古病院におきましても、離島僻地において、看護の質を上げるとか、業務負担を軽減するという意味で7対1看護体制を導入したいと一応は考えていますが、やはり費用対効果がいつも問題になってきまして、7対1看護体制を大きい病院に導入することができるようになったのは、係数とかそういう問題で補填がきくということなのです。例えば、10%の売り上げの補填がきくということがありまして、それが小さい病院になっていけばいくほど非常に困難になってくるということがあります。ただ、離島とかですと、本土から看護師が来るときも7対1看護体制をやっていますかとか、

2交替制ですかとか、そういう勤務条件が移ってきたいときの条件になってきますので、離島僻地においても、なるべくそういうものを入れながらスタッフの確保に役立てていければいいかと思っています。

○依光たみ枝八重山病院院長 今、上原宮古病院院長からもありましたが、我々としても7対1看護体制を導入したいのはやまやまです。しかし、現実的に10対1看護体制もままならないような状況で、果たして新病院に向けても7対1看護体制ができるのかどうか非常に疑問です。八重山病院は宮古病院よりももっと条件は悪い状況にあります。ということで、理想としては7対1看護体制を考えていますが、現実的には10対1看護体制を確保するだけでも大変な現状があるということです。

○赤嶺昇委員 以前から検討するというところでやっていますが、局長の見解をお聞かせください。

○伊江朝次病院事業局長 7対1看護体制は、ある意味、働く看護師たちの現状からいけば、いわゆる目標とする職場環境だと考えております。北部病院、宮古病院、八重山病院がそれをクリアするためには、現状からしましたらかなりいろいろなハードルがあると思います。といいますのは、1つは、例えば7対1看護体制に必要な基準にあります、重症度、医療・看護必要度という基準ですが、これは最初7対1看護体制ができたときはたしか11%だったものが、今は15%です。それから、今度の診療報酬改定で18%ぐらいになるのではないかと予想されます。そういうことも加味しますと、いろいろな病棟の形態や病床数とかまで考慮しないと、なかなかその条件をクリアすることは難しいのではと考えています。今後は、地域医療構想も踏まえた新たな医療体制が考えられますので、例えば、病院単位だけの7対1看護体制ではなく、病棟単位とかという話もちらほら聞かれますので、そういったことも検討しながら、現場としっかりコミュニケーションをとって、今後はそれが実施できるか検討していきたいと思っています。

○赤嶺昇委員 続いて、未収金の額は出ていますが、未請求の状況はどうなっていますか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 現在、未請求につきましては、査定など幾つかの細かい分類がございまして、その中から未請求という数字をはじかないといけない分がございまして、ただいま持ち合わせがないものですから、数字はお答えできない状況でございまして。

○赤嶺昇委員 未請求の実態はあるのですか、ないのですか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 未請求は発生しており、現在もございます。

○赤嶺昇委員 資料で件数、額、過去5年間の推移も出してもらえませんか。

南部医療センター院長にお聞きしたいのですが、新しくなってから何年かかりますが、高額医療機器の状況、そろそろかえないといけない状況についてお聞かせ願えますか。

○我那覇仁南部医療センター・こども医療センター院長 一昨年から特に破格の値段であります、リニアック放射線治療装置は使用して10年になります、修理に膨大なお金がかかります。しかも、当院は特に子供のがん検査機関ということで非常に必要であるということを経営局、それから議員の皆さんともいろいろ話をしてきました。そして時間はかかりましたが、何とかリニアックの購入が一これは現在のものとは随分違う高精度のリニアックでありまして、非常に高額のものになります。今のところ、最終決定はまだ伺っていないのですが、恐らく来年の八、九月といったところで稼働といたしますか、そういうことを目標にしております。

○赤嶺昇委員 本来でしたら、今年度で早目ということだったのですが、これはおこなっているとお理解していいのですか。

○我那覇仁南部医療センター・こども医療センター院長 これには非常に曲折がありまして、一括交付金とか、地域医療介護総合確保基金とか、いろいろな話がありました。一括交付金に関しては、それがうまくいかなかった。地域医療介護総合確保基金で一旦出したのですが、なかなかそれが地域医療構想とは合致しないところがあるのではないかとということで、留保になりました。そこで、2回目のことに関してはまだ結論が出ていないと思いますが、これは地域医療介護総合確保基金からはできないということで、経営局予算で購入するということになりました。

○赤嶺昇委員 病院事業局長にお聞きしますが、6県立病院の高額医療機器について、そろそろ耐用年数が過ぎているものも多々あると聞いていますし、何とか故障を直しながらやっているそうですが、しっかりと医療をしていくために、各病院との連携といたしますか、予算との関係もあると思いますが、要望に対してしっかり対応ができていますか。

○伊江朝次病院事業局長 この件に関しましては、各病院の中で院内調整をして、それを県立病院課の担当としっかり意思の疎通をして、最終的に決めている状況でございます。これはやはり、早くやらな

ければいけないという優先順位をしっかりと踏まえながら、とにかく病院現場の医療機能が麻痺しないことを念頭に置いて考えている状況であります。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時24分再開

○呉屋宏委員長 再開いたします。

それでは午前に引き続き、質疑を行います。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 主要施策の成果に関する報告書84ページ、こども医療費助成事業について伺います。

たまたま手違いで平成25年度のものを見させていただきましたが、かなりの成果を上げているということで、去年よりことは説明も少し少なくなっているようですが、まずはこの事業の概要。そして、平成7年度よりやっていますので、この制度の実施に伴う効果及び今日までの推移について御説明をお願いいたします。

○糸数公健康長寿課長 こども医療費助成事業の目的としまして、子供の疾病の早期発見、早期治療を促すということと同時に子育て支援ということで、子育てをしやすい環境を整えるという意味もございまして、平成7年度から各県内全市町村で行われております。子供が病院にかかったときの通院については、平成27年10月から小学校入学前までのお子様の通院の医療費、それから入院については、中学校3年生までの入院の医療費について市町村が助成をしております。そのうち2分の1の額を県が助成しているところでございます。予算額はこちらにありますように、平成26年度12億4500万円ということで、対象年齢の拡大は徐々に進めてきているところでございます。

○糸洲朝則委員 47市町村、全ての自治体で実施しているということで、健康長寿課長から答弁をいただきました。少子高齢の時代ですので、こども医療費の助成事業というのは、やはり社会としても、あるいは国としても、県としても大きな眼目であるといっても過言ではないくらい大事な事業だと思います。こども医療費助成事業によって、多くの子供たちの病気がかなり改善されていったということですので、今後とも取り組みをしていただきたいと思います。

次に、85ページ、特定不妊治療費助成事業について。これも先ほどのこども医療費助成事業とある面で関連するかと思いますが、特定不妊治療費助成事業に対する県の考え方、あるいは評価、成果等について御説明をお願いします。

○糸数公健康長寿課長 特定不妊治療費助成事業につきましても、平成17年度から行っております。これは一般的な不妊治療とは違い、体外受精だったり、顕微鏡を使つての受精という医療保険のかからないかなり高額な治療になりますので、その一部を国と県が2分の1ずつ助成しているというものでございます。成果と申しますか、年々、助成を受ける方の数は増加しております。先ほど申し上げましたが、平成26年度は1143組の方が助成を受けておまして、平成25年度が1079組、平成24年度が845組ということですので、数がどんどんふえてきている状況でございます。ただ、これは妊娠、出産に絡むことでして、助成の対象年齢について、平成28年度からは43歳未満ということで国も少し助成の枠を設けることになっております。これはやはり、お母さんの体に対する負担が大きいとか、あるいは妊娠が継続できない可能性が高くなるとかという専門家の意見を聞いて、年齢制限を設けるようにしているところであります。県としては、それについて今年度は周知をしているところでございます。

○糸洲朝則委員 ぜひ今後とも頑張ってくださいと思います。

次に、88ページ、医師確保対策について。これも狩俣委員からお尋ねがありましたが、まずは1番目の代診医派遣事業について、これは恐らく離島ということになっておりますが、これについての御説明、そして実績あるいは成果等をお願いします。

○大城直人保健医療政策課長 まず、医師については、中部病院と八重山病院に籍を置いておりますが、実際は知事部で人件費を負担しまして、離島の医師が研修に出かけたりしたときに、離島に代診医を派遣する事業となっております。代診実績が134日という実績になっております。

○糸洲朝則委員 離島にとってみれば、医師がいないということが一番の不安でございまして、このように代診医を派遣するということがありがたいことではございますが、ただ、制度はあっても、代診医派遣ができなかったという例は過去にありますか。

○大城直人保健医療政策課長 本島周辺の離島、例えば、久高島とかでそういう事例はあったと聞きましたが、基本的には、代診医事業で親病院からの派遣も含めて、そういうことが極力ないように努めております。

○糸洲朝則委員 離島診療所等の医師が研修等で不在にするといったことで言われていますので、それは前もってわかることですから恐らく問題はないと思います。したがって、これは抜かりなくやっ

ただきたいと思っております。人間ですから、病気で診察ができないとか、そういったこともあろうかと思っておりますので、そこら辺まで配慮いただければありがたいと思っております。

次に、ドクターバンク及びへき地医療支援機構の運営について。これは、登録医師が135人、派遣人数が2人という実績が出ておりますが、まだこんなものかなど。本当はもっといてもいいのではという思いでこのことを通告をしてありますが、実際はどのようなのでしょうか。特に、登録医師については、推移も含めて、御説明いただきたい。

○大城直人保健医療政策課長 実績を読み上げますと、平成26年度予算額2568万7000円に対して、2568万7000円の実績となっております。登録の内訳については、平成27年3月末で、診療科別では内科60名、外科15名、小児科が2名、整形外科4名、泌尿器科2名となっております。地域別では、県内で13名、県外118名、海外4名。性別では男性120名、女性15名のバンク登録となっております。派遣実績については、国頭村立東部へき地診療所に長期派遣で、平成26年3月から行っています。そして、竹富町立竹富診療所においては、短期支援派遣で週1.5日ぐらいだったと思っておりますが、平成26年8月から平成27年3月まで派遣をしています。

○糸洲朝則委員 特に離島僻地が対象となるし、そこが一番派遣されない場合に困ったことも多いと思うのですが、これについても、ぜひあきがないようにやっていただきたい。

次に、産科医、新生児医療担当医への手当及び離島・へき地への医師派遣に対する補助という項目がありまして、これは6億2493万7000円というかなりの実績額になっておりますが、やはりこういう厳しい状況下の中で手当ををしまして、派遣をすると。あるいは、医師の確保に努めておられるということではございますが、これについても御説明をお願いします。

○大城直人保健医療政策課長 細かい数字は持ち合わせていませんが、述べ人数200を超える人間を、離島に派遣した場合の損失部分を補填しております。当初計画、30医療機関が予定していましたが、実績としては28医療機関の実績にとどまっています。

○糸洲朝則委員 次に、がん患者家族等支援体制強化について伺いますが、これによりますと、例えば、那覇市立病院に1000万円とか、中部病院に1000万円、宮古病院が400万円、八重山病院が400万円等々、そのほか実績が掲げられていますが、これは何を基準に決められるのか、あるいはまたこの5つの予算で

足りているのかということについて、お願いします。

○大城直人保健医療政策課長 まず、地域がん診療拠点病院の事業ですが、那覇市立病院1000万円、拠点病院でございます。中部病院、拠点病院として1000万円。宮古病院については、平成27年度から支援病院から、診療病院に移行します。八重山病院と北部地区医師会病院については、拠点病院並の、がん患者に支援した部分の補填として、それぞれ400万円程度の一般財源での補助をしています。

○糸洲朝則委員 宮古病院、八重山病院とかで放射線治療あるいは高度医療的な設備がないから、そういう患者さんは、沖縄本島に出てこざるを得ないという実情だと思いますが、やはり宮古病院、八重山病院、北部病院、小さいながらも拠点的な、極端な話、県立病院が一番の頼りだと考えます。したがって、ただ金額じゃなくて、なるべく地元で治療が受けられるような体制に持っていくべきだと思います。かつて八重山病院でも、宮古病院でも、放射線治療とかそういったもの等の機器整備ができないかということも伺ったことありますが、なかなかこれも厳しいという話も聞いております。将来的にやはりこういうところまで整備をしていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 どこに暮らしていてもひとしくがんの治療が受けられるということは、大変大事なことだと思います。ただ、放射線治療に関しては、専門医等が非常に少ないということもありますし、機器等を整備しても年間に幾ら幾らと。やはり離島というのは患者さんもそれだけ少なくなっておられますので、費用対効果といたら失礼でありますけど、どうかと。それから、症例数がある程度ないと専門医の方々のスキルアップにならないということもございまして、いろいろなことを総合的に考えていかないといけないと思います。

○糸洲朝則委員 次に、琉球大学医学部附属病院への地域統括相談支援センターという委託事業であります。これについての実績等よろしく御説明をお願いします。

○国吉秀樹保健衛生統括監 幾つかやっていることがございます。主に相談事業でして、ピアサポーターという、患者さんになって、それからしばらくたってサバイバーとして頑張っている患者さんたちを相談役にしまして、実際の悩みにお答えしたり、ゆっくりと話を聞いてあげるといった事業でございます。数が何人というのは手元に持ち合わせていませんけど、拠点病院の大きな仕事として、ぜひ我々も一緒に考えてまいりたいと思っています。

○糸洲朝則委員 2人に1人はがんに罹患する確率があるぐらいですから、最近身近な人ががんで亡くなったり、あるいは見つかったりということを見るにつけ、地域統括相談支援センターの仕事等もかなり重要性が増してくると思うのです。だから、なるべく早く早期発見するためには、そういうところで相談とか、あるいは診察を受けるとか、そういったことが必要だと思いますが、加えましてがん検診の普及啓発について御説明をお願いします。

○国吉秀樹保健衛生統括監 午前中に健康長寿課長からも話があったのですが、がん検診は市町村主体で行っています。市町村が住民に対してカレンダーであるとか、個別通知でありますとか、さまざまな方法で通知をしています。がんの制圧月間というものもございまして、我々は市町村と連携をしながら啓発したり、あらゆる機会を捉えて大切さをアピールしているところです。沖縄県の検診が他県に比べて受診率が悪いところもございまして、さまざまな御意見をいただきながら、もっともっと努めてまいりたいと思います。

○糸洲朝則委員 次に、離島・僻地のがん患者、家族の支援については、いろいろ陳情等も出てきていますが、沖縄本島は南部医療センター近くにきちんとがじゅまるの家があるのですが、この後に続く小規模離島対策ということで私は触れているのですが、先島から陳情があるように、例えば、宮古病院、八重山病院に来る周辺離島の皆さん方、あるいは南部離島一南部離島は沖縄本島に来ますから問題ないと思いますが、この宮古・八重山地域の患者家族に対する支援について今はまだ手を打たれてないと思うのですが、今後の展望も含めて、よろしく願います。

○国吉秀樹保健衛生統括監 今おっしゃるのは、例えば多良間島とかから宮古本島ですとか、あるいは与那国島からと、離島から離島へのお話だと思います。そういう御要望があるのは聞いておりますけれども、実際、何人ぐらいの方々が治療に来られているのかとか、そして来られたときに宿泊をどのようにされているのか、あるいは入院なのか、外来なのかということも実態が今はわかっておりませんので、患者会の皆さまなどにお聞きしながら、ニーズというものを少し見てまいりたいと思っています。

○糸洲朝則委員 これもきめ細かに対応していただきたいと思いますので、よろしく願います。

難病相談支援センターについて。これはありがたいことに平成25年度より平成26年度は、倍近く予算が計上されて、決算も出ています。これだけの事業

ができたということについては評価をしたいのですが、倍近くふえたことも含めていかがですか。

○玉城宏幸薬務疾病対策課長 この事業は、平成25年度に比べまして、平成26年度では約2倍に予算がふえておりますが、その中身としましては、アンビシャスというところで相談を受けてるのですが、そこに相談員の方を1名ふやしたということです。内容的には、それほど変わっていませんが、相談員をふやして、体制を充実したということです。

○糸洲朝則委員 これはNPO法人への委託費ですか。それを確認しておきたいのですが。

○玉城宏幸薬務疾病対策課長 NPO法人アンビシャスへの委託事業になっております。

○糸洲朝則委員 たしか厚生労働省は、各都道府県に難病相談支援センターを1軒ずつという方針だと思いますが、今後、ずっとこういう委託でいくのか、あるいは、県としてきちっとそういう体制をつくっていくのかということについてお伺いします。

○玉城宏幸薬務疾病対策課長 今、全国各都道府県に1つは、そういった相談支援センターがありますが、今後の展開につきましては、しばらく様子を見て必要があれば検討していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 沖縄県は沖縄型難病等もあつたり、あるいはこれまでもなかなか認定されなかった事例もありますから、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思えます。

○呉屋宏委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 少子化といいながら、政府は子供の医療費を無料にしていけないのですが、国の動向についてお尋ねします。

○糸数公健康長寿課長 平成27年9月2日に、子供の医療に関する現状や課題・対応等を検討する、第1回子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が厚生労働省で開催されております。今、御質疑にありましたように、国民健康保険―国保の国庫負担金の減額措置の話であるとか、どういうふうな制度のあり方がいいかということで、今後は月に1回、あるいは2カ月に1回程度開催される見込みで、平成28年末をめどに取りまとめをするという聞いております。検討会においては、医療費を無料化にするとモラルハザードが生じて基本的に好ましくないという意見や、あるいは国保の国庫負担金の減額措置は地方の子育て政策に矛盾している等々、いろいろな立場の方がいろいろな意見を言っているということが伝わってきております。

○西銘純恵委員 窓口無料にしたら、国保でペナル

ティを課している。このため市町村、沖縄県も無料にできない問題を抱えていますけれども、いずれにしても国に無料化を求めていくということも大事かと思っています。

次に、ひきこもり地域支援センターについて伺います。

ニート、ひきこもりがワーストワンの県になっていますが、ひきこもり地域支援センターを設置している都道府県は、何県でしょうか。

○糸数公健康長寿課長 平成27年4月現在では、40都道府県で設置しておりました。今年度に入って、新たに埼玉県、山梨県が設置をしておりますので、現在42都道府県で設置されております。

○西銘純恵委員 まだの県の名前をお願いします。

○糸数公健康長寿課長 青森県、岐阜県、岡山県、佐賀県、そして沖縄県です。

○西銘純恵委員 同センターを設置したら、国から補助があると思うのですがけれども、補助事業はどのようなものがあるのですか。

○糸数公健康長寿課長 これは厚生労働省の補助事業となっております。主に相談員、コーディネーター、あるいは電話に対応する方々に対する予算になると考えています。

○西銘純恵委員 もう一つ、補助事業があると思いますが、ひきこもりサポーターの事業になっていると思いますが、その説明をお願いします。

○糸数公健康長寿課長 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業というものがございます。これは、先ほどの地域支援事業とは別のメニューでございしますが、ひきこもり状態にある本人、その家族に対する支援が可能となるように、継続的な訪問支援等を行う人材、ピアサポーターと書いてありますので、同じような経験をされた方も含むと思いますが、それを派遣する事業で、これは平成25年度から始まっている事業です。

○西銘純恵委員 沖縄県がひきこもりは大変深刻だということです。次年度設置することは不可能でしょうか。

○仲本朝久保健医療部長 県としましては、今後関係機関との意見交換などを通して、支援センターにどのような機能が必要なのかということを含めて、いろいろ検討していきたいと考えています。

○西銘純恵委員 検討する余裕はないと思うのですが、いずれにしてもまだ年度が残っていますし、ぜひ設置できるように。センターができれば、さまざまな問題がもっと具体的に掌握できると思う

し、支援もできると思います。

次は、83ページ、がん予防対策推進事業について。全国と比べてがん死亡や重症化はどうなっていますか。

○系数公健康長寿課長 ことしの9月に国立研究開発法人国立がん研究センターが、初めて相対生存率ということで、がんと診断された後の5年生存率について、全国と各地域が比較できるようなデータを出しております。全てのがんにおいて、5年生存する相対生存率は、沖縄県は55.2%、全国は64.3%ですので、全国に比べて9.1ポイント低いということで、生存する方が少ないというデータが出ております。

○西銘純恵委員 重症化していると思うのですが、全国と比べて検診受診率はどのなのでしょう。

○系数公健康長寿課長 市町村で、5つのがんについて、集団あるいは個別で検診をしております。検診受診率については、乳がんと子宮がんについては、全国よりも上回っている数字でございますが、胃がん、肺がん、大腸がんの検診受診率は全国より下回っております。目標は50%ですけれども、まだそれには全てのがん検診受診率は達していない状況となっております。

○西銘純恵委員 パーセントを言っていたきたいというのと、胃がん、肺がん、大腸がん、乳房がん、子宮がん、全額公費負担にすれば幾らになるのでしょうか。

○系数公健康長寿課長 まず、検診受診率の数字です。地域保健・健康増進事業報告で市町村から報告があった数値になります。胃がんについては、沖縄県は6.5%で、全国は8.7%。肺がんは、沖縄県16.2%、全国は17.3%。大腸がんは、沖縄県13%、全国は19.1%。乳がんは、沖縄県18.6%、全国が17.0%。子宮頸がんは、沖縄県24.4%に対して、全国は23.2%となっております。5つのがんについて、市町村で行われている1次検診は、これは1つの市の例ですけれども、胃がん検診が6377円、大腸がんが2057円、肺がんも2057円、乳がんが7200円、子宮頸がんが7200円になります。それは、市町村によっては、一部あるいは全額負担しているのが現状です。

○西銘純恵委員 1人で全部受けようとしたら、3万円余る検診を全額助成している市町村はどこでしょうか。

○系数公健康長寿課長 市町村のがん検診自己負担の助成状況ですが、全てのがんについて全額助成しているのは、宜野座村、金武町、渡名喜村ということになっております。

○西銘純恵委員 一部助成というと、やっぱり3万

円余りでしたら、自己負担もあるので、全額助成を市町村にやってもらうことで、受診率を上げていくという大きな課題になると思います。

それともう一つ、集団検診だけにとどまっているところはないでしょうか。個別検診はないとか、その辺について、どうでしょうか。

○系数公健康長寿課長 がん検診の費用につきましては、平成19年、平成20年ごろから一般財源化されたということで、市町村独自の額を設定しているところでありまして、それを全て負担することは、私たちが検討をしていない状況です。それから個別検診についても、同様の理由といいますか、個別検診にすると検診の単価が上がるという理由で、集団検診しか実施していない市町村もあるというのが現状です。

○西銘純恵委員 やっぱり受診率を上げるということになれば、助成額をふやすとか、受けやすくする以外は上がらないと思います。その課題を、ぜひ市町村とやっていただきたいのと、民間会社、事業所で働いている人は、検診を受けるために休めない。民間業者との関係では、どのような受診率向上対策をとっていますか。

○系数公健康長寿課長 検診に対する休みがなかなかとれないというのは、事業所の規模が小さければ小さいほど、現実問題としてあるかと思えます。特に県として補助するというよりは、県民会議ということで経済団体を含めて70団体の健康づくり推進の組織がございますので、そちらを通じて各経済団体の主に事業主にそのような理解をしていただきたいという啓発を行おうかと考えているところです。

○西銘純恵委員 次、国保について伺います。

前期高齢者人口減で交付金が少なかった問題については、額は幾らだったのでしょうか。そして、これは解決のめどはあるのでしょうか。

○宮平道子健康保険課長 前期高齢者交付金制度は、前期高齢者—これは65歳から74歳までの方ですが、この方々にかかる医療費について、被用者保険と国保とで財政調整をするという制度でございます。沖縄県におきましては、先の大戦の影響等で前期高齢者が少ないということで、前期高齢者交付金の算定上ちょっと不利になっているのではないかとということで、そういう問題がございました。仮に、沖縄戦の影響がなくて、沖縄県の前期高齢者の加入割合が全国平均と同程度であったというふうに仮定して、前期高齢者交付金額を算定しますと、沖縄県との差額というのは平成24年度で166億円となっております。この問題を受けまして、昨年度8月と10月、市町村

会、市長会とともに、県としても国に対し要請を行ったところでございます。これに対して、国は沖縄県の特殊事情については、理解を示していただいております。今行われている国保制度改革において、沖縄県の特殊事情を勘案して対応したいというような意向でございました。今、現在進められております国保制度改革におきましては、今年度から1700億円を投じて保険者支援制度の拡充が行われていることと、それから平成30年度以降、子供が多いとか、保険者の責めに帰さない理由で負担がふえているということで、保険者に対する支援を拡充することと、それから医療費適正化等に取り組んだ保険者に対する保険者努力支援制度と言っておりますけれども、それを拡充するというところで言っております。これについては、いずれも沖縄県に有利に作用するのではないかということで、こういった形で対応したいというふうな説明がございました。ただ、この制度については、まだ詳細は明らかになっておりません。今現在、厚生労働省内に設置されている国と地方の協議の場で、検討がされているというところで

○西銘純恵委員 戦争による被害で、前期高齢者が少ないと。全国平均の交付金の割合は幾らで、沖縄県はどれだけという数字が出たのでしょうか。

○宮平道子健康保険課長 平成25年度の1人当たり前期高齢者交付金額ですが、沖縄県では1万8437円に対し、全国平均では9万6890円となっています。

○西銘純恵委員 平成30年度以降、新たな子供が多いところは有利になるから沖縄県はよくなるという考え方はおかしいと思います。やはり戦争による人口減というところで、充てるべきはこれはしっかりと解決をさせるということで、166億円の不利益については、やはりもっと県としてもこれはこれで求めていくという立場が必要だと思っておりますので、ぜひ今後もしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○仲本朝久保健医療部長 昨年、市長会、それから町村会等々、6団体で要請に行っていました。県としては、特殊事情ということですので、それについてはしっかりと対応してまいりたいというようなことで、今後も国に対して働きかけていきたいと考えています。

○西銘純恵委員 市町村の国保の状況や滞納世帯、資格証明書交付世帯、短期被保険者世帯はどうなっていますか。

○宮平道子健康保険課長 平成26年6月時点の沖縄県の市町村国保におきます滞納世帯の数は3万9164世帯で、国保世帯に占める割合は15.3%となってい

ます。同じく短期被保険者証の交付状況は2万242世帯で、同じく7.9%。資格証明書の交付世帯数は43世帯で、0.02%となっています。

○西銘純恵委員 市町村が強制執行をやっている数は、5年前と比べて減っていますか。

○宮平道子健康保険課長 平成26年度の市町村国保におきます差し押さえの件数は、実施したのが25市町村3681件、金額にしまして6億3174万円です。5年前、平成22年度と比べると、件数で1690件、金額で4億2604万円ふえております。実施市町村は、3市町村ふえているという状況でございます。

○西銘純恵委員 一般会計からの繰り入れは、市町村でどうなっていますか。これも5年前と比べていかがでしょうか。

○宮平道子健康保険課長 決算として出ていますが、平成25年度までということですので、平成25年度の一般会計からの法定外の繰入額は91億1169万円となっています。5年前の平成21年度と比べますと、平成21年度が75億5208万円でございますので、15億5961万円の増となっています。

○西銘純恵委員 5年前と比べて国保税を引き上げた市町村、引き下げた市町村はありますか。

○宮平道子健康保険課長 平成23年度から今年度一平成27年度までに国保税の増額改定を行った市町村は、石垣市、うるま市、浦添市、読谷村の4市村でございます。減額改定を行った市町村はございません。

○西銘純恵委員 国保は軽減措置がとられたということだけれども、結局は値上げをせざるを得ないとか、やっぱり医療環境といいますか、医療費がふかれていく状況があると思います。都道府県化に向けて、市町村はどのようなことに取り組んでいるのでしょうか。

○宮平道子健康保険課長 市町村の取り組みということですが、平成30年度以降、市町村が行っている国民健康保険について、県が共同保険者となり、共同で運営するということになっております。今現在、制度移行に向けて、県と市町村でさまざまな協議を開始したところでございます。

○西銘純恵委員 病院事業について、医師、看護師、コメディカルを増員した効果について、伺います。

○津嘉山朝雄県立病院課長 医師、看護師、コメディカルについては、安定的な医療提供体制の確保を図る観点から、経営等の影響も考慮しまして、平成22年度以降、これまでに586名増員しています。増員による効果としては、医療面では、7対1看護体制の導入による手厚い看護の実施、それから、急性期リ

ハビリの実施による機能回復の向上、それから、NICU設置による周産期医療提供体制の強化、それから、産婦人科、小児科を含む救急医療体制の充実強化などがあります。また、もう一つの経営面では、継続的な経常収支の黒字化が図られていますので、医療、経営の両面において、増員の効果があらわれていると考えております。

○西銘純恵委員 各種加算の取得率、どうだったでしょうか。効果も伺います。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立6病院において、全体で521項目の施設基準の届け出を行っています。平成26年4月の診療報酬改定にかかる新規の施設基準及び既存の施設基準、それから名称変更とか、点数の変更、条件の変更による新規の項目を含めて、全体で98項目の追加の届け出を行っています。その効果として、施設基準等の各種加算については、多くが入院診療費に加算されることから、各病院における入院診療単価の増加につながっていると考えております。

○西銘純恵委員 消費税が8%に増税になって病院事業で損失が出たと思うのですが、その数字的なものの穴埋めというのも含めて、検討されて、埋められたのでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 消費税については、病院事業においては薬品費、委託料、それから各費用に課税される状況がございます。今回、消費税が増税されて、県立病院事業としても消費税の支出がふえているところです。平成26年度の決算では、控除対象外消費税として13億1781万円を計上しております、これは前年度に比べまして5億2990万円の増加となっています。この分についてのいわゆる補填といった措置ですが、これについては診療報酬等で一応消費税増税分が加味されているという国の説明もございますので、特段、こちらのほうから補填等を要求している状況はございません。

○西銘純恵委員 先ほど入院診療などに、単価、診療報酬改定等も含めて収益になったと言いましたが、本当はそういう増になった部分、従来と違った部分と、消費税の部分を中心に精査をして足りないのは一般会計で補助してくれという形だと思いますが、いかがですか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 おっしゃるとおり、いわゆる単価増ですとか、その部分で収入がアップした部分と、それから増税を加味した診療報酬改定でアップした分というものを、細かく分析して算定するっていう方法はあるかと思えます。ただ現実のところ、そこまでちょっと細かい分析算定はして

いない状況がございます。

○西銘純恵委員 5億円というのは大きいと思えます。例えば、離島増嵩費って2億円ちょっとぐらいで足りない足りないと言っているわけでしょう。だからそういう意味では、やはりしっかりと損失分について一般会計からという立場をとっていただきたいと思えますが、局長はいかがでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 今、経営企画監から答弁ありましたように、まだその辺のところの精査が十分に済んでいない状況ですので、しっかりその辺は検討して、今後は対策を練っていきたいと思えます。

○西銘純恵委員 2年後には10%何て言われているのですよね。これが、頑張っている皆さんの病院経営の足を引っ張ることになるわけですから、大至急やっていただきたいと思えます。

次、会計基準の見直しで、何がどう変わったのでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 会計基準の見直しにつきましては、平成26年度の予算・決算から適応されているわけがございますけれども、今回の見直しでは、幾つか大きな変更がございます。主なものとしましては、資産等の減価償却制度が大きく変わりました、これまで補助金等について減価償却の対象としていなかったものが新たに減価償却の対象にされるようになったということがございます。それから、退職給付引当金を含みます各種引当金の計上が義務化されたということがございまして、病院事業におきましても今回新たに退職給付引当金を計上しているところです。それから引当金に関しましては、もう一つ貸倒引当金というものもございまして、これはいわゆる未収金の将来貸し倒れになるおそれがある金額について引当金として計上するということですのでけれども、これも義務化されまして、平成26年度の決算においては、それについても計上したところがございます。

○西銘純恵委員 比較した損益計算書を皆さんにも配っていますが、これでちょっともう少し詳しくやっていただけますか。

平成26年度決算において従来どおりやったものと、新会計基準で何がどう変わったのか、もう一度説明をお願いします。

○真栄城守県立病院課経営企画監 お手元のほうに、A3版の比較損益計算書という横長の資料がお配りされているかと思えます。こちらの表は平成26年度（新）と書いている部分は、新会計基準に基づいて算定した決算の数値になります。その右隣、平成26年度（旧）とありますのは、平成26年度決算を旧会

計基準に換算しました場合に出てきた決算の数値になります。その右隣、平成25年度は従来から行っております平成25年度の決算の結果でございます、ちなみにこの平成25年度の決算は、いわゆる旧会計基準で算定をされています。ですので、平成26年度（新）と平成25年度は単純比較ができないということで、その間に平成26年度を旧会計基準に換算した資料としておつくりしております。この中では、全部申し上げますと時間かかりますが、例えば、今申し上げました減価償却制度の関係で言いますと、病院事業費用になります、真ん中より少し下あたりに、減価償却費がございます、こちらが平成26年度の新会計基準だと29億9567万1758円となっております。これを旧会計基準に換算しますと、19億3308万5238円になります。これについては、表の右に対前年度比較がございますけれども、そのさらに右に、うち会計基準見直し影響分と、それから右端に、会計基準見直し影響外の部分とございまして、この右から2番目の会計基準見直し影響分というものが、今回の基準の見直しによって変動した額です。言いかえますと病院の経営期成績と直接関連がなく、その数字が変わっている部分ということになります。その部分が、減価償却費で申し上げますと、10億6258万6520円、この額が会計基準の見直しによって変動が生じたものとなっております。それから少し上がりますけれども、給与費の内訳の中に、うち退職給付費引当金繰入額というものがございまして、これは従来病院事業会計では計上していなかったものでございまして、そういうことで、平成26年度の数字としましては、8億3595万3969円となっておりますけれども、平成26年度旧会計基準ではゼロ円ということになっていまして、この金額丸々が会計制度見直しに伴う影響額となっております。

それから最後になりますけれども、貸倒引当金については、特別損失の中に入っております、その中にその他特別損失が24億4371万2924円計上されていますけれども、これも平成25年度にはなかった数値でございます、特にこの中の11億円余りが貸倒引当金ということで、新たに計上しているものでございます。

○西銘純恵委員 結局、この決算額だけ見れば、経営状態が悪化したという形にも見えなくもないわけですね。だからそれは、数字の変更ということを見て、今後それにきちんと対応しないと、経営が悪いから県立病院を民間にするとか、委託をするとか、そういう流れにするのがこの新会計基準の問題であるということ、行政というこの基準をつくった中

で触れられておりますので、ぜひ病院事業局の皆さんは、実態とこの数字が違うということは、委員の皆さんも、ぜひ頭に入れていただきたいと思います。

次に、繰り入れについて、お尋ねします。

1床当たりの繰入額は、全国との比較はどうか。前年度より減額となっておりますけれども、どうなんでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 一般会計繰入額の1床当たりでの換算ですが、収益的収入及び資本的収入の合計額において、1床当たりの繰入額につきましては301万円となっております、平成25年度の全国平均509万9000円と比較しますと、208万円9000円少ない状況となっております。一応、これにつきましては、本県の中で政策医療ですとか、それから不採算分、これをもとにした算定になっているわけがございますが、他県と状況等異なる部分がございます、その部分が差として発生しているものと考えております。

○西銘純恵委員 一般会計からの繰り入れのそれぞれの経費に対する予算額と決算額はどうなったのでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 一般会計からの繰り入れの予算と決算につきましては、平成26年度病院事業会計決算審査意見書の15ページに記載されておまして、そちらも御参照いただければと思います。表15にございます。平成26年度の数値が書いてございますけれども、決算額とその左側に繰入基準額という欄がございます。この繰入基準額がいわゆる予算額として要求した額となっております、大まかに申し上げますと医業収益に係る他会計負担の小計が7億655万7000円の予算に対して、同額が決算となっております。それから医業外収益の中の負担金交付金につきましては、19億7668万円がそれぞれ予算、決算となっております。それから同じく医業外収益の他会計補助金の小計が、11億6088万4000円でございます。こちらについては、補助金がその後計上されたということでございまして、この分について補助金の決算額が加味された額が決算額となっております、20億7063万9866円が決算額となっております。

○西銘純恵委員 一般会計からの繰り入れの根拠を示してください。

○真栄城守県立病院課経営企画監 一般会計からの繰り入れについては、地方公営企業法第17条の2第1項にございまして、その第1号としましては、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費を行政が負担すると

なっております。それから、第2号では能率的な経営を行っても、いわゆる採算がとれない部分についての繰り入れが規定されているところがございます。

○西銘純恵委員 今、繰り入れの説明、数字的なものも話してもらいましたが、救急医療に要する経費は、先ほど話された第1項ですよね。皆さんにまだ上げていませんが、病院別の収入経費ということで、収支差が出された第2号に係るものについて、収支差ですからそれは問題ないと思っています。でも、この救急医療に対して、経費として21億円余りで出ている。この法に基づいてやるのであれば、21億円を繰り入れするはずです。でも7億円しか入れていない。収支差でやっているということで、ここは間違いがあるのではないかと思います、いかがですか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 地方公営企業法の中では、そういう費用に充てるという表現になっているわけですが、総務省の繰出基準の考え方によりますと、この経費につきましては、具体的には医師等の待機ですとか空床確保など、いわゆる診療報酬の収益を伴わない経費というような考え方があるようでございまして、それからすると救急医療にかかった経費全てを対象としているという考え方で運営に当たっていないということでございます。県の病院事業局では、この考え方を直接適用しているのではなくて、救急医療に実際にかかった経費を広く見て、それに対する収支差という形で、繰り入れの算定を行っているところでございます。

○西銘純恵委員 これは、去年も同じやりとりをしているのです。収支差じゃないでしょうか。では、救急医療にかかった経費って実際どれだけなのかと。精査してほしいと。私は、こんな14億円も違うような金額では問題だと思っています。ぜひ救急医療は、かかった経費をそっくり繰り入れをするということで、やり直していただきたい。新予算に対しては、きちんと出るようにしていただきたいと思います。

もう一つは地方公営企業法第17条の3で、災害の復旧に対する繰り入れがあるのですけれども、先ほど八重山病院の院長がおっしゃいました。これは一般会計からの繰り入れで、台風災害の関係は、別に繰り入れがなされているのでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 委員御指摘のとおり、地方公営企業法第17条の3に繰り入れの対象としまして災害の復旧その他特別な理由という規定がございます。災害の復旧につきましては、定義の確認が必要でございますが、恐らくある程度の大規模な災害ということで想定されていまして、これま

で災害の復旧を適用して繰り入れをしたという事例はないわけでございます。ただ、もちろん修繕にかかる経費でございますので、そういったものは病院事業の中で手当てをしていくことになるかと思いません。

○西銘純恵委員 別予算で繰り入れをなささいと言っているのに、以上です。

○呉屋宏委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 まず、注目をしています健康行動実践モデル実証事業、主要施策の成果に関する報告書の82ページです。

ある程度の形ができてきたということがありますが、成果と今後の展開について伺います。

○糸数公健康長寿課長 健康行動実践モデル実証事業は、平成24年度から開始をしまして、平成26年度は3年目に当たるということになります。合計で5年間の事業を予定してございまして、国立大学法人琉球大学一琉球大学に委託をしております。生活習慣病あるいは健康長寿の一番キーになっている働き盛り世代は、アプローチが非常に難しいということがございますので、直接働きかけるものとは別に、この事業では児童生徒に対する介入を行って、それを家庭に持って行ってもらう、あるいは地域でいろいろ健康に関するイベントを企画して、それをまた地域の先輩方から働き盛りの人に届けるという、サンドイッチのような形の事業をしております。実証事業という名前がついておりますので、ある特定の集団を登録して、ずっと介入をした後、前後で変化したかどうかというのを、主に栄養調査のようなもので比較をすることになっております。現在、11市町村、28の小学校区で約1万5000人の方が対象となっておりまして、対象となった方は、前後の調査も終わった方もいますけれども、まだこれからということもありますので、これが5年間終了したときには、全ての方々に対して、前後の健康行動の比較などがわかるということになり、それをもとにどういう介入したら働き盛り世代が生活習慣を変えるような改善が見られるかというようなことが明らかになると期待しております。現在のところは、全ての対象がまだ解析をした状況ではございませんけれども、中間的な成果といたしまして、一部わかかってきたことがございます。一部の地区で介入をして1年後たってから調査をしても、子供たちに対する栄養情報の介入というものによって、栄養指標の改善が見られたと。もともと食塩が多いとか、カルシウムが少ないとか、野菜が少ないとか課題がありますが、それが子供への介入によって、家庭に持ち込まれて、家庭の食事

がよくなっていったというような成果が見られておりますので、こういうものをどんどん推進していくことになるかと思えます。

それから、もう一つ。大々的に地域でこういうようなイベントを行うと、これまではなかった健康づくり推進員のような、自主的な健康づくりに関するグループがリーダーを中心にでき上がってきております。うるま市平安座地区や北谷町栄口地区などでは、この事業をきっかけにそういう地域で健康を考える推進員のような方もできておりますので、こういう副次的な効果もあわせて、今後しっかりと最後まで事業を行って、また分析をして次の事業につなげたいと考えています。

○比嘉京子委員 1つのモデル事業を通して、そこから得られた、蓄積された情報を将来的には全県にと考えておいでだろうと思うのです。1年でも、有意差的にどうだったかというはわかりませんが、多少なりとも変化がある。もう一つには、例えば食育のテキストも含めて、いろんな波状的な影響といますか、1つのラインだけではなくて、複合的なラインに期待をしたいと思っています。あと2年後、全過程が見えるまで注目をしたいと思っています。

次に、各病院長からも多く出されました、医療スタッフの問題ですが、そこできょう取り上げるのは、91ページの看護師等確保対策事業について。

まず先ほど午前中もありましたけれども、看護職員の需給見通しについての費用が使われていないのは、聞き落とししたかもしれません、どういう理由ですか。

○大城直人保健医療政策課長 看護職員需給見通し策定事業費については、152万3000円を不用にしております。第7次需給見通しについては、平成23年から平成27年までの5カ年計画で、前年の平成26年度から次期計画に向けた調査をやる予定でした。しかし、国の方針が変更になりまして、平成30年の地域医療計画と整合性を合わせる形での計画ということで国の方針変更したために、平成28年、平成29年の2カ年については、簡易な調査ということで、この150万円については執行せずに不用にしたところでございます。次期計画については、国の指示を待って対応したいと思っています。

○比嘉京子委員 先ほどから、産休の看護師等の確保等、さまざまなニーズがあるというお話がありましたが、潜在的な看護師に対しての呼びかけといますか、看護師の確保対策の中において、多くのメニューがあるわけですが、この実績はどうなっていますか。

○大城直人保健医療政策課長 潜在看護師の再就職、支援事業については、公益社団法人沖縄県看護協会に委託をしてシミュレーターを用いた実践の訓練をしています。また一方では、座学もやって、潜在看護師がまた就職をするというような実績につなげております。そして、シミュレーターによる看護技術のトレーニングを実施してまして、トレーニングについては酸素吸入、吸引、経管栄養、導尿というのを実施しております。

そして、実績としては、平成26年5月から平成27年3月まで毎週水曜日の32回実施をして、延べ150人が受講し、受講実人数71名中、まだ未就学者だった59名のうち演習後に就職に結びついたのが37名、就職率については62.7%です。

○比嘉京子委員 大変立派な実績ではないかと思えます。きのう、潜在保育士の支援事業は2700万円かけて40名だという数字を聞いたところですので、それに比べると大変な実績かと思えます。ぜひとも続けていただきたいのですが、例えば、県立病院の先ほどからある、途中でのニーズに対してなかなか探せない。今、たしか、県立病院の看護師の採用年齢は撤廃されたという理解でよろしいでしょうか。

○平良孝美県立病院課看護企画監 委員おっしゃるように、現在、採用の上限は59歳までとなっております。実質撤廃されております。

○比嘉京子委員 先ほど、北部病院の12床を休床に追い込んだ看護師不足ですが、12床というのは、あと何名必要なのですか。

○仲間司北部病院院長 北部病院では入院制限をしていますが、それを埋めるためにはあと5人は必要になっております。北部病院では10対1看護をやっておりますので、各病棟から4床ずつの入院制限をしている状況です。

○比嘉京子委員 先ほど、南部医療センターもありましたけれども、産休が10名単位でいらっしゃるとありましたが、確保できない理由はどこにあると思われませんか。

○平良孝美県立病院課看護企画監 確保できない理由としては、実際、途中で普通退職ですとか病気休職とかをされますと、年度途中の採用というのはなかなかございませんので、そういった意味からも必要な数、必要なときにすぐ補充という形にはなっていない現状です。

○比嘉京子委員 大体、実績として、これぐらいの数で、例えば産休をとる、病休をとるというのがあれば、最初からストックしておく必要があるという理解でいいのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 多くを抱えていれば、それは補充はできるかと思いますが、なかなか人件費とか定数とかの絡みで、そういったふうな確保ができないという状況でございます。

○比嘉京子委員 結局、悪循環かという気がします。簡単に休めないからやめる人も出る。いろいろな働き方をしたいけど、制約があり過ぎる。そういう意味でいうと、休床などによって収益等にも影響が出る。ですから、ある意味でもっと枠を広げる。これは我々の仕事かもしれませんが、定数の問題に手をかけたい。各病院長にお願いしたいのは、各職種の定数のニーズ、ぜひとも後で出していただければと思います。

では、次に病院事業経営について、お聞きしたいと思います。

先ほども西銘委員から質疑がありましたけれども、今回の新会計は非常にわかりづらいですね。簡単に言うと、どの方向で、何でこういう会計になったのかという理解、認識についてお聞きしたいと思います。

○真栄城守県立病院課経営企画監 今回の公営企業会計の見直しにつきましては、病院事業だけではなくて、全ての公営企業が対象になった見直しとなっていますので、病院事業だけがターゲットというわけではございません。その中で、いわゆる公営企業会計が、どちらかという民間に比べて特殊な会計でして、例えば、補助金等で購入した資産について減価償却を行う場合、民間企業でしたら、当然100万円で購入したものを100万円分減価償却するわけなのですけれども、100万円のうち50万円補助金が入っていると、残った50万円だけ減価償却して費用化するという、そういった仕組みがあったり、それから企業債—これは借り入れですが、この企業債が会計資本金として資本計上されていて、負債には入ってなかったりということで、やはり民間と若干基準が違う会計制度となっております。それを今回、透明性といいたまいますか、民間であったり、あと独立行政法人であったりと、そういった部分との比較を行いやすくする、それから若干、会計の原則上、少し異なる基準が適用されたものを共通化するという形で今回の見直しは行われたものと考えております。

○比嘉京子委員 では、病院事業局長にお聞きしたいのですが、地方公営企業法で今成り立っている県立病院と、民間企業である民間病院との違いはどこにありますか。

○伊江朝次病院事業局長 一言で言えば、不採算でもやらなければならないということだと思います。

これは地域の住民の中にニーズがあれば、それに対応するのが我々の努めだと思っております。

○比嘉京子委員 監査からも意見がありますけれども、その1ページ、地方公営企業法の経営の基本原則を書いてあります。真ん中の2というところ、審査の手続きというところなんです。これは読んでみると、地方公営企業法の経営の基本原則がそのまま書いてあります。審査に当たりますとは、事業運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを監査しましたと、ここがとっても大事なところで、先ほどの企業に準ずるようにやるのだという認識では、県の公営企業ではいけないのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 いわゆる公営企業が政策的な役割を担って、どういった形で事業を行うかということはある程度責任を持って進める上でも、その財務状況の透明化といいたまいますか、そういったものは重要かと思えます。それによって不採算が、逆に言えば明らかになるという部分も出てくるかと思えます。そういうことで、今回の見直しが全体としては透明性、公平性という考え方のもとに立っていることと、病院事業が公共福祉のために医療を提供するという考え方とは、必ずしもそごはないものと考えております。

○比嘉京子委員 では、ちょっともう少し具体的にお聞きしたいのですが、今回大きく変化し部分が、借入資本金を負債に計上すると、これが義務づけられていますよね。これによって、どういう見方になるのでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 今、御指摘の部分につきましては、いわゆる企業債、建物の建設とか医療機器の購入等で、その費用に充てるために企業債を借りているわけでございますけれども、その借りた残額が、いわゆる従前であれば借入資本金という形で資本に計上されておりました。ただ、やはり基本的に企業債ですので、償還をするべきものになっておまして、実際償還もしております。これは、通常で言うと長期負債に該当するものになりますので、そこに今回の見直しが適用された。それによる影響としましては、例えばいわゆる自己資本比率といった部分、それまで自己資本が大きかったものがぐんと小さくなりますので、その比率が悪くなるという形で数字上は確かにあらわれてまいります。

○比嘉京子委員 もう一点だけ、顕著なものとして、先ほどから言っている引当金、言ってみれば退職給付引当金を計上義務化しましたよね。それによって

どういふ影響がありますか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 退職給付引当金の算定の考え方としましては、現在県立病院事業に在籍しております全ての職員が退職をした場合に発生する退職金、その総額を算定しまして、それを沖縄県の場合15年度に分けてまして分割計上していくという内容になってます。これは大体8億3000万円になるわけですが、これが15年にわたって新たに費用として発生するというところでございます。ですので、収益からいいますと、費用がふえますので、収支は悪化するということになります。一方で、将来の発生する退職金について、これは積み立てるという考え方でございますので、将来退職が予想を超えて大きく発生した場合に、手持ちの現金ではなくて、あらかじめ積み立てていた、その引当金を充てることのできるということがありますので、その場合に与える経営への影響を少なくするという、そういう意味の効果もあると考えております。

○比嘉京子委員 経営分析比率表を拡大して皆様にお配りをしてありまして、それに新しい会計方法と古い会計方法を比較してあります。ここで見てみたいと思いますが、例えば、平成26年度の旧会計が一番先のほうに書いてありまして、新会計と比較できるようになっています。ここでいうと、今の2つの考え方で一2つに限らなくてもいいのですが、どこが顕著に変わるのでしょうか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 各種経営指標はお手元の資料には算定されてございますけれども、会計基準の変更見直しで資本の構成が変わったり、それから各種資産の構成が変わったりしております。その結果、例えば上から順に行きますと、自己資本構成比率が新と旧で45.4%に対して29.9%ということで、かなり大幅に変動しております。それから固定比率、こちら大きく変動しております。それから月曜日に話が出たかと思いますが、流動比率も旧会計基準でいいますと441.3%だったのが、195.8%と。こちらは本来数字が大きいほうがいいわけなのですが、基準の見直しによって数字が小さくなってきているということがございます。それから、その下の当座比率も同様な性格の数字でございまして、こちら数字が大きく減っているというような形で、全部ではないですが、そういう資産、資本とか、そういったものの数字を用いている指標については、大きく変動している状況でございます。

○比嘉京子委員 このことによって、経営状態はよく見えるのか、悪く見えるのか、どちらですか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 私の立場から言

いますと、会計基準という一定の基準によって算出された指標でございますので、その状況状況での経営状況の実態を一応反映しているということで、基準の変更によって見かけ上の数字が悪くなっているというのはございますけれども、特に今回、平成26年度は見直しの初年度ということで、各種数値で過去分まで含めて計上したりということで、かなり臨時的に数字が膨らんでいる部分がございます。その分については、なかなか単年度で評価するのは難しい部分がございます。次年度以降の数字も見ることがありますけれども、トータル的には一つの基準でもって継続して数値を見ていくということでもって、経営状況の判断をしていくべきかと考えています。

○比嘉京子委員 ここで決して公立病院が勘違いしてはいけない。先ほど、基本のお話がありました。不採算でもやるのだと。民間と違うと。これは一般企業の会計に準じたわけなのですよね。それでこうなったと。では採算の部分はどうするのか。そういうことからすると、押しなべて一緒にして比較していいのか、そこも問題なのですが、非常に赤字を顕在化する方向にいつてるわけです。新プランとの影響は決して無関係ではないと思うのです。どの方向に国がそういうところの医療費を向かわせているのかをぜひとも察知をしながら、そしてその中で我々が決して縮小の傾向ではなくて、もっと発展的に、萎縮しないように、そういうことをしていけないといけない。変わり目なので、時間をとって質疑をいたしましたけれども、これは各病院の院長先生方も含めて、決して今の数字が一人歩きをして、悪化しているのだとか、赤字が出ているのだとか、そういうことではないとしっかりと今回見きわめていただければと思います。

○呉屋宏委員長 質疑のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしく願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、正副委員長交代)

○狩俣信子副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしく願いいたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 まず、主要施策の成果に関する報告書の297ページ。

県立新八重山病院整備事業について不調に終わったということをこの間、委員会で伺わせていただき

ましたけれども、これは全部でどれぐらいの予算になっているのですか。

○幸喜敦県立病院課副参事 新県立八重山病院建設工事は、建築を4工区に分けて、設備を3工区に分けて発注しております。そのうち、建築4工区については入札の不調に終わりました。総工費については、建設だけで約100億円を計上しています。

○呉屋宏委員 実はゆうべ、建築業の皆さんからたまたま話を伺って、こういう状況なのかということ、うっすらわかってはいてもここまでひどいのかと思ひ、今年度で本当にこれでできるのかと、発注できるのかと。八重山病院の院長もいらしていますから、余り不安なことを抱かすわけにはいきませんが、民間は資材費が高騰している、人件費も高騰しているという現実があります。しかし、皆さんの公共単価というのは上がっていない。それを一昨日でしたか、県の最低制限価格を95%にすると言いましても、100%の金額が上がらないのに、これでは100%になっても、もしかしたら、不調に終わるのではないかという心配さえ企業の皆さんはしています。100%だったらとれるのかという企業からするとこれは無理だと。100%でも無理ですよというようなことが、実はささやかれているのです。この実態を建設に従事なさっている方はわかっていらっしゃるのですか。

○幸喜敦県立病院課副参事 積算については、土木建築部の提示している積算基準に基づいてやらざるを得ないことになっています。ですから、市場単価等についても、土木建築部が発行する単価を採用するというので、新たな取り組みがなければ、現行がもし違っているとしたら反映する手だてがありません。ですから今回、再公告については、その辺を幾つか加味して再公告を行いたいと考えております。

○呉屋宏委員 おまけに八重山地域の状況を聞いていますと、今から大型工事が10棟ぐらい出ている、大型のマンションとかホテルとかが出ていると。申しわけないですが、そこにいる建設業の皆さんが、本当に工事を請け負ったときに、八重山地域だけでそれが担えるかという、非常に厳しいのではないかと云わざるを得ないのです。ですから、これは資材単価とか、人件費の単価とかという話ではなくて、別の項目でこれを補填する以外に、私はないのではないかと。例えば、沖縄本島から建設業の皆さんが八重山地域に渡る渡航費も、ある意味では積算の中に入れられないといけない時期になっているのかと。もちろん、それは入れて地元の方がとれるのであれば、

それはそれでいいと思いますけれども、そういう単価の見直しができないということになると、ほかのところでもくっつけられない限り、これは八重山地域の皆さんに本当に迷惑をかけて、またさらに工期が延期になるということをお断りしなくてはいけません。向こうで病院を待っている人たちのために。だから、それは皆さんが今後、知恵をどう使うかというのはとても大事なことで思っていますから、そここの決意表明をお願いします。

○幸喜敦県立病院課副参事 現場の技術者については、不足気味だということは耳にしております。ただ、現行の積算で、例えば波照間島などかなり人口の少ないところに職人がいないというのは明らかなので、その辺については事前に計上することは可能ですが、石垣島クラスの規模になると、その辺が読めなくて、事前に設計額に反映することはかなり技術的にも困難です。ですから、今後、島外からの現場の職人等の旅費と宿泊費については、同じく県営新川団地にも発注する土木建築部の取り扱いを参考に検討していきたいと考えております。

○呉屋宏委員 とにかく、今の積算単価では、僕は絶対無理だと思っていますから、その辺は考慮していただきたいと思います。

次に、83ページ、がん予防対策推進事業について。

今、沖縄県のがんもかなりふえている状況の中で、この対策の効果がどれだけあったのかというのは、数値に出てきますか。

○糸数公健康長寿課長 がん予防対策推進事業につきましては、先ほど申し上げましたががん検診の受診率の改善などを、市町村のがん検診ですので、そこに働きかけていくということになります。現状のデータとして、検診率ががんによっては全国より低いであるとか、検診で精密検査になった人が受診する割合が低いというデータが今わかってきているところです。もう一つは、検診が精密検査になったのですが、受診したかどうかの把握がなかなかできないという現状も今わかってきておりますので、これについては、検診に行き、さらに病院に行ったときに紹介状をどうやってやりとりしているかという仕組みのところを、市町村あるいは検診機関から情報を得て、いろいろ会議をしながら、改善に結びつけていこうという策をとっているところです。ですから、これがその受診率の改善につながるというものは、これを続けていって、もう少し時間はかかるかなと。検診率については、そのような状況となっております。

○呉屋宏委員 私が持っているデータでは、不安を

あおるのは余りよくないのではないかと。ただ、今言う予防というのは、しっかりやらないといけない、これは当然のことだと思う。ただ、がんで死んでいく人口10万人当たりの数字というのは、実は沖縄県は213名で全国一低いんですよ。そうですね、そこは間違いありませんよ。

○系数公健康長寿課長 全ての年代で見ますと、沖縄県は死亡率はやはり全国で一番低いという状況は以前からありますし、がんも、もともと全国の中でも死亡が低いという状況でした。ただ、75歳以下の働き盛りの世代の数字を見ると、死亡率が高くなっている傾向があるので、そういうターゲットの方に働きかけていこうということを行っているところで。

○呉屋宏委員 まずそれを前提にして置いて、それから質疑したかったのですが、この75歳から下という者の原因というのは、今、この事業の中に記されている、アルコールとかいろいろなものがこの中に入ってきていると思うのですが、それをしっかりさせれば、がんは間違いなく抑制できると考えていいですか。

○系数公健康長寿課長 予防の考え方で、1次予防というのが今おっしゃるように生活習慣、特にがんと一番関係があると言われている喫煙とか、あるいは大量飲酒というがんのリスクを高めるような行動を減らせば、がんは減るとするのは疫学的には証明されています。その次に、検診をして早目に見つけて、治療可能な状況でがんの治療をしていただくというのが死亡率の低下につながると考えています。

○呉屋宏委員 ついでに伺いますが、例えばがんになったときに、沖縄県の中で、宜野湾市の西普天間地区に重粒子線治療施設を持ってきて治療するという施策を企画部でやっているかもしれないですが、保健医療部の見解というのは、重粒子線治療施設はどうしても入れなければいけないという立場に立っておられるのですか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 沖縄県の健康寿命を取り戻すために、がんの死亡を抑制するというのは非常に大事なことだと思っています。今おっしゃる重粒子線の治療については、がんの治療の選択肢を広げるという意味では、好ましいものだと考えます。しかし、今申し上げたように1次予防、そして2次予防、さらには今現在一生懸命やっているがんの治療対策、そして患者さんの支援、そういうことを総合的にやっていくことで、これまでの対策をもっともっと強化するということが大事かと思っています。

○呉屋宏委員 それではもう一つ、重粒子線治療施

設を導入することに対して反対しているわけではないですよ。それは誤解をなさらないでいただきたいのですが、ただ、持ってくる場所の問題が実はあって、私は病院事業局長にも1年も前から提案をさせていただいている。中身はどういうことかということ、皆さんは観光と医療も結びつけたいというのがたしか企画部の思いです。ですから、600名なのかどれぐらいなのかかわからないけれども、1年間で600名ぐらいの治療をしなければ採算ベースに合わないのだとかいう話があります。ところが、北部の県立病院をどうかしようといったときに、そこに重粒子線施設導入を検討できないかというのを私はずっと言ってきましたが、なぜ普天間地区なのか理解できません。観光客の方は恩納村に来る。北部地区は医者が足りなくて困っている。ここは基幹病院で、思い切って中部病院とまではいかないにしても、しっかりした医療機関をつくるということになると、重粒子線治療施設を導入するというのは北部地区にとっても非常に大きなインパクトがあると思います。おまけに、車で行って向こうで治療して、車で帰ってこれるような話ではないですか。1日、2日そこでゆっくり療養して帰ってきてもいいですが、本土に行って治療するよりはずっといいわけです。だから、なぜ、ああいうところでゆったりして—北部地区医師会病院と北部病院の合併の後に、そこに重粒子線治療施設を入れていくということも考える余地があると思うのですけれども、どうですか。

○仲本朝久保健医療部長 重粒子線治療施設につきましては、企画部でいろいろな検討の結果、西普天間地区にということでの想定をもとに検討を進められているということです。また一方、国際医療拠点という観点から、琉球大学医学部及び同附属病院が移転するという、それと関連した取り組みというものもあると聞いております。ですから、そういうことも含め、企画部において検討がされていくのではないかと思います。一方、北部地区の部分については、北部病院を中心に、しっかり北部医療圏として成り立つような施設整備が必要と思っています。

○呉屋宏委員 企画部を越えられない気持ちはわかりますよ。ところが、皆さんは医療に責任を持たないといけない立場だよ。彼らは振興開発で責任を持たないといけないかもしれないけれども、残念ながら、北部地区の発展というのは、教育を向上させることと医療をしっかりさせることが、僻地をもっと活性化させることだと思っている。精神的な努力はわかります。北部病院をしっかりさせたい。それはそうです。しっかりさせたくないという話を部長が

できるわけがない。ただ、それは精神的な努力でしょう。何かを持ってきてそこを活性化させるということでは、今の状況でただ2つを1つにくっつけるからどうにかなるだろうという状況ではないと思います。ですから、本当に何かをそこにぶつけていかなければ、この2つはくっつかない、活性化しないという状況をつくらない限り、私は今の状況では厳しいと思っています。もう一度、御答弁をお願いします。

○仲本朝久保健医療部長 現状において、北部病院及び北部地区医師会病院の統合等々、北部医療圏の医療提供体制のあり方については、現状の中で重粒子線治療施設をあそこに持っていくというような検討はまずなされていません。今後、もしそういう話があるのであれば、それも含めた検討になるかと思いますが、現状において、西普天間地区での検討がなされているということでございます。

○呉屋宏委員 それは企画部と今度の議会で議論をするとして、西普天間地区の状況を皆さんは人ごとだと思って余り感じていないのかもしれないですけども、一番きれいな平地を全部病院にとられるのです。住民は傾斜地に全部追いやられているのです。そこにもう一つつくろうとするので、これは米軍が70年間追い出しといて、このような状況ではおかしいと思っていますから、もう一回検討してください。

それと、一番私が気になっているのは、健康長寿のところを出ていきますけれども、長寿対策です。そこは今、抜本的にどうなっているのか、改善の可能性が残っているのか、説明いただきたいと思います。

○系数公健康長寿課長 健康長寿を2040年に1位を取り戻すという計画のもとに今、事業を進めているところです。先ほどの質疑にもありましたが、平均寿命の順位というのは5年置きにしか出ない数字ということで、死亡に関するデータはまだ把握はできておりません。その前の段階の検診で引っかかる有所見率とか、あるいはメタボリックシンドロームであるとか、いろいろな病気を持っている割合についても残念ながらまだ急に改善したというようなデータはなく、先日、沖縄労働局のデータでも4年連続有所見率が日本一という状況がまだ変わっていない状況にあります。ただ、こちらでいろいろな事業でアンケートをしてみますと、やはり沖縄県が非常に危機的な状況であるという認識は90%ぐらいの方がいろいろ見聞きをしてわかってきたというようなこともあります。それから、健康おきなわ21のようないろいろな取り組みについても周知が進んでいるところですので、今後はこのような啓発を進めること

と同時に、県民会議などで経済団体などを通して、さらに健康づくりの取り組みを推進していくというような状況でございます。

○呉屋宏委員 この長寿に関して平均寿命を延ばしていくという話は、沖縄県はこのような話をすると不安があるのかもしれませんが、沖縄の寿命は延びているのです。決してとまっているわけでも、下がっているわけでもありません。30位の男性と1位の男性の差というのは、1.4歳しかないのです。79.4歳と80.8歳で1.4歳しかない。この中に29都道府県があるわけですね。この中身をよく見ると、老衰で亡くなる率が一番低いのは大阪府で、その次がやはり沖縄県なのです。これをどう分析しているのか、お聞きしたいと思います。

○国吉秀樹保健衛生統括監 老衰の率というものをどのようにあらわすかということは、なかなか想像しにくいところですけども、恐らく、ずっとほかの疾病なしに来て、そして亡くなったということかと思えます。沖縄県の場合には、生活習慣病と診断されて、それから障害を持ってしばらく生きるという期間が長いと言われています。ですから、健康的な寿命を延ばすことを頑張っていけば、老衰の寿命ももしかしたら上がるかもしれません。とにかく、健康な時期を延ばすという取り組みを行ってまいりたいと思います。

○狩俣信子副委員長 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時36分再開

(休憩中に、正副委員長交代)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 まず、沖縄県病院事業会計決算書7ページの流動資産(2)未収金117億円余りの件と8ページの流動負債(5)未払金43億6500万円余りの件について、この中身はどのようなものであるかということ。次は、沖縄県病院事業会計決算審査意見書37ページの個人負担分未収金額、現年度で合計金額3億7611万2619円、件数にして1万3737件。この3つの関係について、どういった関係があるのか詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○真栄城守県立病院課経営企画監 まず、決算書にございます未払金から先に御説明したいと思います。関係性がある分は後にしまして、未払金は別のものになりますので未払金から先にいたします。未払金と申しますのは、病院事業で発生しました費用で、薬剤や診療材料などを購入しまして、その購入後、

請求書をいただいて支払いをします。請求書をいただいてから10日とか2週間とか、最長1カ月ぐらいの期間をかけて、お支払いをするわけでございますけれども、これが平成27年3月31日時点で、この金額があったということでございまして、そのタイムラグでもって支払っていくお金になります。専ら、業者に対してお支払いをするお金でして、一時的にこの3月31日時点で未払金となっているもの、支払い予定金といったほうがいかもしれませんけれども、そういったものの枠になっております。未払金はそういうことでございます。

7ページに戻りまして、未収金でございます。流動資産に未収金がございまして、総額約105億円ございます。こちらの中には、委員の御指摘の個人負担分の未収金が入っております、これが約19億円ほど入っております。これが通常の病院事業における未収金という形で、従来御説明している部分です。それ以外の分につきましては、先ほどの未払金の説明と重なりますけれども、診療をしまして、その診療に対して保険機関に診療報酬の請求をいたします。請求をしてからお金が実際に入ってくるまでに1カ月ほど時間がかかります。ですから、この3月31日時点で請求はしたけれども、まだ病院に振り込まれていないお金が相当額あるということで、大部分は一時的に発生している未収金でございます。ですから、その中で、個人負担分未収金という約19億円といったものが、いわゆる本来取れるものが取れていないものということになります。それが決算審査意見書にございます個人負担分未収金ということになります。個人負担分未収金につきましては、いわゆる平成26年度に発生したもので、それから平成25年度以前に発生したものをつなげた額が決算審査意見書の37ページにございますトータルの金額と件数となっております。中には同じく3月末時点で未収金となっておりますけれども、いわゆる数週間か、数カ月程度で入ってくるお金もございまして、その後、なかなか収入が進まずに長期にわたって未収金になるものも含まれているという状況がございまして。

○又吉清義委員 要するに、先ほどのこの未収金、個人負担分未収金にしる、時間がかかるということなのですが、1つだけ個人負担分未収金について。この約19億円は、件数にして5万7403件になっております。一番古いのは平成何年度からあるのか、その点についておわかりでしたら御説明していただけますか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 最も古い債権は、昭和57年度のものが残っているようでございます。

○又吉清義委員 昭和57年が生きているのですか。確かに、こういう現状が出るのもよくわかります。実を言うと、救急医療、特に身寄りのない方が運ばれて、病院というのは救急を受け入れれば受け入れるほど、経営者の方からすると赤字になるのだというお話を聞くのです。何を言いたいかということ、この昭和57年から残っている債権の通達、集金法に関して皆さんどのように手順を踏んでいるのか、どのように進めておりますか。わかる範囲で、簡潔に御説明していただけますか。

○真栄城守県立病院課経営企画監 発生しまして未収金となっているものにつきましては、各県立病院、それから県立病院課にも未収金担当職員を配置しまして、その回収に当たっているわけでございますけれども、まずはその発生防止のための納付相談とか、分割支払いの御相談に答えていくということもございまして。もしそれが万が一未収金となってしまった場合につきましては、例えば、納付期限や納付の約束の日を過ぎても納付しない方に対しましては、督促状ですとか、催告書といったものを発送をしまして、納付を促すということをまずやっております。それとあわせて、電話督促、それから訪問徴収といった、なかなか文書でお願いしても納付をしていただけない方々につきましては、電話、訪問といった形で、直接の接触を図って納付を促すということもしております。それで取れない場合は、ある程度、いわゆる法的な措置も検討をしないといけなくなる部分がございます。一応、お支払いいただけない状況が長く続きました場合には、例えば、住所や財産調査を行ったりして、本人の所在ですとか、資産の状況とかを把握することに努めております。さらに、悪質な支払い拒否というものが認められました場合には、いわゆる支払督促を裁判所に申し立てをしまして、納付を促すという手続もとっております。さらに、それでもなお支払いをしていただけないような債務者の場合、かなり悪質な滞納者と認められる場合に限りましても、そういった場合については、同じく裁判所を通しまして強制執行手続ですとか、その中で差し押さえといったような手だてを行っているケースも、まれではございますけれどもございまして。

○又吉清義委員 いろいろ努力をなさっているかと思いますが、昭和57年というのはすごいなと。何が言いたいかということ、決算審査意見書にもずばり書かれております。何が書かれているかということ、是正・改善を要する事項ということで、「病院事業局の定期監査を実施した結果、契約事務や各種手当にか

かる事務を中心に不適切な事務処理が多く確認され、依然として指摘件数が多い状況である。このため、事務担当者に対する研修の実施や事務指導の強化等、実効性のある取組を行うとともに、膨大となっている事務量を適正に処理するうえで、チェック体制等が十分であるかについて検討する必要がある」と書かれているわけです。ですから、こういう監査からの指摘事項に対してどういった改善をしたのか、具体的に改善した例だけ教えてください。

○津嘉山朝雄県立病院課長 事務処理の改善点につきましては、一朝一夕になかなか取り組めないところもありますけれども、昨年も監査から御指摘がございましたので、やはり内部で会計事務の研修であるとか、文書処理の研修を実施して、人材の養成をしているところでございます。

○又吉清義委員 まずこれがあるということと、やはり病院経営は人の命を預かるということで、しっかりと経営することによって、また人も健康になれるなど、いろいろな大切な点があります。あと1つ強いて言わせていただければ、23ページにあります患者1人1日当たり診療収入等です。患者1人1日当たりの医業収益は3万782円、医業費用は3万4067円。ともに前年度より増加しており、医業収益と医業費用の差額は拡大していると。ですから、そこであえてお尋ねいたしますけど、今、事務処理研修をしているということですが、非常に気になることは、この事務を担当している方というのは、県の職員が出向しているのか、一般の方から事務を県職員として採用するのか。事務をしている方というのは、しっかり経理の資格を持っている方であるのか、ないのか。その点については、どのような方々になっておりますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 病院事業の事務を担当している者は、知事部から交流でやってくる職員と、それから平成20年度、平成21年度ごろだったと思いますけれども、その年あたりから、プロパーの病院事務として採用している職員がおります。まだ知事部からの交流の職員が多いのですが、一応、両方まざって事務処理は担当しております。

○又吉清義委員 恐らくそうではないかと思いましたが、やはり、これだけ大きな会計をしますので、プロパーとか、知事部局から行くとかではなくて、しっかりしたプロの職人を採用してはどうですか。例えば、弥生検定の資格をしっかりと持っている方、日経の資格をしっかりと持っている方。そして、各病院の院長がおっしゃっております、不足の分や補充の分をしっかりと見抜ける方、どこに原因があるかをしっ

かり精査できる方ですね。恐らくここに出向している職員というのは、そこまで考えてはいないと思います。数字の出入りしかしないと。ですから、根本から変えることによって、病院事業は大幅に赤字も少なくなるし、なおかつ病院の患者さん、そして先生方からの要望をのみ込むことができると。これが、今の結果ではないかと思います。その点については、皆さんとして旧態依然でいこうとしているのか。ここにもありますが、いかに今後節約をするか、無駄を省くかと明確にうたわれております。そういった企業診断等をさせて、スリム化するところはスリム化をする、必要あるところはしっかり導入をする。その辺はしっかりした経営感覚を持った方、やはり、プロの職人をそこに事務方としてしっかり入れるべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 職員の採用につきましては、先ほど申し上げました事務のプロパーのほか民間の病院とかであったり、そういう企業を経験した人たちを採用しています。ただ、逆にそういう方々というのは、必ずしも行政事務にたけているということではないので、これは知事部局との交流の職員と力を合わせてそれぞれの事務をチェックしたり、それから経営の状況を見たりということでやっていく必要があるのかと思います。それから、今、お話がありました、経営診断士とか、公認会計士とかということになるかと思いますが、プロにつきましては、我々の決算の場合などにおいて委託をしている公認会計士事務所とコンサルタントがありまして、そういったところの意見を聞きながら、基本的にはプロを採用するというのではなくて、プロの力は横でかりながら、我々職員の力を上げていく必要があるのではないかと考えています。

○又吉清義委員 ちょっと最後がうまく聞こえなかったのですが、なぜそういうことを申し上げたかということ、要するに、ある病院現場を見て、確かに赤字でしたが、事務方を預かる人がかわると黒字に転換することも結構多いのです。県が預かっている病院も赤字で一般会計持ち出し67億円、65億円をいつまでも続けるのではなくて、そして病院からの要望も取り入れることができない。予算がないからですよ。67億円の一般会計持ち出しを立てて、20億円におさまったとしましょう。皆さん、要望に応えることができるのです。要望に応えたいけれども、やはり先立つものがないとできないので、思い切って考えを一これまでどおりの考えで解決に向かっていってるのでしたらわかります。皆さんの決算書類をずっと見させていただくと、なかなか向かってい

ないです。ですからその辺を思い切り発想を変えていただいて、そこまでやるべきじゃないかと思いますが、あえて、思い切って改革してみませんか。いかがでしょうか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 民間等の力をかりるとするのは大事かとは思いますが。確かに、事務部分が弱いと指摘をされていますけれども、これはやっぱり我々努力しないといけないのではないかと。ですから、委託とかコンサルタント等の力はかりながら、やはりみずからの力を育成していきたいと考えております。

○又吉清義委員 みずからの力を育成することは大事ですと先ほど申し上げておりますが、数字のプロではないので限界がありますよと。資格試験があって、研修があって、実際にそれに組み込んで現場を担当する方がいるのです。厳しいかもしれませんが、病院事業をしっかり頑張っていたいただきたいので、ぜひその辺も一やはり自分たちのできる範囲、行政のできる範囲があります。これはよく御存じです。しかし、数字は、数字のプロがいます。そういうこともぜひお考えいただきたいということをあえて申し上げておきます。

次は、保健医療について質疑したいと思います。

保健医療部の決算説明資料4ページの予防費と5ページの健康増進推進費があります。

先ほど、委員長もおっしゃってございました。単なる寿命の延命じゃなくて、やはり健康寿命を大いに延ばすべきだろうと、私も大賛成です。やはり今後、集中治療を受けてお休みするのではなくて、びんびんころりがとっても大事だなということで、皆様がこの健康を維持するため、守るために出している費用とこの医療給付にかかる費用の割合は何%ですかということで、1週間前に宿題があったと思いますが、何%になっているのでしょうか。

○系数公健康長寿課長 今の健康増進推進費は健康長寿課の中で健康づくりのために予算化しているもので、3.5億円という額でございます。今、委員がおっしゃる、その分母になる医療に幾らお金がかかっているかについては、平成22年のデータになるのですが、国保、協会けんぽ、後期高齢者の医療費を県内全部足すと、約3100億円になります。分母が3100億円で、健康増進推進費だと3.5億円ということで、約0.1%ぐらいになると思います。ただし、私たちの今の取り組みは、健康づくりに関する事業を全庁的に取り組もうということで、土木建築部・農林水産部など全ての部局に健康に関連する事業立てをお願いしているところです。それを合わせると約35億円ぐ

らいありますので、それでいうと1000分の1が100分の1になります。それで1%程度という数になります。

○又吉清義委員 1%にしろ、まだまだ足りないだろうと。全ての部局に、健康のために農業も避けて通れませんよと。そういった意味でもいろいろな角度から再度この決算をもとに、ぜひ健康になるにはどうあるべきかというための予算をふやすべきだということを改めてお伺いしますがいかがでしょうか。ぜひ頑張ってくださいませんか。

○仲本朝久保健医療部長 委員のおっしゃるとおり、健康づくりに関する予算については、私どもとしてもしっかり確保し、健康寿命を延ばして、長寿県の復活に向けて頑張っていきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 島袋大委員。

○島袋大委員 主要施策の成果に関する報告書の94ページ。救急医療用ヘリコプターの活用でありますけれども、予算額、決算額はほぼ同額ですが、そういう意見聴取もろもろ含めて、事業の効果も書いてありますけれども、メリット、デメリットは何かないですか。

○大城直人保健医療政策課長 まず、メリットしか頭には浮かばないのですが、離島僻地の救急患者を迅速に医療機関に運ぶということと、ヘリコプターの中でも応急処置ができるということで大変メリットがあるかと思っております。

○島袋大委員 沖縄県のドクターヘリの運行に関する疑問という形で、いろいろ調べさせていただきました。沖縄県のウェブサイトにも、沖縄県救急医療用ヘリコプター事業については、以下のようなコメントと写真5枚を添付して、浦添総合病院のドクターヘリ事業へのリンクしかない状況になっています。その中で文章で、「沖縄県は、平成20年12月から浦添総合病院救命救急センターに医師・看護師が搭乗するドクターヘリを沖縄本島全域及び沖縄本島周辺離島を運航範囲として導入しました。ドクターヘリで救急現場に迅速に向かうことで、救急患者に対する早期の初期治療開始と病院収容までの時間短縮を図ることができ、救命率の向上及び後遺症の軽減が図られます。また自衛隊ヘリ等による急患空輸を補完する形で離島へき地における救急医療体制の充実が図られています」というこのコメントと写真5枚が添付されています。そして、聞きたいことが、沖縄県内においては、厚生労働省が定める、運航病院の要件を満たして事業実施している唯一の事業所であると思っています。沖縄県の事業ですから、その活動実績を県の責任で県民にしっかりと公表するべ

きだと思いますが、ウェブサイトを確認したらこれだけしか載っていませんでした。これは県としてどう考えていますか。

○大城直人保健医療政策課長 県の補助事業でございます。唯一、浦添総合病院の救命救急センターに補助しています。しかし、県のドクターヘリと名乗るわけですから、その事業のPRといたしますか、それは自身でしっかりやっていないといけないと思います。私どものPRがちょっと足りないかという感じを受け取れます。

○島袋大委員 沖縄21世紀ビジョンも含めて、離島・過疎・僻地も含めて、いろいろな面で安全・安心に住めるという形でうたっているわけですから、これは県が幾ら補助でお願いしていても、県の唯一の事業としか県民は認識していません。今回決算ですから、次年度に向けて、いろいろな形でやっている、年間スケジュールでこのように活動していますとか、こういう諸問題がありました、こういった形でしっかりと命が助かりましたとか、こういうことをやるのが重要だと思っています。そういった意味を含めてどうですか。

○仲本朝久保健医療部長 まさに委員のおっしゃるとおりで、今の救急のドクターヘリとあわせて、海上保安庁や自衛隊に急患空輸をお願いしてやっておりますので、それも含めて救急に対するしっかりしたPRをやりたいと思っています。

○島袋大委員 重要なことだと思いますので、ひとつよろしくおっしゃりたいと思います。平成20年に実施された沖縄県保健医療計画に対して、県民もろもろ含めて、いろいろパブリックコメントを行っていると思います。そこでドクターヘリの運航調整委員会を開いて、適切に運用するというような議論がされていると思いますが、議事録も全く載っていないで、開催されているのかどうかもわからない状態です。県民の皆さんから意見交換の中でいろいろ話が出たわけでありますから、それを含めて確認したいのですが、いかがですか。

○大城直人保健医療政策課長 委員御指摘の運航調整委員会、パブリックコメントなどの調整結果については、かなりPR不足の部分がありましたが、改めて精査しまして、載せるべきものはしっかりPRしていきたいと思っています。

○島袋大委員 これも先ほど答弁をもらったように、セットになって公表できるものは、しっかり公表すると。県民のパブリックコメントを受けているので、そういった形で県の回答もできていると思いますので、その辺をしっかりと精査して、できる範囲の公表

をお願いしたいと思っています。

次に、今、委託している浦添総合病院のウェブサイトを確認しましたら、平成20年12月から平成27年9月までの実施搬送数2534件に対して、離島診療所等からの要請が2110件、83.3%。消防等からの要請が424件、16.7%であると載っております。医師と接触するまでの時間を短くして、救命率を向上するという本来の目的での使用が少ないように感じるのですが、どうですか。聞きたいことは、これだけ離島もろもろ含めて連絡がくるわけですよね、搬送してくれと。しかし、離島にも病院があります。病院があるときに適切に処理ができれば、救急のヘリコプターを使わなくてもいい場合の案件があるわけですが、ヘリコプターは1機しかないので。そうすることによって、本当に生きるか死ぬかの段階での要請で時間がおくれる。そういったもろもろ含めて、いろいろな運航をしている中で県は精査されていますかということです。委託しているのであれば、毎回こういう案件がリストで上がってくると思いますが、そういった面を精査をして、県は確認をしているのかということを知りたいのです。

○大城直人保健医療政策課長 実は経験値としまして、座間味村の総務課長をやっていたときに、キーワード方式の通報という部分を二、三年前に議論したことがありました。県はと言ったときに、これは実施されていますので、いろいろな現場からの要請に応じてその辺は改善したかと思っています。さらなる改善は必要かと思いますが、その辺の課題について、キーワード方式の通報という部分は改善されていると聞いております。

○島袋大委員 離島でも病院があるところはそのように対処したいけれども、ヘリコプターを使ったほうが安心感があるだろうということをやっているのかもしれない。しかし、次の段階で同じ時間帯でそういう事例が来た場合にはどう対処するかということになりますよね。離島に病院があるところでも、どのような形でやっているのか。地元の病院でできる処理はやっているのかということの確認はぜひともしてほしいと思います。

次に、運航体制についてですが、浦添総合病院が公表しているドクターヘリの運航要領にヘリコプターの離着する場所に関する一覧表がありますが、3次救急を受け入れる先の施設にもヘリポートがない状況だと思っています。この現状を見てどう考えていますか。

○大城直人保健医療政策課長 現状としては委員御指摘のとおり、院内にヘリポートが設置されている

救命救急センターは、県立病院も含めてございません。

○島袋大委員 まさしくないので。病院にはヘリポートがないので離れたところにおろす形になっていると思います。そこで、消防職員の充足率の低さから、ヘリコプターが着陸する場所を考えて、いろいろな面で現場の安全確保が難しい現状、消防が連絡をとりながら救急車を持ってきますよね。そういった状況があって、そこで何か問題が起きているわけですが、それは把握していますか。

○大城直人保健医療政策課長 結論から申しますと、細かい現場の混乱、確かに安全性を確保して、例えばつい最近だと、公園のグラウンドを指定するとかは聞いていますが、実際に安全を確保しながらヘリコプターが安全に着陸するという部分にはいろいろ課題はあると承知しています。

○島袋大委員 沖縄県消防指令センター事業に、那覇市、浦添市、沖縄市など主要な市が参加していない現状をどう思っていますか。

○大城直人保健医療政策課長 広域消防の一元化について、発端はデジタルの通信無線への移行がありまして、全域での一元化、沖縄県の一元化を図るということですが、那覇市、浦添市、沖縄市が加わらなかったのは残念でございます。

○島袋大委員 まさしく各市は、消防を持っています。そして、各町村は広域です。消防でも今は財政が厳しくて、各市とか町村は職員すら少ないのです。ヘリポートがないから、総合グラウンドや陸上競技場におろす場合に所管の消防が救急車を持ってくるわけです。地元で火事が起きた場合、何かがあった場合に職員が足りないのです、大変厳しい状況なのです。ですから、広域で消防を一本化しようと言いましたが、翁長知事が当時那覇市長のときに、唯一那覇市が自分たちから出て行ったわけです。こういう問題があります。全ての消防を広域化で一本化しようとしたのですが、県都那覇市みずから脱落するので、我々も一抜けたから出ようということで浦添市や沖縄市も出て行くのです。そうなったらヘリポートもろもろ含めて大変厳しい状況になるので、これはしっかりと県立病院にヘリポートを置くなど、ひとつまた議論していただきたいと思っております。

最後に、沖縄県は外国人観光客も多く、輸入感染症の危険性がある地域もあると思いますが、運航会社含めて予防接種の実施や教育を含む感染予防対策はしっかりされていますか。

○阿部義則保健医療部参事 当然、どういう患者がいらっしゃるのかということは、ある程度指令の段

階で把握した状態でフライトしていくことになります。しかし、おっしゃるように隠れている感染症とかがあるかもしれないので、本来なら適正な予防接種なり、何なりを受けておくべきだと思います。残念ながら、今の段階では、私たちは運航会社の予防接種の状況は把握しておりません。御指摘はもっともですので、これから把握していこうと考えています。

○島袋大委員 まさしく、これは県が補助金を出して、県民は沖縄県が持っているヘリコプターということではしか認識がありません。今後、観光客が年々ふえていく中で、観光客のけがなどいろいろな面でヘリコプターに乗ることがあるかもしれません。感染症対策など、パイロットやヘリコプターに乗る看護師も含めて、あるいは委託する浦添総合病院もしかり、県が音頭をとってしっかり教育や予防接種をやりなさいという指摘等も含めてやっていただかないと、みんな県が扱っているヘリコプターだということでは認識していますから、これはしっかりと県が音頭をとってやらないといけないと思っております。先ほど言いました消防もしかり、知事公室の部署になるかもしれませんが、末端の市町村を含めて、消防は年々年齢も高くなってきて採用率も低い状況で、これをいかに連携するかといたら、県立病院にヘリポートを置かないといけない状態になるかもしれませんので、ひとつその辺も連携して次年度の予算を組むまでにまとめていただきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 まず病院事業の平成26年度の決算について。

これまで病院事業の責任者として頑張っておられました、伊江朝次病院事業局長。そして、本日それぞれの病院長もいらっしゃっていますから、改めてこの間の御苦労に対して敬意を表します。

決算調査に当たって伊江朝次病院事業局長からは、全体の病院事業の成果も含めた形、さらにそれぞれの病院長からは病院ごとの成果といたしますか、課題もいろいろ出ておりますが、大まかにそれも含めてお願いできますか。

○伊江朝次病院事業局長 平成26年度決算に関しましては、いわゆる純損失が約19億9000万円ということで、非常に見かけ上過大な損失を出したという状況がございますが、これは公営企業の新会計基準の見直しということで出たものがほとんどでありまして、旧基準と比較しますと、前年度よりはよくなっているという形であります。各病院とも医師不足あるいは人材の不足でフルに医療を提供できなかった

ということですが、おおむね何とか経常収支は黒字を出しましたし、何とか達成できたかと考えています。

○仲間司北部病院院長 北部病院の収益は60億4864万691円で、前年度比にして、2億6958万4299円増加しております。一方で、費用も同じように少し増加しております。最終的には1億5375万4607円の純損失となっております。しかし、これは会計基準の変更と前倒し引当金等の費用がかさんだせいでありましたので、医業本体は前年度並みと考えております。

○上原元中部病院院長 先ほどから問題となっております会計制度の変更によりまして、約5億円の純損失を出しましたが、それを除きますと実際の医業収益は約3億円の黒字を出しております。いろいろとリハビリの人をふやしてもらったり、土曜日もしリハビリをやったりして、職員も頑張ったおかげで医業収益自体は約3億円の黒字を出しておりますので、そこそこみんな頑張ってきたと思っています。

○我那覇仁南部医療センター・こども医療センター院長 平成26年度の経常収支に関しては、約2億円の黒字になっています。一番の原因は、救急室の診療体制が大きく変わったということ、入院、それから外来の患者の増、それから単価の増と考えています。もう一つ、お話ししたいのですが、実は去年からことしにかけて大きな目標がありました。これは、今年度にかかわることですが、1つはNICUの増床、それから先ほど言いましたリニアックの購入。これからPICUの増床が予定されています。NICUの増床に関してはことしからですが、一番ぐあいの悪い赤ちゃんの病床を12床から18床にするということで、数千万円の黒字がありますし、先日もシンポジウムをしたのですが、二、三年前から言っておりますPICUの増床に関しては医療政策的な目的である小児の重症の患者を救命すると。具体的に言いますと、PICUが開設される以前の5年間に亡くなったのが恐らく350人です。そして、PICUが開設された以後5年間に亡くなったのが250人です。要するに、100人前後のとうとい子供の命が助かったということで、これは非常に県としてもよかったなと評価しています。それがことし、あと2床増床するということを計画して、さらに小児医療に対していい診療ができるのではないかと考えています。

○上原哲夫宮古病院院長 宮古病院は新しくなりまして患者さんもふえていますが、新会計年度になりまして、少しマイナスになっています。一応、総収益が約65億8700万円で、総費用が約66億8900万円となっています。純損益で約1億253万円の赤字となっ

ていますが、旧基準のもので見ると1億円ぐらいのプラスで改善していると見ております。平成27年度に関しても、地域のがん診療支援病院を受けたり、それから家庭医療センターとあって、在宅に向けての準備をしております。研修医で若い医者がふえていることもあって、まだ眼科医が足りないとか、皮膚科が足りないとかありますが、徐々に改善しながら、収益向上に努めたいと思います。

○依光たみ枝八重山病院院長 八重山病院は、平成26年度決算においては、総収益が約55億1483万円です。総費用は約55億3780万円で、純損失は約2300万円です。対前年度比としては、収益が会計基準見直しで、前から話が出ているように、長期前受金戻し入れや一般会計の繰入金が増によって、約3億9000万円の増。これはプラス7.7%となっています。それから、費用が約7億2343万円、プラス15%となっていて、純損益で約3億3000万円、107%の減となっています。しかし、当院において、赤字決算は平成22年度の決算以来4期ぶりでありまして、今年度の赤字額は6県立病院では最も低くなっています。

○砂川寿美子精和病院副院長 精和病院の平成26年度の決算は約1億9578万3000円の純損失を計上しています。主な要因としては、地方公営企業会計基準の見直しに伴う貸倒引当金や退職給付引当金の計上などにより、費用が増減したことが影響しています。前年度に比べて、入院延べ患者数が2990人減少しました。これは厚生労働省の施策にのっとり、地域移行に向けての長期入院している患者さんの退院及び社会復帰を促進したためです。外来患者延べ患者数については2649人減少しております。近年は、アルコール依存症や認知症、児童・思春期外来など、専門が細分化され、患者さんが分散する傾向にありまして、当院では、担当する専門医が不足していたためだと考えます。現在の取り組みでは、他職種で構成されるベッドコントロール委員会を毎週1回開催し、その際に急性期病棟の運用状況の把握と施設基準要件の確認、他病棟での受け入れ体制についての確認を行っています。また、鑑定入院の受け入れを司法関係機関に対して積極的にアピールを行うことで、入院収益の確保を図っています。

○照屋守之委員 最近、県立病院が好きになっています。私の95歳の母親が骨折をした際に、中部病院には大変お世話になりました。この場をかりてお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

現在の県立病院の役割、140万人の県民に医療を提供するわけですが、沖縄県は御承知のように観光客数が800万人を超え、目標とする1000万人に近づくこ

とが予想されています。この機会ですから、観光客でも本土の観光客もいますし、中国、台湾など外国の方もかなりいらっしゃいますが、そういう観光客がそれぞれの地域の県立病院を利用するといった事例等がありましたら、教えていただけませんか。

○仲間司北部病院院長 昨年、我々の救急室にきた外国人は96人いました。そのうちの3分の1は香港、3分の1は台湾、3分の1は韓国でした。そのうち入院した患者さんは11人でございます。ただ、そのときに一番困るのは通訳の問題でございまして、特に韓国の方のときには通訳もいなくて苦労したと報告されております。

○上原元中部病院院長 正確な人数は把握しておりませんが、1つ大きな事例としては、韓国から来た方が妊婦だったのですが、早産で緊急手術になりまして、無事赤ちゃんが生まれてよかったのですが、いろいろ言葉の問題で苦労して、何とか退院もできましたが、そういう事例がありました。

○我那覇仁南部医療センター・子ども医療センター院長 我々の病院では、約100例の外国人の観光客あるいはその患者がいました。海外からの患者が多いのですが、一番多いのがやはり台湾、中国、それから韓国、そういう方々が来られますが、この中で問題になったことは、来るのは夜なのです。要するに、準夜、深夜の救急に。昼間は、英語圏の患者に対しては、ほとんど院内のドクターや看護師などで対応できます。これは夜間もそうです。ところが、その準夜、深夜に関しては、こういった英語圏以外の方に対してほとんど対応ができていない。特に現場からの問題がありまして、私たちはいち早くクラウド型の通訳サービスを導入しました。この中では、スペイン語、フランス語、韓国語、中国語、英語の5カ国語を東京と患者とドクターの3者間でiPadを見ながらいろいろ会話ができるわけです。ところが、それでもまだ足りません。実は、ことし、八重山圏域でフランスの患者が旅行中に約1000グラムの小さな赤ちゃんを生みまして、これが当院のNICUにきました。その奥さんはフランス語で、旦那さんはスウェーデン語でしたか、両方ともなかなか話すことができないのです。これは、医療現場では非常に大きな問題で、つい最近もそういうことがありまして、5つの病院がほかの方法—電話なのですが、そういうことをやっていこうと。この場合に注意しないといけないことは、毎日そういう患者がない場合、1つの病院でこれだけの医療通訳士を置くことは非常に無駄なのです。だからこれを統一して、どこか1カ所につくってもらって、全県の病院から

アクセスをする、そういうシステムをぜひ早いうちに確立してほしいと考えております。

○上原哲夫宮古病院院長 宮古病院の現状ですと、ことしの7月からクルーズ船が寄港するようになりまして、少し外国人がふえてきました。ただ、クルーズ船の場合には、1日、2日の滞在が多く、大体の方は健康な人が多いものですから、平成26年度は外国人が救急室には49名来ていますが、そのうち在留者が42名で実際の外国人の観光客は7名となっています。先ほど予防接種の話もありましたが、広域伝染病とか、口蹄疫とか、こういう家畜の伝染病をむしろ心配しておりまして、宮古地域には検疫所がないものですから、その辺が心配ではあります。

○依光たみ枝八重山病院院長 実は、皆さん御存じのように、八重山病院は、新石垣空港ができてから、県外からの観光客、もちろん海外からも含めてですが、救急受診が11%から14%にふえました。それ以外に洋上救急というのがありまして、船舶とかクルーズ船で急患が発生したときには、そちらのドクターが海上保安庁のヘリコプターに乗りまして、患者をピックアップして、入院という形をとっております。大体月二、三人は受診しておりまして、この1年間で、10人ちょっと入院しました。南部医療センター院長から話がありましたように、実は2年前にトライアスロンがありまして、それを調べてみましたら、東南アジアだけではなく、ヨーロッパからも来ていまして、つい最近ではフィリピンからも来ています。職員にフィリピンの方がいるので通訳をお願いしたら、フィリピンでは、いろいろなところで言語が違い、方言で全然わからないということもありました。やはり、英語圏でないところからの観光客が入院しますと、病院としても対応に困っています。今、クラウドとか、電話を始めようということでトライ期間を設けていますが、当院では一応、インターネットで各国の医療用語をプリントアウトして、救急室に置き、指さしをしながら診療に当たっている状況です。

○砂川寿美子精和病院副院長 昨年1件ありましたが、夜間は休んでもらって、翌日通訳をお願いして対応したという事例がありました。

○照屋守之委員 勉強になりました。保健医療部長、あと50億円ぐらい渡してください。あれだけ現場で苦労してるのに間に合いませんよ。病院事業局長も堂々と請求してください。観光客枠の予算を20億円くださいと言ったらできますよ。

それぞれの病院長の話聞いてみるものです。やはり、これだけ観光客が来ているので、そういうこ

とは実態としてあるのだろうと思っていましたが、きょうは勉強になりました。言葉の問題も含めて、観光客を世界的に受け入れるということからしますと、そういうこともしっかり整備をしていかないといけないと感じました。

次に、7対1看護体制の導入です。今、我々の都合、例えば経営の問題とかいろいろな形で、北部病院、宮古病院、八重山病院もまだ、そういう実態がありますが、医療を受ける側からすると、沖縄県全体の問題で捉えると、やはり格差が生じていると思います。この辺にいる人たちは7対1看護体制で手厚い看護を受けられるけれども、そうでない地域は厳しいと。それともう一つ、職員の感覚からすると、10名診ると7名診るとでは、格差があるわけです。この病院にいる人たちはそういう形で仕事をしてくれるけれども、北部病院、宮古病院、八重山病院に行くとそうではないということ。3点目は、やはり経営を改善するための大きなチャンスだろうと思っているのです。ですから、病院事業局長から先ほどありましたように、さまざまな課題はあるにしても、やっぱり7対1看護制度が導入されてからこれだけ時間がたって、それぞれできにくい仕組みになっている。それは医療費がどんどん高騰していくと、そういう仕組みも国全体で押さえ込んでいくということに、今度、政策が変わっていくわけです。こういう新たな仕組みは、仕組みができれば一気に導入まで持っていけないと、時間がずれていくとなかなか難しいのではないかなと思うわけです。ですから、やはり医療を提供する側からではなくて、県民の側から、先ほど言いました働く職員の立場からしても格差がありますという、そういう視点がこれから必要だと思っていますので、そこを含めて御検討をお願いしたいと思います。

今、県立病院事業を大きく変えていくチャンスだと思っています。中部病院の副院長が県の政策参与になっていますよね。参与となると県知事に直結した形で、そういう政策・提言ができると思っています。だから今、事業局、そしてそれぞれの病院長が抱える問題を政策参与も一緒に交えて、意見交換をして、それを知事を通して県民のために予算を充実させていく。今、それぞれが困っている、特に財政的な問題で非常に大きな課題があると思います。やはり、政策参与との連携は重要かと思えますけれども、既にやっているかもしれません、そのことについて教えてもらえますか。

○伊江朝次病院事業局長 今、委員がおっしゃったのは、中部病院の新垣副院長が4月に県の政策参与

に就任しています。私は彼の1年先輩で中部病院からずっと一緒に離島勤務もした仲でして、政策参与に就任して以来、県庁に出勤したときには必ず私のところに来て意見の交換をしていますので、委員の御指摘のあったことを踏まえて、ぜひ知事三役には十分に伝えられるようにやっていきたいと思っています。

○照屋守之委員 ぜひ活用してください。非常に大きなチャンスだと思っています。歴代の県政で恐らくそういう形の政策参与はなかったと思います。ですから、今の知事も病院事業について非常に大きな力を入れていこうというあらわれですから、そのチャンスは生かしたほうが良いと思います。

次に、先ほども出ていましたように決算審査意見書の是正・改善を要する事項について。監査委員事務局に聞くと、昨年からこういう項目ができています。これの現状というか、どういうことで監査からこういう項目ができて、指摘をされているのか、その御説明をお願いできますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 病院事業につきましては、これまで医療従事者の採用に努力してきたところもありまして、事務が若干弱くなってきています。そこで監査を受ける際に、どうしても契約事務とか執行伺いがうまくなされていないといった指摘。それから、認定等で事後の確認がされていないといった指摘がありました。これは、ふなれな人間が多くなってきているのもありまして、そこを改善するためには、きちんと研修をしていかないといけないと考えております。

○照屋守之委員 先ほど事務部門が弱いとか、何かそういう表現をしていましたけれども、こういうことは余り言うものではないですよ。県立病院事業は何十年やってきましたか。そういうことも含めてプロがやっているものを、例えば、こういう形で一生懸命やっているけれども、監査の指摘からするとこうだという。そういう違いがあって、そういう部分を直すのはいい。けれども、こういう形で去年からは是正・改善を要する事項という新たな項目が監査の中に入っているわけでしょう。ですから、ここはそれぞれの病院長、病院事業局長も含めて、この項目がことしで終わるように、来年からこの項目がなくなるように、そういう働きをぜひお願いできませんか。これはやはり基本的な部分ですから。それぞれが一生懸命にやって、いろいろな形で自分たちがこうやってきたことが監査からするとそうではないという。我々県議会もそうです。政務活動費の使い方をいろいろ指摘されています。我々はこうやったの

だけでも、議会事務局側から見るとこうだという、そのギャップが少しあって、そこは我々は自信を持ってこうやりましたと言っていますから、ぜひ皆さん方もこれだけの事業を県民のために貢献しているわけですから、ぜひ次年度からはこの項目がなくなるよう取り組みをお願いしたいのですが、いかがですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 先ほど申し上げたとおり、研修会とかを実施して、職員がスキルアップできるような形で今取り組んでいますので、なかなか重たいと思いますが、ぜひこれが消えるように努力していきたいと思います。

○照屋守之委員 主要政策の成果に関する報告書81ページに長寿復活健康づくり事業がありますが、改めて長寿復活の定義を御説明お願いできませんか。

○糸数公健康長寿課長 長寿に関する指標はいろいろございますけれども、沖縄県では先ほど申し上げました平成22年の都道府県別生命表の中の平均寿命というものの都道府県の順位を復活させるということを一応、長寿復活と考えているところです。寿命自体は、先ほどありましたように伸び続けているのですが、その伸びがほかの県に比べて鈍くなっているという現状を改善したいことからそのように捉えているところです。

○照屋守之委員 これを2040年で全国のトップにしたいという認識でよろしいのですか。

○糸数公健康長寿課長 都道府県1位になれば、日本は世界1位の長寿国ですので、世界一にもなるということで考えております。

○照屋守之委員 イチキロヘラス運動もこの事業の一環ですか。

○糸数公健康長寿課長 イチキロヘラス運動は、私たちが健康長寿復活に取り組んだときと同じ時期に、沖縄テレビ放送、琉球新報社、ラジオ沖縄のメディアが自分たちも健康長寿について何かできないかということで、自主的に進めた運動です。県の取り組みと並行して、マスコミが独自の動きを始めているということですので、非常に私たちは喜ばしくというか、一緒に応援していただいていると受けとめています。

○照屋守之委員 あれはいいですよ。県がそういう形でアイデアをつくって、流しているのかと思いましたがけれども。私が今、疑問に思っていることは、我々の周りで、「イッター ニューガ アンシ段々大きくなって太っているの」と。大きい人が多いのです。模合に行っても、私は30年前から同じ体重なのに、何でお前たちだけこんなにぶくぶくしているのかと

いうことがあります。ですから健康長寿の部分と食べ物ですよ。今、日本全国どこを回っても、これだけ流通業が発達している県はないです。ローソン、ファミリーマート、サンエーもジャスコもそうです。見てみると、こんな感じでよく買い物をする人が結構いますよね。ですから、やはり健康長寿と今の沖縄県の食のありよう、かといって歩きません。運動はしない。私もその類いですけれども、私は小さいからまだいいのです。ですから、ここをどう捉えて、どのように意識づけてやっていくのかという非常に大きなテーマだと思いますけれども、どうですか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 県民のための健康への行動指針ということで3つ出しておりまして、健診を含めた治療あるいはしっかり自己管理をやるということ、それから適正飲酒、そして肥満の防止、この大きな3つの柱のうちの一つに位置づけて県民にアピールしているところです。それは健康長寿復活の県民会議でもって官民一緒にやっています、その中に先ほど言ったマスコミの方々もいらっやいまして、いろいろと肥満が余り多いのはよくないということをアピールしていただいています。今後とも、運動の普及ということもあわせて県民に訴えてまいりたいと思います。

○呉屋宏委員長 以上で、保健医療部長及び病院事業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項及び特記事項の有無の確認を行った。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

休憩中に確認しましたとおり、要調査事項及び特記事項の提案はありませんでした。

次にお諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む決算調査作成報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後 4 時48分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏

平成27年10月21日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

土木環境委員会記録

(第 2 号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成27年10月21日（水曜日）
午前10時1分開会
第3委員会室

出席委員

委員長 新垣良俊君
副委員長 仲宗根 悟君
委員 具志堅 透君 中川京貴君
新里米吉君 新垣清涼君
奥平一夫君 前島明男君
金城勉君 嘉陽宗儀君
新垣安弘君

説明のため出席した者の職、氏名

環境部長 當間秀史君
環境企画統括監 古謝隆君
環境政策課長 永山淳君
環境政策課基地環境
特別対策室長 松田了君
環境保全課長 仲宗根一哉君
環境整備課長 棚原憲実君
自然保護・緑化推進課長 謝名堂聡君
企業局長 平良敏昭君
企業企画統括監 上間丈文君
企業技術統括監 稲嶺信男君
総務企画課長 大村敏久君
経理課長 小波津盛一君
配水管理課長 石新実君
建設計画課長 上地安春君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成27年 平成26年度沖縄県水道事業会計
第7回議会 未処分利益剰余金の処分につい
乙第18号 て
- 2 平成27年 平成26年度沖縄県工業用水道事
第7回議会 業会計未処分利益剰余金の処
乙第19号 分について
- 3 平成27年 平成26年度沖縄県一般会計決算
第7回議会 の認定について（環境部所管分）

認定第1号

- 4 平成27年 平成26年度沖縄県水道事業会計
第7回議会 決算の認定について
認定第22号
- 5 平成27年 平成26年度沖縄県工業用水道事
第7回議会 業会計決算の認定について
認定第23号
- 6 決算調査報告書記載内容等について

○新垣良俊委員長 ただいまから、土木環境委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件、本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査についてに係る平成27年第7
回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案
2件、平成27年第7回議会認定第1号、同認定第22
号及び同認定第23号の決算3件の調査及び決算調査
報告書記載内容等についてを一括して議題といたし
ます。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出
席を求めています。

まず初めに、環境部長から環境部関係決算の概要
について説明を求めます。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 環境部の平成26年度一般会計
決算の概要について、お手元にお配りしております
歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明いたしま
す。

初めに、平成26年度一般会計歳入決算の状況につ
きまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

環境部所管の歳入は、国庫支出金、財産収入、繰
入金、諸収入及び県債の5つの款からなっておりま
す。その合計額は、1行目の予算現額28億4496万5000
円、調定額は27億8016万6994円、うち収入済額27億
8016万6994円となっており、調定額に対する収入済
額の割合である収入比率は100%となっております。

次に、（款）ごとの歳入について御説明いたしま
す。

（款）国庫支出金は、収入済額19億6953万1438円
で、主なものは二酸化炭素排出抑制対策事業費補助

金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入は、収入済額829万9623円で、その内容は環境保全基金利子や産業廃棄物税基金利子であります。

2ページをお開きください。

(款) 繰入金は、収入済額4億7186万1036円で、その内容は産業廃棄物税基金繰入金、海岸漂着物地域対策推進事業基金繰入金及び沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金繰入金であります。

(款) 諸収入は、収入済額3億1767万4897円で、主なものは公共関与事業推進費貸付金元金収入と動物愛護管理センター受託金、環境保全促進助成事業であります。

(款) 県債は、収入済額1280万円で、その内容は石綿健康被害救済制度推進事業であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

3ページをお開きください。

平成26年度の一般会計の歳出は、衛生費と農林水産業費の2つの款からなっております。その合計額は、1行目の予算現額41億7348万6000円、うち支出済額39億3759万3904円、翌年度への繰越額は858万8600円、不用額は2億2730万3496円となっております。予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は94.3%となっております。

不用額2億2730万3496円のうち、(目)で主なものについて御説明いたします。

上から5行目の(款)衛生費(項)環境衛生費(目)環境衛生指導費の不用額1億7044万9268円は、主に海岸漂着物地域対策推進事業費におけるゴミ回収等委託料残によるものであります。

上から8行目の(項)環境保全費(目)環境保全費の不用額3040万1358円は、主に水質測定機器整備事業費の備品購入費入札残、観光施設等の総合的エコ化促進事業の委託料の入札残及び補助金の執行残、放射能調査費の国委託事業費の減額などによるものであります。

下から4行目の(項)環境保全費(目)自然保護費の不用額1214万4073円は、主にサンゴ礁保全再生事業の補助金の執行残によるものであります。

一番下の行の(款)農林水産業費(項)林業費(目)造林費の不用額349万5590円は、主に沖縄グリーンプロモーション事業の補助金の執行残によるものであります。

以上をもちまして、平成26年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案2件、平成27年第7回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 平成26年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算、並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第22号平成26年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に沿って御説明いたします。

水道事業の概況について、お手元の決算書の15ページをお開きください。

(1) 総括事項についてであります。平成26年度の水道事業では那覇市ほか20市町村及び1企業団に水道用水を供給いたしました。

アの営業収支等、イの建設工事等については記載のとおりですので、後ほど目を通していただきたいと思います。

それでは、水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計295億7450万4000円に対して、決算額は292億7767万2373円で、予算額に比べて2億9683万1627円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計301億8792万3410円に対して、決算額は285億5968万54円で、翌年度繰越額が1億7432万8221円、不用額が14億5391万5135円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や固定資産除却費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計169億7784万6000円に対して、決算額は146億2356万3276円で、予算額に比べて23億5428万2724円の減収と

なっております。

その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計227億7242万9134円に対して、決算額は199億5036万7153円で、翌年度への繰越額が27億3239万9913円、不用額が8966万2068円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、工事計画の変更等に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益合計153億2785万3678円に対して、2の営業費用合計は255億3564万952円で、102億778万7274円の営業損失が生じております。

3の営業外収益合計126億2189万6553円に対して、4ページの4の営業外費用合計は16億9777万8088円で、右端上の営業外利益109億2411万8465円が生じており、経常利益は7億1633万1191円となっております。

5の特別利益、6の特別損失合計を加味した当年度の純利益は4億2452万9498円であります。

これに、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額36億4579万9641円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は40億7032万9139円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額ですが、地方公営企業における新会計基準が平成26年度から適用され、補助金等の計上方法の変更に伴い、資本剰余金から利益剰余金に振りかえたものであります。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高6594億2388万6310円に対し、当年度変動額は会計基準の変更等によって、6170億442万3070円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は424億1946万3240円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金は、当年度末残高40億7032万9139円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財

政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については8ページになりますが、資産合計4555億2836万4127円となっております。

負債の部については10ページになりますが、負債合計4131億890万887円となっております。

資本の部については、下から2行目になりますが、資本合計424億1946万3240円となっております。

なお、11ページから14ページは、決算に関する注記、15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これで、認定第22号平成26年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

引き続きまして、認定第23号平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。

工業用水道事業の概況について御説明いたします。

(1) 総括事項についてであります。平成26年度の工業用水道事業では、沖縄電力株式会社石川火力発電所ほか95事業所に対して工業用水を供給いたしました。

アの営業収支等、イの建設工事等については記載のとおりですので、後ほど目を通していただきたいと思っております。

それでは、工業用水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

53ページへお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計7億398万円に対して、決算額は7億835万4522円で、予算額に比べて437万4522円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増加によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計7億263万3550円に対して、決算額は6億7120万9666円で、不用額が3142万3884円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金や固定資産除却費等の減少によるものであります。

54ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げ

げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計7292万2000円に対して、決算額は7292万583円で、予算額に比べて1417円の減収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計3億1506万1400円に対して、決算額は1億8648万44円となっております。翌年度への繰越額は1億184万4730円、不用額は2673万6626円であります。

繰り越しが生じた要因は、工事発注に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、55ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益合計2億7327万1390円に対して、2の営業費用合計は6億2800万1819円で、営業損失が3億5473万429円生じております。

3の営業外収益合計4億959万8740円に対して、56ページの4の営業外費用合計が1976万4803円で、右端上の3億8983万3937円の営業外利益が生じ、経常利益は3510万3508円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3228万5574円、当年度未処分利益剰余金は6億2418万8878円となっております。

次に、57ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高175億3626万6157円に対し、当年度変動額が会計基準の変更等によって、162億3029万8742円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は13億596万7415円となっております。

次に、58ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高6億2418万8878円のうち3億7101万5069円を今後の企業債償還に充てるため減債積立金に、また、残額の2億5317万3809円を今後の建設改良費に充てるため建設改良積立金に議会の議決を経て積み立てることにしております。

次に、59ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、60ページ、資産合計80億3254万3749円となっております。

負債の部については、62ページ、負債合計67億2657万6334円となっております。

資本の部については、下から2行目の資本合計13億596万7415円となっております。

なお、63ページから66ページは、決算に関する注記、67ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これで、認定第23号平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の議案書(その2)の46ページをお開きください。

乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから議案を提出しております。

内容につきましては、平成26年度水道事業会計の未処分利益剰余金40億7032万9139円の処分について、今後の企業債償還に充てるため全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

引き続きまして、乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

47ページでございます。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、水道事業会計と同様に議会の議決を必要とすることから議案を提出しているところであります。

内容につきましては、平成26年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金6億2418万8878円の処分について、今後の企業債償還に充てるため3億7101万5069円を減債積立金に、今後の建設改良費に充てるため2億5317万3809円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

以上で、決算及び関連する議決議案の概要について御説明申し上げます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 環境部から質疑をいたします。

環境部の平成26年度執行率は、先ほど決算状況の中で数字が出ていまして94.3%となっていますけれども、その前の年の執行率はどうだったのでしょうか。

○永山淳環境政策課長 平成25年度の執行率は、予算額34億9753万6000円に対しまして、支出済額が32億8215万円となっており、執行率は93.8%となっております。

○新里米吉委員 93.8%が94.3%になったわけですから、執行率はよくなったということで、環境部の健闘をこれからも期待したいと思います。

ところで、主要施策の成果に関する報告書の41ページ、海岸漂着物地域対策推進事業、予算額約4億4331万円に対して決算額が2億9455万円となっています。残額の1億4876万円について、説明をしてください。

○棚原憲実環境整備課長 沖縄県では、平成25年4月1日に、国の地球環境保全対策費補助金の内示を受けまして、平成25年度、平成26年度の2年間の予算として約6億円を平成25年9月補正で予算措置

し、平成25年10月に沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例を制定しまして、回収処理事業、発生抑制対策事業を実施しております。委員の御質疑にありました残額1億4876万円につきましては、国の地域環境保全対策費補助金交付要綱に基づき、国庫に返還することとなります。

○新里米吉委員 先ほどの予算の説明資料の中でも、執行率はかなりいいし、繰り越しも非常に少ないけれども、不用額が少し目につきます。その不用額の中で問題なのが先ほども説明がありました、海岸漂着物地域対策推進事業がその大半を占めている。それは国庫に返納するということですから、使わずにそれだけ返納せざるを得なくなったのは何か理由があるのですか。

○棚原憲実環境整備課長 平成25年度、平成26年度の予算要求に当たりましては、平成23年度の調査で算出した海岸漂着物の現存量約8900立米をもとに、2年間の事業として約6億円を見込みまして、国へ補助金を申請しております。海岸漂着物の回収は、事業主体である海岸管理者及び補助金活用要望のありました市町村が漂着状況等を勘案して場所を選定し、回収処理をしており、平成25年度が実際には2473立米、平成26年度が5627立米であったことから、平成23年度の調査で算出した現存量よりも少なかったということがあります。また、市町村等への聞き取りによると、崖の下など海岸漂着ごみの回収が困難な場所があったことによる執行残や、近年活発となっているボランティアの清掃活動により海岸漂着ごみの回収が実施されている場所もあり、結果として費用をかけずに海岸漂着ごみの回収ができている場所もあることも要因の一つと考えております。

○新里米吉委員 今話を聞くと、ボランティアもあったということですが、想定していた分は使わなかったということが大きいのか。しかし、回収できないごみがまだまだ結構あるのに、それを十分活用できる体制ではなかったということなのか。もう一度そこを説明してもらえますか。

○棚原憲実環境整備課長 事業は平成25年度、平成26年度の2年間の事業でありますけれども、平成25年度は9月補正予算での事業開始となったことから、海岸管理者や市町村での事業実施期間が短かったこともあり、補正予算額約2億7000万円のうち約1億1000万円が執行残となっております。それも含めまして、平成26年度の9月補正予算に計上しまして、改めて海岸管理者、市町村への要望調査等で事業実施を促しましたけれども、当初予算での事業

で十分という趣旨の回答もあり、結果として約1億5000万円が執行残となっております。

○新里米吉委員 次、企業局に質疑します。

決算審査意見書の2ページ目。経営成績で述べているところで、会計基準見直しの影響による営業外利益が増加—ここは13ページに、長期前受金戻し入れ124億円皆増というものが出ております。これとの関係があるかと思えます。それから、会計基準見直しの影響による営業費用が増加、これはまた13ページに減価償却費33億円が149億円へ大幅増ということと関連していると思えます。この2点について、2ページに書かれていること、13ページに述べていることが関連していると思えますが、説明をお願いしたいと思います。

○小波津盛一経理課長 平成26年度から会計基準が見直されております。これによりまして、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更されております。これまで任意での適用が認められていた補助金等部分を減価償却しない—みなし償却制度が廃止されております。みなし償却制度が廃止されたことに伴いまして、平成26年度決算から補助金等相当分についても減価償却を行ったといったことから減価償却費が増加しております。これが営業費用が増加した主な要因となっております。

一方で、償却資産の取得または改良に伴い交付された補助金等については、長期前受金という形で貸借対照表上、負債に計上した上で、減価償却費や固定資産の見合い分を損益計算上、長期前受金戻入という形で営業外収益に計上することになりましたので、これによって長期前受金戻入が皆増し、営業外収益が増加したという流れでございます。

○新里米吉委員 決算審査意見書の11ページ。収益的収入は2億9683万1627円の減となっており、収入率は99.0%。前年度101.7%でありますけれども、これは営業外収益が3億155万6302円減少したことによるものであると説明していますが、そのことについて説明をしてください。

○小波津盛一経理課長 営業外収益が予算額に対して減少した主な理由は、先ほど申し上げた長期前受金戻入が3億909万6000円減少したことによるものです。これは建設改良事業費を繰り越したことから、固定資産除却費が減少したと。その固定資産除却に見合う部分の長期前受金戻入が減少したという形になっております。

○新里米吉委員 同じく11ページ。その下にありません収益的支出。翌年度繰越額は1億7432万8221円、

繰越額が生じた主な理由は計画変更によるものであると述べております。計画変更の内容を説明してください。

また、12ページの資本的支出でも、翌年度繰越額27億3239万9913円の繰り越しが生じた主な理由に、計画変更によるものというように、計画変更によるものがこの2カ所出ておりますけれども、それについて説明してください。

○大村敏久総務企画課長 まず、11ページ目ですけれども、1億7000万円余りの繰り越しについての計画変更について説明いたします。水道管の敷設工事に際しまして、自治体、河川管理者等の関係機関との協議に不測の日数を要したこと及び工法の変更、施工料の変更が生じたことなどによるものです。具体的に1例挙げますと、一番大きい額で8000万円余りの前田流入管の移設工事というものがおりますけれども、那覇市及び浦添市の区画整備事業に伴った移設事業でありまして、浦添市、那覇市等と発注主体との関連工事がありまして、その当該市—浦添市、那覇市との協議に、不測の日数を要したことなどが挙げられます。あと、12ページの27億円余りの繰り越しについてですけれども、一番大きいのが送水管敷設工事で占用する道路の拡張工事、これも道路管理者が行いますけれども、それがおくれたことにより、その調整に時間を要したということなどが主な理由であります。

○新里米吉委員 わかりやすく言えば、どちらも調整に時間がかかって、計画変更をせざるを得なかったと言ったほうがわかりやすいのかと理解したのですけれども、それでいいですか。

○大村敏久総務企画課長 そのとおりであります。

○新里米吉委員 次、1番目の質疑、2ページと関連してくるのが随所に出てまいります。1番目の会計基準の見直しとの関係を最初に質疑しましたけれども、重要なところで同じことが少なくとも3カ所ありまして、時間も節約したいと思いますので、3つそれぞれ説明をお願いします。

最初に、16ページの営業収益対営業費用比率。これもそれによる職員1人当たり有形固定資産も会計基準見直しの影響によるとなっております。それから同じく会計基準の見直しで、117.3%が60%になったり、17億3463万円が11億7922万円になったりと相当な数字がずれてきていますので、従来の方式で計算した場合には、数字はどうなるのかをお聞きしたい。

それから2つ目は、18ページ。前年度の残高が905

億346万円に対して、会計基準の見直しがあつて219億6804万円と、これも大幅なずれがあります。従来方式であればどうなるのか。

3つ目に、25ページ。平成25年度が284%、それが会計基準の見直しで平成26年度は180%とこれも大きく数字が変わっておりますけれども、従来方式で計算したらどうなるのか、それぞれについて説明してください。

○大村敏久総務企画課長 まず、16ページ目の職員1人当たりの有形固定資産について、旧基準で計算した場合の額についてお答えします。旧基準による計算によりますと、18億6020万1000円となっております。

営業収益対営業比率についてお答えします。旧基準での計算によりますと、113.8%となっております。

○小波津盛一経理課長 18ページにございます資本金を旧基準でやった場合、幾らになるかということがございますけれども、旧基準で計算した場合には、919億2518万269円になります。

○大村敏久総務企画課長 25ページ目の流動比率について、旧基準による計算の率は、279.3%となっております。

○新里米吉委員 いわゆる会計基準見直しがことしあつて大幅に数字が変わってくるわけですが、それだと比較が非常にわかりにくいものですから、従来方式でやった場合にはどれだけになるのか述べてもらいました。ほとんど、大きな差はないですね。今、4つ答えてもらいましたけれども、少し良くなったり、少し悪くなったりというように、数字から見るとそういう理解ができました。

○新垣良俊委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 それでは、水道会計からお願いしたいと思います。

第9次沖縄県企業局経営計画ということで、平成26年度がスタートの年でありますけれども、不用額で14億円余りを上げられたと。その主な理由は、動力費で固定資産減によるものでありますということで、第8次沖縄県企業局経営計画4年間の節減効果が4億円余りあるということで、去年の決算に上げられました。その動力費の抑制に、大きなコストは電気料だということで、浄水場で言うと一番動力を要するのが北谷町の海水淡水化施設ということがありますけれども、この14億円に対しての動力費は、やはり例年どおり北谷町の海水淡水化施設での動力費が大きなウエートを占めているかと思えますけれども、その辺の説明をお願いできますか。

ども、その辺の説明をお願いできますか。

○平良敏昭企業局長 まず、第8次沖縄県企業局経営計画ですけれども、おっしゃるとおり4年間で4億1000万円余りの経費節減ができたということで、これはもちろん動力機能節減。もう一つは、名護浄水場と新石川浄水場の休日、夜間、祝祭日の運転管理業務の民間への委託といったもの、それから省エネルギー—自然エネルギーを導入したことによる経費の節減、そういうものも含めて4年間で4億1000万円削減しました。

これを踏まえて第9次沖縄県企業局経営計画では、新たな経営環境に適切に対応するというので、もちろんこういったものに対応しながら、安全で安心な水を低廉な料金で安定的に供給することをもって県民の福祉に寄与するというので、平成26年度から平成29年度まで3つの大きな施策推進に基づいて、45項目にわたる取り組みをしております。第9次沖縄県企業局経営計画での経費節減効果目標額として、1億2400万円余りを設定して取り組んでいるところであります。

○仲宗根悟委員 第9次沖縄県企業局経営計画に当たって、企業局長の意気込みを聞かせていただきました。4年間で目標を定めた計画の初年度として、会計を示した段階で、どのような見通しをしていくのかをお願いします。

○平良敏昭企業局長 第9次沖縄県企業局経営計画については、これまで水道用水供給事業について、おおむね黒字基調で推移しているわけですが、決算審査意見書等にもあるとおり企業債残高の増といった問題と、もう一方は、給水収益の伸び悩みといいますか、節水機器等の普及と人口増もそれほど大きく望めないという中で給水収益の鈍化、そして、老朽化施設の整備—本土復帰時に整備された管路等が相当数ありますので、これを更新していかなければならないという大きな取り組みがあります。もう一つは耐震化。こういったもの等で財政状況は厳しさが予想されます。この中で私どもとしては、そうは言ってもやはりこれを計画的に更新しながらできるだけ経費を削減して、できるだけ低廉な水道用水を供給するという心構えで、我々は経営努力、経営計画を策定しています。できるだけ効率化を進めながら取り組んでいて、今後とも第9次沖縄県企業局経営計画ではそういう前提で、今後は水道広域化にも取り組まなければならないという大きな課題もありますけれども、それを踏まえて全体的に進めていくことになろうかと思えます。

○仲宗根悟委員 少し冒頭で触れましたけれども、その動力費の節減は非常に大きなウエートを占めるということですが、海水淡水化に頼らないような水事情というものは、今、賄っているわけで、ところが機械のメンテナンスと申しますか、稼働させないことには、放置しておく機械そのものが動かなくなるということで、ある一定程度は稼働させながらやるという一最低限何千トンぐらいの水を確保しなければ、最低限の動力を使うということがあるかと思っておりますけれども、その辺の経費でもいいですが、いかがでしょうか。

○石新実配水管理課長 海水淡水化施設は、通常時必要としない場合は日量5000トンです。能力としては4万トンの製造能力がございますけれども、通常5000トンです。それもある程度休ませながら、2週間に1度はゼロの期間を設けて、機械の劣化を起こさない程度で運用するという形をとっています。

○仲宗根悟委員 いろいろ工夫しながら、今後経費もかさみながら、悩みもあると。ただ、今、渇水の影響もあると思っておりますが、節水の呼びかけもしながら、なかなか県民生活の中に水道水は余り使わない傾向にあるということで、売る側としてはどんどん使ってほしいと思っておりますけれども、その辺のバランスも取りながら効率のよい経営の仕方をしたいと、また4年間努めていきたいのだということです。ぜひ頑張ってくださいと思っております。

あと、環境部で、主要施策の成果に関する報告書について、34ページのサンゴ礁の保全再生事業の中で、教えていただきたいです。海流などのシミュレーションと申しますか、モデル構築をしたという事業内容ですが、メカニズムの構築の研究を那覇港、浦添海岸、白保海岸の3カ所にした理由ですとか、どういった形で潮流が波を起こすから、潮流を調べなければならぬのか、そこを教えてくださいませんか。

○古謝隆環境企画統括監 沖縄県の海流は非常に多様性が高いわけでありまして、3カ所を選んだ理由としては、まずは那覇港については、ある程度人工化が進んでこれからはいろいろな開発が見込まれていること。それに隣接している港湾ということで、浦添海岸。それと、自然な状態が良好な形で残っている白保海岸という3つのパターンに分けて分析をして、潮流シミュレーションを構築したところでございます。

○仲宗根悟委員 その3カ所のシミュレーションを構築して、3カ所のサンゴ礁がどういう状況になる

のかということの調査に結びつけようという調査なのですか。

○古謝隆環境企画統括監 まず、使い方としましてはいろいろ事業がありまして、海域においても埋め立てですとか防波堤をつくったり、そういったいろいろな事業がありますけれども、それに当たって潮流がどう変化するかシミュレーションをしなければなりませんけれども、なかなかそれに適したモデルとなるようなものが今のところ構築がまだ十分されていないということで、本土の海岸ですとフラットの状態でございますけれども、沖縄県の場合ですとサンゴ礁でいろんな凹凸があったりとか潮流が複雑ということで、この3カ所を選んで、それぞれの形態ごとに潮流のシミュレーションができるように構築しています。今後の展開として、事業に当たってこのシミュレーションを使っていただく。あるいは、場合によっては油流出事故が起きたときなどの拡散の予測などにも活用できるのではないかと考えております。

○仲宗根悟委員 この3カ所とは、埋め立てですとかいろいろな環境の変化が生じたところで、その中でどういった潮流の動きをするのかというようなことを研究しようということなのでしょうか。

○古謝隆環境企画統括監 具体的に何か今すぐあるということではございませんけれども、おおむねこの3パターンの海岸のシミュレーションを押さえておけば、大方のところに応用できるだろうということです。

○仲宗根悟委員 事業の実績には、サンゴの再生移植ですか、よくわかりますけれども、この成果といえますか、目に見える形の再生はどのぐらいなのでしょう。どういった形で事業が展開されていきますでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 サンゴの再生については、サンゴ礁の保全再生事業で実施しております。この事業の柱は主に3本ございまして、サンゴ礁再生に係る調査研究、サンゴ礁の再生の実証事業、それからサンゴ礁保全活動をしている団体への支援という3本で実施しております。サンゴ礁の再生に関する調査研究につきましては、幼生一サンゴが小さい段階で、どのような形で入ってくるのかとか、それぞれ県内各地のサンゴの遺伝子の解析、これは沖縄科学技術大学院大学の先生方と一緒に研究してもらっております。それから、有性生殖法ということで、卵からの再生をどういう形で生産していったほうが効率的なのか。それから、中間育成と申しますけれども、植えつけする前までに小さな卵

から植えつけ段階に育てるまでの間に、結構な数で死んでしまうものですから、それをどのような形で生存率を高めるかというようなことを調査研究の中で実施をしております。その結果をもとに、サンゴ礁の再生実証事業ということで、この事業は来年までですけれども、それまでの間に約3.3ヘクタールを植えつけようということで、約14万本の植えつけを目標に、今、取り組んでいるという状況です。現時点で約1.76ヘクタール近く、7万5000本近くを植えつけしております。来年、残りの分の7万5000本を卵から育てたものを中心に、これまでは無性株ということで、折ってクローンで育てたものが中心でしたけれども、卵で育てたものがそろそろ植えつけの段階に来ているので、来年は有性株を中心に植えて14万本、3.3ヘクタールを目標に取り組んでおります。

○仲宗根悟委員 着実にそのサンゴの再生事業が効果を上げていると受け取っていいですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 おっしゃるとおりで、この3ヘクタール以上の植栽というものは、多分、世界的にも珍しいということで、かなり技術的にも進んでいる状況にあるかと思っております。

○仲宗根悟委員 最後の、4番目のオニヒトデの大量発生メカニズムを研究していると、去年もお話しいただきましたけれども、サンゴを食べるオニヒトデの大量発生メカニズムを解明しながら、オニヒトデが発生しないような研究をしているという内容だったと思いますけれども、どの辺まで行っているのか、進捗状況といいますか、オニヒトデの研究はどうなっておりますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 オニヒトデにつきましては、別の事業でオニヒトデ総合対策事業を実施しております。平成24年度から平成29年度一再来年までの6年間を想定して、今、実施をしております。この事業につきましても大きく3つの柱がございます。1つは、オニヒトデの大量発生の予察、それからもう一つは、大量発生のメカニズムの解析—どのような形で大量発生が起こるのか。それからもう一つは、その結果をもとに効果的、効率的なオニヒトデの防除対策というこの3つを柱に、今、展開をしております。

大量発生の予察につきましては、これまで大量発生が起こってから補正で予算を要求して対応するということが、かなりタイムラグがあって、実施までにスムーズな体制ができないということで、前もって予察することで準備をしようということで、1つ

大量発生の予察がございます。

それからメカニズムについては、なぜ大量発生が起こるのかという原因を解明して根本対策に取り組もうという、2つの大きな柱がございます。大量発生の予察につきましては、稚ヒトデの調査ですとか、オニヒトデの食痕等を中心に調査をしております。とおおむね2年先の発生が一定程度読めるようになったということで、現時点で、その調査の中で一定程度大量発生の段階になれば、今、データをとっているという状況で、一定程度発生の実績も出つつございます。それからメカニズムにつきましては、これまで発生の原因として大きく3つの説がございまして、自然増減説、天敵減少説それから栄養塩増加説ということで、まず自然変動によってオニヒトデの幼生が生存率に影響するという説と、それからオニヒトデを食べるホラガイですとかカワハギですとか、そういった天敵が減ることで大量発生する説ですとか、もう一つが栄養塩増加説ということで、陸域から生活排水ですとか赤土ですとかそういった生活用水が流れ込むことで、窒素、リン等の栄養塩がふえて、それを食べる幼生のヒトデが大量発生するという3つの説がございます。これについては、平成25年度にオーストラリアの国立研究所と研究協定を結びまして、今、共同で研究をしておりますけれども、一番有力な説として栄養塩増加説が出ております。そういうことで、現在、その栄養塩増加説を中心に展開をしているところでございます。オーストラリアも明らかに栄養塩増加説が、現実的に調査結果としても出ておりますけれども、沖縄県の場合は栄養塩がふえないときでも発生する傾向が見られる場合があるということで、栄養塩増加説以外に別の要因が影響しているのではないかとということで、アミノ酸といった別の影響も含めて検討すべきではないかという昨年度の研究考慮の中に指摘もございましたので、今年度からそういう事業の調査も入れて研究を継続しているという状況でござい

○仲宗根悟委員 これから3つ、4つ質疑しようと思ったら、全部答えられましたね。できつつあるということで、大量発生にも、対策につながっていくというようなことで理解をいたします。

○新垣良俊委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 犬猫殺処分、動物愛護の予算です。去年、翁長知事が誕生しました。動物愛護に関して、犬猫殺処分ゼロを目指す政策に対する予算の変化は、去年と比較してどのようになっていますか。今

年度が幾らで、去年度が幾らだったか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 動物の保護については、動物保護費で対応しているところがございます。平成25年度動物保護費の予算額が1061万6000円、平成26年度の予算が1061万円ということで、おおむね同額1060万円程度で、これまで運用しているという状況でございます。

○新垣清涼委員 知事も政策の中に犬猫殺処分ゼロを目指すということを掲げていますので、環境部長は本会議で平成30年度を目指すという話をされましたけれども、例年通りの予算でゆっくりでは、後ろからまたふえてくる可能性もあるので、やはりメリハリをつけるという意味でも、次年度あたりに少し力を入れて取り組みをしたほうがいいのではないかと思いますので、その辺はどのように考えていますか。

○當間秀史環境部長 知事の公約におきまして、ことしの4月には沖縄県動物愛護管理推進計画の見直しをしまして、最終的に犬猫の殺処分ゼロとなるような社会を目指すということを、まず一文入れております。この計画は10年計画でありますので、途中で見直しをする必要がありますけれども、今、我々がやっている取り組みの成果を見て、早い段階で数値目標であるとか、それから年度について見直しを今、考えているところであります。新たな取り組みについては、自然保護課長からお答えさせたいと思います。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 これまで普及を中心に取り組んできたところがございますけれども、今年度から新たな取り組みとして、若夏学院といった施設に入っている児童を中心に犬のトレーニングのオーナーになってもらって、心の育成も含めてオーナー制度をやるということで、今、取り組んでいます。具体的には、犬、猫の譲渡については子猫、子犬のほうが人気が高くて、譲渡率が高いと。成犬、成猫については、なかなか譲渡率が低いという状況ですから、今回、しつけをして一沖縄県動物愛護管理センターに運ばれてくる動物については、非常に人間不信になっていますし、ほえたりかんだり譲渡するには非常に不向きな状態が入ってきますので、基本的に人間の愛情を感じさせて、トイレとかしつけをして、譲渡できるような状態にして譲渡を推進しようというような形で、今、別の部局とも連携をしながら、今年度から検討に入って、できれば来年から実証でどんだんふやしていきたいと、今、新たな取り組みを検討しているところでござい

ます。

○新垣清涼委員 大変いい取り組みだと思っています。ぜひ、力を入れていただきたいと思います。那覇市内も道路脇の緑地帯にいる野良猫に誰かが器を持ってきて、餌が入れられている。そういう猫を見ていると耳のカットがないので、多分、不妊手術はされてないのです。猫は半年すると成猫になって、次の子供を産むのです。ですからそういう意味では、動物をしっかりと最後まで養うという県民への普及。そして最近では、ペットという考え方よりパートナーという考え方にだんだんと移りつつあります。人ではないけれども、動物も人が生きていくためのパートナーとして、今おっしゃるように非行を繰り返している子供たち、あるいはこういう子供たちが動物を大事に育てることで心の健全育成ができるという取り組みもぜひ続けていただきたいと思います。予算もしっかりとって、次年度はちゃんところらでも審査をしますので、応援もしますのでよろしくをお願いします。

次に、あと1点。10月16日の新聞に、ヤドカリ移動を沖縄防衛局が県に申請したことについて、天然記念物ですから教育委員会へなのか、沖縄防衛局から文書が出て、必要書類が整ったとなっておりますけれども、そのことについてはお答えできますか。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

(休憩中に、環境部長から、ヤドカリの件については天然記念物なので、教育委員会の所管であるとの説明があった。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 これから基地をつくろうとしているところの生物の環境関連で、そちらにも調整がきているだろうと思っていますけれども、それはどうですか。

○當間秀史環境部長 そういうのがあっても、取り消しをされてますので、我々はそれに対して関与するということはありません。

○新垣清涼委員 マスコミ報道によりますと、防衛省が設置した普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会一環境監視等委員会にその工事を受注した企業からの献金などがあって、けしからんと思っていますところですが、県が求めた環境監視等委員会には県内の先生方もいらっしゃいますか。

○古謝隆環境企画統括監 県内の先生もいらっしゃいまして、たしか昆虫関係の先生が入っていたかと思っています。

○**新垣清涼委員** 県内にヤドカリの専門の先生もいらっしやいますか。

○**古謝隆環境企画統括監** ヤドカリに関して直接専門にされてるかどうかは存じ上げませんが、熱帯生命機能学の先生が琉球大学から入っておられます。それ以外に入っているのが、植物の観点から県内の大学の先生が入っておられます。

○**新垣良俊委員長** 奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** それでは環境部に少しお聞きしたいと思います。冒頭に、宮古島市のごみ問題を少しお聞きしてよろしいでしょうか。実は宮古島市の不法投棄の問題で、非常にいろいろなことが今、発覚して、お恥ずかしながら行政自体が行政の体をなしていないような状態で新聞報道が続いています。きのうもそうですがきょうも紙面に載っていて、こういうことが書いてあります。これまで問題が指摘されていた2014年度の撤去事業とは別に、沖縄振興一括交付金一括交付金を使って実施した2012年度の事業でも契約書など複数の書類で問題があることが19日わかったと。これはこれだけの問題ではなくて、行政の事務やら業者とのずぼずぼな関係やらが、今、取り沙汰されています。特別委員会が対処していて2日目か3日目ぐらいだと思いますけれども、初日、2日目からこういう事態が発覚してきているわけです。先々月に皆さんからいただいた平成24年度一括交付金事業でのごみの撤去を終了するというものがありましたけれども、これも報告が2回ほど書きかえがありまして、これでさえも非常に危ういと、きのうの特別委員会です。それについて少し見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**當間秀史環境部長** 不法投棄の残存量についての調査報告を毎年1回各市町村に求めているところがあります。それをもとに、我々としてもいろいろな対策を考えていくわけですが、今回、宮古島市から報告された数量等について著しく誤りがあったということは、やはり行政としては遺憾でございます。

○**奥平一夫委員** それと、何度も何度も報告が変わるということは異常事態だと思うのです。これは、県としては何らかの形でペナルティー、あるいは宮古島市に対する注意などといったことはできるのですか。そのまま黙認をされるのですか。

○**當間秀史環境部長** 実は、この報告は特に法律に基づいての報告でもなくて、我々が不法投棄に関する状況把握のために報告を求めているものでありま

して、特に法的に責任とか義務があるというような報告ではございませんので、今後、宮古島市に対してしっかり報告をしていただきたい旨の申し入れはしたいと思います。

○**奥平一夫委員** 当局としては職員の記載ミスという説明をしていますけれども、どうもこれでおさまるかどうかわかりませんが、やはり再度きちんとした報告をしてくださいということだけは、注文をつけられるのではありませんか。

○**當間秀史環境部長** これについては、我々も統計的に毎年数値を押さえる中で、県としての施策を打っていくことになりますので、きちんとした数字の報告を求めたいと思います。

○**奥平一夫委員** これは業者と行政側が非常におかしい関係になっていて、ごみの回収表もないのです。業者が持っているのではないかと報告ぐらいなのです。これは大変なことなのです。ですから、何度も変わってきたのはそういうことで、口裏合わせで何百トンと言ったり、そういった報告なのです。本当に行政の体をなしていないので、ぜひ皆さんとしても厳しくチェックしながら、本当の量はどののだという根拠も含めた形で、量を確認していただきたいと思っています。

それから次は、新里委員も質疑されていましたが、主要施策の成果に関する報告書の41ページをお願いしたいと思います。まず、この制度がなぜできたのかという事業の趣旨についてお聞きしたいと思います。海岸漂着物です。

○**棚原憲実環境整備課長** 海岸漂着物の対策につきましては、国内だけではなく海外からのものももちろんあるということで、国において、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律を策定しております。その法律に基づきまして、外国との交渉は国が責任を持って行うとし、各地区ごとに海岸責任者等において市町村を中心として対策を進めていきたいと思いますという趣旨で、国で補助事業として予算措置もした上で、事業に取り組んでいる内容となっております。

○**奥平一夫委員** その制度の仕組みについて、簡単にお聞きできますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 事業の実施主体は、海岸管理者と市町村になります。それに要する費用につきましては、県で要望額等を取りまとめた上で、国に予算要求して事業をしている流れになっています。補助額につきましては、今年度から10分の9.5

に減額されました。来年からは、10分の9にさらに減額される予定になっていますけれども、補助率としてはまだ非常に高く、継続してやっていかなければならない事業なので、国に対しても引き続き予算要求しながら、事業を実施していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 漂着ごみはつい最近から言われるようになっておりますけれども、毎年、押し寄せるようにごみが漂着しているということで、国の事業として、今、対策をやっているということですが、沖縄県全体で何トンぐらいの漂着ごみが来ているのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 平成21年から平成23年にかけて実態調査をしております、その報告に基づきますと沖縄県内で8900立米という調査結果になっております。国でも毎年、モニタリング調査をしまして、国の報告ですと、もちろん推計になりますけれども沖縄県は年間1万3000立米です。

県の調査は目視による実態調査をやっておりまして、国のモニタリング調査は沖縄県も含めて各都道府県で何カ所か場所を選定してやっておりまして、沖縄県は石垣島だけを調査対象としています。それをもとに、国で推計量を出しているという違いがあります。

○奥平一夫委員 8900立米をこの制度によって毎年処分しようということですか。

○棚原憲実環境整備課長 海岸の美化のためには必要な事業だと考えておりますけれども、発生抑制対策として環境教育ですとか、もちろん県内から排出されるごみもありますので、環境教育の推進と、あと昨年度から県で取り組んでいることは、近い外国ということで台湾とも交流事業を開始しまして、相互に減量化に向けての普及啓発活動などに取り組んでいきたいと思いますという事業も開始しております。

○奥平一夫委員 全部は取り切れてないということで、毎年残るわけですね。

○棚原憲実環境整備課長 これにつきましては、やはり毎年、地域によって量の変動もありますので、事業を要望される市町村の状況に応じて、市町村がそこを優先的にやっていこうという計画に基づいて、進めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ちなみに、これは今、それぞれの市町村が手を挙げないとできない事業だということですが、これまで大体幾つぐらいの市町村が手を挙げて、その撤去事業をしたのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 平成26年度の実績で申し

ますと、15市町村で事業を実施しております、地域ごとで言いますと、58区域で5627立米の除去を行っております。

○奥平一夫委員 主要施策の成果に関する報告書の中では、事業の効果として755トンと記載されていますけれども、これはどういう意味ですか。

○棚原憲実環境整備課長 体積として5627立米で、最終処分された重量としましては、755トンとなっています。

○奥平一夫委員 県の担当課として、この地域もぜひ手を挙げてほしいけれども、全然手が挙がらないというような市町村はありますか。

○棚原憲実環境整備課長 これにつきましては、やはり地元が一番状況把握していると思いますので、市町村の意向を優先しますし、我々としても予算の活用については引き続き市町村に促してやっていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 先ほど、新里委員とのやりとりの中で、1億円ぐらいの国庫返還があったということで、もう一度理由を説明してください。

○棚原憲実環境整備課長 予算要求に当たりましては、平成25年度、平成26年度の2年間の事業で予算要求を行いました。そのもとになるものが先ほど言いました、平成23年度の調査で算出した現存量8900立米をもとに、2年間で約6億円という予算を見込みまして、国に要望したところです。実際には平成25年度が2473立米、平成26年度が5627立米ということで予想よりも回収量が少なかったことが1つ。もう一つが、崖の下や手が届きにくいところもあることと、ボランティア活動なども活発になっておりますので、ボランティアの活動によって既にきれいになったところは改めて事業を実施する必要がないということで、不用額が生じたのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 これは、漂着ごみ事業の啓発が足りないという視点から見ると気になりますけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 委員おっしゃるように、流れてくるものを処理することも大事ですが、新たに発生させないことも大事なので、我々としても先ほど言いましたが、環境教育も市町村独自でも取り組んでいただいておりますので、その強化も含めて引き続きやっていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 次、生物多様性の戦略について、環境部長の御見解をお聞きしたいと思います。

○當間秀史環境部長 御存じのとおり、沖縄県は亜熱帯性の海洋気候であるということ、それから海によって隔絶されているということで、日本本土とは違った独特な生態系が形成されております。また、島ごとでも沖縄本島、宮古島あるいは石垣島で、島ごとに多様な自然環境がありまして、また生態系も形成されています。ですから、世界的にも類いまれな生物多様性豊かな地域であるとの認識でございます。こういった沖縄県の豊かな生物多様性の世界を引き続き保全していくことが環境部に課せられた使命であると考えております。

○奥平一夫委員 その戦略の中で最も大事なことが幾つかありますけれども、自然環境を保全することが一番大事だと思います。環境保全に対する皆さんの見解を少し聞かせてください。例えば1つの事業ぐらい挙げて、このようなことしていますとか、どういうためにやっていますよとかということだけでいいです。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 平成23年度に生物多様性おきなわ戦略を作成していますけれども、その中の大きな柱として5つの柱をつくっております。1つ目が、生物多様性の損失をとめるための取り組み。2つ目が、生物多様性を保全・維持し、回復するための取り組み。それから、自然からの恵みを賢明に利用する取り組み。それから、生物多様性に対する認識を向上させる取り組み。また、生物多様性の保全に関する取り組みに県民を参加させる取り組みということで、5つの柱で展開しております。今回、それぞれの柱については環境部だけではなく、県庁内全ての部局において生物多様性おきなわ戦略会議を設置して、それぞれの戦略にそれぞれの関係部局が展開する施策を張りつけて、事業を進めている状況でございます。その進捗については毎年定期的にローリングしながら会議を開催して、PDCAをチェックしながら展開をしている状況です。特に事業紹介というお話もございましたので、生物多様性の損失をとめるための取り組みの具体的な施策としては、例えば外来種対策の推進ですとか、希少種保護条例の制定ですとか、サンゴや干潟の保全再生という形でそれぞれの事業が展開されているということでございます。

○奥平一夫委員 サンゴもそうだし、外来種を駆逐していくということも含めて、赤土の流出も防ぐという非常に大事な事業になっていると思います。本当に、唯一無二の沖縄県の固有種をなくさないためにもぜひ頑張ってくださいと思います。この実

効性—やることではなくて、どう効果を得ることができるかということについて御意見をお聞きしたいと思います。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員おっしゃるとおり、どういう形で実効性を確保するかが一番難しいところかと思えます。先ほど申しましたように、戦略会議を昨年設置しましたので、その中でそれぞれの部局がそれぞれの形で計画をしてもらって、それを我々でチェックしながら推進していくことが、現時点で一番のポイントかと思っております。それに当たっては、基本的になぜ生物多様性が必要なのかというPRも含めて、十分理解していただくということがポイントかと思っております。

○奥平一夫委員 たくさんありますけれども、最後にこの生物多様性について、つまるところ生物多様性を保全をしていく、あるいは壊れた自然を再生していくことについては、これにも書いてあるように自然環境と調和した経済社会をどう構築していくかということなのですけれども、環境部長の見解を手短かにお願いします。

○當間秀史環境部長 自然環境と経済との調和を図っていかなければならないということは、これまでも言われていることであります。これまでも、ややもすると人間の経済活動が優先してきたということがあったらうとは思いますが、ただ、この生物多様性という概念が出てきてからは、やはりこれが時代の新しいものの考え方になってきつつありますので、そういったことを踏まえて、今後、我々としても関係部局にも働きかけていながら、沖縄県の生物多様性を守っていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 次に、企業局長にお伺いしたいと思います。第9次沖縄県企業局経営計画について、御説明をいただけませんか。大まかでいいです。

○平良敏昭企業局長 第9次沖縄県企業局経営計画の概要としましては、安全で安心な水の供給など3つの項目を掲げて、45項目にわたる取り組み—所属アクションと我々は申し上げておりますけれども、そういう取り組みを実施することとしておりまして、数値目標としては、定員管理、定員数などの数値目標を17項目、それから経費の節減効果目標額を1億2400万円余りと、このような目標を掲げて平成26年度から4年間取り組むこととしています。

○奥平一夫委員 第8次沖縄県企業局経営計画もございましたね。その計画と比較して何がどう変わったのか。つまり、第8次沖縄県企業局経営計画がど

のぐらい成果を上げたかも含めてお願いできませんか。

○大村敏久総務企画課長 概略的な説明になりますけれども、第8次沖縄県企業局経営計画で達成した項目は、当然ながら削除しております。新たな課題としてトンネル等の更新計画とか耐震化とかが出ていますので、そういうものを盛り込んでいったということでもあります。

○奥平一夫委員 時間がないので、この辺についてお聞きしたいです。もうじき観光客が1000万人に到達いたします。恐らくあと3年後、4年後ぐらいだと思いますけれども、その1000万人観光客を含めた県民への水の供給は大丈夫なのでしょうか。

○平良敏昭企業局長 奥平委員から御質疑のあった件ですけれども、観光客1000万人になっても、それほど大きな影響はないだろうと。今、日量大体42万トン弱ぐらいで推移しています。能力はかなりありますので、今現在、観光客は717万人ぐらいですけれども、平均滞在日数は大体3泊4日弱ぐらいです。1日当たりの観光客滞在人数を計算すると、七万四、五千人ぐらいになるわけです。これが1000万人になっても、1日の滞在人口としては大体10万人前後ぐらい。文化観光スポーツ部の計画では、4泊5日とか5泊6日になっても、1日当たりの滞在人数は、十二、三万人ぐらいになります。それを計算しても、我々の計算上は十分に対応可能だと、今、そのように考えております。

○奥平一夫委員 ダム貯水量はわかりますか。

○稲嶺信男企業技術統括監 今、国のダムそれと県管理、県企業局管理ということで、11ダムありますが、総量で1億1200万トン余りの容量を持っております。

○奥平一夫委員 昨今、異常気象で雨が降らなかったり、少雨であったり、干ばつ気味であったりということが結構続いています。そういう意味では、気象に左右される皆さんの事業も非常にハンドルも厳しいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○平良敏昭企業局長 昨年の水事情は割と降雨が安定的にあった関係で、それほど問題はありませんでした。一昨年は長期に雨が降らなくて、非常に困ったというときがありました。一時期、海水淡水化を一カ月ほど日量3万トン回したという実態もございます。しかしながら、現実的には一昨年の事例から見ても問題がなく十分対応ができましたので、大きな心配はないと考えております。一応ダムの計画も

金武ダムを最後に水源開発は終わったということで、私どもとしては、やはり水の効率的な運用、県民の節水意識の普及、近年の節水機器等の普及、そういうものをうまく活用していけば特に問題はないと考えております。

○奥平一夫委員 時間がありませんので1つだけお聞きします。先ほど説明のありました耐震化についてです。今、本当に地震が結構多いので、耐震化について今後どう展開をしていこうとしているのかということをお聞きください。

○上地安春建設企画課長 企業局では生活基盤の充実、強化及び防災減災対策としまして、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化の推進に取り組んでおります。これまでの取り組みによりまして、平成26年度末の企業局の管路は総延長691キロメートルございます。そのうち、震度7程度の巨大地震に対して耐震性を有する管路は全体の38.7%、距離にすると268キロメートルとなっております。企業局では、当面の目標としまして平成33年度の耐震化率の目標値を44%として設定しておりまして、引き続き西原糸満送水管や与那原佐敷送水管といった事業の実施によりまして耐震化率の向上に努めることとしております。また、浄水場につきましては、平成26年度末の耐震化率が38.7%でありますけれども、現在進めている北谷浄水場整備事業の完了—これが平成33年度を予定しておりますけれども、その完了により68.8%へと向上する見込みでございます。さらに、ポンプ場は63.5%、配水池は87.5%と既に目標値を達成しておりまして、これらの施設の達成によりまして1日の平均給水量であります約40万立方メートルに相当する施設能力を確保している現状です。

○奥平一夫委員 立派な答弁でしたので、ほかは聞く必要ないのですけれども、国際交流事業の目的と経緯、現在どうなっているかをお聞きください。

○上間丈文企業企画統括監 企業局での国際交流事業は今から5年前、平成22年からスタートしました。大洋州諸国に対するJICA課題別研修をスタートさせたわけですけれども、実は、その経緯は、宮古島市がその3年前から、いわゆる草の根事業という形でサモワ国に対して緩速ろ過と漏水対策をした事業がきっかけで、3年前に事業が始まりました。そのあと、その事業の後継として宮古島市は継続できるのかということで、実はいろいろ調整がありまして、それを企業局が一括に担って、沖縄県全市町村を巻き込んだ形での研修受け入れ事業ということ

で、5年が経過する状況でございます。

○奥平一夫委員 この国際交流については、外国に対する事業の展開ということも目標にありますか。

○上間丈文企業企画統括監 昨今、水ビジネスという形で県外でもそういう状況がございますが、我々はそもそも水道事業という形での国際貢献を基本的な柱においていまして、それが何らかの形で民間の手助けができるような状況がありましたら、協力はしていきたいと考えていますけれども、ただ現時点においては、県内企業を巻き込んだ形の大洋州への展開は厳しい状況でございます。

○奥平一夫委員 それも非常に必要ではないかと思えます。まだ、水道事業が未整備のところがたくさんありますから、その辺はきっちりやりながら、沖縄県の民間事業者について、そういうところで貢献をしながら、もうけてもらうということをやってもらわなければならないと思います。よろしく願います。答弁はいいです。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時21分再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

金城勉委員。

○金城勉委員 最初に、PCB廃棄物処理推進事業からお聞きしたいと思います。この事業の内容、進捗状況について御説明をお願いします。

○棚原憲実環境整備課長 PCB廃棄物の処理につきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律—PCB特措法が平成13年6月に成立しまして、平成38年度末までに処理することが義務化されております。高濃度PCB廃棄物につきましては、処理を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業エリアごとに処理期限が定められており、高圧トランス・コンデンサー等については平成30年度末までに、安定器等については平成33年度末までに処理する必要があります。沖縄県では、中小事業者等への処理費用について軽減措置を図るなどの費用に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構法第16条第3項の規定に基づきまして、ポリ塩化ビフェニルの廃棄物処理基金に平成13年度から補助を行っております。本事業として、平成26年度は726万9000円の補助を行っております。

○金城勉委員 このPCB廃棄物は、沖縄県の場合、どういう原因で出てくるのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 沖縄県だけに限らず全国

でそうなのですが、PCBは絶縁性とか科学的安定性が非常に高いということで、電気関係に以前から使われておりまして、高濃度につきましては高圧トランスとか、高圧コンデンサー類に多く含まれております。

○金城勉委員 沖縄県での処理の見通しはどうですか。

○棚原憲実環境整備課長 PCB特措法に基づきまして、現在使用されておらず廃棄物となったPCB廃棄物については、毎年、県に報告することになっております。その報告をした機器につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社—JESCOと言いますが、100%国が出資している株式会社で処理を行うことになっております。現在の状況としまして、例えば高圧トランスですと16台の保管届け出がありましたけれども、現時点で先ほど言いましたJESCOで15台の処理が既に終わっていて、進捗率としましては、93.8%処理が終わっております。

○金城勉委員 あと1台処理すれば沖縄県におけるPCB廃棄物の処理事業は終わるといえるのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 先ほど高圧トランスのことを言いましたが、そのほかに高圧コンデンサーですとか、蛍光灯に使用される安定器等がかなり多数存在します。廃棄物となりましたものはPCB特措法に基づきまして届け出義務がありまして、我々が把握して適正に処理を進めることができますけれども、現在使用中のものについては掘り起こし調査を行っております。それにつきましても期限までに処理できるよう、説明会等で事業者の説明しているところです。

○金城勉委員 PCBを使った製品は今も生産されていますか。

○棚原憲実環境整備課長 現在は生産は行われておりません。ただ、以前使われているものについては、製造番号等で確認していただいて、適切に処理していただく必要があります。

○金城勉委員 平成38年までをめぐりましてPCB廃棄物の排出はなくなると考えていいのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 確実に平成38年までに処理を終わらせるために、この事業を推進していきたいと考えています。

○金城勉委員 その後、新たな発生はないということでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 PCBは以前いろいろな用途に使われておりまして、ごく微量ですが

環境中には土壌とかに含まれている状況です。今後、それを減らしていくために、今把握できるPCBについては適切に処理していくということがこの事業の内容となっております。将来にふやしていかないためです。

○金城勉委員 いろいろな工業製品の生産によって、新たに生まれることはないかと受けてみていいですね。

○棚原憲実環境整備課長 おっしゃるとおりです。

○金城勉委員 関連して、沖縄市のサッカー場の汚染問題のその後について御説明いただけますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 沖縄市のサッカー場の埋設ドラム缶につきまして、平成25年6月に最初のドラム缶が発見されましたけれども、これまでに総数で108本のドラム缶が掘り出されております。沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県の3者で協議しながら、サッカー場の表層の土壌、それからドラム缶の付着物、ドラム缶があった底面の土壌、周辺の地下水等の調査を実施してまいりました。調査の結果、サッカー場の表層土については、土壌汚染対策法で定める基準値の超過はありませんでした。また、ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準値の超過もございませんでした。ドラム缶の付着物ですとか、ドラム缶のあった底面の土壌の一部については、基準を超えるものがあったということで、これらは容器等へ梱包した上で現地に設置されたコンテナに適正に保管されているという状況です。また、サッカー場から掘り出された廃棄物のまじり土がありますけれども、これについてはグラウンドに積み上げて、遮水シートをかぶせるということで養生をしております。周辺への飛散防止対策を施しているといった状況です。これまで沖縄県では、沖縄防衛局が実施する掘削調査に伴って周辺環境への影響が出ないかということで、地下水や近接する河川の河口部でいわゆる底質一川の底の砂や泥を採取して、有害物質が含まれていないかという検査を行っています。現在まで実施している調査結果から、地下水等への有害物質の影響は見られておりません。また、現在も調査は続いておまして、今後はそういった廃棄物の処理であるとか、掘削部の埋め戻し等が予定されておまして、県としては引き続き環境法令に基づいて、沖縄防衛局や沖縄市に助言等を行いまして、作業の進捗を支援していきたいと考えております。

○金城勉委員 今の現状は、そういう掘削土壌を積み上げてシートをかぶせている状況ですけども、調査の終了の見通し、そして再利用の見通し等につ

いては皆さん把握されていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 調査に関しましては、廃棄物を掘り出した後の元地盤の土壌の調査がありますので、これも沖縄防衛局が調査を実施しておりますけれども、まだ今のところ公表はされておられません。また、その後もまだ掘削されていない部分があって、サッカー場のトイレの部分とか、その近傍については、今後また調査を実施していくということで、少なくともあと半年以上は調査に時間がかかる見通しであります。

○金城勉委員 出てきたドラム缶には、文字として枯れ葉剤メーカーの社名がありましたけれども、その因果関係等についてはどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 これについても沖縄防衛局が米軍に問い合わせを行ったり、あるいは商標にあった米国の会社に問い合わせはしてるということですけども、今のところ関連性については、まだわかっていないということです。それと、枯れ葉剤成分の分析も行っていますけれども、分析結果から枯れ葉剤の原料とみられる除草剤も検出されていますが、ただ、その除草剤もかつて農薬として普通に使われていたものですので、これをもって枯れ葉剤だという確証はつかめてないと沖縄防衛局は言っております。

○金城勉委員 その辺のところはまだはっきりしないので、県としてもやはり強い関心を持って、沖縄市や沖縄防衛局との連携を図っていただきたいと思っております。あと半年以上も調査を必要とするのであれば、さらにまた次の活用についてはおくれることになるわけですし、ぜひ引き続き対応をお願いしたいと思います。

最近、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定—日米地位協定の環境項目に関する日米間の運用改善がありましたけれども、その内容について御説明いただけますか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 平成27年9月28日に、日米両政府間で、日米地位協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定—環境補足協定が締結されております。締結された環境補足協定の主な内容は4点ございます。まず1点目に、米軍の内部規則でありました日本環境管理基準、通常JEGSと呼んでいますけれども、これを米軍が遵守すべき基準として

補足協定の中に位置づけております。それから環境に及ぼす事故が発生した場合、それから基地の返還に関連する現地調査を行う場合に適切な立ち入りが行えるように手続を作成する。3番目に、相互に情報を提供し共有する。4番目に、協定の実施に関して、一方からの申し出により協議を開始するという4点となっております。

○金城勉委員 この4点の見直しがなされたということで、日本の環境基準を守るということ、あるいは汚染現場の調査もできるということは、例えば基地内で汚染が発生したときを想定した場合、これまでの調査の仕方とこれからの調査の仕方は、具体的にどのように変わりますか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 基地内への立ち入りについては、1973年の日米合同委員会合意それから1996年の日米合同委員会合意、そういった合意に基づきまして手続の方法等が定められております。今回の環境補足協定の締結に伴いまして、立ち入りに関する日米合同委員会の新たな合意がされておまして、例えば事故が発生した場合については、県が要望した場合、米軍が妥当な考慮を払うということで位置づけられていますけれども、米軍の運用に左右されると。米軍が妥当な考慮を払う義務はありますが、その妥当な考慮を払った上で、必ず払えるのかどうかということについては、まだ実績もないということもございまして、この運用がなされるということなどについては不十分な点があるのではないかと考えております。それから、返還の際の立ち入りにつきましては、県は少なくとも3年前から立ち入り調査を実施したいということで外務省に要望してございましたけれども、この点については返還の150日労働日前一約7カ月程度を越えない範囲で日米間で決めるということになっておまして、これも不十分な点ではないかと考えております。

○金城勉委員 補足協定ができて改善されたと言米は言っているようですけども、この調査についてや基準を守ることについても、米軍側の妥当な考慮が前提になるということであれば、実際それが日本側あるいは県の意向に沿った形で実施されるかどうかは、保証の限りではないですね。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 今後の運用を待って評価すべき点もあるかと考えております。

○金城勉委員 例えば、金武町のヘリの落下事故がありましたけれども、そういうケースの場合、県も

調査を要請したけれどもなかなか許可がおりないケースがありましたが、あのようなケースに当てはめて考えた場合はどうなりますか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 米軍から事故があったと通報を受けた場合は、県が要請すれば米軍が妥当な考慮を払うと。その際に、県でサンプリングすることについても妥当な考慮を払うということになっておまして、現時点での日米合同委員会の合意の内容では、以前と比べると立ち入りの可能性が高い、あるいはサンプリングについても認められることがあるといったことで、県の調査については前進した部分もあるかと思っておりますけれども、その妥当な考慮を払うという点において米軍の運用に左右されることがございますので、我々としては日米両政府に対して、立ち入りをきちんとできる形で引き続き要請は行っていきたいと考えております。

○金城勉委員 現実にはなかなか難しいですね。米軍の裁量権が優先されることになると、不利な状況であればあるほどこれが許可されにくいことは容易に想定されます。例えば、沖縄市のサッカー場の汚染問題の場合も、やはり返還前の事前調査がしっかりなされないためにこういう結果が出てきているので。しかも3年前の要望が150日になっているということでもありますし、その辺のところも非常にこの補足協定はあのように大々的に発表した割には、なかなか意向に沿った形にはなっていないように感じますけれどもどうですか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 返還の際の立ち入りについては、通常が150日労働日前となっておりますけれども、別途日米間で合意すればそれ以前の立ち入りも可能ということで合意が行われておりますので、今後そのような返還に際しては、県としては少なくとも3年以前には立ち入りができるような形で認めていただきたいと要望してまいります。

○金城勉委員 これは引き続き日本政府に対してしっかりした環境基準を設けられるように働きかけをお願いいたします。

次に、アスベスト被害の救済制度の運用について、事業内容の御説明いただけますか。

○永山淳環境政策課長 アスベスト被害の救済制度について、現在、2つの法律でもってやっております。労働者災害補償保険法、いわゆる労災補償が1つ。さらにもう一つの法律が、石綿による健康被害の救済に関する法律、これら2つの救済制度があり

まして、1つは特別遺族給付金になります。さらにもう一つは、救済給付金という3つの救済制度がありますけれども、前者は労災補償と、石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金については所管である国が直接行っているものであります。県が所管しているものは、石綿による健康被害の救済に関する法律の救済給付というものを所管しております。これについて、対象者を石綿により健康被害を受けた者のうち、労災補償の対象とならない者—これは労働者の家族であるとか工場周辺の居住者等が対象になります。これにつきましては、窓口は独立行政法人の環境再生保全機構が行っておりますけれども、平成27年3月現在で沖縄県の認定状況は49名で、そのうち1人が元米軍関係者、労働者であります。

○金城勉委員 この石綿被害に至るケース、これまでのことを踏まえてどうでしょうか。例えば、米軍基地内でアスベストが使用されて、被害が出るということもわからないままに工事をして、多くの軍雇用員が被害を受けたケースがありました。それ以外に民間地域でもありますか。

○永山淳環境政策課長 これは、基本的に我々が受け付けとしてやりますが、独立行政法人環境再生保全機構によって、いろいろ審査とかをやって給付しておりますけれども、そこまでの状況は今のところ把握しておりません。

○金城勉委員 どこでそういう石綿被害を受けたかというところまでは、皆さんでは把握していないと。

○永山淳環境政策課長 先ほど話しましたように、公表されたものは沖縄県でありますと病気の種類でわかります。例えば、中皮腫であれば認定されているのは9人、肺がん2人、びまん性胸膜肥厚はゼロというように、何名といった形では統計は出ていますけれども、どこでどうやってこうなったということについては公表はされていません。

○金城勉委員 今、説明があったように2つの法律で救済する仕組みができていますということですが、労務災害等については商工労働部あたりが管轄になっているのでしょうかけれども、この認定者が49人で、皆さんの資料によると、県内での申請者数がことし3月現在で77人で、うち環境政策課長が答弁された認定者数が49人となっていますが、この77人のうち49人しか認定されていないという内容についてもわかりますか。

○永山淳環境政策課長 今のところ申請者数に対しての認定者数は数字でしか我々には公表されていな

くて、内容についてもこちらではわかりません。

○新垣良俊委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 それではまず、環境部にお尋ねをいたします。赤土防止対策についてですけれども、これは沖縄県の観光事業において非常に重要なことでありますのでお聞きしたいのですけれども、県内で赤土による被害が特に大きいところはどこなのか、その辺をまず教えていただけますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 県で、赤土流出のある海域についてモニタリングをずっと行ってはいますが、直近3カ年で見てみますと、最も赤土が堆積している一ランク分けして最高ランクが8で申し上げますと、ランク8が平成24年、平成25年、平成26年ともに宮良湾となっております。そのほかに高いところとしましては、平成26年にうるま市池味地先がランク7ということで、比較的赤土が堆積している海域となっております。

○前島明男委員 そのほかは。

○仲宗根一哉環境保全課長 人的な赤土の汚染が見られるというところでランク6以上が赤土の汚染海域と判断しておりますけれども、ランク6に関しては結構ありまして、平成26年度だけで見ましても、今帰仁村の大井川河口や本部町の大小堀川河口、それから恩納村の屋嘉田潟原、東村の平良川の河口、宜野座村の漢那中港川河口。沖縄本島だけでもこれぐらいありまして、あと離島の石垣島では嘉良川河口でありますとか、大浦川河口、吹通川河口、それから名蔵湾。竹富町にいきまして、与那良川河口となっております。

○前島明男委員 聞いていますと、これはほとんど農地から出てくる赤土被害のように思いますけれどもどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 平成25年度に全県的な年間赤土流出量の調査を行っております、その中で流出源ごとに割合を見てみますと、やはり農地から8割以上流れているといった調査結果が出ております。

○前島明男委員 農地から出てくる赤土の防止対策はどうなっていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 環境部としましては、今行っている一括交付金事業の中で、赤土流出防止活動を行う団体に対して補助金を交付して、特に農地周辺からの赤土流出に対する防止活動について支援をしております。そういった団体はグリーンベルト—植栽といったようなことで対策をしている状況でございます。

○前島明男委員 これはどういう団体ですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 ほとんどがNPO団体です。

○前島明男委員 これは、NPOでやることも大事なこともかもしれませんけれども、建設現場であれば沈砂池をつくるのが義務づけられているので、ほぼ建設現場からは赤土の被害は出てこないと思います。ほとんどが農地ですから、NPO団体でやるのも結構だと思いますけれども、私が個人的に思うのは、グループでこの畑の主の地域をひとまとめにしてやるか、あるいは市町村単位で区域を決めて沈砂池をつくるなりして、海に赤土で汚れた水を一切流さないというような方法はとれないのか。その辺はどうですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 先ほど申し上げた農地の対策の中には、農地の周辺にも沈砂池を事業で設置しているところもありますので、これも農林水産部の事業ですけれども、そういった沈砂池に堆積している赤土がありますので、それを除去する活動も団体の一部ではやっております。そして、特に赤土の流出が多い石垣島についても、我々の事業の中で地域の人たちを集めて、啓発啓蒙活動を行ったりはしております。

○前島明男委員 一旦海が汚れるととに戻すことはなかなか至難のわざなのです。ですから絶対に農地からの赤土は海に流さない。沈砂池を地域ごとに幾つかつくって防止するというので、NPO団体以外でも市町村がそれを積極的にそういう問題に取り組んでいくという方法を、また、農林水産部は農林水産部でやっているのしょうけれども、環境部は環境部でしっかりとやってもらいたいと思っております。

○仲宗根一哉環境保全課長 赤土の流出防止対策につきましては全庁的な機関がございますので、沖縄県赤土等流出防止対策協議会あるいは幹事会の中で関係部局と連携を図りながら、赤土の流出対策を今後ともより一層強く推進していきたいと考えております。

○前島明男委員 防止対策について質疑しましたが、今後、汚れた海域をどう再生していくのか。その辺はどう考えていますか。一旦汚れたところを可能な限り元に戻す、そういう対策はどうですか。

○當間秀史環境部長 そういった赤土等で汚染された河川や海域の浄化等も含めて、今、沖縄県においては環境再生事業に取り組んでおります。昨年度において環境再生指針をつくりまして、環境再生事業

をいかに進めていくかという指針でございますけれども、これに基づいてまず手始めに、東村の慶佐次川は、上流の畑からの赤土流出によりかなり河川が汚れておりまして、なおかつ赤土の土砂によって中流域も陸地化しており、マングローブが繁茂しているような状況があります。下流においてはカヌー等を利用してツーリズムをやっているところですが、干潮には船さえもこげないという状況がありますので、上流における赤土流出をとめるということと、中流域においては河川のしゅんせつ、そして下流域においてもしゅんせつ等を行うという事業を、東村慶佐次においてモデル事業として今年度から取り組んでいるところであります。

○前島明男委員 サングを死滅させることは漁業とも大きなかわりが出てきますので、その辺は漁業協同組合等と協働体制も必要かと思っておりますけれども、個人の畑から赤土を流した場合、罰はないのですか。

○當間秀史環境部長 沖縄県赤土等流出防止条例においては、農地については除外されているところであります。

○前島明男委員 これは何らかのパニッシュメントをやらないと、汚しても何の責任を問われないということではイタチごっこで、赤土流出汚濁は一向によくならないです。ですから、その辺のことも考えてやらないと、赤土を流しても罰も何もないのではいけないと思っておりますけれども、環境部長はどう考えますか。

○當間秀史環境部長 先ほど申し上げた環境再生事業の中において、協議会というものをもちます。これは河川にかかわっている地域の人々が集まって、この地域を今後どうよくしていこうかというような協議をして、構想あるいは計画をつくることです。その中には当然、農家の方であるとか水産業をしている方、地域の代表あるいは役場の方なども含まれていますので、その中で流域全体として赤土問題に取り組んでいけるということでございます。

○前島明男委員 これは個人農家の意識を高めないでだめです。NPO団体が対策をやるとか、あるいは市町村が対策やると言っても、これは農家個人がそういう意識を持って、条例もあるし自分の畑から赤土を流したら罰金を取られるかもしれないということであれば、やはりみんな考えます。ですから、その辺も今後の課題として、私は十分検討してもらいたいと思っております。これは要望です。

今度は企業局、1点だけ。各家庭の水道料金の一

番安いところと一番高いところを教えてください。

○石新実配水管理課長 一般家庭で10トンの水を使った場合の料金で、県内の市町村で最高が北大東村の3535円、最低が東村の630円となっています。

○前島明男委員 同じ県内に住んでいて同じように税金も払っていながら、片方は10トン当たり630円で、片方は3535円で5倍もの差があります。人間が生きていく上では、何も食べなくても水と空気さえあれば2週間もつらいです。肝心の水が県内に住んでいてこれほど格差があるのでは、これはそのままほっておくわけにはいかないです。ですから、それを平準化するといいますか、東村あたりは水がめで水を我々に供給しているわけだから、それはそれでいいとして、大体平均的な、例えば2000円なら2000円で、あるいは1500円ぐらい、その辺の平均の給水料金でできる方法はないですか。

○平良敏昭企業局長 前島委員の御指摘はもともとだと思います。電力料金を見れば全県一律料金です。そういう点から考えると、確かに問題点は大きいにあるかと感じています。ただ、北大東村や南大東村は水源がほぼないということで、海水淡水化で対応しています。そのための動力費、いわゆる電気料金のコストと給水人口が極端に少なく、南大東村ですと1500円超ぐらいで、北大東村だともっと少なく半分ぐらいということで、これだけの料金差が出てくる。一方、東村は水源もあって、緩速ろ過等で設備投資をそれほどしなくても済むということで、非常に安く済んでいる。一方、その中で企業局が供給している市町村は大体1300円から1500円強ぐらいでおさまっているわけです。ですから、用水供給を広域化することによって、ある程度の差を縮めることは可能だと考えております。極端に料金の高い沖縄本島周辺の8村は水源から水を浄水するコストがかなりかかってます。今現在、企業局の浄水コストの原価は1立方当たり100円を切るぐらいです。これが沖縄本島周辺8村の場合は800円や900円とかになる。これを我々企業局が担って100円前後ぐらいでやると。もちろん、現地では大赤字です。我々がやってもこれぐらいかかるわけです。ただそれは全体で対応することで100円前後の原価―売値で言うと、消費税抜きで102円24銭でやることによって、この差をできるだけ縮めたいと、今、考えて取り組んでいるところです。

○前島明男委員 大変夢のような話がありましたけれども、やるとすればこれはいつごろから実施可能ですか。

○平良敏昭企業局長 早速、本年度末には厚生労働大臣に事業計画変更の認可をとらなければならないわけです。これは当然、議会でも議論していただくこととなりますけれども、これをやった上で、準備を進めて早いところで平成29年度の後半。一応、8村の村長の皆さんとの協定では平成33年度までには全部を終了するという協定ですけれども、我々としてはできれば1年程度は前倒しをしたいという考えで全力で取り組んでいる状況です。

○前島明男委員 離島の皆さんにとっては非常にありがたい話なので、ぜひ1年でも早くできるように皆さんの御尽力に期待をしたいと思います。

○新垣良俊委員長 嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 環境問題です。環境保全費に不用額がかなり出ていますけれども、大きな理由を少し説明できますか。

○永山淳環境政策課長 土木環境保全費の不用額が3040万1358円になりますけれども、不用額で一番大きいものが、水質測定機器整備事業費―これは552万1000円で、観光施設等の総合的エコ化促進事業が368万1000円となっております。

○嘉陽宗儀委員 不用額に出すよりは、環境保全費ですから、今説明があったもの以外にも保全を図るべき課題というものはあるのではありませんか。

○永山淳環境政策課長 基本的に国庫補助事業でありまして、用途が特定されているものですから、ほかに流用することが制度的にできないものでありますので、不用ということになります。

○嘉陽宗儀委員 なぜこういうことを聞いているかという、今、大騒動しているのは、辺野古の海の埋立承認に対して前知事がとるべき環境保全策は全部とったので埋立承認しますということがありました。埋立承認について、環境部は環境保全にやはり少し問題があるのではないかというものをを出していたと思います。これは間違いはないですか。

○當間秀史環境部長 環境部長の意見として、示された環境保全措置では懸念が払拭できないという意見を出したことがあります。

○嘉陽宗儀委員 それで難しいという態度をとっていながら、途端にとり得るべき処置を全部とりましたという知事のコメントになっていますね。環境部の皆さんも埋め立てて大丈夫です、環境保全できますよとゴーサインを出したわけです。そのとき私はどういう処置をとったのかと思いました。最初は困難だったけれども、こういう措置をとったから大丈夫ですよという知事意見になったかと思いました。そ

れで、今、皆さんは予算も余ったから、やったかと聞いています。

○**當間秀史環境部長** 埋立承認につきましては、主管部局であります農林水産部それから土木建築部において判断されて、承認されているものと思いますけれども、この部分について環境部としては懸念は払拭できないという意見を述べたところでもあります。環境保全措置については、事業者である沖縄防衛局において適正に執行していただくということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 沖縄防衛局の環境アセスメントをここで議論して、結局は、環境保全策はきちんととれないにもかかわらず、例えば、いろいろな措置をとってマニュアルを出して、それで沖縄防衛局がちゃんと措置をして、環境を守りますというのがありましたね。今、沖縄防衛局は、そのマニュアルを一つでもつくっていますか。

○**當間秀史環境部長** 主管部局において承認に当たっては留意事項をつけてございまして、そのときに、例えば騒音問題については米軍に周知するというのと、それから環境保全措置については環境監視等委員会の指導・助言を得て行っていくようにということになっているところでございます。

○**嘉陽宗儀委員** この環境監視等委員会の問題について言えば、まともにきちんとしなかったのではないかとということで、この場で私は問題提起したのですけれども、今、新聞にあるように、事業者から環境監視等委員会に寄付をされていたという問題が出ています。寄付をもらっているために、本来ならばちゃんと環境をきちんとするという立場で仕事しなければならぬにもかかわらず、便宜を図ったという疑念を私は持っていますけれども、どう思いますか。

○**當間秀史環境部長** 当該環境監視等委員会は、事業者の要項に基づいてつくられておりまして、その要項の中で、普天間飛行場代替施設建設事業を円滑かつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性、客観性を確保するため、科学的、専門的助言を行うことを目的とするとあります。そういった意味からすると、委員会の運営に当たっては、その合理性であるとか、その客観性に疑問を持たれるようなことがないように運営はすべきだと考えます。

○**嘉陽宗儀委員** そうということが書かれています。ところが、実際はいろいろな委員が金をもらっていた。その中で特に中心になって委員会を取り仕切っ

たのが、いであ株式会社と書かれています。いであ株式会社という会社を知っていますか。

○**當間秀史環境部長** いであ株式会社については知っています。

○**嘉陽宗儀委員** どういう会社ですか。

○**當間秀史環境部長** 主に環境系のコンサルタントを行っている会社であります。

○**嘉陽宗儀委員** 私の調査でも、全国の政府に関係するような環境についてはほとんどコンサルタントして仕事をしていますけれども、この会社は、前はどのような名前でしたか。

○**古謝隆環境企画統括監** たしか、新日本気象海洋株式会社だったと思います。

○**嘉陽宗儀委員** そうだと思います。なぜそれを言うかということ、私は新石垣空港の建設予定地をめぐって2転、3転する中で、白保に建設場所をずらすということがあったときに、この位置をずらす調査をして、問題ありません、サンゴもありませんとやったのがこの会社、新日本気象海洋株式会社—新日気なのです。だから、アオサンゴが豊かにもかかわらず、サンゴはありませんという調査報告書を出した企業なものだから、問題ありと。この問題を受けて、我々はサンゴ礁の海を埋め立てて飛行場をつくったのではサンゴを守れないということで、大丈夫という報告書があったけれども、奄美大島の新奄美空港は埋め立ててつくっても大丈夫だと言うので調査に行った。そこで中川京貴委員も一緒に調査して、私が調査したらサンゴが死滅している、中川委員が調査したらサンゴはたくさんありましたということなのです。それで、この新日気はこれまで県の仕事をしたことはありますか。

○**古謝隆環境企画統括監** 環境部もいであ株式会社に業務委託したことはございます。

○**嘉陽宗儀委員** 今まで県のどういう仕事をしてきたか、調べられますか。

○**古謝隆環境企画統括監** まず、環境部は事業実施部局ではございませんので、いであ株式会社に委託する業務は特にございませぬ。もう一つは、環境を監視するという意味合いですと、アセスメントの手続を経た案件につきましては、アセスメントの審査会がございまして、それは独立性を保って審査をしているところでございます。環境部でいであ株式会社に業務を委託したのは、調査研究部門であるとか、あるいはダイオキシンなどについて、いであ株式会社も環境省に登録した業者ですから、ダイオキシンの分析を依頼したことはございます。

○嘉陽宗儀委員 古い資料ですけれども、石垣島の周辺海域の実態調査及びその取りまとめについては、県が新日気に委託した。しかもこれだけではなくて、新石垣空港環境現況調査報告書を見たら、土木建築部と新日気が両方でやって、中身は新日気が責任持ちましたと。新日気は、新石垣空港の白保の海には貴重なサンゴはありませんという報告書を出したので、私どもは改めて石垣島に行って、白保の海に潜って、豊かなアオサンゴ礁があるではないですかということで追及をして、建設場所の変更ができたのです。これはわかりますか。

○當間秀史環境部長 申しわけございませんが、私は存じておりませんでした。

○嘉陽宗儀委員 問題はアオサンゴを調査しているにもかかわらず、ないと。私はこの会社の担当責任者に電話をして、東京で話をしました。あなたの報告書を見ると石垣島の白保には貴重なサンゴは生息してないということになっているけれども、私が調査したら豊かなアオサンゴ群落があった。あなたは本当に調査したのかということを知ったら、私はサンゴを知りませんと。海洋生物学の専門ですという話だったのです。当時、私は議会で質問をしていますから議事録も残っていますので、少しあの辺を精査してみてください。問題は、県の公金を使っただけで環境調査でありながらごまかしの書類をつくって、証拠として残っている。こういうものはやはり今度の辺野古の問題でも重大な問題ですから、ちゃんと皆さんは神経をとがらせて見守らないといけません。この会社に県から採用された人はいませんか。

○當間秀史環境部長 事実確認をしないとよくわかりませんが、職員が囑託かで行ったという記憶はあります。

○嘉陽宗儀委員 私も一応は調べて、それなりの幹部職員が行って、このような環境アセスメントの取り仕切りをやっていると。ですから、そういう関係が続く間は沖縄県の豊かな自然環境は守れない。ですから、少なくとも今後は、県がかかわってこういう業者に仕事をさせて、ゆがんだ結果が出るようなことはしないでほしいと思いますが、いかがですか。

○當間秀史環境部長 先ほど申し上げたように、当該環境監視等委員会は、合理性、客観性を担保しつつ、その環境保全措置について検討していただくという委員会でありますので、そういう誤解のないようにやっていただきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 別に今の知事のもとでかかわって

いるということを行っているのではなく、この仕事は前の知事までの仕事です。ですから、前の知事が環境保全策を十分とっていないにもかかわらず、とり得るべき環境保全策をとりましたという態度をとった裏にはこういう人々が動いていたのではないかと、私はまたいつものとおり疑い深いですから、疑っている。ガラス張りではない。少なくとも今回のこの問題についても、やはり貴重な辺野古の環境を破壊させないで、皆さんは環境を守る立場から今後努力していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○當間秀史環境部長 現時点においては埋立承認は取り消しをされている状況なので、今後どうするかというコメントはしにくいところではありますけれども、いずれにせよ、埋立承認をするに当たって留意事項をつけて、環境監視等委員会に期待するものが大きいところがありますので、やはり委員会の運営に当たっては、ぜひ適正に進めていただくようこちらからも要請はしたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 疑惑を持たれないように仕事をしてもらおうということは当たり前です。特に今回の場合、こういうぐあいに大きく出て、さらにこれは今、このやった仕事に皆が関心を持って、問題がどんどん噴き出してきている。そういう中での仕事で埋立承認をしてきたということは、やはり問題ですからね。目を光らせて、環境部長の仕事を本当に頑張ってください。

○當間秀史環境部長 環境保全措置を図るために、しっかり努めていきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 環境部からお願いします。

午前中も出ましたけれども、海岸漂着物の件です。先週、町議会議員の方に会ったら、具志頭の海岸に漂着物が結構あるという話があったのです。また、せんだって、久米島の方からも台風のあとの漂着物がすごいという話もあったりして、そういうものを聞くと恐らく漂着物は十分には対処されていないのではないかと思います。そういう状況の中で、午前中も1億4000万円を国庫に返納したという話を聞くと、もったいないなという気がします。そこでお伺いしたいのですが、ボランティアで市町村がやっている部分と、住民とか団体にいろいろ働きかけてやっている部分もあると思いますが、海岸清掃の作業を市町村がボランティアでやっている部分と、お金をかけてやっている部分の割合はどのような感じでしょうか。

○**棚原憲実環境整備課長** 割合については把握しておりませんが、1つのイベントとして、まるごと沖縄クリーンビーチ2014というイベントをやりまして、これは沖縄県内180カ所で行われたものです。そのときの参加者が1万人で、ちなみに回収量としましては74トンです。本事業の平成26年度の実績では回収量は755トンですので、約10分の1ぐらいがボランティアによる成果、トン数でいうとそういう状況にあります。ただ、県民が広く使うビーチは、優先的にボランティア活動できれいにされていると考えております。

○**新垣安弘委員** 今言った事業は、県が主催した事業ですか。

○**棚原憲実環境整備課長** 平成26年度に755トン回収したというのが、海岸漂着物対策事業ということで、海岸管理者と市町村に事業を実施してもらったトータルの実績です。

○**新垣安弘委員** 年間を通して、漂着物が流れ着いてふえる期間などいろいろあると思います。そうすると、呼びかけて漂着物を集める作業をやる期間があって、実際その後に台風などがあって漂着物がいっぱい来る時期があると、いつやるかによってまた違うわけでしょう。そこら辺のやる期間、漂着物がふえる時期とか、事業をやる時期は工夫されていますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 環境整備課が直接委託してモニタリングとして実施している事業は、我々が直接期間を調整しますが、通常の海岸における本事業の実施につきましては、海岸管理者と市町村が独自に場所の選定や期間を決めて行うため、我々が直接期日や時期を決めているわけではありません。

○**新垣安弘委員** 例えば、予算があるならば自分たちがやりたいと、仕事をできるという人達がいるけれども、市町村がそういう事業を発注しないという食い違いがあるもったいない話で、そこら辺は海岸に限らず港湾のごみの処理とかもあって、市町村が委託したいときにそういう作業をやる人達が、別の仕事もあってちょうどその時期はできないというミスマッチングもあるという話も聞きます。かわりのある市町村はいろいろやっているとありますが、どのようにやっているのか。できれば県でいいやり方、例えばシルバー人材を使ったり、町が団体を使ってボランティアでやりましょうということで、子供たちを使ってやるとして、ボランティアでやって町自体が県に対して補助金を請求するとい

うことはできない話ですよ。

○**棚原憲実環境整備課長** 例えば、ボランティアの方々に協力していただいて回収はしましても、ごみの処理を廃棄物処理業者に委託したりということについては、この事業は活用してもらえます。実際の作業自体を委託することも可能ですし、ボランティアで集めた廃棄物処理の委託料をこの事業で活用することも可能です。

○**新垣安弘委員** せっかくの予算がついているので、有効利用してもらいたいです。

あともう一つ、44ページの資料です。グリーンプロモーション事業。これは事業効果のところに、地域住民による緑化活動を支援する新たな体制を構築することとなったと書いてありますけれども、新たな体制とはどういう体制ですか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** グリーンプロモーション事業につきましては、平成26年から平成28年までの3カ年を予定をしている事業でございます。事業内容は、地域住民が行う花と緑の名所づくりということで、公募をしまして、具体的に募集してきたところの団体に名所づくりの支援を行うということで6団体を、今、選定して支援を行っているところでございます。それから、あわせてそれぞれ地域の緑化について中核的な団体を育てようということで、その中核的な団体を中心にそれぞれ自治会とか、学校などいろいろなところで展開するものに対して苗木の支援も行うし、緑化の指導も行うという体制づくりをするということがこの事業の大きな目的になっております。現在、6団体については、本部町のクメノサクラの植栽管理をしている本部町花いっぱい推進協議会伊豆味支部の皆さんとか、二見以北地域振興会の皆さんで道路の周辺をやる皆さん、それから希の会、また、一般社団法人南城市観光協会の皆さんですとか、あらゆる花会、宮古島環境クラブ、地域で一生懸命緑化に取り組んでいるそれぞれ6団体に、今、支援をしております。あわせて大きく取り組んでいることが、県道の管理も含めて土木建築部と一緒にこの事業に取り組んでいますが、土木建築部も県道については300近くのボランティア団体の皆さんに1カ所約5万円ずつの補助金を提供して、県道の維持管理をお願いしているのが実際のところです。ただ、年間維持管理費に5万円というところかなり厳しい状況がございますので、その5万円の維持管理費を提供するために、補助金という形で出しているものですから、その申請や検査やらと、非常に事務も煩雑化しているので、

これらの参画のボランティア団体について中核的団体—それぞれ北部、中部、南部、宮古、八重山、それぞれの地域に中核団体において県道の維持管理を年間3回か4回ぐらい花の苗を提供することで逆に維持管理にかえられないかと。要は、1回植えますと水やりをせずと草とりとかそういうことに作業が行きますけれども、その花の値段が非常に高いということで年に1回しか提供できない。それを安価に生産して提供することで、3カ月に1回花を植えかえる。そのことで維持管理にかえられないかと考えて、今、維持管理の中核組織をつくって、安価な苗木を提供して、県道のボランティアプラス自治会の皆さんにも安い苗を提供できるような体制づくりが今回の事業の内容でございます。

○新垣安弘委員 私は土木建築部にも前に提案したことがありますけれども、この団体は、土木建築部の場合も市町村ではなく県が直に管理しているわけです。今、皆さんが言う中核団体も恐らく市町村の管理ではなく、皆さんが直に管理するのでしょうか。県道をよく利用したり、日ごろずっと見ているのは市町村だと思います。そこはこういう団体は県が直ではなくて、市町村に関係を持たせながら管理したほうが団体の皆さんにとってもいいような気もします。市町村には負担になるかもしれないけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員御提案のとおり、我々も県道だけでこの組織を運営しようとは考えておりません。できれば市町村を含めた形で利用していただくと。逆に、この組織が市町村からの花代の支援などのいろいろな支援を通して、行政だけではない独自の運用ができないかということまで考えて、今、仕組みづくりを検討している状況です。いずれは市町村それから自治会の皆さんに利用いただけるような中核団体に仕上げたいと考えているところです。

○新垣安弘委員 次に、沖縄県の次世代自動車充電インフラ整備ビジョンについて御説明をお願いします。

○永山淳環境政策課長 EV車の充電設備の整備状況ですけれども、平成27年6月現在、県で把握している県内における電気自動車充電設備の設置施設は118カ所となっております。2年前の平成25年5月時点では62カ所でありましたので、当時と比較して約2倍の箇所数となっております。

○新垣安弘委員 タクシーとレンタカーにおける電気自動車の数はわかりますか。

○永山淳環境政策課長 レンタカーとタクシーの導入状況ですけれども、レンタカーでは平成23年2月に220台の電気自動車—日産リーフが導入されましたが、平成27年1月時点では、電気自動車の登録数は22台と5年間でかなり減少しています。220台が現在22台になっております。

タクシーにつきましては現段階で把握できたのは2社です。それ以上の情報は把握しておりません。2社で2台です。

○新垣安弘委員 5年前に220台あった電気自動車、5年間で今、22台になってしまっているということですよね。その原因や理由とかを教えてくださいませんか。

○永山淳環境政策課長 実はレンタカーにおいてかなり減少しているのは、EVレンタカー—導入当初、文化観光スポーツ部が平成23年3月に観光客に対して調査したことがあります。その結果、観光客の不安が大きいと。なぜかという、やはり航続距離が短いので、ヤンバルとかへ行くと途中で切れてしまうのではないかという不安があって、レンタカー利用者の6割以上が不安ということで利用率が低迷して、レンタカー業者が電気自動車の多くを手放したということになっております。

○新垣安弘委員 レンタカー会社は200台の電気自動車を手放したことになっていきますけれども、この200台は県内にありますか、外に出て行ってしまったのですか。

○永山淳環境政策課長 詳しい調査はしていませんけれども、これについてレンタカー会社が県外に返したのものもあるし、県内でも出ている状況もあるみたいですが、それについては調査しておりません。

○新垣安弘委員 一時期テレビでもよくやっていたけれども、県内の大きさを考えたら電気自動車に向いているといった話があって、国の充電設備の補助事業もあってどんだんふやしていこうということがあって、県としてもエコリゾートアイランド構想の中で次世代の電気自動車をふやしていこうということが沖縄21世紀ビジョンにも掲げていたことだと思うのです。そういう方向性なのに、220台あった電気自動車がたった22台になってしまった。環境部長、これはどう考えますか。

○當間秀史環境部長 基本的には充電の箇所数が少なかったことが大きな要因かと思われます。通常、電気自動車の航続距離は200キロメートルと公称されていますが、クーラー等をつけると100キロメー

トルから150キロメートルの間になるということで、観光客の不安が大きかったらと思います。現在では、例えば沖縄本島北部を観光する際の充電スポットがどれくらいあるかという、やはり国頭村で3カ所、東村で1カ所、名護市では道の駅とかある程度多いですけども、やはり遠出をするような場所に充電機がないということがあって、これまでは進まなかったと思いますけれども、沖縄21世紀ビジョンによって箇所数や充電施設の整備が進んでおりますので、今後は反転して電気自動車が伸びるものと期待しています。

○新垣安弘委員 これはEVタウン構想の中に、国の政策で全国何カ所か入っていて、沖縄県もその構想を掲げて指定されているのです。全国あちこちで1つの県の都市地域でやっている部分もあるし、いろいろやっているの、そこは沖縄県の今のこの状態は、全然いい方向に行っていない。EVタウン構想で恐らく全国で10カ所以上指定されている地域があると思います。ほかの地域のことともどうなっているかぜひ調べていただきたい。220台が22台になったということは大問題です。普通であればレンタカーで導入して、3年後、5年後ぐらいにそれが民間に新古車、中古車として下りていってふえていくのが方向性なのに、これは大変な状況だと思うので、ここはぜひ全国のエコタウン構想の状況を調べてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

企業局をお願いします。

JICAがことしの福島サミットで、大洋州に対してODA拠出金として500億円の方向性を出しました。いろいろな国の戦略的な方向性がある、500億円のODA拠出金を出したのです。それでJICA沖縄が二、三カ月前に沖縄県の企業を集めて、ODAを利用して大洋州で事業しませんかということをやったと思いますけれども、企業局はそれに関心を示しましたか。

○上間文文企業企画統括監 新垣委員がおっしゃったのは9月15日のJICA在外事務所所長本部プログラムでの中小企業海外展開セミナーかと思いますが、これには企業局は参加してございません。声がかからなかったこともございますけれども、実際には参加しませんでした。たしか、商工労働部が参加していると思います。そのような情報はある程度収集している状況でございます。

○新垣安弘委員 沖縄県の企業の中で、水関係の事業をやっている企業がそれに参加したかどうかはわかりますか。

○平良敏昭企業局長 何社という確認はしていませんが、少なくとも太平洋州の水ビジネスに関心のある企業は何社かございまして、実際にはODAの枠を活用して現地で調査事業をやっている企業もございまして。そういうことで、先日、一般社団法人沖縄県経営者協会の会長と何社かが私のところに見えておりました、今後、水ビジネスについても積極的にやっていきたいというお話がありました。これは、海外展開となると、企業局だけではなく商工労働部、それから土木建築部あたりでも土木建築事業を海外でという企業もあるようですので、この辺と連携してどういう形で進めるかということはやる必要があるという話はしました。水ビジネスに関して申し上げますと、どういう形で沖縄県の企業が参画できるのか。一番の問題は、例えば本土では東京都とか横浜市それから北九州市あたりが海外で具体的に水ビジネスを展開するという取り組みをやっているわけです。沖縄県企業局は現時点で用水供給しかやっていないのです。いわゆる市町村に水を卸売するという用水供給。海外展開となると、逆に末端の事業—水道事業そのもののノウハウがないとできないという問題があります。ですから、この辺で単に企業局だけでどうこうするという話はなかなか難しい。一方で、企業局は当面の課題として、先ほど来申し上げている施設の老朽化とか耐震化といった課題が相当山積していますので、今、具体的に水ビジネスで私どもが海外でどうのこうのということは、まず人員的にも無理な話がありますので、当面県内の水関係の企業がどういうニーズを持って具体的に動くか、それを何回か私は局長室でお話をしていますが、バックアップという点では、当然、必要であればやりますよと話しているところであります。

○新垣安弘委員 ぜひ、これは野田政権のときに400億円で、今度安倍政権になってことし500億円にして、結構いろいろな戦略的な面で太平洋州に対しては見えていますので、そこは太平洋島サミットのこともあるし、沖縄県としても思い入れを持って見たいと思うし、そうやってODAの予算がつくわけですから、ぜひ何らかの形でかかわれるようでしたら、企業と一緒にやってかかわっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あともう一点、企業局が供給している水と南部水道企業団の水質の特徴の比較をお願いします。

○石新実配水管理課長 南部水道企業団ですけれども、給水区域を3つの系統に分けておまして、そのうち新川分岐系統、津嘉山調整池系統というもの

は全量企業局から送った水を使っております。主に南風原町方面になります。もう一つ、八重瀬配水池系統というものがございまして、こちらは主として八重瀬町に供給していますけれども、南部水道企業団が所有している摩文仁浄水場の水と企業局の水をブレンドした水を供給しています。この企業局の水と、ブレンド水の水質の違いですけれども、ブレンド水—南部水道企業団と企業局の水をブレンドした水は、企業局の水と比べて窒素ですとか硬度、それから蒸発残留物の3項目の数値が高い状況にあります。ただし、水道法で定める水質基準は十分満足する値になっています。

○新垣安弘委員 3項目の数値が高いということは、飲んでみて値段つけるとしたら、どちらがいいですか。

○石新実配水管理課長 窒素それから蒸発残留物については少ないにこしたことはないかと思えますけれども、硬度につきましては高いと申し上げましたが、昨年度の水質検査結果によると123程度となっていて、水質基準の300に比べると大分低いですが、企業局が送っている水は西原系統、石川系統ということで35ぐらいですけれども、北谷浄水場の100と比べると若干高いぐらいの数字になっておりまして、値段をつけるとなるとそれほど差はないのではないかと思います。

○新垣安弘委員 最後に、通告は出していませんけれども、今、糸満市に向けて送水管の布設をやっていますよね。1車線の半分以上ぐらいを掘って、大きい送水管を埋めてますね。結構長く続いていると思いますけれども、道路からしたら、掘って埋めた後よりもそのままのほうが表面は滑らかですよ。掘って埋めたらでこぼこはどうしても出ますけれども、工事した後の表面の仕上がりといいますか、そこら辺の点検や管理はしっかりやっていますか。

○上地安春建設計画課長 今、委員がおっしゃるのは、恐らく県道77号線の与那原町から南下していくところの道路のことだと思います。そちらでは、現在、西原糸満送水管布設工事をしております。基本的に県道部分につきましては、工事に当たって計画時点または完了時点でも道路管理者の指示・立ち合いのもとに道路を復旧していくことになりまして、その段差による交通の影響がないようにということで、道路管理者との調整、指示を仰いで工事を完結させるようにしております。

○新垣良俊委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 企業局から一、二点確認をさせて

ください。

まず1点目、沖縄県水道事業会計決算審査意見書の9ページ、有収率について確認をとりたいと思います。98.54%ということで、非常にいいという雰囲気は持っています。全国平均あるいは九州平均等々と比較しながら、いいほうなのか、これ以上有収率を上げるのは難しいのか、その辺を含めて所見を伺いたいと思います。

○平良敏昭企業局長 有収率については、全国的には大体99%とか98%。大体99%が多いと思いますが、沖縄県企業局は98%台です。それについて私も何度も職員たちと議論はしております。なぜ沖縄県が若干の差はありますけれども99%まではいかないのかという疑問—実は昨日も私は職員と議論しました。結局、機器メーターの問題も含めて、要するに5%以内は機器として問題ないという国の基準もあって、仮に企業局の水が漏水すると、それだけの管でするので、どうしても外に噴き出してくるのがわかる。ですから、漏水ということは考えられないというのが私どもの結論でして、機器の何らかの誤差ではないかということで、約99%近いですから、それほど問題はないだろうと。市町村が若干低いのは気になりますけれども、企業局としてはほぼ問題ないのではないかと見ております。

○具志堅透委員 例えば、本部町は公営企業会計を持っていますけれども、有収率を上げるために古いメーターを取りかえたりといったことをやっていたけれども、それも企業局としてもやってるということで理解していいですか。

○平良敏昭企業局長 問題のある機器は、当然、更新していくという立場で取り組んでおります。

○具志堅透委員 次に、決算書から水源施設に対する事業的なものを探していますけれどもなかなか探せなくて。その辺の部分はありますか。

○平良敏昭企業局長 先日、国頭村から要望がありました。水源基金が平成24年度をもって終わったわけです。金武ダムを最後に水源開発は終了ということで、金武ダムの完成に伴って水源基金も終了しました。今後どうするかといういろいろな意見もありますけれども、現時点で企業局は何もしていないというわけではなくて、ダム等の所在市町村には固定資産税相当額を毎年払って、それが北部全体で14億円ぐらい払っております。ですから、市町村によって大きな財源になっているかと思えます。一方で、企業局の経営状況の見通しが、決算審査等もあるわけですけれども、今後やはり厳しくなっていくと。

そういう中でどうするかという議論を我々内部でも企画部とも連携しながら議論をしているという現段階でございます。

○具志堅透委員 その議論を待ちたいと思いますけれども、ぜひ、地域からかなり強い要望もありますので、また私もいろいろなことを提案させてもらっていますけれども、それも踏まえてしっかりと協議をしていただきたいと思います。要望でとめておきます。

次に、環境部ですけれども、世界自然遺産登録についてお伺いしたいのですが、主要施策の成果に関する報告書を見ますと、自然環境の利用と保全の現状及び将来の利用予測の調査をしたということになっています。調査をした結果、どういうことが出てきているのか。現状がどうあって、将来の利用予測とは何か、あるいはその辺の説明をお願いします。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 この事業は世界遺産登録の推進のためということで一括交付金を活用した事業で平成25年度からの実施になっております。平成25年度は、世界遺産登録のために必要な推薦書の中にどうしても出てくる生物種の目録ということで、沖縄県内にどういう種がいるかということで、その生物種の調査を実施しております。平成25年度では、植物が約2484種、動物で9364種いるという調査結果が出ております。それから平成26年度は、ヤンバルと西表地域の自然環境を利用したスポットの現状がどうなっているのかということで、オーバーユースを想定した調査を実施しております。調査に当たってはヤンバルを29のエリアに、西表島は13のエリアに分けて、それぞれ地域ごとにどういう課題があるのかということ进行调查しているところでございます。例えばヤンバルですと、29エリアの中で3つ、4つは課題があるのではないかと、例えば大国林道沿いですとか与那覇岳周辺について、1つの提案として非常にアクセスもよくて、今後、世界遺産に向けて利用者数も伸びるだろうと。サイン類一標識等も不足していて、道に迷うとかというような危険も出るのではないかと。それから、大国林道とかは全線舗装されていますので、ロードキルの課題ですとかもろもろ課題が提案されている状況でございます。大国林道、与那覇岳以外にもター滝周辺、玉辻山、慶佐次等々が課題の多そうなエリアということで提案されています。西表島も同様に、船浦、ピナイサーラの滝ですとか、数カ所そういう課題が提案されているという状況でございます。

○具志堅透委員 そういった課題が浮き彫りになってきているということでもありますけれども、登録に向けてはその課題を解決していかなければならないことなのか。そうであれば、当然、解決はしなければならぬだろうと思いますけれども、その辺のところはどうですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 今年度から、前年度の結果を受けて、地域も含めた検討会一部会も含めて組織しております。今年度は地域の中から行政部門、それから地元を中心としたそういう部会の両方を分けて、今後、行政が世界遺産登録に向けて取り組むべき事項、それから地元住民を含めた取り組みはどうあるべきかを、今後、検討会の中で議論をしていくことになっております。

○具志堅透委員 もう一つは、地元住民の合意形成という点で懸念される部分があるのではないかと私は考えています。その辺のところについてはどういう形であらわれておりますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員御指摘のとおり、条件付きの同意ということで、ヤンバル3村からも若干意見が出ております。世界遺産に向けて取り組む際にどうしても必要になる法的保護担保措置ということで、ヤンバルの国立公園化に向けて、今、環境省が取り組んでおりますが、それに当たって、地元からの同意が必要ということで、同意について照会をしたところ、7月15日時点でヤンバル3村から国立公園については条件をつけて同意するという回答が出ていると。その条件については、それぞれ3村から出ておりますけれども、おおむね7つから8つで、内容を紹介しますと、住民に理解が得られるような丁寧な説明をしてください。それから、いわゆる国立公園化に当たっては地権者の財産に制約がかかりますので、誠意を持って十分説明してほしいと。それから、国立公園になった後は、速やかに世界遺産に登録されるような体制で取り組んでほしいと。それから、自然環境の再生ですとか公園施設の整備ですとか、利用推進に当たっての整備も主体的に取り組んでほしい、林業・農業含めて地域の経済活動にも十分配慮してほしい等、7つ、8つの要望が出ている状況でございます。それを受けて、沖縄県も市町村同様に照会を受けている状況でございます。実は、沖縄県はまだ回答はしておりませんが、ヤンバル3村の条件を我々でも整理をしながら、クリアができるという判断の段階で回答はしたいと考えていて、まさに今、最終段階になっている状況でございます。

○具志堅透委員 今の条件つき同意一地元からの要望的なことも含まれているのだらうと思いますけれども、7つから8つの項目だと言っておりますけれども、それに対しては誠意を持ってしっかりとクリアしながら、ぜひ、それに向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、主要施策の成果に関する報告書42ページ、公共関与推進事業ですけれども、それに対する進捗を教えていただきたいのと、もし課題があれば課題もお願いします。

○棚原憲実環境整備課長 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備、運営に関しましては、平成25年9月に建設予定地の名護市安和区、名護市、沖縄県環境整備センター、以下センターといいます、沖縄県の4者で基本合意書を締結しております。建設予定地の用地取得につきましては、平成27年6月に用地全てをセンターが取得し、登記移転を完了しております。センターは平成26年6月から基本計画、基本設計業務、最終処分場設置許可手続に必要な生活環境影響調査業務を発注しており、基本計画、基本設計業務につきましては、平成27年3月に終了しています。基本計画、基本設計を実施した結果、所要資金が従来計画の約36億円から約86億円まで膨らむ見込みとなったため、現在、事業費の圧縮について見直し作業を進めているところです。

○具志堅透委員 36億円から86億円ですか。これは圧縮できるような話ですか。それとも、86億円を圧縮したとしてもわかりませんが、10億円ぐらい圧縮したとしても、それでも事業は実施する予定であるということでもいいのかどうか。

○棚原憲実環境整備課長 資金が増加した理由として、県としましては、モデルとなるかなりハイレベルな施設をつくらうということで基本計画に盛り込んでいましたけれども、実際に基本計画を進めていく上で、土地の購入に要する費用がかなり想定を上回ったこと。最近の労務単価、資材の高騰、それと浸出水といたしまして、上からしみ出て地下に集まる水を高度処理する費用の中で、塩分を完全に除去するという高度処理にかなりお金がかかるということ。地下水対策に係る工事費の増、消費税のアップ等、建設費だけで従来計画約30億円から71億5000万円に増加するということが要因となっていました。これにつきまして、今現在、再度別の業者に工事の詳細の見直しを依頼しております、かなり圧縮できる部分については整理しながら、縮減を進めているという状況です。

○具志堅透委員 圧縮もやらなければならないだろうと思いますけれども、一方では、皆さんの事業内容の目的等にも書いてありますけれども、公共の信用力を活用しながらこういったものをつくらうとしているわけです。県が関与することによって、安全性、信頼性を高めて地元も同意をしていると思うのです。そこは前にも申し上げたことがありますけれども、県がかかわるわけですからしっかりとしたものをつくって、一切のクレームが出ないような形で、多少お金がかかるかもしれませんが、モデルケースとなると思いますので、そういった形での取り組みを要望をしたいと思います。それに対してコメントがあれば。

○當間秀史環境部長 我々としても公共関与事業というものは、やはり今後の最終処分場のモデルとなるような整備事業であると考えておりますので、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○具志堅透委員 次に、環境再生事業です。先ほど説明をしておりましたけれども、その今現在の状況を少し伺いたいと思います。

○永山淳環境政策課長 自然環境の保全再生事業の現在の進捗状況等を説明します。平成27年3月に、自然環境再生事業の実施に当たっての基本的な考え方を体系的に取りまとめた沖縄県自然環境再生指針を策定しておりました。平成27年度から当該指針に沿った再生モデル事業を東村の慶佐次川流域において開始しております。目指すべき姿や必要な対策を検討、実施するために、現在、7月と9月に地元の関係者そしてまた関係部局等が集まって協議会を2回開催しております。あわせて勉強会も2回開催しているところであります。今年度中には再生により目指すべき姿を取りまとめた全体構想、それから具体的な進め方を示した実施計画を策定する予定であります。今後、着実に進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 ことし基本構想が終わって、全体構想を次にやっていくと。そして実施計画に持っていくということでもいいですか。

○永山淳環境政策課長 要するに、目指すべき姿というのが全体的な構想です。平成27年度中に全体的な構想と、例えば河川をつくるとかマングローブをどうするのかという具体的な実施計画、その両方を今年度中に作成するというところであります。平成28年度に具体的に測量や設計に入り、平成29年度に工事を執行するというのを考えております。完成

は平成30年度以降で、再生した自然環境の利活用—実際の事業効果が検証できるのは平成30年度以降ということで、いつという形では、今、ここでは申し上げられません。

○具志堅透委員 次に、公有水面埋立承認について少し確認をとりたいと思っております。今回、翁長知事が取り消しをしておりますが、環境部としてどうかかわってきたのか。きのう土木建築部ともいろいろやりとりしましたけれども、土木建築部には第三者委員会からの云々で、その点検というか依頼が来たと言いましたけれども、環境部としてはどうかかわってきたのか、尋ねます。

○當間秀史環境部長 今般の公有水面埋立承認の取り消しについては、法的な瑕疵を検証するとした第三者委員会において瑕疵が認められるということでの報告がありまして、これに基づきまして所管部局で手続がされたということでありまして。その際において、所管部局から環境部に意見を求められたということはございません。

○具志堅透委員 意見を求められたことはない。第三者委員会から瑕疵があると出ました。例えば、埋め立ての必要性あるいは環境保全措置等があるので、その環境保全措置云々でも環境部局に求められたことはないですか。

○當間秀史環境部長 はい、そのとおりです。

○新垣良俊委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 今、せっかく環境部で聞いていますので、環境部から質疑したいと思っております。

先ほど環境部長が答弁したとおり、百条委員会、代表質問、一般質問、また各委員会、土木環境委員会でもそうですけれども、私は辺野古埋立工事、また那覇空港第2滑走路、また泡瀬の埋め立て、一貫として環境部は環境に影響があるというスタンスは変わっていないと思っております。そういった意味で環境保全措置についてあえて伺いますけれども、県内では、現在、泡瀬の埋め立て、また那覇空港第2滑走路埋め立てが進行中です。いずれも環境監視等委員会を設置して、環境の専門家の意見と助言を踏まえつつ、現在埋め立てを実施しております。これは、基本的には法律にのっとって、3件とも埋立事業を進められていると認識しておりますけれども、環境部長は、環境部としては環境に影響ある、しかしながら事業としてはこれまで進められておりました。知事がかわりまして、そのスタンスが少し変わった関係で辺野古はとめられております。これは基地だからとめられたのでしょうか。基地でなければ環

境に問題があっても進められるべき埋立事業なのか、環境部長いかがでしょうか。

○當間秀史環境部長 今回の承認取消の内容については、第三者委員会の報告を受けて、所管部局でどのような判断がなされたかということは、環境部としては承知しておりません。

○中川京貴委員 第三者委員会は環境部の意見は変わっていないので意見を聞く必要はないという判断だったと思います。しかしながら、沖縄県の継続性のある行政を進めていくに当たって、工事中に想定していなかった希少種が発見されることもあります。専門家の意見を聞きながら適切に対応している。環境アセスメントにおいて十分に予測・評価し、環境保全策を計画したとしても、そこにはある程度の不確実性が必ず存在します。環境部として環境保全を行うに当たって不確実性があることを認めますか。

○當間秀史環境部長 環境影響評価というものは、まず従来の文献と現地調査等を行った上で、それらのデータに基づき予測を行い、評価をして環境保全措置をとるということになります。ですから、この予測については一定程度の不確実性というものは、当然、伴うとは考えております。

○中川京貴委員 これは百条委員会でも、土木建築部においても認めているのです。全て100%予測・評価できないわけで、そのために不確実性があるからこそ、工事中にも環境監視等委員会の意見と助言を聞いて、環境保全策を実施するということではありませんか。

○當間秀史環境部長 免許権者において、そのような考えのもとに留意事項を付したと考えております。

○中川京貴委員 だからこそ環境監視等委員会を設置するという事は、現時点でとり得る環境保全策を講じていることになりませんか。委員会を設置しているということは。

○當間秀史環境部長 環境監視等委員会につきましては、先の埋立承認における留意事項の中で設置され、その設置の目的としては、事業者において普天間飛行場代替施設建設事業を円滑かつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性、客観性を確保するため、科学的、専門的助言を行うことを目的として設置されたと理解しております。

○中川京貴委員 だからこそ、そもそもこの委員会が助言を行いながら事業を進めるという認識ではあ

りませんか。

○**當間秀史環境部長** そういうことであります。

○**中川京貴委員** 那覇空港第2滑走路についても、新聞等で工事がストップした報道がありましたけれども、それはどうしてストップしたのですか。

○**當間秀史環境部長** ただいま御質疑のあった件については、承知しておりません。

○**古謝隆環境企画統括監** 新聞報道を見た覚えがありますけれども、事実関係を確認したわけではございません。たしか防止膜などの管理が余りよくなくて、水の濁りが生じて漁業に支障が生じているというような見出しだったかと思えます。

○**中川京貴委員** だからこそ那覇空港第2滑走路事業、泡瀬の埋め立て事業もそうですけれども、環境監視等委員会を設置して、トラブルが発生したらその都度クリアしていくというものではないのでしょうか。今、環境部長が答弁したとおりに、そのとおりに言っていましたけれども、第三者委員会から環境部に要請はなかったとしても、基地対策課からはありませんでしたか。

○**當間秀史環境部長** この承認取り消しに当たってのそういった照会は、基地対策課からはございませんでした。

○**中川京貴委員** これは委員会ですので、議事録に残ることでありますので、基地対策課から環境部に対して、この今回の件の意見聴取はなかったということで理解してよろしいですね。

○**當間秀史環境部長** 特に意見を求められたことはありません。

○**中川京貴委員** 先ほどから質疑、答弁が出ていますけれども、環境部は環境保全対策についての見解や判断が異なるだけで、法的な瑕疵については何も指摘しておりません。知事がかわったからといって法的な取り扱いまで変えることはいかなるものかと思っております。今回の承認取り消しも含めて、要調査事項として要請したいと思います。

○**新垣良俊委員長** ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に説明をお願いします。なお、提起理由の説明については、質疑の時間には含めないこととします。

○**中川京貴委員** ただいま環境部長に質疑しましたけれども、泡瀬埋め立て、そして那覇空港第2滑走路、そして辺野古も含めて、環境部としての見解は一貫として変わっておりません。しかしながら、事業としては環境監視等委員会を設置して、その都度

トラブルや希少動物とか出ればそれを調査し、クリアしながら事業を進めていくという県の方向性に対しては、今、那覇空港第2滑走路や泡瀬は進んでおります。しかし、辺野古については基地だからできないのか、だめなのかということに対しては、環境部長では答弁できませんでしたので、それを直接知事に見解をお伺いしたいと思っております。

○**新垣良俊委員長** ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、本日の調査終了後に協議したいと思います。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 主要施策の成果に関する報告書の40ページ。これは朝から少し出ていました海岸漂着物の不用額についてです。これは各委員からも指摘がありましたけれども、この6億円を国に予算要求したときの根拠は何でしょうか。

○**棚原憲実環境整備課長** 予算要求に当たりましては、平成23年度の実態調査を踏まえまして、実態調査の存在量が1年間に8900立米。それを処理するために要する経費ということで積算を積み上げまして、2年間の事業として要求しております。

○**中川京貴委員** しかし、きょうの朝からの答弁では、これが執行できなかった理由に、テトラポットなどがあって回収事業ができないところがあったと言いますが、だからこそやるのではありませんか。

○**棚原憲実環境整備課長** 委員おっしゃるように、そういうところも確かにございますし、毎年流れてくるという問題もありますけれども、県としましては、やはり海岸管理者とか、その海岸線を管理しております市町村のどこを優先的にやっていったほうがいいのかという意向を踏まえて、予算要求しておりますし、実際に交付して事業執行しております。

○**中川京貴委員** これは概算要求をとって、国に要求を出したのは県ですよ。市町村から集めて出したのですか。

○**棚原憲実環境整備課長** 実施要求市町村の要求額も含めて、管理者である県の土木建築部と農林水産部等の要求額も踏まえ、我々環境部として国に要求しております。

○**中川京貴委員** 市町村がやる事業はもちろんそうです。しかし、市町村ができなかったときの二段構えとして、県が返還しないでそういった厳しいところ—例えば市町村ができないところを予測して、県がその次に市町村に契約させて、こういったところは専門的な業者に委託させる必要性はなかったかと

というようなことで。では今後、そこはそのまま放っておくのかということです。難しいところの漂着物はいつ撤去するのですか。県の単費でやるのですか。

○當間秀史環境部長 御指摘のとおり、今回の繰越額が大きなものになったというのは、1点目には、予算計上時に精度の高い所要経費の見積もりができなかったという部分と、事業の進捗状況を的確に把握することができていなかったかと思っております。今後につきましては、今おっしゃられたような場所、あるいは海底のごみの収集についても、今後、検討していきたいと考えております。

○中川京貴委員 海岸漂着物以外にも国の事業で、例えば各市町村から要望があってタイヤの処理とか、廃車の処理等が過去にあったはずですが。そのときは、多分100万円が限度額だったと思いますけれども、そういった場合は県が主導的にその市町村と連携をとりながら、予算執行したはずですが。違いますか。

○棚原憲実環境整備課長 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づいて、離島においては輸送費の8割補助があるという事業があります。県が直接補助をしているわけではなく、廃車に伴う基金を全国に設置しておりますので、その基金から拠出してその離島の輸送費の補助を行っております。

○古謝隆環境企画統括監 今おっしゃっているものは、廃タイヤであるとか廃自動車などについて、以前、随分滞積して、流通、リサイクルのシステムがうまく回らない時期がありましたけれども、そのときに講じたものが特別調整費を使ったりとか、あるいは国のグリーンニューディール基金がございましたので、その事業でもって離島を中心に処理したということがございます。現在、その事業はありませんけれども、たしか平成23年度ぐらいまでだったと思いますけれども、そのころの事業だったかと思えます。

○中川京貴委員 これは答弁したとおりです。それがありませんので、そういった事業を市町村と連携をとりながら、二段構え、三段構えして予算執行していただきたい。環境部長、いかがでしょう。

○當間秀史環境部長 そういった過去の事例も踏まえながら、市町村と連携してごみ処理を進めていきたいと考えております。

○中川京貴委員 環境部について最後ですけれども、40ページ、豊かな自然環境の保全。自然と歴史というところで、世界遺産も含めて市町村—例えば、県がこの一帯を指定しますね。市町村、あるいは地

主との合意形成はとられているのでしょうか。

○當間秀史環境部長 基本的に、例えば鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の設定であるとか、あるいは自然公園法に基づく公園区域の設定におきましては、地権者の同意をとるようというところで、環境省からの通知もございます。

○中川京貴委員 例えば、権利売買によってその地主の持ち物は変わりますよね。そのときに、指定を外してくれと要請されたら外れますか。要するに、県が買い上げるとか、市町村が買い上げするというので、自然保護する必要性はないですかと聞いているのです。

○當間秀史環境部長 基本的に、そういった区域指定をしたところについて、国あるいは県が購入することは理屈としてはありますけれども、今までについては、県はこれをやっていることはありません。

○中川京貴委員 環境部長、あえて聞きますけれども、豊かな自然を守るためには、財産保護をしなければなりません。それが個人の土地であって、県が網をかぶせることによって個人が自由に使えないのです。例えば駐車場にしたいくても、環境を壊す。店を開けたくても、できない。それを県が買い上げする。例えば、県から補助金をおろして市町村で買ってもらって、そして自然を残すという考えを環境部は持っていないのですか。

○當間秀史環境部長 そういった考えは、確かに欧米ではナショナルトラスト運動とってよくあることではあります。県としても、今後こういう手法は、確かに沖縄県の自然環境を守る上では有効だとは考えておりますので、少し研究をさせていただきたいと思えます。

○中川京貴委員 欧米の話をしているのではなくて、欧米やほかでも推進されていることに対して、もっと県はいろいろな一括交付金やいろんな予算を活用して、環境部として推進していくのだと、やっていきますという姿勢がないのですかと聞いているのです。環境部としてあるかないかを答えてください。環境を守るために問題提起しているのです。

○當間秀史環境部長 今おっしゃられた手法は、自然環境を守るためには必要な手段の一つだと思えますので、今後、その部分のこういったことが考えられるのか、県として研究させていただきたいと思えます。

○中川京貴委員 もう時間がありませんので、企業

局に質疑します。

企業局は、これまでのダム建設または水源確保など、安定供給の確保、安全でおいしい水の供給に取り組んできたはずでありますけれども、今後、沖縄県において断水はないと判断してよろしいのでしょうか、企業局長。

○平良敏昭企業局長 金武ダムをもって水源開発も終了ということで、先ほど午前中でもありましたように、水量が最大で1億1200万立法メートルを確保しておりますので、今のところ大きな人口増も望めないし、それから観光客が現在でも717万人来ていますので、それを含めて十分供給しているし、今後も見通しとしては問題はないということで、断水はないということでお答えしたいと思います。

○中川京貴委員 これは企業局長が明言しておりますので、これから住宅一例例えばアパートなどいろいろな建築物をつくるに当たって、これまで2階、3階にタンクを設置するための別の予算が伴っておりました。企業局長の答弁で、やはり将来断水がないのであればつくる必要はないと。設計の段階でそうなると思いますので、ぜひ企業努力をしながら、断水のない水道事業を続けていただきたい。これは要望です。もう一つは、第8次沖縄県企業局経営計画の中で、定員管理の適正化ということで、民間委託等を進めていくと答弁していました。また民間委託されております。その成果と今後の課題を伺いたいです。石川浄水場とその他を指定管理しましたよね。

○大村敏久総務企画課長 第8次沖縄県企業局経営計画の平成22年から平成25年度までの4年間で、名護浄水場と石川浄水場、西原浄水場の3浄水場を民間委託しております。実績としましては、人数は約37名減となっておりますけれども、その分、委託業者がかわってやっておりますので、官と民の連携でより災害に強いライフラインの確保ができていますものと認識しております。

○中川京貴委員 成果や課題も含めて、今後、企業局としてもそういった行政改革を進めていきますか。

○平良敏昭企業局長 今、総務企画課長から答弁ありましたけれども、平成22年から平成25年までの第8次沖縄県企業局経営計画で職員数が24人ほど減になっております。それから、午前中にも質疑がありました海水淡水化施設の管理の合理化で動力費の削減とかそういうことで、成果としては4年間の目標の2億6000万円に対して4億円ぐらいの節減効果ということで、一応、成果を上げております。今後、

やはり私どもとしては水道料金が安易に値上げにならないように、やはり経営の合理化、効率化、これは確実にやっていかなければならないと思っております。そういうことで、第9次沖縄県企業局経営計画でも目標として4年間で1億2400万円ぐらいの節減目標を掲げているわけですがけれども、民間委託も含めて、今後、来年から久志浄水場の民間委託を、今年度予算でも習熟訓練費ということで計上していますけれども、この辺を進めながら全体的な経費の節減に努力していくということで、第9次沖縄県企業局経営計画を着実に進めながら対応していきたいと考えております。

○中川京貴委員 きょうは朝から水道事業について質疑が出ておりましたけれども、御承知のとおり仲井眞県政のときに、離島から水道料金を一元化にさせていただきたいという要望が出ておりました。しかし、企業局長の答弁では、離島を一元化することによって、今現在の水道料金が若干上がりますという答弁をしていました、そうですね。

○平良敏昭企業局長 幾ら上げるかどうかの議論は、これは議会でまた相談しなければならない事項でもあります。現時点でどのぐらいのコストアップ要因になるかということが問題なのです。精査をさらに進めているところでありますけれども、年間で5億円ないし6億円ぐらいのコストアップ要因。これは収入を引いた分です。これを単純に割り算すると大体1立方メートル当たり3円から4円ぐらいの数字になると。それをそのままストレートに値上げをするのかどうか、これは県政の判断、あるいは議会の各議員の御判断も含めて、今後、議論をしていくわけですがけれども、いずれにしても5億円から6億円ぐらいはどうしてもコストアップ要因になると。しかしそれは、やはり先ほども申し上げた南北大東の水道料金、沖縄本島で企業局が供給している水道料金が大体10立方メートルで計算すると1400円前後から千五、六百円前後ぐらいですので、やはり格差が大きいという問題がありますので、沖縄県全体をできるだけならしていく必要があると考えておりますので、やはり広域化はやっていかなければならないと考えております。

○中川京貴委員 先ほどの答弁で一番高いところが北大東村で、安いところが東村の650円。企業局は100円弱で売っているはずだけれども、650円で安く売れる根拠は何でしょうか。

○平良敏昭企業局長 東村は独自の水源で、自分たちで全部対応しております。その分だけコスト的に

は水源費用も含め、負担が余りかからないという現実がありますので、多分それで安くなっていると思っております。

○中川京貴委員 それであれば、企業局が供給しているところで一番安いところはどこでしょうか。

○平良敏昭企業局長 金武町で10立方メートル当たり800円です。

○中川京貴委員 たしか県は103円か105円ですよ。それが800円ということは1リットル当たり85円ですか。その差額の30円、40円は金武町はもちろん嘉手納町も行政努力しているのです。そういった意味では、消費税も転嫁しておりません。地元は御承知のとおり、本来の目的が公共の福祉の増進であることを忘れてはいけません。そういった意味では、離島が一緒になったからと言って、水道料金を値上げすることなく、そのために指定管理をしたりいろいろな行政改革があったはずですので、企業局長、ぜひその辺は、お互い議会の承認があるかもしれませんが、離島が一緒になっても水道料金を値上げすることなく、本来の目的である公共の福祉の増進を推進していただきたい、いかがでしょうか。

○平良敏昭企業局長 中川委員のおっしゃる意味もよくわかりますけれども、やはり仮に5億円から6億円のコストアップ要因になると、私ども企業局の経営状況からすると大幅な赤字になる。ですから、今後の管路の耐震化等、老朽化等、浄水場の計画的な更新をやっていくためには、アセットマネジメントのサイクル年当たり大体130億円ぐらいの投資が必要だと我々は見込んでおります。そうするととても対応できない、では、どうするかという問題です。そこでいろいろな恵みが出てくるかもしれませんが、本当にそれを企業局の料金値上げで対応しないと、一般会計から繰り入れるのかと。毎年、それだけのお金を繰り入れることが果たしていいのかと。この辺は全体で議論しなければならないと思います。ただ、やはり5億円余りの新たな負担増をどうするか、これはぜひみんなで、また私どもも含めて考えていかなければならないと思います。

○新垣良俊委員長 以上で、環境部長及び企業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議

をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起する委員から改めて提起する趣旨について御説明をお願いいたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 見出しにある公有水面埋立承認の取り消しにおいて、取り消しの手法をとった理由と重大な瑕疵の確認について、きのうの質疑の中で、土木環境委員会としては、数量的な云々とか、瑕疵の大小だとか、その辺の重大に瑕疵があるということの確認がなかなか伺えない部分がありまして、知事のこれまでの会見あるいは第三者委員会の報告を聞いてもなかなか読み取れない部分がありまして、その辺を直接知事から意見を確認したいということで、要調査事項に上げております。よろしく取り計らいをお願いします。

○新垣良俊委員長 具志堅委員の説明は終わりました。

次に、中川京貴委員。

○中川京貴委員 公有水面埋立承認の取り消しにおける環境保全対策に関する見解について、私は土木建築部でも要調査事項で申し上げましたけれども、環境部においても御承知のとおり、現在、泡瀬の埋め立て、那覇空港の第2滑走路の埋め立てなどが進行中です。辺野古ももちろんそうですが、環境監視等委員会を設置して、環境の専門家の意見と助言を踏まえつつ、埋め立てを実施しています。土木建築部については法律にのっとって進めてきましたけれども、環境部については辺野古の場合は基地だからだめなのか、基地でなければいいのかということに対して、環境部長の意見が求められませんでした。その答弁は、知事本人にお伺いしたいと思います。

○新垣良俊委員長 中川委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理について協議した。次に、反対意見及び特記事項の有無の確認を行った。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がある場合には、その意見もあわせて報告することとなっておりますので、反対意見がありま

したら挙手の上、御発言をお願いいたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今、提案されている公有水面埋立承認の取り消しについては、そもそもそれを取り上げること自体が、正直に言って、決算特別委員会の場に非常にふさわしくない。ましてや、第三者委員会の報告書を見てもなかなかわからないという認識の違いは、知事と呼べという理由にはならない。そういうことで、私は反対です。

○新垣良俊委員長 ほかにありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 同じことの繰り返しですけれども、そもそもの発端は、前知事が公有水面埋立法に違反して埋立承認をしたことがきっかけです。その中身についても、私は百条委員会でも言ってきましたけれども、明確に今の知事になってからやったことについては、正しい。ですから、前知事がでたらめなことをしたことについては、やはり議会で正常化しないとイケないです。

○新垣良俊委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 意見なしと認めます。

次に、特記事項について御提案がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

なお、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項を想定しております。

意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 意見なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時8分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 良 俊

平成27年10月27日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第2号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成27年10月27日（火曜日）
午前10時6分開会
第7委員会室

出席委員

委員長	新里米吉君			
副委員長	吉田勝廣君			
委員	具志堅透君	島袋大君		
	照屋守之君	新垣良俊君		
	翁長政俊君	仲村未央さん		
	仲宗根悟君	玉城満君		
	山内末子さん	奥平一夫君		
	前島明男君	西銘純恵さん		
	當間盛夫君	比嘉京子さん		
	比嘉瑞己君			

説明のため出席した者の職、氏名

総務企画委員長	山内末子さん
経済労働委員長	上原章君
土木環境委員長	新垣良俊君

本日の委員会に付した事件

- 1 常任委員長に対する質疑
- 2 要調査事項及び特記事項の取り扱い等について
- 3 総括質疑の取り扱いについて

○新里米吉委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

常任委員長に対する質疑、要調査事項、特記事項及び総括質疑の取り扱いについてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきまして、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、各決算特別委員に配付しております。

また、決算調査報告書配付後に、山内末子総務企画委員長、上原章経済労働委員長及び新垣良俊土木環境委員長に対する質疑の通告がなされております。

まず、決算特別委員会運営要領に基づき、常任委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとするので決定しており、質疑の通告をされた委員の再質疑は一度のみとなりますので、その点について御留意願います。

また、質疑は一括して行うようお願いいたします。

これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 それでは、辺野古埋立承認に関して質疑を行いたいと思うのですが、その前に、一部、今回の平成26年度決算になじまないという話が聞こえてまいります。私は全く違うのではないかと考えておまして、辺野古関連費用について、平成26年度土木建築部で辺野古埋立承認にかかわった人件費として1440万円が計上されております。また、当時裁判も行われているので、これは前払いということで平成25年度に出しているのですが、それも約1050万円。そして、農林水産部においては潜水調査等で72万4000円、これは委員会でも答弁をされているようにございます。そして、第三者委員会においては、4回の会合が平成26年度に行われております。そして44万8000円の決算がございまして。あと、辺野古監視業務の中で、平成27年3月11日から3月31日まで5100円の支出があります。このように、平成26年度決算になじまないというのは全くもって当たらないという認識をしておりますので、この関連で質疑をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、総務企画委員会での質疑、答弁の内容を確認いたしました。知事公室長の答弁で、第三者委員会の検証結果が7月16日に報告され、そして報告後、県庁内部で精査をし、取り消し得べき瑕疵があると判断したことから、9月に沖縄防衛局に対する意見聴取、聴聞手続を経て10月13日に取り消しに至ったと。報告書については、知事公室から土木建築部、環境部、そして農林水産部の関係部局に対して、事実関係を確認するよう依頼をしたとなっております。委員長も土木環境委員ですから御承知だと思っております。私は土木環境委員会で環境部にその旨を確認しているのです。確認したところ、環境部は全く今回の取り消しにはかかわっていないと。このことに関しては、我が会派の中川委員も再三確

認をして—これは重要なところですから、実は我々が基地対策課を呼んで前もって勉強会をしたときにも、その依頼をしたということを言っていました。その答弁に食い違いがあるのです。もし、知事公室長が言っていることが事実であれば、環境部長が虚偽の答弁を土木環境委員会でやっているわけです。そうなりますよね。それは質疑の封じ込めに当たっているのではないかと。どちらが事実なのかということ、まずもって確認をしていただきたい。今の私が言ったこと、質疑のやりとりというのは間違いないですよ。環境部へ依頼したということ。皆さんからの調査報告書に書いてありますから。まずは決算特別委員長として、両部長を呼んででもその確認をやっていただきたいと思います。そうでないと、これは質疑できません。どちらかが虚偽の答弁をしている。これは我々県議会として、常任委員会の決算調査でそれを許して見過ごすわけにはいかないと思います。そのことをまず確認をとりたいと思います。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志堅委員から、知事公室長の答弁と環境部長の答弁に食い違いがあるので、まずは答弁の真意を確認すべき旨の発言があった。これに対して新里委員長から、本日は常任委員長に対する質疑を議題としていることから、答弁の確認は議題にならない旨の説明があった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

本日は、常任委員長に対する質疑ですので、常任委員長への質疑をしてください……。

○翁長政俊委員 私は総務企画委員ですけれども、総務企画委員会以外の質疑の内容がわからないのです。議事録だって出ていないわけですよ。私たちは委員の中でいろいろ聞いて、こういうことが行われたかどうか、今ただしているわけです。ですから、答えればいいわけでしょう。答えないとやっているのが問題になっているわけでしょう。私たちは各委員会の議事録も持っていないのです。出させればいいのです。とんでもないですよ。

○新里米吉委員長 勝手な発言はやめてください。各委員、勝手な発言はやめてください。翁長政俊委員、静かにしてください。勝手な発言はできません。委員会では、挙手をして指名を受けた者が発言します。

ただいまの具志堅委員の質疑に対して、総務企画委員会での内容を伝えるのが総務企画委員長が答弁すべきことです。そして、ほかの委員会については、総務企画委員長が答える立場にないわけですか

ら、2つの委員会にまたがった話でこれを質疑できないということではなくて、総務企画委員長に対して質疑をして答えてもらおうと。この決算特別委員会ではそういう手順になっているわけですから、手順に従ってお願いしたいと思います。

○具志堅透委員 これは質疑に入れない状態なので。総務企画委員長にもですね。その前には答弁を信じているのに、答弁を……。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志堅委員から、知事公室長答弁と環境部長答弁の食い違いに気づいたのは昨日の調査報告書配付後であったことから、決算特別委員会として当事者に確認すべきとの発言があった。これに対して新里委員長から、各常任委員長への質疑の中で、答弁の食い違いがあるかどうかを確認すべき旨の説明があった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 先ほどの私の発言は、会議録にも残っているはずですよ。そして、両委員長も聞いておられたはずですよ。改めて申し上げることはいたしません。

まず、総務企画委員長にお伺いします。

質疑・答弁の内容に対して、ここに書かれていることに間違いないですか。

それともう一つ、土木環境委員長に伺いますが、土木環境委員会でのやりとり、環境部長がおっしゃったことについて、先ほど私が言ったことは間違いありませんか。その違いに対して、委員長としてどう裁きますか、どう思いますか。確認いたします。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新里委員長から具志堅委員に対して、土木環境委員長に対する質疑は通告外である旨の注意があった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

山内末子総務企画委員長。

○山内末子総務企画委員長 具志堅透委員の質疑に答弁をいたします。

まず、通告書に基づいての答弁をいたします。

町田知事公室長は、辺野古沿岸埋立承認の取り消し決定のプロセスについては、こういうことを言っています。第三者委員会を県で設置しまして、その第三者委員会で当時の承認手続について検証していただきました。その結果が7月16日に報告されております。その第三者委員会の報告を、私ども県庁内部で精査をし、取り消し得べき瑕疵があると判断し

たことから、先月、沖縄防衛局に対して意見聴取、そして聴聞手続を経て、先週10月13日に取り消しに至ったということでございます。その後、委員から、第三者委員会の報告を受けて、知事から総務部に対してきちんとした検証、精査をなさいという業務命令があったのですかという質疑がありました。平敷総務部長からは、総務部は第三者委員会の事務局を担うように指示を受けまして、委員会ごとにもいろいろな世話をやっております。その報告については、関係部署で受け取って精査をしたものと理解しております。関係部署は知事公室ですかという質疑に対しまして、知事公室長は、精査につきましては知事公室を中心に土木建築部、環境部、農林水産部、関係部局でやっております。そういう答弁がありました。

○具志堅透委員 今あるとおり、環境部は精査をしたと言っております。土木環境委員会ではそうではありませんでした。精査は全く依頼を受けてないということでした。この事実関係をたださないうちは、この決算特別委員会そのものが問われると思っております。2回ですので私の質疑は終わりますが、何らかの形で、全体の質疑が終わった後でも構いませんので、事実関係を強く求めたいと、確認をしていただきたいと思うのです。そのように、ぜひ取り計らいをお願いしたいと思います。ここで座れば終わるのかもしれませんが、これは本当に、我々県議会の決算特別委員会というものが問われる問題だと思えます。答弁が食い違っているのです。まさに今、総務企画委員長から報告があったところをもっと詳しく説明してもらいました。環境部にも精査をさせたと。環境部は、新里委員長も土木環境委員会ですかから聞いておりますよ。土木環境委員長にはもう聞きませんが、全くそういったものはなかったということ言ってます。先ほど委員長が言った事実確認の問題とも答弁は違います。そのことに関してはよろしくお願ひしたいと。

そして、今回の承認取り消しについて、翁長知事は埋立承認の必要性、そして自然環境保全措置について瑕疵があるということで取り消しをしております。土木環境委員会でも質疑したのですが、県はこれまで9カ月間かけて慎重に審査をしてまいりました。議会でも百条委員会を開き、調査をして、何ら瑕疵は見つかりませんでした。百条委員会の答弁、土木環境委員会での質疑、そして埋め立ての必要性については、普天間飛行場の代替施設としての埋め立て、普天間飛行場の危険性除去、あるいは沖縄国際大学へのヘリの墜落、今回のV字滑走路によって

住宅地上空の飛行が防げるなど、埋め立てによってできた必要性があると、しっかりと検証をしております。そして承認をしているのです。また、環境アセスメントについても、事業の実施に伴う環境の調査、予測評価及び環境保全措置の検討に当たっては、科学的見地の見解などにより予測の不可欠性、環境保全措置の効果、不確実性を伴うものと考え、そのため事後調査を実施して、環境保全措置の内容を随時反映していくことが自然環境ではあったと。現段階で取り入れられる措置が講じられていると判断している。留意事項を付すことで、その実効性を担保し承認しております。また、環境評価の指標等についても、定めている省令、県では県条例の技術指針というのがあり、その予測の基本的な指標について、定量的に把握する手法を選定することとされてはおります。しかしながら、ただし書きの中で一必ずしも100%定量ではかれないという答弁もありました。ただし書きで、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握することで手法を選定するものとされております。動植物や生態系の影響の予測については、幾つかの定量的予測手法があるものの、定量的に予測することが難しい場合は、定性的に予測するのが一般的であります。そのために、県としては、自然環境への予測、影響の予測、評価については定性的な手法で問題ないと。ここを第三者委員会から指摘を受けて、定量的が足りないとか何とかと言っているのですが、このように土木建築部としては、百条委員会でも土木環境委員会でも答弁もしているのです。このように、手法については法にのっとってしっかりと判断、検証をしており、第三者委員会の指摘は当たらないのではないかと私は思っております。仲井眞前知事の埋立承認に対し、重大な瑕疵があったのかどうなのか。法律的には瑕疵の治癒というものがああります。行政の継続性という点からも、瑕疵があればそれを直していく。もし法律的に過ちがあったとしても、取り消してなかったことにすることは当然ではないのです。不自然であります。不備のある部分を直してもらえばよいというのが大原則になっているはずで。埋め立ての必要性や環境保全措置等に重大な瑕疵があったのか。重大な瑕疵があったから、いかなる方法をとっても瑕疵の治癒が不可能だから、取り消したというのですか。このことは、この決算特別委員会でも知事に確認しなくてはいけないと思っておりますが、総務企画委員長、委員会での質疑等々を踏まえて、そして今、私が言ったことも踏まえてどう思いますか。知事をこちらに招聘して、確認すべきだと私は思っ

おりますが、どうですか。

○山内末子総務企画委員長 その件につきましては、委員長の立場といたしまして、きょうは皆さんの質疑に答える立場でございます。その件で、個人的な見解は避けたいと思います。

○新里米吉委員長 具志堅透委員の質疑は終わりました。

次に、島袋大委員。

○島袋大委員 私は文教厚生委員ですので、福祉・教育を専門に審査してきましたけれども、きょうは7点確認をしたいと思っています。翁長知事の埋立承認取り消しの判断について、第三者委員会を含めて7点お聞きしたいと思っています。

仮に行政行為に過ちがあったとしても、先ほど具志堅委員からもありましたけれども、それを正すには2つの方法があると思っています。この不備の部分を直してもらいたい、正しくするというのであれば、これが普通のやり方であると思っています。

もう一つは、この過ちを初めからなかったことにするというやり方だと思っています。翁長知事が過去の承認に瑕疵があったから取り消すというのは、なかったことにするという非常にいかななものかと考えています。翁長知事は、沖縄防衛局の環境保全策などに不備があったとしておりますけれども、仮に不備があったならば、その部分を、先ほどもあったように直せばいいと私たちは思っています。それが常識的なやり方であって、いきなり承認を取り消してなかったことにするというのは、全く普通ではない考えだと思っています。仮に不備があっても、直してもらって結果として正しくなったという状態を、先ほど言いました瑕疵の治癒という言葉だと思いますけれども、この過ちがあったとしても、取り消しをしてなかったことにするというのは当然ではなく、不備のある部分を直してもらえばいいというのが原則だと思っています。

そこで確認したいのですが、いきなり取り消すのは極めて乱暴だと思っています。なぜそのような手段をとったのか。知事の会見を聞いても、取り消し通知書を見ても、第三者委員会の報告を読んでも、一つも説明はされておられません。ひょっとすると、過ちが大き過ぎれば直すこともできないと言わんとしているのかという思いがあります。埋め立ての必要性や環境保全において、余りに重大な瑕疵があったので、いかなる方法によっても治癒が不可能であるから取り消したというのが、翁長知事の主張ではないかと思っています。知事が瑕疵を理由に一足飛びをし、取り消しという無理な手段に踏み切った。

その法的な論理の裏づけはどのようなものなのか。委員会でそういう議論がされたのか確認したいと思っています。治癒できないほど重大性があるというのであれば、どういう点が重大な瑕疵だったのか。これも委員会でどのような議論がされたのか、ありましたら御説明願いたいと思っています。そこで疑問があるのは、もしそれほど重大で明白な多数の瑕疵があったとすれば、そのような重大な過ちをなぜ当初から見抜けなかったのか。知事公室長は本会議においても、埋立承認を担当した職員は審査基準に対する考え方のもとで、適切に審査を行ったものと理解しておりますと答弁しております。重大で明白な多数の瑕疵があり、それを見抜けなかったが、その審査は適正だったということは全く意味をなさないと思っています。第三者委員会は数多くの項目を挙げて、県の手続が不十分だった、審査が不十分だったと言っております。知事は、それは重大な瑕疵であって、承認は取り消すしかない結論づけた。それでも審査は適切だった、誰も責任はとらなくてもよいということなのか。そういうことも委員会の中で議論されたのか確認したいと思っています。審査は適切だったが、今は第三者委員会の判断を踏まえると、審査が不十分だったというのがわかったと。県職員の責任問題は別であると。そう言い抜けようとしても、納得できるものではないと思っています。結局、重大な瑕疵があったにもかかわらず、当時の審査は適切とし、誰も責任をとらないという矛盾。これを論理的に説明できないのは、結局、瑕疵が実際に存在したのではなく、実態としては翁長知事の公約に合わせて行政判断を変更させるため、そのための重大な瑕疵なるものを事後的につくり上げたにすぎないからではないかと思っています。要するに、ある県の知事が申請を許可した後に、許可申請書が間違っていたことがわかったので取り消そうとした。しかし、それは調査不十分という県の内部事情であって、許可を取り消すべき公益上の必要性が到底認められないと私たちは思っております。そこで、裁判になっても堂々と主張すると翁長知事は言っておりますけれども、このような判例を踏まえても、知事は承認取り消しに問題はなく裁判で勝てると言っていますが、そういうことも委員会で議論されたのか確認したいと思っています。翁長知事の主張が通用する勝訴というのは、根拠は全く説得力がないと思っています。これは知事自身の責任問題であります。裁判に負ければ、県は損害賠償を支払わなければいけないと思っています。それは誰がどのように支払うのか。そういったことも質疑

もろもろ出たのか確認したいと思っています。要するに、選挙の結果だ、公約だ、県政の柱だと言っても、ちゃんとかわりの補償をしないと不法行為になると我々は思っております。そこで誰が責任をとるのか。選挙公約だから、施策の変更を行って埋立承認を取り消した。それで何も代償的措置はとらない。かわりを差し出せというのは日本の政治の墮落だと、そのように言っているわけではありますが、しかしこの時点で不法行為だと、裁判所の論理ではそういうことであります。県の職員に責任がないとしたら、不法行為の責任は翁長知事個人にあると思っております。そういう議論は出たのか確認をしたいと思っております。

次に、翁長知事は第三者委員会の検証、報告を踏まえて取り消しを行ったと言いますが、もともと埋立承認の調査は平成26年2月から7月まで設置された百条委員会で実証済みであります。我々は、数の暴力による百条委員会の設置が正当だったとは今でも思っておりません。法律に基づき、全て公開の上で、与野党双方が参加して調査行ったと。私も百条委員でありました。何ら法的根拠がなく、密室で翁長知事が指名したメンバーだけで検証し、翁長知事の公約実現の手足として働く、中立性・客観性が欠落した結論ありきの第三者委員会と比べれば、百条委員会の関係者の証言には重みがあると思っております。当時、百条委員会で証言した県幹部の皆さん方は今もいらっしゃいますから、そういったことを考えれば、今回、第三者委員会が県の手続・審査に不備があったと結論づけ、県も検証に従い取り消しを行ったわけでありますから、その県幹部が百条委員会で偽証を行っていないのか。偽証を行っていないければ、なぜ当時の不備が今まで放置され、承認取り消しに至ったのか。県議会の責任として私は追及する必要があると思っております。例えば、末吉幸満土木建築部長は百条委員会において、当時土木整備統括監として、環境影響評価書の中で厳しい知事意見を出させていただいた。それに対して沖縄防衛局は有識者研究会を設置して、いろいろな研究をしていると思っております。その結果として、最終的に埋立承認申請の中の環境保全策として修正されるというように理解して、証言もしております。しかしながら、沖縄県による承認取り消し通知書の理由書の中で、事業者の申請内容は問題の現状及び影響を的確に把握したものとは言いがたく、環境保全措置が適切に講じられている、ましてやその程度が十分とも言えない。このような問題があるにもかかわらず、沖縄県が審査基準に適合するという判断

は、合理性を欠いているものと認められたというようになっています。そこで確認します。百条委員会の証言と承認取り消し通知書の記述と、どちらが土木建築部長の意見として正しいのか。その辺の議論はされましたか。当時と今とで意見が違うというのは、偽証の言いわけの典型であると思っております。意見が変わったということは、そのきっかけ、理由というのも議論に出ましたか。その辺を確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新里委員長から、質疑の通告は本会議における質問通告に準じて具体的にを行うようにと注意があった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

山内末子総務企画委員長。

○山内末子総務企画委員長 多岐にわたっていただきましたので、私たちの委員会で議論があったかどうかというところを少し説明したいと思えます。

まずは裁判についてです。裁判については質疑がありました。委員から、これから下手をすると訴訟が起きること、これも想定できると。そういう中で、門前払いをされるかもしれないような案件なのですよというような発言がありました。それから、新聞紙上では、知事も裁判を見据えて対応しているということはいろいろところで発言されていますが、何をもって争点として戦うつもりですかという質疑がございました。それに対して知事公室長は、今のところ、私どもとしては公有水面埋立法第4条第1項第1号、あるいは第2号の要件を満たしていないということで取り消しをしたところです。それに対して、国は不服審査請求手続をやっております。その中で、県・国の手続、それぞれどちらに問題があったのか。そういう議論になっているかと思えます。裁判については、この程度で知事公室長は答えております。

それから、重大な瑕疵があったとして、その瑕疵を最初から見抜けなかったのはなぜですか、また見抜けなかった責任はどこにあるのかという質疑がありました。それについては、承認当時、県としては公有水面埋立法あるいは審査基準に照らして、適正に審査をしていたものと理解しております。しかしその後、第三者委員会から判断過程に合理性を欠いていたことなどから、取り消すべき瑕疵があるという報告があり、県の中でも精査をした結果、取り消すということに至ったものでございます。責任につきましては、法的な瑕疵というのは、承認そのものが公有水面埋立法の定める要件を満たしていたかど

うかの問題でございまして、責任とはまた別の問題であると理解しておりますという答弁がありました。

それから、審査は適切だったが、第三者委員会を踏まえることで審査が不十分だったことがわかったのかという質疑がありました。その中で、結局は当初から瑕疵があるという前提で作り上げたのではないかという質疑がありまして、それに対して知事公室長は、第三者委員会の委員の方々は公平かつ客観的に審査をした結果、瑕疵があると認められるという報告書を出しておりますし、私どもとしても、その内容について内部で精査をした結果、取り消すべき瑕疵があったという結論に至ったことを答弁しております。

以上、内容的にはこういうやりとりがありました。

○新垣良俊土木環境委員長 本日は常任委員長への質疑でありますので、島袋委員の質疑について多々あったと思うのですが、まず知事の承認取り消しの判断に関連しては、土木建築部長から埋立承認については、法的に取り消すべき瑕疵があると認められたため、知事の職権により埋立承認を取り消したものであるとの答弁がありました。それから、第三者委員会についてですが、土木建築部長から埋め立ての必要性や環境保全措置等について、さらに考慮すべき事項を指摘されたところである。承認当時の判断について、専門家の意見、助言を踏まえて改めて判断するなど、曖昧な表現が多いと指摘されたところである。第三者委員会の検証結果の報告を受け、県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えているとの答弁がありました。

それから瑕疵の治癒についてですが、これについて我々としては、第三者委員会の検証結果を踏まえて県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったということで、それで事業者に対して意見を聞くという手続を行ったと。事業者は一応聴聞にかかわる意見書を出して反論しているのです、そういうことでまた今後の展開が出てくるかと思うという答弁がありました。

それから百条委員会の件ですが、百条委員会等での証言等との整合性については、土木建築部長から、当時我々はみずから持っている知見、知識の中で判断をして、前土木建築部長も百条委員会で答弁をした。それに対して、今回設置された第三者委員会の中において、まだまだ我々が追求できなかったところがあったのではないかということ指摘されて、我々としても、考慮が足りなかったのかということで反省したところであるとの答弁がありました。

○島袋大委員 委員会の中で質疑があったかという

ことですから、質疑を投げたことに関して答弁がないところもありますけれども、これだけ基地問題に関してはもろもろあるわけでありますから、ぜひとも翁長知事をお呼びいただいて、改めて知事に対して質疑をお願いしたいと思いますけれども、我々にそういった説明をする場がなかなかないわけでありますから、決算に関連して質疑もいろいろしたいと思っておりますので、ぜひとも知事を総括質疑に呼んでいただいて、また担当の土木建築部長、環境部長もろもろ含めて出席いただいて、総括質疑もお願いしたいと思いますので、委員長、ひとつ取り計らいのほうをお願いしたいと思います。

大変無理をいった質疑でありましたけれども、常任委員長の皆様のしっかりとした答弁に感謝いたします。

○新里米吉委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 まず、総務企画委員長にお伺いします。

まず1点目は、県の埋立承認手続と今回の承認取り消しの違いについてであります。せんだって総務企画委員会の決算調査で、知事公室長は「埋立承認は、当時、法律あるいは審査基準に照らして職員は適正に行ったと考えている。しかし、その後、第三者委員会の報告書あるいは県内部での精査の結果、取り消すべき瑕疵があるという結論に至ったことである。」という形で、調査報告書にはあります。この上のほうでは、当時は法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行ったと考えているという形で、執行部は前県政の埋立承認を認める立場の表現です。その後、第三者委員会の報告書では、取り消すべき瑕疵があるとの結論に至ったという委員会の報告を受けてのことですが、委員長が報告しているわけですが、この事態を、総務企画委員長としてそれぞれの委員の意見、あるいは執行部の意見を取りまとめるというのが委員長という役割かもしれませんが、今、沖縄県で起こっている、一方では埋立承認をされた、いや、そうではなく取り消しという、そのことが同じ県執行部の中で、あの当時の法律あるいは審査基準に照らして職員は適正に行った、埋立承認を肯定する。その後は、第三者委員会の報告書によって取り消すという、こういう報告書を委員長がつくること自体に私は非常に疑問があるわけですが、そのいきさつも含めて御説明をお願いします。

2点目、検証委員会の役割、責任についてです。今回の埋立承認取り消しの県知事的意思決定を誘導したのが、第三者委員会であると私は考えております。前知事の埋立承認を取り消しへ誘導した第三者

委員会の責任は非常に大きいものがあって、県政の意思決定に重大な影響を及ぼしたものと考えております。しかしながら今、マスコミも含めて、我々県議会でもそうですが、全くその責任が問われることはないわけでありまして、非常に不思議なことが今、沖縄県で発生している。責任のない第三者委員会の意思決定です。県予算から報償費が支払われているにもかかわらず、責任を問う声もない。第三者委員会の委員について、当初から不公平感があるのではないかという指摘をされているにもかかわらず、法的な瑕疵の結論ありきの検証委員会、第三者委員会という声もあるわけでありまして、この第三者委員会は、県の職員を対象に埋立承認手続の内容を検証したということでありまして、結果的に、法的な瑕疵の結論ということになるわけでありまして、まさにこれは言いかえれば、県職員の審査におけるチェックミスを指摘していることにもなるわけです。このように、県政の進路に重大な影響を与えた第三者委員会の責任、あるいは県職員のミスについて、総務企画委員会ではこの第三者委員会の役割、責任も含めてどのような検証が行われたのか。その御説明をお願いします。

3点目、県議会百条委員会の審査、意思決定と今回の委員会での説明の違いです。沖縄県議会の埋立承認に係る百条委員会でも、法的な瑕疵は指摘できませんでした。このことはある意味で当たり前のことでもあります。先ほど申し上げましたように、知事公室長も認めているとおり、当時の職員は法律あるいは審査基準に照らして適正に行ったと考えているという調査報告書にもあるように、そういうことからすると、沖縄県議会の百条委員会が承認手続について異議を述べること自体が、まさに逆に異常だと思えるわけでありまして、知事公室長が、当時の埋立承認手続については法的に適正であったと公言している。今、このように県政が公言しているとなると、我々沖縄県議会が百条委員会をつくって、証人を調査したりなどもありましたが、一体全体あの百条委員会は何だったのかということ、県議会の百条委員会は面目丸潰れだなという気がします。当時、私は委員会設置に反対しましたが、職員は法的に適正に処理をしたというような知事公室長の発言が出てくると、非常に情けないなという思いがしております。このことは今の与党もそうですが、あの当時の野党議員、大変なことですよ。埋立承認は適正に行われた、知事公室長の発言です。県の取り消しの根拠は、国土利用上適正かつ合理的なことという要件を充足していない、第4条第1項第2号、環境保

全がなされていないということでありまして、1番目の国土利用上の問題は埋め立ての必要性ということでありまして、普天間飛行場の危険性の除去、沖縄国際大学へのヘリの墜落、辺野古はV字型滑走路によって住宅上空の飛行が防げる等の説明を、当時の土木建築部長は百条委員会でも具体的に説明しております。具体的に説明したことを、知事公室長が、あの当時は法的にも審査基準にも照らして問題ないということからすると、ここも認めて、法的に適正、あるいは土木建築部長が説明した埋め立ての必要性も認めながら、今は合理性がないという根拠の説明をするわけです。環境条項についても、確かに環境保全についてはさまざまな懸念はあるものの、とり得る措置がされていると。当時からそういう説明で、知事公室長が言うように、あの当時きちんとそのように法に照らし合わせて、あるいは基準に照らし合わせて行ったということからすると、これも全くおかしな話で、あの当時の埋立承認は認めて、法的にも職員にも責任はない、法的な手続基準を満たした上でしっかりやってきたということを県執行部が説明して、なおかつ第三者委員会の提起によって審査した結果、取り消しをするという結論に至ったと。こういうことが我々県議会の本会議での説明、あるいはそれぞれの委員会での説明と真逆なことが起こっていて、前県政がやってきたことを、つじつまも合わない、あるいは法的な部分は認めて、今回このような状況が起こっていると。正直私の頭も混乱して、一体沖縄県の行政は何なのかという疑問を持つわけです。さらに移設については、国家安全保障戦略上の国の重大な専権事項であるということ、都道府県知事にはそのような責任は与えられていないということもあるわけです。ですから、今回の取り消しの根拠、移設の必要性、環境保全については、しっかりその当時も法的な関連、基準から照らし合わせて認められておりますから、これは法的な瑕疵ではなく、それぞれの考え方の違い、見解の相違、そういうところに位置づけられるものだろうと思っております。ですから、埋立承認取り消しの法的な瑕疵には当たらないということになると思います。このことは、もちろん県議会の総務企画委員長という立場ですから、これまでの経緯も含めて考えていくと、容易に判断できることだろうと思っております。その百条委員会の意思決定と今回の委員会の説明の違いについて、委員長の見解をお願いします。

次に、4点目です。県知事がかわると県の対応が異なるという、この状況です。私は、県知事がかわって、今回、埋立承認に係る公有水面埋立法に沿った

結論でさえ簡単に変わってしまうということを目の当たりにして、非常に県の行政に対して、何でもできるのかと非常に不思議に思っております。県の執行部は、今は右、今は左と簡単に動かせるような、今の県政はそういう状況です。それは法律あるいは手順を無視すれば、そのことはいとも簡単にできるのだらうかと本当に不思議な感をしているわけですが、執行部がそうありながら、では沖縄県議会はどうなりますか、常任委員会はどうなりますか、特別委員会はどうなりますか。そこに非常に憤りを感じております。何を信じてどのような対応をすればいいのか。ここで今、県議会あるいは私も県議会議員としてどうしていいのか、わけがわからない状態が続いております。この状況というのは、与野党の立場がひっくり返って今の沖縄県議会の状況になっていることもあります。これは与野党という枠を超えて、県政や執行部が変わってその対応が違う。今まで説明してきたこと、やってきたことが、それによって全部覆っていく。この中で、我々が議会としてどう信頼性を持って物事に取り組んでいいのか。そこに非常に疑問があって、当然、総務企画委員長はその中身も全て知り尽くしていると思いますが、委員長としてこの現状をどのように捉えていますか。県議会の立場も含めて伺いをいたします。

5点目、県執行部の変化に対する県議会、そして委員会のあり方について伺います。2014年7月11日に沖縄防衛局は、辺野古沿岸海域の海底ボーリング調査に向けた岩礁破碎に伴う協議書と埋立本体工事の岩礁破碎申請を県に提出しております。7月14日に県は正式に受理をして、7月11日に海底ボーリング調査に向けた岩礁破碎については、県の許可は不要と通知しております。2014年8月15日、沖縄防衛局が7月11日に提出した埋立本体工事の岩礁破碎申請について、県は許可しております。私は記録にとつてありますから、これは間違いありませんが、このように許可したものと埋立承認を要することが今、県の中で大きな変化としてあらわれております。岩礁破碎も漁業調整規則にのっとり行うとか、区域外がどうのこうのとか、既にこういう形でボーリング調査も含めて岩礁破碎は許可されて、本体工事についても許可された時点で工事が進められているわけです。こういうことをどう説明するのですか。同時に、これはきちんと許可しました。しかしながらクレームをつけております。一方で、同じ時期の埋立承認を要する那覇空港の第2滑走路事業については何ら問題視していない。全く同じように岩礁破碎の区域外で、浮標の設置に係るコンクリートブロッ

クでサンゴが潰されています。この事態は全く問題にしない。全く同じような岩礁破碎のし、浮標を設置して、それをとめるためのコンクリートブロック設置がある。その下でサンゴが潰されていることについては全く問題にしない。このような形で、県の執行部の変化に対する我々県議会や委員会のあり方というのが、非常に今、問われていると思っております。委員長の見解を伺います。

6点目、第三者委員会の検証を解明する県議会百条委員会の設置についてです。委員長の見解を賜りたいわけですが、今、沖縄県政や沖縄県議会で発生していることは、県民にとっては到底理解しがたいことでもあります。前県政で承認されたことが、県政が変わったら承認取り消し。それも同じ公有水面埋立法のし、法の審査基準等、問題なしに行ったということにもかかわらずであります。県職員が9カ月かけて法律、審査基準に照らし合わせたことが、第三者委員会の検証によっていとも簡単に法的な瑕疵、職員のミス指摘しているわけであり。我々は責任ある立場として、沖縄県議会としても百条委員会を設置してこの問題に取り組んできました。両論併記で意見の一致を見なかったわけですが、少なくとも、法的な瑕疵は残念ながら指摘できなかった。我が沖縄県議会の百条委員会もまさにそのとおりであります。しかしながら、こういう第三者委員会が、県執行部がやってきたことあるいは我が沖縄県議会が満を持して取り組んできた百条委員会においてもチェックできなかったものを、いとも簡単に法的な瑕疵という形で指摘しているわけであり。ところが、第三者委員会の責任は全然明確ではない。そういう方々が、法的な瑕疵があるということも位置づける。我々県議会が議会の権能をもって全て結集してやったにもかかわらず、法的な瑕疵は指摘できなかった。そういうことからすると、我々は第三者委員会の検証というか解明というか、そういうことを議会を挙げてやらなければ、県民に対して説明がつかないだろうという思いがしているわけ。報酬は与えました、その責任はありません。それは知事にそういう形で提言をするだけです。あとは知事の判断です、県執行部の判断です。このような第三者委員会の今の位置づけ、それによって一度意思決定したものが大きく覆る。これは沖縄県政にとつても、基地問題あるいはそのほかにとつても非常に大きな影響を与えます。国との信頼関係、国民との信頼関係も含めて、今、非常に厳しい状況に置かれていると私は考えております。ですから、そういうことからすると、第三者委員会がどういう検証をし

て法的な瑕疵があるという形で結論づけたのか。そこはやはり我が沖縄県議会でも、その調査のために百条委員会をつくって、取り組みをしていくべきだと考えておりますが、これは議会全体を挙げて当然のことだろうと思っております。ですから、きょうは委員長に対する質疑ですから、とりあえず総務企画委員長の御見解をお伺いをしたいということでありませう。

次に、土木環境委員長です。

まず1点目に、辺野古及び那覇空港第2滑走路埋立事業の手の違いについて、土木環境委員長の見解を求めたいと思っております。私は、辺野古埋め立ても那覇空港第2滑走路事業もそれぞれの目的に応じて、自然環境に影響を与えるものの、私ども沖縄県にとっては必要なことからやむを得ない対応だと考えております。これまで沖縄県においても数多くの埋立事業が行われてきましたが、その手続は、国の埋め立てに関する法律の手続によって進められたものと理解しております。今回は特に、普天間飛行場移設にかかわる問題が発生し、普天間飛行場の危険性除去の観点から辺野古埋立事業が進められているものと理解しております。私は、どの目的を持つ埋め立てであれ、自然環境に影響を与える埋立事業の手続については、公有水面埋立法の趣旨に基づいて適切に進められるべきだと考えているわけでありませう。土木環境委員長の見解を賜ります。さらに、こういうものについて、それぞれの委員会での意見、審査がありましたらその御報告もお願いいたします。

次に2点目、なぜ、那覇空港第2滑走路事業は問題にならなくて、辺野古埋立事業だけ問題になるのか土木環境委員長の見解を伺います。私は先ほども申し上げましたように、埋立事業については、公有水面埋立法の手続によって平等に進められるべきだと考えております。これは、国全体の埋立事業も同様に進められているものと理解しております。ところが、沖縄県の辺野古、那覇空港第2滑走路は同時期の埋立事業でありながら、県政の対応やマスコミ報道も含めて、取り上げ方が明らかに異なっております。特に現県政の対応は異常だと思っております。那覇空港第2滑走路埋立事業では県民の反対運動も発生しておりませう。埋立承認手続、埋立事業に係る岩礁破碎の手続にその傾向が顕著にあらわれております。辺野古の岩礁破碎の区域外のサンゴが破損したと大問題にしております。那覇空港第2滑走路も、同じように岩礁破碎の区域外で浮標設置のためのコンクリートブロックがサンゴを破損している現状がありながら、何ら問題視しておりませう。辺野

古だけ問題にしているわけでありませう。このことについて、土木環境委員会でのどのような議論がなされているのかを含めて、土木環境委員長の見解を求めませう。

3点目です。辺野古埋立問題の地元や県民の反応について、土木環境委員長の見解を賜ります。辺野古移設問題は、平成8年に沖縄県の要求によって、日本、米国の普天間飛行場返還を決定し、県内移設条件の合意によるものでありませう。日米合意、日本と米国の約束して以来19年が経過し、この問題解決は我が沖縄県の基地の返還、整理縮小の観点からも大変重要で、普天間飛行場の返還は大変緊急を要する政治課題でもあります。民主党政権になって、沖縄県民は県外に大きく期待をしましたが、その期待は裏切られて、今や国政においては自民党、公明党、維新の党、民主党、新党改革、日本を元気にする会、次世代の党等、国政における政党も圧倒的に辺野古移設容認になっているわけでありませう。このことは、我が国の安全保障が日米安全保障条約のもとに成り立ち、ほとんどの政党が日米連携による日本の国防のあり方を支持しているものと考えませう。特に、現在の北朝鮮や中国、あるいは中東における内戦、テロ、我が国を取り巻く安全保障の環境は厳しいものがあるとの理解ではないでしょうか。しかしながら、そのような中であって、我が沖縄県は厳しい戦争体験あるいは戦後も基地の状況が変わらないことから、県民は基地から発生するさまざまな問題や日米地位協定に対する不満、米軍基地の返還等、大きな不満があり、その解決は急を要するものでもあります。最近、やっと沖縄県の負担を軽減する動きが山口県を中心に全国に広がりつつあり、私どもも県民の負担軽減に向けて、より一層努力をしなければと考えているわけでありませう。県民は、普天間飛行場を県外に移してほしい、その思いを多くの県民が抱いていることも承知しているわけでありませう。一方で、地元辺野古区民や漁業協同組合の皆さんは、普天間飛行場の危険性を除去するために協力をしたいということから、条件つきで移設を受け入れているとのことでありませう。辺野古区の皆様は、昭和30年ごろ、土地の収用時に当時の村長を初め、議員の皆様方の自主的な契約によってキャンプ・シュワブの基地が形成されてきた経緯もあり、その歴史的な取り組みによって、今回の普天間飛行場の危険性の除去における対応だと理解をするものでございませう。土木環境委員長として、今、発生している埋立問題や承認問題について、その背景や県民の思いを酌み取ることも非常に大事なことで私には考えております。こ

のような議論が委員会で行われたのかも含めて、土木環境委員長の見解を伺います。

次に、4点目。埋立承認手続の県議会における執行部の説明と現状について、土木環境委員長の見解を伺います。埋立承認手続は、国と県がそれぞれの責任を果たして行われるものと理解をしております。国は、平成25年3月22日に県に対して公有水面埋立承認申請書を提出し、3月29日に県はこの申請書を受理し、約9カ月間かけて土木建築部を中心に審査し、埋立承認基準に適合するとのことで知事の承認につながったわけでありました。国も責任を果たし、県も責任を果たしたのでございます。その結果が埋立承認ということになります。しかし今、第三者委員会の検証結果を踏まえて、承認取り消しの県知事の判断が行われたわけでありました。同じ県行政の判断、法的な手続がいつも簡単に覆される。沖縄県行政に対する対応が今、私は問われているものと考えております。特に、取り消しの根拠になった国土利用上適正かつ合理的なことの要件を充足していないということについては、県議会の百条委員会で、平成26年2月20日に當銘健一郎証人は、埋め立ての必要性について、普天間飛行場の危険性の除去、沖縄国際大学でのヘリ墜落、辺野古はV字型滑走路によって住宅上空の飛行が防げることができると明確に答えております。同時に、環境問題についても、今とり得る最善策をとっているとの説明でございました。今の県の判断に大きなずれがございます。明確な埋め立ての必要性を説明しながら、現在はそうではないという埋立承認取り消しの理由にもなっているわけでありました。このような県行政の判断は大変大きな問題であり、県民、国民に対しても容易に理解できるものではございません。土木環境委員長として、この現状をどのように捉えておりますか。あるいは、そのような議論がなされているのかお伺いします。

次に、5点目になります。県行政の変化による県議会の委員会における説明が異なる状況についてです。前県政では、公有水面埋立法の審査基準に適合し承認したと説明され、県政が変わると法的に瑕疵があると第三者に指摘させ、それを受けて承認を取り消す。同じ県政でその説明を受ける県議会あるいは土木環境委員会としては、何を信じていいのかわからない、そのような状況だと思っております。このような状況からすると、県議会はチェック機能としてなかなか力を発揮できない。今、チェックをしたとしても、しばらくしたらそれがまた変わっている。非常に憤りを感じる対応になっているわけでありました。土木環境委員長の見解を伺います。

6点目、総務企画委員会における知事公室長の答弁について、土木環境委員長の見解を伺います。せんだって総務企画委員会の決算調査で、第三者委員会からの報告を受けて、その報告書について知事公室から土木建築部、環境部、農林水産部の関係部局に対して事実関係を確認するよう依頼し、各部局からの報告を踏まえたとあります。環境部に対してもその手順が行われたのか、土木環境委員長の見解を伺います。

次に、同じく総務企画委員会での説明であります。知事公室が弁護士と相談しながら、第三者委員会の報告書の内容について精査したとありますが、今の沖縄県政は県政の判断を県知事が行うのではなく、弁護士に相談をして決めているのか。その議論も含めて委員会であったのか、土木環境委員長の説明を求めます。また、埋立承認は当時、法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行ったと考えている。しかし、その後、第三者委員会の報告書、あるいは県内部での精査の結果、取り消すべき瑕疵があるとの結論に至ったという答弁であります。私は土木行政を管轄する土木環境委員長に、このような県執行部の現在の説明に対して、特にこれまで頑張ってきた県職員の対応と今の対応の違い、ここは土木環境委員長としても非常に県民に対しても説明をしなければならない立場だと思っておりますが、今の事態についてどのようにお考えなのか、御説明をお願いします。

7点目に、前県政で承認されたものが現県政で承認取り消しとなりました。土木環境委員長としてどのような見解をお持ちか、お願いをします。

次に、経済労働委員長にお尋ねします。

まず1点目に、埋立承認の取り消しについて、経済労働委員長の見解を賜りたいと思っております。これは繰り返し先ほどから述べておりますが、それぞれの委員長に対する質疑ですから、御理解をお願いします。前県政の埋立承認は、当時の法律あるいは申請基準に照らして、職員は適正に行ったと考える。その後、第三者委員会の報告書、県内部での精査の結果、取り消すべき瑕疵があるとの結論に至ったと現県政は説明をしております。前県政の埋立承認は法律・審査基準に照らして、職員は適正に行った。つまり、承認は妥当だったということだと考えております。ところが、第三者委員会の報告書、県内部の精査の結果、取り消すという結論であります。この承認と取り消しについて、経済労働委員長の見解をお伺いします。

次に、岩礁の定義についてです。岩礁の定義が水

産庁と沖縄県で異なることについて、委員長の見解を伺うものであります。埋立事業に伴う岩礁破碎の許可というものは、法定受託事務だということで私は理解をしております。本来は水産庁が直接行うべきことを、水産庁から県に委託されている事務ではないかと理解をするものであります。この法定受託事務というのは、その定義も含めて全国一律であることは当然だと私は考えております。特に、埋立事業は全国で行われており、都道府県ごとにそれぞれの判断で事業が進められることは聞いたことがございません。したがって、その基本となる岩礁の定義についても、全国で統一化されています。水産庁で示す岩礁とは、サンゴ礁は含んでいないわけであり、ところが、沖縄県の岩礁という定義は、サンゴ礁も含んでいるということでもあります。県はその説明に、漁業調整規則ということで説明をしていて、かなり岩礁の定義が幅広いわけであり、先ほど申し上げましたように、法定受託事務ですから、この岩礁の定義も含めて、農林水産省が行う埋め立てに関することは、北海道から沖縄県まで統一した対応で行われているわけであり、なぜか沖縄県は、県政が変わると漁業調整規則云々ということになっているわけであり、先ほども申し上げましたように、ボーリング調査における岩礁破碎も既に県は許可を与えているわけであり、埋立事業に係る岩礁破碎の許可も既に県は国に対して与えているわけであり、このような形で、この基本となる岩礁という定義が変わることは許されないわけであり、同時に、このことも先ほどから申し上げていますが、沖縄県の場合、辺野古埋立事業と那覇空港第2滑走路事業の埋め立て、岩礁破碎の許可あるいは区域外の扱いも異なっているわけであり、第2滑走路の浮標設置のコンクリートブロックについては、サンゴの破損があるにもかかわらずそれが指摘されていない。辺野古については、岩礁破碎の区域外、浮標設置に係るコンクリートブロックについては許可外ということで問題にしているわけであり、このことは、農林水産部を管轄する、あるいは経済労働を管轄する委員長としても、委員会の運営そのものではなくて、根本的な岩礁や岩礁破碎とか、そのような法的な手続の部分についてはある程度熟知していると思いますから、その点について、委員会での岩礁に対するさまざまな議論あるいは委員長の見解をお願いしたいわけであり、

次に、第三者委員会の検証を解明する県議会百条委員会の設置についてです。これは総務企画委員長にも申し上げましたが、同じことですから多くは説

明しません。特に、我々は県政が進めてきたことを、県議会としてチェック機能を果たしながら行政に対応してきました。そのことについて納得いかないという形で、さらにチェック機能を果たすということで百条委員会を設置して、全ての議事を優先してそういう取り組みをしてきました。そのこともありながら、第三者委員会によって我々が認めてきた、あるいは説明を受けてきた部分がひっくり返っているわけであり、ですから、この第三者委員会がどのような責任のもとでどういう検証をして、法的な瑕疵があったということを引き出したかという、そこを解明するのは我々県議会の大きな責務だと思っています。残念ながら今、そういう議論はどこにも起こっておりません。ただし、第三者委員会の意思決定によって、埋立承認を行ったものが取り消されているという、非常に大きな変わり目が起こっているわけであり、ここは国に対しても、この第三者委員会がどのような協議をして、どのような検証をしながらそういう結論を引き出したかという、そこは我々県民にもそうですが、国民にもそこはきちんと明らかにする必要があると思っています。ですから、そのことについてやはり第三者委員会の検証を解明する県議会百条委員会の設置は、私はぜひ必要だろうと思っています。経済労働委員長の見解をお伺いしたいわけであり、

次に、県執行部の変化に対応する県議会や委員会のあり方について、経済労働委員長の意見をお伺いします。埋立承認は、法的な手続で一済みません。休憩をお願いします。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から、今の質疑は重複しているので取り下げるとの申し出があった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 先ほども申し上げましたように、平成27年3月23日に海底ボーリング調査を含めた行為を全て報告・提出することを指示して、翁長知事は作業停止を指示しました。7日以内に報告しなければ、岩礁破碎に関する許可を取り消すということになりました。平成27年3月23日のことです。それに対して、国から異議を申し立てられて、林農水産大臣は、辺野古沖での海底作業の停止指示の効力を一時的に停止するという意思決定をするわけですが、さらに、翁長知事が埋立承認取り消しを行いました。きょうの朝刊にも載っていますが、防衛省から国土交通省に対して、処分の効力の停止を求めるとい

申し立てを行って、報道によると、きょう、国土交通大臣が県知事の処分効力の停止を決めるということになりつつあります。これは、今の県政がみずからの法的なものなどということが正当に通れば、恐らく農林水産大臣も国土交通大臣も、県の言い分というか、もろもろに対して対応してくれるだろうと私は理解していたのです。ところが、農林水産大臣もこれは認められないと。県の言い分が通らない。今度、埋立承認取り消しをしたら、それは違えますよと国土交通大臣が処分効力停止を決めるという、そのような事態に来ているわけです。私は県議会議員として、非常に立ち恥づかしさがあるので。このようなことは、県の行政として当然わかりきったことで、法的な手続でこうすればこうなる、ああなるとわかりながら、みすみす停止処分を受けるという前提で、そういうことを行政がやっているのかという疑問を持っているわけです。それを我々県議会にもこういう形ですと説明してきて、結局やることなすこと、県の言い分が通らないという事態が公で今、起こっているわけです。ですから、先ほども言いましたが、執行部の変化が議会での説明もさることながら、第三者の国に対しても、農林水産省に対してもその言い分が通らない。国土交通省に対しても言い分が通らない。国土交通省は公明党所属議員が大臣でしょう。そういう大臣でさえも、県の言い分はおかしいということになりつつあります。ですから、このことはどういうことかという、沖縄県が埋立承認をした、あるいは岩礁破碎のこととか、さまざまな手続を行ったわけです。それは我々が、前県政で行ったものが今はおかしいですよという形で問題提起はしておりますが、やはり今の県政の問題提起が国の基準とかさまざまな部分について、それは逆にあなたが言っている、今の県政がやっているとおかしいということがどんどん公の場でも明らかになりつつあるわけです。ですから、我々は今、前県知事と今の知事との中で県政運営が進められてきて、その中で県議会という立場で両方の県政をまたにして、両方にかかわってきて、内部だけの憤りはまだいいわけですが、これが国に対しても通用しない事態になっていること自体が非常に歯がゆくて、これは私の県議会議員としての憤りがありますから、当然、それぞれ所管する委員長の皆さん方は、それぞれの委員会での審査に責任を持っていますから、そのことも含めて見解をお持ちだろうと思っています。ですから、今の県執行部の変化、対応について起こっていることが、我々県議会としてはどうしたものかということがあるわけです。そ

のことについて、ぜひ経済労働委員長の見解をお願いしたいわけであります。

○比嘉京子委員 委員長、この場所は委員長の見解を問う場所ではないと思います。

今の質疑の多くは、委員長に質疑をして……。

○新里米吉委員長 各常任委員長の答弁でそれは言えばいいのです。これは委員長答弁でそのように答えればいいことですから。私がやるのではなく、委員長の答弁でやればいいです。

ただいまの質疑は、通告されたもので質疑されていない部分があるかと思いますが、経済労働委員長に対する項目で7、8、9が質疑されていないと見えています。それから、総務企画委員長に対して7も質疑がなかったような気がします、そうですね。

○照屋守之委員 はい。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時28分再開

○新里米吉委員長 再開いたします。

午前の照屋守之委員の質疑に対する答弁を求めます。

山内末子総務企画委員長。

○山内末子総務企画委員長 照屋守之委員の質疑に答弁いたします。

まず1点目の県の埋立承認手続と今回の承認取り消しの違いについてということと、あと委員長としての見解についてお尋ねがありました。この報告書につきましては、質疑、答弁、そして意見を事実に基づいて報告書を提出しております。その中で、お聞きしていることについての質疑・答弁はございませんでした。また、見解については、委員長としてそのような見解を述べることは差し控えたいと思っております。

そして、2点目の検証委員会の役割、責任についてです。役割については、第三者委員会というのを県で設置いたしまして、当時の承認手続について検証していただいた。その結果が7月16日に報告されておりますということで、役割が知事公室長のほうから述べられています。責任については、そのような答弁はございませんでした。

3点目の県議会百条委員会の審査、意思決定と今回の委員会での説明の違いについて、これも委員長の見解をお聞きしておりましたけれども、まず知事公室長は、承認は当時の法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正にやっていたものと考えており、その後、第三者委員会の報告書あるいは県内部で精査した結果、取り消すべき瑕疵があるという結論に

至った、そういう答弁をしております。

4点目、県知事がかわるごとに県の対応が異なる状況についてでございます。この件についても基本的に直接的な質疑はございませんでしたが、総括をして見てみますと、答弁の中で、第三者委員会の委員の方々が公平かつ客観的に審査をした結果、瑕疵があると認められるという報告書を出しており、県としてもその内容について内部で精査した結果、取り消すべき瑕疵があるという結論に至ったと。そういうことを知事公室長が答えております。

それから5点目、県執行部の変化に対する県議会の委員会のあり方ということで、委員長の見解のお尋ねがありますけれども、先ほども申しましたこの件については、委員会での議論もございませんでしたし、私の見解を述べることは差し控えたいと思っております。

6点目の第三者委員会の検証を解明する県議会の百条委員会の設置については、質疑・答弁がありませんでしたし、委員長としての見解もお聞きされていましたが、その件についてもこちらで申し述べることは差し控えたいと思っております。

○新垣良俊土木環境委員長 照屋守之委員からの質疑は7点あったと思うのですが、まず辺野古埋め立て及び那覇空港第2滑走路埋立事業における手続の違いということですが、手続の違いについては、那覇空港第2滑走路の埋め立て、辺野古も含めて、埋立工事に当たっての法律は1つではないのか。環境保全については不確実性が必ず存在するので、それを全てクリアしながら事業を進めてきたと思うが、間違いはないかとの質疑がありました。これに対し、土木建築部長からそのとおりで、間違いはないとの答弁がありました。

2番目ですが、那覇空港第2滑走路事業は問題にならず、辺野古埋立事業だけ問題になることについてでございますが、辺野古埋立事業だけ問題になることについては、基地をつくるからなのか、基地でなければいいのかとの質疑がありました。これに対し、土木建築部長から、埋立事業の必要性・理由はそれぞれさまざまだと思う。さまざまな理由の中で、土木建築部は公有水面埋立法や審査基準に基づいて審査を行っている。その都度、環境部にも質問をしながら行って、場所によって状況は異なると思う。条件は違うが、基地があるからどうのこうのということではないと思っていると答弁がありました。

3番目の辺野古埋立問題の地元や県民の反応ということですが、辺野古埋立問題の地元や県民の反応についての質疑は特にありませんでした。

4番目の埋立承認手続の県議会における執行部の説明と現状ということですが、埋立承認手続の説明については、土木建築部長から、当時我々の審査スタッフは、審査基準ののっとって適切に審査したと理解しているとの答弁がありました。また、現状としては、各分野の専門家で構成される第三者委員会の検証結果の報告を受け、県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えているとの答弁がありました。

5番目の県政の変化による県議会の委員会における説明が異なる状況についてでございますが、説明が異なる状況については、知事がかわったからといって、知事の裁量によって従来適合と判断したものを不適合で取り消しという判断をしているのではないかとの質疑がありました。これに対し、土木建築部長から、各分野の専門家で構成される第三者委員会の検証結果の報告を受け、県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えているとの答弁がありました。

6番目の総務企画委員会における知事公室長の答弁についてでございます。総務企画委員長からの報告には、第三者委員会の報告書については、知事公室から土木建築部、環境部、農林水産部の関係部局に対して、事実関係を確認するよう依頼したとあるが、土木環境委員会においては、環境部長から、第三者委員会において瑕疵が認められるという報告があり、これに基づいて所管部局で手続がされたということだが、その際、所管部局から環境部に意見を求められたことはないとの答弁がありました。

次の7番目ですが、委員長は今回の埋立承認に係る手続で、前県政で承認されたものが、現県政で承認取り消しになったことを法律、埋立承認基準に照らしてどのように判断するのか見解を伺うということでしたが、承認取り消しについて、執行部は各分野の専門家で構成される第三者委員会の検証結果の報告を受け、県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えていると答弁しており、この執行部の判断等について、土木環境委員長個人として意見を述べることは差し控えさせていただきます。

○上原章経済労働委員長 照屋守之委員の質疑に答えたいと思います。

まず、私にるる9項目にわたっての質疑だっと思っておりますが、委員長としての見解というところは、この場はあくまでも2日間の委員会における決算事項の調査の中での質疑の範囲内で答えていくものだと思っておりますので、委員長としての見解は控え

たいと思います。

まず、1点目の埋立承認手続についての質疑ですが、これについては委員会では質疑・答弁はありませんでした。

次に、埋立承認の取り消しについて、農林水産部長から、経済労働委員会では所管外であるとの前提があった上で、埋立承認取り消し後に、沖縄防衛局が国土交通省に行政不服審査法に基づく審査請求を行ったことに対する請求者としての適格性、国土交通省から執行停止の決定があった場合の対応等についてやりとりがありました。

次に、第三者委員会の役割・責任について、4点目の県議会の百条委員会の審査、意思決定について、5点目の第三者委員会の検証を解明する県議会の百条委員会設置についての質疑・答弁はありませんでした。

次に、6点目の岩礁の定義について。この件につきましては、岩礁とは海域における地殻の隆起形態であるということ、岩礁という言葉の定義で少し議論になっているところでございます。一方、我が県では、他県の海域とは違って類のないサンゴ礁海域であると。そのほかにも、砂浜、干潟、藻場などが存在し、これらの地形が隣接して一体となって複雑な海底地形が形成されているということ、この特徴を踏まえて、水産資源保護法という水産資源保護培養に向けた、県民への良質な水産物の供給を継続していくということ、我が県の漁業調整規則取扱方針に基づいて総合的に対応しているとの答弁がありました。委員から、鹿児島県や高知県に群がるサンゴ礁という地形と、沖縄が特例な地域であるというのは何がどう特例なのかという質疑がありました。それに対して、一般論としてですけれども、鹿児島県と高知県と我が県の海域特性を比較しますと、県外の沖は黒潮の北側にございまして、我が県は黒潮の東側にある。黒潮の影響を強く受け、いわゆる亜熱帯の海域と言われております。鹿児島県、高知県にもサンゴは分布しておりますけれども、サンゴ礁の発達の度合いという意味では、我が県とは海域環境が異なっていると認識しているという答弁がありました。

次に、埋立事業の不公平な扱いについてお答えします。審査基準をこの事業についてはこのような基準、またこの事業についてはこういう基準ということは当然あってはならないことで、先ほどありました辺野古と那覇空港第2滑走路との違いについての答弁になりますけれども、今回いろいろな御指摘がございますけれども、今、漁業調整規則に基づいて、

県の場合は取扱方針を以前から定めております。その方針に従って当然審査をしております。新たにそういう基準や方針を定めることは考えておりません。当然、これからも公平・公正に審査をしていくつもりでございますという答弁がございました。

次に、県執行部の変化に対する県議会委員会のあり方について、委員会では質疑・答弁はありませんでした。

最後に、翁長知事の3月23日の沖縄防衛局に対する作業停止についての質疑にお答えします。

農林水産部の岩礁破碎許可に関連する今回の沖縄防衛局、それから農林水産省との関係でございますが、3月23日に海域内で岩礁破碎の蓋然性が高いということで、その調査をする必要がありました。沖縄防衛局に対して、調査が終了するまでの間、海面上の現状を変更する行為の全てを停止するよう指示しました。これに対し、沖縄防衛局が執行停止申し立てを農林水産大臣に提出したということで、同時に審査請求書も提出したということでございます。その間、沖縄防衛局からの執行停止申し立てに対し、農林水産大臣から県へ意見書の提出を求められ、県は3月27日に意見書を提出し、その3日後の3月30日に農林水産大臣が県の指示の効力を、裁決があるまでその執行を停止するという執行停止決定があったということでございます。その後、県から弁明書、それから沖縄防衛局からの反論書ということで、現時点で審査請求は続いております。今のところ、農林水産大臣からの動きは何らございません。

10月20日、21日の委員会での質疑は以上でございます。

なお、国土交通省の動きについては、その時点では質疑はありませんでした。

○照屋守之委員 どうもありがとうございました。

総務企画委員長に改めてお伺いしますが、もちろんそれぞれの委員会運営は、委員長を中心に執行部とのやりとりあるいは執行部の説明とか、委員とやりとりをするという、その取りまとめが委員長という位置づけでありますけれども、せんだっての総務企画委員長の報告の中で、県の知事公室から、先ほど説明がありましたけれども、こういう説明があつて一調査報告書の中にあるわけですが、埋立承認は当時、法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行つたと考えている。その前の県政の埋立承認をそこで認めているわけですね。しかしその後、第三者委員会での報告書あるいは県内部での精査の結果、取り消すべき瑕疵があるという結論に至つたという報告。そして、そういう説明員の報

告に基づいてこの報告書がつくられているということで、私はそのままの理解をしているわけですが、この報告からすると、今の執行部が、仲井眞県政の埋立承認は正しかった、翁長県政の取り消しも正しい、そのように読みとれるわけです。私が申し上げたいのは、もちろん執行部の説明は説明としていいわけですが、我々は、県議会の中でずっとこの問題に対応してきて、今まさに埋立承認という問題があって、それを前県政で承認をして、それに問題があるという形になって、瑕疵が指摘されて取り消しをするという、そういう事態に立ち入ったときに、この報告書、その委員に対する執行部の説明、これが仲井眞前県政の埋立承認も正しかった、今の翁長県政の取り消しも正しいという、そういう議論あるいは発言自体が、それは執行部がそう言うからそうだろうと、その程度でこの報告書に記載するという、ここが私は委員長として、この中身も含めて、本当にこれでいいのかと非常に疑問に持つわけです。ですから、執行部が説明すればそれでそのままいいのかということですが、私はそうではないのではないかと思います。これまで県政が進めてきたことを否定するわけですから、この前県政がやってきたことも法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行ったと考えている。それに基づいて県知事が判断するわけですが、適正だから県知事としては埋立承認をする。これはそれで認めますよ。しかし、今の県政になったら法的に取り消すべき瑕疵があるから、今の取り消しもまた認めるという、こんなことがあり得ますか。幾ら委員長が取りまとめる立場であっても、そこはやはりきちんと、この部分が説明できるようなことを委員長の責任でやらないといけないのではないかと思います。ただ言うがままに前のものも認めます、今のものも認めますということになれば、これは大変なことではないですか。なぜこういう形で説明をして、そこで委員会なりあるいは委員長がそういう訂正をしないのか。そのままでいいと思っているのか。これは非常に県行政にとっては大変な失態になりますよ。当時は、埋立承認については法律あるいは審査基準に照らして、職員が適正に行っていると考えている。ここは認めるわけですよ。では、仲井眞知事がやった埋立承認は正しかったということになるのではないですか。そこを、委員会でそういう指摘をして、きちんと整合性がとれるように委員会の審査を誘導しない。ここに委員長としての重大な責任があると思っています。私は委員長として、単なるやりとりを取りまとめてこうやったという、これだけのことであ

れば、今の委員長の職責としてどうなのかと。同時に、こういう説明をして議会、委員会も終わる、我々決算特別委員会でもそうだった。県議会としますと、県政をチェックしていく機能からすると、これをほったらかしたままの状況で決算特別委員会を閉めるなんていう、こんなことは到底できません。ですから、ここはやはり委員長が、これは皆様方がやったことだから、我々委員会には責任が負えないし、委員長にも責任が負えませんので、しっかりこれを最終日の総括質疑の中で、知事公室長あるいは副知事、県知事まで一緒にそこに同席をしてこの部分について説明をしないと、これまでやってきたことと今やっていることの整合性、これは県民にも説明できませんし、国に対しても説明がつかない。そういう状況下にあると思うのです。ですから、これは総務企画委員長がみずから知事部局をお願いをして、今回の決算特別委員会の総括質疑の中で説明をして、今の県の執行部の対応について理解を求め、そういうことをやるのが総務企画委員長の責任だと思います。その件について、ぜひ委員長みずから県議会の総括質疑で知事を初め—これを説明したのは知事公室長だと思います。そういうことも含めて、総括質疑の中でやるような形でお願いしたいという、そのことをぜひやっていただきたいわけでありまして、そのことについて御見解をお願いしたいと思っています。

次に、土木環境委員長にお願いします。

先ほど冒頭でも質疑、問題提起をさせてもらいましたけれども、総務企画委員会の決算調査報告書で知事公室から土木建築部、農林水産部、環境部の関係部局に対して事実関係を確認するように依頼したという、総務企画委員会での説明ですね。それに対して、土木環境委員会では、環境部長は知事公室からそのような意見や確認を求められたことはないということで、先ほどその説明をしていましたね。一方の総務企画委員会では、知事公室長は確認を求めて、いろいろな意見を取りまとめてこういう意思決定をしたと。明確に環境部が入っています。土木環境委員会では、環境部はそのような事実はない。こういうことが起こっているわけですよ。この問題、それぞれの委員会ではほかの委員会の状況はわかりませんから、ほかの委員会で執行部がどのような答弁をしたかというのはわからないわけでありまして、改めてこういう形で確認してみるとそういう事態になっている。どうしますかという話ですよ。この問題は非常に、執行部の対応も含めて軽々しく考えていませんか。埋立承認という国政、ある

いは沖縄県政を含めて非常に重要な課題で、基地問題も絡んで非常に厳しい課題ですよね。そのことに対して、そういうそれぞれの都合で答弁をして、ありもしないことを堂々と委員会で確認をして、あたかも全庁的にそれがなされたかのような、そういう誤解を与えているわけです。ですから、これも本当に恐ろしいことです。このような厳しい課題で、県民を初め国民、あるいは全世界といってもいいのではないですか。沖縄のそういう問題がクローズアップされて、差別をされているというところまで行き着いているこの問題の扱いで、こんないいかげんな説明で、それぞれの部署はそれぞれだからいいのではないかぐらいの形で、自分たちの都合のいいようにそこで答弁をする。これは本当にゆゆしき問題です。ですから、これは土木環境委員長の名前で、これも先ほど申しあげましたように、ぜひ整合性をとってくれ。土木環境委員会を統括する委員長として、こういうことは責任を負えませんか。ですから、きちんと総括質疑の中で、知事がそこに出て、副知事が出る。知事公室長がなぜそういう答弁をしたのか。あるいは環境部長もそこに同席させる。それぞれの立場をきちんと説明して、どこにそういうそごがあってそうなっているのかということ、やはり県議会で明らかにする。そのことによって県民に明らかにするということ、そういう最低限のことが必要ではないですか。土木環境委員長としても責任を負えない問題ではないですか。埋立承認関係は全部、土木建築部を中心にやっていて、土木環境委員会の責任でいろいろな審査をやっていますよね。それがこういう形で、第三者委員会からの報告を受けての対応について、知事公室の一方的な都合でやってもいけないことを堂々と委員会に報告をする。総務企画委員会では、土木建築部も環境部も全部了解のもとでそういうことをやっているのだなということになるわけですよね。我々もそういう依頼をしている関係で、ほかの委員に対しても大変失礼な話です。ですから、ぜひ土木建築部長からも、これは決算特別委員会で決めることですが、みずから進んで知事公室長が、やってもいけない環境部に対するそういう確認作業、意見を求めることについてきちんと総括質疑で説明するということを、知事あるいは副知事、関係部局長も同席してもらって、総括質疑の中でしっかり説明してくださいということは、やはり委員長としてそれはきちんと要求して、明らかにすべき問題だと思います。その点について、土木環境委員長の見解を求めます。

先ほど幾つかの項目にわたって質疑をして、答弁

いただきましたけれども、再度、辺野古の埋立事業に関する問題とか、県執行部の対応についてとか、あるいは県行政の変化、あるいは土木環境委員会での審査の過程における議会での説明等々も含めて質疑をさせていただきました。その間に、いろいろな質疑がある部分については御報告をいただきましたけれども、もし、別に説明漏れがあればお願いをしたいわけでありませぬ。

次に、先ほど総務企画委員長に対して、説明を求めるようにしっかりやってほしいというお願いをしているわけです。これは土木建築部を中心に埋立事業の許認可はやっているわけでありませぬので、先ほどの知事公室長の総務企画委員会における説明の中で、先ほど言いましたように、埋立事業は当時法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行ったと考えている。そういうことを説明しているわけですね。土木建築部長は、先ほどのいろいろな答弁の中で、そういうことはあつたにしても、第三者委員会からの指摘でこうなつたと。そういうことになっていますね。今改めて、これは土木環境委員長として、これまで彼らはそのように説明して、第三者委員会の責任という形でこうなっておりますけれども、ここで知事公室長ははっきりと前の埋立事業は法律、審査基準に照らして職員は適正に行つたと明言しているわけですね。明言して、仲井眞知事の承認は認めるという、そのようなことを言っているわけですよ。そうすると、これは土木環境委員長としても非常に不可解ではないですか。所管する土木建築部がやってきたものについては認めて、埋立承認という形になっておりますけれども、改めて県の今の執行部が、土木建築部がやってきたこと、法的な手続全ても含めてこれは正当であつたということについて、ここは委員長として何かコメントが必要ではないですか……（「質疑が重複している」と呼ぶ者あり）

○新里米吉委員長 質疑は重複しないようお願いいたします。

続けます。照屋守之委員。

○照屋守之委員 もう一つ、県行政の変化によって県議会における説明が異なる状況ということ、先ほど問いかけをしまして、それに対する答弁もいろいろありましたけれども、きょう、10月27日、国土交通大臣が県の埋立承認取り消しに伴って、一時執行停止という意思決定がなされました。要するに、国土交通大臣が今の知事が出した取り消しは、結果的にまかりならぬということではありませんけれども、一時執行を停止するという通知が出されて、工事が再開することになっております。県の言い分は却下

されて、国の埋立手続が正当化されたという意味合いもあるのでしょうか。これは、それぞれ県と国という、防衛省と県とのそういうものを国土交通省が客観的に見て、さまざまな観点から法的なものも含めて、そういう判断を下したことになっておりますけれども、まさにこのことによって、今の翁長知事は県民の期待を大きく裏切ったと思っております。やはりそれぞれの法的な手続によってされているということは、これはもう誰が考えてもわかっていることですから、それについてやはり異議があるという形でやれば、当然それは国土交通省も認めて、国も認めるような、そういう仕組みにつくっていかないといけなければ、こういう形でいとも簡単にこの前の農林水産大臣がやったこと、今回は国土交通大臣がそのようなことをやったということになっております。さらにもっと最悪なことは、国は埋立承認の代執行手続を進めるということまで一緒にやったわけです。国土交通大臣が代執行する手続に入ったと。そうすると、これは国が県の埋立承認取り消しは違法行為だという形で断じているわけですね。我々沖縄県は、国がやっていることがおかしいですよという形でそういう取り組みをやったにもかかわらず、一時の執行停止だけだったらまだしも、埋立承認取り消しは違法行為だということに今なっているわけですよ。これは同時に一時執行停止の訴えが行われていると。これから沖縄県は大変な状況になるわけです。ですから申し上げたいのは、翁長知事が就任以来、国を批判し続けて、我々もそういう形で対応してくれるだろうということで期待もしながらいたものが、逆に国からその違法性を訴えられるという非常に厳しい状況下になっているわけですね。ですからその中で、先ほど言いましたように、この状況が変わっていく中で、我々県議会の対応をどうするのかということの問題提起しているわけですよ。だから、その一連の流れがあって、我々はどうするのかと。そういう状況の変化の中で、総務企画委員長と土木環境委員長あるいは経済労働委員長に今の状況を踏まえて、改めて県行政の変化によって、こういう形で国も変わる。そうすると、我々県議会はどうなっていくのでしょうかという問いかけをやっているわけです。どうぞ、答えられる部分お答えをいただければと思っております。

次に、経済労働委員長、お願いします。

岩礁の定義について、もう一回確認をさせていただきますけれども、岩礁破碎の件で、委員会の審査状況も含めて先ほど御説明がありました。この岩礁の定義に伴って、岩礁破碎の手続がありますね。これ

はもう一度確認をしておきたいと思っておりますけれども、我々は県議会議員という立場で、皆様方は委員長という立場、それはありますよ。それはありますけれども、この委員会の運営についてのみということもそうですけれども、岩礁の定義あるいは岩礁破碎、これは国の法定受託事務だと思って、そう理解しています。ですから、これが委員長の共通の理解として、法定受託事務であるという確認をお願いできませんか。ですから、この法定受託事務であるということも含めて、委員長の認識を確認したいと思っております。

もう一つは、岩礁の定義です。隆起形態を国の水産庁は言っているわけです。今の沖縄県の岩礁の定義は、その隆起に対してサンゴがある。それも含めて岩礁の定義と。沖縄県だけそういう特別な解釈をしております。これは法定受託事務ですから、先ほども言いましたように、北海道から沖縄県まで日本全国どこでもこの定義とか、岩礁破碎の手続というのは同じように行われるべきものであります。それぞれの都道府県が漁業調整規則云々といって、それで岩礁を定義づけるということはありません。改めてこの隆起している分と何が違うかといったら、この隆起しているものは死んでいます。サンゴは生きてます。生き物です。ですから、ここが生きてるサンゴは根本的に違います。もちろん死んでいるサンゴも生きてるサンゴ礁もありますよ。ですからこれは成長もするし、サンゴ礁は再生もするわけですね。そういうことも含めてこの岩礁の定義、隆起した部分、死んでいる部分で水産庁が全国的に統一しているものが、沖縄では隆起しているものにサンゴが生えてるものを全て含めて岩礁という定義づけをしてるわけです。やはりこれは、基本的に法定受託事務であるかどうか、この認識とそういう定義というのは、これは誰がどう考えても埋立事業については統一しているのです。ですから、それぞれの立場で認識が違うというのはおかしな話ですから、そのことも含めてもう一度お願いします。

せんだって岩礁の調査を行っておりますけれども、今年度の調査もあわせてまだ公表されておられません。これは辺野古地先のことを言っております。この調査をやっているときに、委員長の報告を読みますと、法的な部分も含めて専門家と相談するという形でやっております。そのように答えていますね。私の認識とはちょっと違いますけれども、そういう形で岩礁破碎が行われているということを調査しました。調査をしたら、速やかにその結果を報告する。これは県の予算を使ってやっていますから、当然そうで

すよね。それに対して、なぜ法的な部分とか専門家と相談する必要があるのかということですよ。これは委員長が報告しているように、委員会ではこのようにやっているのに、なぜこれはありのままその状態を一県の予算を使ってやってるわけですから、法的な部分とか、あるいは専門家の意見を聞いて相談するという形で報告書の中にありますが、これはおかしくないですかという話ですよ。これも私が申し上げたいのは、委員長の方々はそれぞれの委員会運営をつかさどるのはそうですけれども、ただ、こういうものについて、これはおかしいでしょうと。法的なものがあるかないかは別に、調査結果を出した上で判断するのが県の立場であって、あるいは周りの立場であって、これを公表する前に、調査したものをどうだああだと言って、法的なものをやるとかということになりますと、このようなものは改ざんされるおそれがあるのです。素直にそのままのものを報告させるということが、委員長としての役回りだと思っています。ですから、ここも委員長としたらこういう形で答弁をした、そのようなものをつかさどって報告書としてまとめたという責任の範疇だと思いますから、これだけ問題提起をされている以上、先ほどと同じように、この点についても委員長からぜひ翁長知事、あるいは副知事や担当部長に、この決算特別委員会の総括質疑で説明をしてもらえるような、そういう段取りをぜひつけてもらいたいわけです。そうしないと、これはなかなか議会としても、県民としても理解できません。そういう問題が明らかになった以上は、やはりきちんと知事に申し入れて、これをやるような仕組みをお願いしたいということでもあります。

先ほど言いましたように、この質疑のまとめはそれぞれの今聞いたもの等を含めて、今抱えている説明のおかしいところ、そこはそれぞれの3委員長が知事に御報告して、知事も総括質疑の中できちんと説明できる、そういうものを3委員長から知事に対してぜひやってほしいという思いですので、ぜひその点については御見解をお願いします。

○山内末子総務企画委員長 総務企画委員会としましては、委員会として決算議案の審査等に関する基本的事項に従って審査を行っております。それぞれの委員の意見、あるいは質疑に対しては尊重しなければいけないと思っておりますし、また、答弁する執行部の皆さんの責任ある説明についても尊重されなければいけないと思っております。したがって、今、委員のおっしゃっております字面に踏み込んだ形で誘導して委員会を進めるべきではないかと

ということについては、委員会の審査を行う上では、私は不適切だと思っております。そういう観点から、今回の報告書はその事実に基づいて報告書を作成したわけでありますので、その辺をどうぞ御理解をいただきたいと思っております。

総括質疑につきましては、これは私たちの今の委員長答弁の中で行うべきではなくて、この決算特別委員会の中で審査をするものだと理解しておりますので、そちらも御理解をお願いしたいと思います。

○新垣良俊土木環境委員長 照屋守之委員の質疑ですが、知事公室長と環境部長の答弁の食い違いといいますか、それについては、土木環境委員長としては、環境部長は責任を持って答弁したものだと思っていますので、その答弁の違いをどうするのかについて私が判断することはどうかと思いますので、またこの決算特別委員会でもいいですので、判断をお願いしたいと思います。

それから取り消しについてですが、取り消した後に防衛省から国土交通省に対して不服審査申し立てがありました。きょう、国土交通大臣からは一時執行停止がありましたので、この件についても、実は土木環境委員会の中では委員からは質疑がありませんでしたので、委員長としては、この件については答弁を差し控えたいと思います。

私も所属は自民党ではあるのですが、きょうは土木環境委員長として委員の質疑、答弁を報告するだけですから、個人としての見解は差し控えたいと思います。

○上原章経済労働委員長 照屋守之委員の再質疑にお答えしたいと思います。

4点、私にあったと思います。

まず、執行部の行政の変化に対する委員会としての、また委員長としての見解ということでしたけれども、最初の質疑にもお答えしましたように、行政の変化について、経済労働委員会の中で質疑または答弁はありませんでした。そういうことで、この質疑に対してはお答えできない状況です。

それから、岩礁の定義について、改めて全国の法定受託事務の形ではないかということについては、最初の答弁でも申し上げましたけれども、水産庁の見解ということで、岩礁とは海域における地殻の隆起形態という国としての一つの見解があります。一方、農林水産部からは、我が県では他県の海域とは違って類のないサンゴ礁があり、そのほかにも砂浜、干潟、藻場などが存在し、これらの地形が隣接して一体となり、複雑な海底地形が形成されていること、その特徴を踏まえて、水産資源保護法という水産資

源保護培養に向けて県民への良質な水産物の供給を継続していくということで、我が県の漁業調整規則取扱方針に基づいて総合的に対応しているとの答弁でございました。これ以上の答弁は、委員会ではありませんでした。御了承ください。

それから、3点目の潜水調査についてですが、専門家や法的に照らし合わすということについては、委員会ではそういった質疑はなかったのですが、この平成26年度の予算の中で取り組んだ調査内容については、16カ所の外観確認、8カ所の潜水調査を実施し、その判断について、8月から9月の今年度実施した調査とあわせて公表したいとの答弁でございました。委員からは、年度年度の予算の執行を確認する上で、平成26年度に行った調査については公表すべきではないかということで、要調査事項として本特別委員会に上げさせていただいています。

最後に、経済労働委員長として知事を招聘する必要性は感じてないかという質疑については、あくまでもきょうは常任委員会での質疑についてお答えする場だと思っておりますので、その点については、見解を差し控えさせていただきたいと思っております。

○新里米吉委員長 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 それでは、通告に従って質疑をします。

まず1番目に、岩礁破碎に係る質疑からさせていただきます。

その前に、今回の決算審査に当たって、私が所属いたしております総務企画委員会で要調査事項を提起した段階で反対意見が出ました。この反対意見の内容が何だったかということ、決算審査の内容になじまないという指摘でありました。今回の決算は平成26年度の決算ですので、この平成26年度の決算には第三者委員会の予算がございまして、それと、辺野古の岩礁調査の費用も入っております。そういうことから見ると、今回の平成26年度の決算においては、当然、取り消しに係る問題が質疑の中で交わされるのは当たり前のことであるし、そういう質疑が交わされるべきだと思っております。そこは指摘をしておきたいと思っております。

岩礁破碎ですが、米軍からの許可待ちである制限水域でのいわゆる情報開示に係る問題と、もう一点は、2月の水域外で行われた調査は米軍の許可が不要なものです。私どもの委員が経済労働委員会で調査した結果の開示を求めました。それについて、先ほども幾つかの質疑がございましたが、それは専門家や県の関係者と相談をした後に、結果については公表したいという旨の答弁であったようです。しかし

ながら、まさに私どもは平成26年度決算の審査をしているのですから、これは決算の期間内に入っていると思います。そこをきちんと開示できないのは、どういう理由で開示できないのか。その開示をとめているのは誰なのか。行政行為、行政判断でとめているということですが、部長級でとめているのか、それとも三役が公表をとめているのか。ここは明確にすべきだろうと思っております。そこはどのような議論がなされましたか。ここは明確にお答えいただけませんか。経済労働委員会については、調査の工期は議論されたのか。決算年度内であったと私は認識しているので、それがどうだったのか明確にお答えください。非公開—これは情報公開条例に基づくものだろうと思っておりますが、これがなぜ非公開になったのか。こういう議論があればきちんとお聞かせください。米軍の許可待ちの制限水域の情報に係る問題については、米軍の許可を待っているという答弁があったということですので、そこは理解いたします。2月の調査については水域外なので、許可は不要だと思っておりますので、そこはどのような議論がなされたのか、委員会での質疑を問います。どうぞよろしく願いいたします。

それともう一つ、今度は土木環境委員会について質疑をさせていただきます。土木環境委員会は、これまでの質疑をいろいろ聞いていますと、総務企画委員長の報告、土木環境委員長の報告、それぞれの委員会で議論された中身が出てまいりました。答弁の整合性について、私はそれぞれどこに違法性があり、どこに瑕疵があったのかを、委員会で議論された内容についてぜひ土木環境委員長からお聞きしたいと思っておりますので、そこは明確にお答えをお願いしたいと思います。それと、私がこの総務企画委員会で質疑をした内容を、その後、土木環境委員会の委員の皆さんと議論をして、精査した結果、土木環境委員会での答弁と総務企画委員会での答弁でそこがあることがわかりました。そこをどういう形でただしていくかということが私は問題だと思っておりますので、そこもしっかりと議論がなされたのかをお聞きしたいと思っております。沖縄防衛局の申請の内容自体が違法な手続だったのかを聞いてみました。当局の辺野古新基地建設問題対策課から返ってきた回答は、今回の取り消しは、沖縄防衛局が提出した不備な内容の願書に基づいて前知事が行った承認に、取り消すべき瑕疵があると認めたものでした。沖縄防衛局が提出した願書に不備があったとしても、そのこと自体が違法であるということではありません。知事は、願書に不備があると認める場合は補

正を指示することができるし、補正に応じなければ承認しないという対応もできるという回答です。この回答を見ると、総務企画委員会においては、明確に知事公室長は違法性があるという指摘でありました。先ほどからの質疑の中で、土木環境委員会での土木建築部長の答弁は、いわゆる当時の認識は適合であったという認識、その2つの認識があるわけです。それぞれの委員会で行われている質疑の中で2つの認識が出てくるということは、私も議会人としてはここをきちんと信頼し、執行部側の行政行為がいかに適合であるかということを認識する立場で質疑をする中で、そのそごが浮き彫りになってきたわけです。そこをどういう形で質疑がなされたのか。土木環境委員会の中での質疑がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○上原章経済労働委員長 2点、経済労働委員会には質疑があったと思いますが、まず平成27年2月26日の辺野古の調査についてですが、今回、キャンプ・シュワブの臨時制限区域の外周において、海面から16カ所の外観を確認し、8カ所において潜水調査を実施。その額は、潜水作業等に係る委託料として72万4680円を執行しております。委員から、その平成26年度の予算執行における結果を公表できないかとの質疑に対して、2月に実施した調査結果については、今年度8月31日から9月11日までに実施した調査とあわせて、現在、調査結果について精査しているところだと。その内容を法的な部分も含めて専門家と相談し、今後の対応を検討しておりますとの答弁がありました。委員からは、通常、予算は3月までとなっていますと。速やかに、3月までに結果をしっかりと精査して出すのは当然のことではないかとの質疑がありました。このことに対して、調査結果については、委託契約に基づき3月にまとめて県に提出してもらっておりますと。その内容につきましては、昨年度の調査は臨時制限水域の外で1日だけ実施しておりますと。中の調査につきましては平成27年度に実施し、臨時制限水域の中の調査結果とあわせて行政判断を行うための資料として取りまとめ、作業をしているところだとの答弁がありました。そして、昨年度の調査につきましては、昨年度の段階で取りまとめ、写真等もそろえておりますと。三役に報告し、内容については今後の行政判断の材料とするということで、公表は現時点では行っておりませんとのことでした。

2点目の水域について許可を必要とするかどうかの議論は、委員会ではございませんでした。

○新垣良俊土木環境委員長 土木環境委員会の報告

書に対する質疑がありますので、1番目に、辺野古沿岸部埋立承認の取り消しに対し、合法性に疑義があり、瑕疵の有無についても合理的な説明に欠けているということであったのですが、これについて、埋立承認の瑕疵の有無等については、土木建築部長から、当時の審査は審査基準に対する考え方のもとで、予断を持つことなく慎重かつ丁寧に審査を行い、担当者としての責務を果たしたものと考えている。しかしながら、第三者委員会からは埋め立ての必要性や環境保全措置等について、さらに考慮すべき事項を指摘されたところであり、審査における考慮が足りなかった、気づかなかった点があったという点に問題があったと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目ですが、国が承認をもらった辺野古埋立申請手続の内容そのものに瑕疵と違法性を県は認定しているのかという質疑ですが、瑕疵については、土木建築部長から、各分野の専門家で構成される第三者委員会の検証結果の報告を受け、県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えているとの答弁がありました。また、承認当時の判断について、第三者委員会からは、専門家の意見・助言を踏まえて改めて判断するなど、曖昧な表現が多いと指摘されたところである。承認判断の時点で、事業者として可能な限りの検討を尽くし、一定レベルの具体的な内容を示すべきであったものと考えているとの答弁がありました。

2点だったと思いますが、以上で終わります。

○翁長政俊委員 土木環境委員会ですが、今、委員長が読み上げられたとおり、当時は瑕疵がなかったという判断なのです。当時は瑕疵がなかった。その後、私が県からとった資料によりますと、瑕疵—いわゆる不備が指摘されているわけです。不備ということになると、それは補正をすれば済む話なのです。私が問うているのは、違法性があるかということです。総務企画委員会では違法性があるという答弁をし、そして、土木環境委員会では不備という発言、そして違法性がなかったという発言。この発言のうち、県の統一された答弁とは何ですか。そこは明確にしていかないと、この決算特別委員会で何を審査していくのが問題になるわけです。先ほどもありましたように、委員長に対して質疑があったか云々というきょうの委員会のことですが、それぞれの委員会で行った質疑の内容で、その後明白になったそごや違法性の指摘、答弁の食い違い、そういったものをどこでただしていくかという問題が出てくるわけです。決算特別委員会で出てきた答弁のそごについては、何としても決算特別委員会でただしてい

ないとおかしいわけです。それは総括質疑が担保されればいいのですが、総括質疑が担保されるかどうかははっきりしない。そういう中において、私たちがこの委員会の権能をどう發揮していくかという問題も一つあるわけです。そして、平成26年度議会で行われた答弁、これは私たちの質疑を受けての答弁ですが、そこに第三者委員会の指摘を受けて瑕疵が見つかった云々ということで、証言をまるっきりひっくり返す。これをどこでただせばいいのですか。私たちがこれまでやってきた質疑です。不備や誤りがあれば、県議会に出して修正を申し出るのが当たり前ではないですか。こういう作業を当局はやっていないのです。第三者委員会が言ったことをそのまま丸のみをして、法的な違法性や手続プロセスのあり方についての説明も全く皆無なのです。私たち委員はどこでこれをただせばいいのですか。それはこの委員会が持っている権能として、当然のことを私はこの委員会でただすべきだと思っています。ですから、先ほどから出ているように部長級を呼んで、そこで足りなかったら三役を呼ぶ。そういう手続がされて当たり前と思っています。そういうことをするのが議会なのです。そして、この要調査事項の中でも、経済労働委員会では反対意見がなかったものがあるのです。要するに全会一致で決めてきたものがあるのです。全会一致で決めてきたものについては、委員長が責任を持って、その要調査事項については当局にただしていく。この委員会で、決算の総括の前にそれを多数決で決めていくという代物ではないです。こういった問題が今、この県議会の中で行われているのです。私は、この土木環境委員会における質疑や総務企画委員会における質疑、経済労働委員会における質疑、これについては答弁にそこがあるのです。何を信じていいかわからない。県議会は何を信じて質疑をしていくのですか。議会答弁というのは、誠意を持って議員の質疑に答えていくのが当局のあるべき姿です。そこが見つかって、それをただそうとしても、今、やじが飛ぶようにそんなの関係ないという話になるわけです。委員長、私は瑕疵の有無、答弁のそこ、土木環境委員会で行っているのと総務企画委員会で行っているのが違うのですから、何を信頼して私たちは質疑をし、それをただしていかなければならないのですか。県民にどう説明をすればいいのですか。県はダブルスタンダードの答弁をしているのです。それを看過するわけにはいきません。委員長がそれをただしていくという話になるのか、委員長が逆にこの総括で責任を持って、反対意見がないところは明確に総括にかけてい

くという、委員長としての職責として当然あるべき、委員長が持っている権能だと思います。そうあるべきです。

それと、飛び飛びになりますが、又吉議員が去る米軍基地関係特別委員会で同じような質疑を行いました。潜水調査、岩礁破碎の問題。そうしたら、県民ネットの玉城義和委員が同調したのです。何と言ったかという、うちの又吉委員は速やかに開示すべきであり、決算も終わっているのになぜ資料を出せないのかという、当然のことを要求したのです。障害があるものは別ですが、何ら問題がない調査結果を延々と11月近くになるまで公表しない。情報公開条例がある中でもそういうことをやらない。これに玉城義和委員は、又吉委員の言っているとおりだと。私も速やかにこの委員会に資料を提出して、情報を開示すべきだと同調し、それを促しているのです。そういうことですら、委員会の中でやっても当局はそれに答えようとしません。そういう状況ですから、ある意味では岩礁破碎の問題についても、速やかにこの委員会を通して執行部に情報開示を求めていくべきではないですか。これがあるべき姿です。そういう状況が指摘されている中においても、この委員会の中でいろいろな質疑がなされたと思いますが、ぜひ私は総括質疑でそれぞれの部長をもう一度呼んで、そこがあった部分についてはしっかりと議論すべきだと思います。答弁が食い違っているのですから。そういったことでしっかりと権能を果たさないといけないだろうと思っているし、この食い違いをただしていく。ダブルスタンダードの県の答弁内容をそのまま見過すわけには全くいきません。三役を何としても呼ぶ必要がある。その前にそれぞれの担当部長を呼んで、足りなかったその部分は修正すべき。足りない部分は三役を呼ぶべき。そこは議会の権能としてそうあるべきだと私は思っています。委員長も、そこはこの委員会を仕切って運営するのですから、この委員会そのものの権能が問われている議論ですから、そこは委員長として、ここで指摘されているものが正しければ、それは一肌脱ぐべきではないですか。委員長はただ議会の運営をつかさどればいいという話ではないです……。

○新里米吉委員長 今、私に対する質疑は受け付けられませんので、3常任委員長に質疑してください。

続けます。翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 そういうことですので、いずれにせよ私どももいたしましては、これまで具志堅委員、島袋委員、照屋委員が質疑した内容が、それぞれの委員会の中での部長答弁、そして担当委員会のそれ

ぞれの部長の答弁と整合性、法的な適合性、そういったもの全て突き合わせてみても、それはそごが多過ぎて、県のダブルスタンダードの認識と言わざるを得ない。法的に、行政手続上きちんとした答弁が必要なのです。行政はそういう形で動かないといけないのです。それを強く指摘して、総括質疑に知事及び関係部長、三役を呼ぶことをぜひ要求をいたしまして質疑を終わりますが、答弁をお願いします。

○新垣良俊土木環境委員長 ただいまの翁長政俊委員の総務企画委員会での知事公室長の答弁と、土木環境委員会での環境部長の答弁にそごがありますので、答弁を統一をするためには総括質疑で、担当部長でもいいですし、三役でもいいですから、お呼びしてはっきりさせたほうがいいと思いますので、ひとつ委員長にはそういう計らいをお願いしたいと思います。

○上原章経済労働委員長 経済労働委員会としては、今回、要調査事項で4点出ささせていただいております。その中で反対意見を添えてあります。また、一致して党派を超えてしっかりやろうという要調査事項もございました。最終的には、決算特別委員会の中でそういった取り扱いが議論されるものだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、先ほどの平成26年度の予算執行についてなぜ公表できないのかという最後のくだりの部分について、当局から、今後の行政判断に資する情報ということで、情報公開条例の非開示情報という位置づけで現時点では公開していないところだという答弁でございました。これについて委員からは、予算というのは執行部から提案されて、我々議会が承認しているものと。その調査結果が出し切れないこと自体、議会軽視ではないかと。また、なぜ終わった事業の説明、公表ができないのか等々の質疑がありまして、平成27年度の予算執行とあわせて公表する理由がなかなか説明がないということで、要調査事項で決算特別委員会でも諮ってほしいとの要望がありました。

○新里米吉委員長 以上で、常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、各常任委員長退席。その後、理事会を開催し要調査事項に関して執行部の出席を求めることについて協議を行った。)

午後3時3分休憩

午後4時8分再開

○新里米吉委員長 再開いたします。

要調査事項に関し執行部の出席を求めることにつ

いて、理事会の協議の結果を御報告いたします。

理事会で慎重に協議した結果、理事会としては、辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセスについて、知事公室長、環境部長の出席を求めることにしました。

以上、御報告いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 動議を提起させていただきます。私ども自由民主党は、ぜひ知事に決算特別委員会に出席をしていただいて、副知事、各部長も含めて、公有水面埋立承認の取り消しにおいて、取り消しの手法をとった理由と重大な瑕疵の確認等々も含めて、知事に出席を求める動議を提起させていただきます。

お取り計らいをお願いします。

○新里米吉委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 ただいまの照屋委員の動議に対して、賛成するものでございます。

○新里米吉委員長 動議は成立いたしました。

ただいま照屋守之委員から知事等の委員会出席を求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

本動議に関し、意見・討論等はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 ただいまの動議に賛成の立場で討論をさせていただきます。

午前中も申し上げましたが、今回の埋立承認の取り消しについては、埋立承認の必要性、そして生活環境、自然環境の環境保全措置について瑕疵があったということで取り消しになっております。そのことを県議会としても、これまで百条委員会あるいは今回の常任委員会の中で私は質疑をしたのですが、当時の担当部局はしっかりと法律にのっとりて検証をし、自分たちのものには瑕疵がないと。今もってそのことを述べております。ただ、理由に挙げたのが、その考慮が足りなかった部分があったらと指摘をされた。しかし、その部分も再度質疑をすると、やはり当時のものは法にのっとりてきちんとやっていると言っているのです。これに関しては、部長ではどんなに聞いてもそれ以上の答えが出てこないですし、やはり知事、副知事、その責任のある者が出てきて、しっかりと自分の思いを伝えていただきたいと思っております。環境保全にしても、あるいは必要性においても、瑕疵の治癒という問題等々においても、そのことができなかったのかという部分でどうしても知事、副知事等々、あるいは部局長も呼んで、一緒になって検証すべきだろうと思っておりますので、以上の理由によって、本動議に賛成を

するものでございます。

○新里米吉委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 私も、ただいまの動議に賛成の立場から討論を行います。

これまでもこの委員会で質疑が交わされてきたとおり、執行部の担当部局の答弁にそごがあって、そのそごをどこで修正し、議会の権能を発揮するかということになると、やはりこの委員会であろうと思っています。しかし、私たちは各常任委員会で分割して質疑を行ってまいりました。その中で、先ほど指摘したような答弁が出てきたところであります。各常任委員会の質疑におけるこれまでの私どもの主張、さらには各常任委員会に分割した議会改革の意義からしても、やはり決算特別委員会における総括は、知事、副知事、部長等の出席を求めてやるのが私は本筋ではないかと思っています。岩礁破碎についても、非公開といった部分はいわゆる知事、三役の指示によって非公開という形になっています。部長等呼んで聞いてみても、なかなか議論が深まらないと思っています。さらには、非公開になった部分の開示がいつこうに出ない。そのもの自体も疑義を持っています。調査をしてみて、言われているような岩礁破碎が現実あるのかどうか。これが無いのではないか。さらには、米軍の許可を得て平成27年度に行った調査においても、漏れ聞くところによると、サンゴの蘇生が早く既にサンゴは蘇生しているのではないかと等々、こういったいろいろな情報等もありまして、そこはきちんとした情報の開示が重要になってくるだろうと思っています。そもそもこの取り消しについては、本来であれば一知事の取り消すタイミングもあったでしょうが、9月定例会の中で代表・一般質問が行われている中であれば、私どももこれを取り上げて質問にかけることができましたが、こういった問題が、全て終わった後の今月の13日に取り消しという時間的タイミングとしてなされました。私どもがこの取り消しの問題を今回でやるとするならば、この委員会でしか質疑ができないという時間的制約の中で、スルーするわけにはいきません。きちんと議論をするべきだろうという論に立って、知事が行った取り消しについてはさらに議論を深めて、違法性のあるやなしや、瑕疵の度合いがどうなのか、そして担当部長の答弁のそごをどう一本化していった、県の意思をしっかりと議会で出してもらえるのか。そして、平成26年度に議会で行った答弁の修正を当局はどうされるのか。これは看過

できる問題ではありません。当然、修正する必要がある答弁については、当局は襟を正して、議会に対してきちんと修正を申し出て、それを踏っていくことが当然のことだと思っていますし、そういうことをやらないとなると、執行部が議会をなめている、議会を何と考えているのかという問題にまで発展していきますので、何としてもその問題をクリアさせる上においても、総括質疑においては知事、三役が出席をして、部長に答弁させることも結構だとは思っていますが、そういう総括質疑のあり方が決算特別委員会において議論を深めていく重要な部分だと思っていますので、ぜひそこは委員の皆さんに御理解をいただいて、議会の権能を生かしていく、チェック機能としての議会と執行部の両輪という立場を明確に打ち立てていく。こういう議論が必要だと思いますので、お取り計らいをよろしく願います。

○新里米吉委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、本動議に対する採決を行います。

本動議は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新里米吉委員長 挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

次に、理事会から提案された辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセスについて、知事公室長、環境部長の出席を求めることについて、採決を行います。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本提案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新里米吉委員長 挙手多数であります。

よって、本提案は可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑における質疑事項等について事務局から説明があった後、協議を行った結果、出席を求める者は知事公室長及び環境部長とする、質疑事項は「辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロ

セスについて」に係る知事公室長と環境部長との答弁のそごについてとする、質疑はまず委員長が代表して行い答弁を聴取した後、通告のあった委員から質疑を行うものとする、質疑の時間は答弁を含めず委員1人当たり3分とする、質疑の時間は譲渡できるものとする、質疑の順番は大会派順とする、重複する質疑は避ける、今回は要調査事項が1点に絞られているので質疑通告という形はとらないが、質疑を行う者について本日の午後7時までに政務調査課に報告するとの8点について意見の一致を見た。）

○新里米吉委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

総括の日における質疑事項等については、休憩中に協議しましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、先ほど話しましたとおり、質疑通告はしなくてもいいのですが、質疑する人の名前はきょう午後7時までに報告をお願いします。

次に、特記事項の取り扱いについて、理事会の協議の結果を御報告いたします。

理事会で慎重に協議した結果、議案の採決後に附帯決議案として、採決に付すことで意見の一致を見ました。

以上、報告いたします。

お諮りいたします。

特記事項の取り扱いについては、議案の採決に附帯決議案として採決に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明 10月28日 水曜日 午前10時から委員会を開き、知事公室長及び環境部長に対する総括質疑及び採決を行います。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後4時50分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 里 米 吉

平成27年10月28日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第3号)

平成27年第7回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第3号）

開会の日時、場所

平成27年10月28日（水曜日）
 午前10時3分開会
 第7委員会室

出席委員

委員長 新 里 米 吉君
 副委員長 吉 田 勝 廣君
 委員 具志堅 透君 島 袋 大君
 照 屋 守 之君 新 垣 良 俊君
 翁 長 政 俊君 仲 村 未 央さん
 仲宗根 悟君 玉 城 満君
 山 内 末 子さん 奥 平 一 夫君
 前 島 明 男君 西 銘 純 恵さん
 當 間 盛 夫君 比 嘉 京 子さん
 比 嘉 瑞 己君

説明のために出席した者の職、氏名

知 事 公 室 長 町 田 優君
 辺野古新基地建設
 問題対策課副参事 多良間 一 弘君
 環 境 部 長 當 間 秀 史君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成 27 年 平成26年度沖縄県水道事業会
第7回議会 計未処分利益剰余金の処分に
乙第18号議案 について
- 2 平成 27 年 平成26年度沖縄県工業用水道
第7回議会 事業会計未処分利益剰余金の
乙第19号議案 処分について
- 3 平成 27 年 平成26年度沖縄県一般会計決算
第7回議会 の認定について
認定第1号
- 4 平成 27 年 平成26年度沖縄県農業改良資金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第2号
- 5 平成 27 年 平成26年度沖縄県小規模企業者
第7回議会 等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について
- 6 平成 27 年 平成26年度沖縄県中小企業振興
第7回議会 資金特別会計決算の認定につい

- 認定第4号 て
- 7 平成 27 年 平成26年度沖縄県下地島空港特
第7回議会 別会計決算の認定について
認定第5号
- 8 平成 27 年 平成26年度沖縄県母子父子寡婦
第7回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて
- 9 平成 27 年 平成26年度沖縄県下水道事業特
第7回議会 別会計決算の認定について
認定第7号
- 10 平成 27 年 平成26年度沖縄県所有者不明土
第7回議会 地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて
- 11 平成 27 年 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善
第7回議会 資金特別会計決算の認定につ
認定第9号 て
- 12 平成 27 年 平成26年度沖縄県中央卸売市場
第7回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第10号 て
- 13 平成 27 年 平成26年度沖縄県林業改善資金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第11号
- 14 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港（新
第7回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について
- 15 平成 27 年 平成26年度沖縄県宜野湾港整備
第7回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第13号 て
- 16 平成 27 年 平成26年度沖縄県国際物流拠点
第7回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について
- 17 平成 27 年 平成26年度沖縄県産業振興基金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第15号
- 18 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港（新
第7回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について
- 19 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港マリ
第7回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について
- 20 平成 27 年 平成26年度沖縄県駐車場事業特

第7回議会 認定第18号	別会計決算の認定について
21 平成 27 年 第7回議会 認定第19号	平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
22 平成 27 年 第7回議会 認定第20号	平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
23 平成 27 年 第7回議会 認定第21号	平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
24 平成 27 年 第7回議会 認定第22号	平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
25 平成 27 年 第7回議会 認定第23号	平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について



○新里米吉委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案2件、平成27年第7回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、町田優知事公室長及び當間秀史環境部長の出席を求めています。

これより総括質疑を行います。

なお、総括質疑につきましては、昨日の決算特別委員会において決定したとおり、1、質疑事項は、お手元に配付の要調査事項のとおりとする。2、質疑は、まず委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、通告のある委員から質疑を行うものとする。3、各委員の室部長等に対する質疑は、答弁を含めないで1人3分とする。4、質疑の時間は譲渡できるものとする。5、委員長が代表して行った質疑の後の質疑の順番は第一多数会派からとする。6、重複する質疑を避ける。となっておりますので、さよう御了承願います。

それでは、最初に委員長が代表して質疑を行います。

辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセスについて質疑を行います。

平成27年10月20日の総務企画委員会における知事公室長に対する質疑の中で、県が設置した第三者委員会において当時の承認手続を検証した結果が7月16日に報告され、その報告を県庁内部で精査し取り消すべき瑕疵があると判断したことから、9月に沖

縄防衛局に対する意見聴取、聴聞手続を経て10月13日に取り消しに至った。

報告書については、知事公室から土木建築部、環境部、農林水産部の関係部局に対して事実関係を確認するよう依頼し、各部局からの報告を踏まえ、知事公室が弁護士と相談しながら、第三者委員会の報告書の内容について精査をしたとの答弁があった。

一方、平成27年10月21日の土木環境委員会における環境部長に対する質疑では、第三者委員会の検証結果の報告に当たり、所管部局から環境部に意見を求められたことはないとの答弁があった。

両委員会における、辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセスに関する答弁にそこがあると思われるが、そのことについて、知事公室長と環境部長の見解を伺いたい。

まず最初に、知事公室長の答弁を求めます。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 県が設置しました第三者委員会において、埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められるとの報告がありました。

報告書については、知事公室から土木建築部、環境部、農林水産部の関係部局に対し事実関係を確認するよう依頼し、各部局からの報告を踏まえ、知事公室が弁護士と相談しながら、第三者委員会の報告書の内容について精査いたしました。その結果、取り消し得べき瑕疵があると判断したことから、9月に沖縄防衛局に対する意見聴取、聴聞手続を経て、10月13日に承認を取り消したものでございます。

○新里米吉委員長 次に、環境部長の答弁を求めます。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 先ほど知事公室長からお話があったように、知事公室からの依頼を受けて、報告書に記載された事実一日時であるとか場所であるとか、文書等の有無、あるいは法令例規の名称であるとか、情報等の番号、字句の修正について、整合について環境部は確認を行っております。

ただ、さきの委員会においては、意見を求められているかという質疑でございましたので、意見といった場合は、これは環境部の考え方であるとか、あるいは思うところを述べたかという趣旨になりますので、その際の意見については、特に述べてはいないと答弁したところであります。

○新里米吉委員長 委員長の質疑は以上です。

これより各委員の質疑を行います。具志堅透委員、島袋大委員、新垣良俊委員及び翁長政俊委員から、それぞれ質疑時間を照屋守之委員に譲渡したい

との申し出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に係るプロセスについてお伺いをしたいわけがありますけれども、その前に、埋立事業の取り消しについて、翁長知事にぜひエールを送りたいと思っています。翁長知事の埋立承認取り消しに対して国土交通大臣による執行停止が行われて、辺野古の作業が再開することになりました。8月、9月の国との集中協議においても、結局、辺野古に新たな基地をつくらせないということは実現できない状況が続いているわけであります。さらにまた、国からは県の違法行為が指摘されて、国による代執行手続まで入ることになり、翁長知事の辺野古につくらせない、この実現はますます不透明になるばかりであります。宜野湾市民から翁長知事が訴えられるなど、普天間飛行場問題は解決どころか、いよいよ混迷をきわめる状況になりつつあります。普天間飛行場の返還、この問題についても、翁長知事の責任は大きいものがございまして。ぜひ政治力や交渉力を発揮して、辺野古につくらせない、この実現と普天間飛行場の返還の実現をしていただきますように期待を申し上げます。

知事公室長にお尋ねをいたします。知事公室長はせんだつての決算議案審査の総務企画委員会で、埋立承認は当時、法律あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行ったと考えていると答弁をしております。このことについては間違いございませんか。

○町田優知事公室長 間違いございません。

○照屋守之委員 前県政で法律、あるいは審査基準に照らして、職員は適正に行ったということになりますと、前県政で行った埋立承認は適法であったという、そういう理解をしているということではないですか。

○町田優知事公室長 私が申し上げたのは、職員は適切に審査をしたということでございまして。一方、この承認につきましては、第三者委員会の報告書をもとに、沖縄県でも精査した結果、瑕疵があるということを経たことから取り消したということでございまして。

○照屋守之委員 ここは日本ですからね。法治国家の中で、県も法律に照らして、先ほど言いましたように、埋立承認は法律あるいは審査基準に照らして

職員は適正に行ったと考えているということになると、それをもとに埋立承認が行われたと。ほぼ大体、沖縄もそうですけども、日本全体もそう考えるのが常識だろうと思っております。今、知事公室長は、適正に行われたが知事のものとは別物だみたいな感じで言っておりますけれども、そこは適正に行われた。第三者委員会の報告によって、それを精査した結果、瑕疵があると。そういうことになっておりますけれども、それも間違いございませんか。

○町田優知事公室長 第三者委員会の検討結果を踏まえ、さらに県でも内部で精査したところ、瑕疵があったということでございまして。

○照屋守之委員 今、国はどのようなことを言っているかということ、前県政、仲井眞県政で埋立承認が認められて、それに沿って辺野古の作業が進められているということを言っていますね。先ほど言いましたように、知事公室長が前県政の埋立承認の手続は適正に行われたと、そういうことを言っておりますね。そうすると、今の県政の立場が、前県政で適正に行われたということが国に伝わって、国も今の県政は認めているのではないかと、前県政のものを認めているのではないかと、そのような誤解を与えているわけですね。それはそれぞれが都合のいいように、国は国でそう言っているのではないかと、県はいや、そうではないということからすると、皆様が今やっていることは、国に対しても、私どもは皆様がやっていることは認めますよ、あるいは県民に対してはそうではないですよという、まさに行政がそのようにどちらともとられるような誤解を与えている。公の場で知事公室長が堂々とそういうことを言っている。このことに私は非常に不信感を持っています。このことについていかがですか。国は、皆さん方がそう言っている以上は、県も認めているのではないかと、国の論理としては成り立つと思っておりますけれども、いかがですか。

○町田優知事公室長 委員のほうから今、県も前県政の手続は適正に行われていると認めているのではないかと御指摘がございましたが、私が適正にと申し上げたのは、職員の責任の観点において、職員は適正に仕事をしたということをお願いを申し上げます。一方、承認手続につきましては、第三者委員会の報告を経て、さらに県でも内部で精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるということで、取り消しに至ったというわけでありまして、この手続の問題と職員の責任の問題、これは別であると考えて、我々はそういう言い方をしているわけでございまして。

○照屋守之委員 ですが、やはりこれは知事公室長の答弁では非常に難しく、だから我々は県知事の出席を求めているわけです。私が聞いているのは、職員の責任を問うているわけではないのです。知事公室長は、前県政が行った埋立承認手続は、法律とか審査基準に照らして職員は適正に行ったと言う。それをもとに県知事は意思決定をするわけですね。それが適正に行われていなかったから取り消しをするという表現であれば、これは誰が考えても理解できますよ。国に対しても、県民に対しても。ただ、前県政は適正に行った、しかし今、第三者委員会は、というようにつないでいるから非常にややこしくなるのであって、これは明確に皆さん方が国の言い分も認めていることになるのです。これは法に照らしてしっかりやってきた。だから仲井眞県政が承認した。県も認めているではないか。だから我々はそれに沿って仕事をしているという形で、国は国の立場でそう受け取るわけですね。だから責任の問題ではないですよ。ですから私は一この報告、これがだめだという言い分ではないですよ。前県政の埋立承認手続に瑕疵があったということになっていて、意思決定を覆すということですから、前県政はこのようにやりましたと。こうこうこうで精査したら、この部分でミスがあったことについて我々は取り消しをしますということにならないと、前県政のものは認めます、我々はこうした結果こうなりますと、これはおかしいでしょうということですよ。なぜそういう紛らわしいことを、皆様方が国に対してそうではないと要求するにもかかわらず、国は、ほら、あなた方も認めているではないかということをおの場でこのような形で発言して、こういう記録に残すのですかと。そこを言っているわけですよ。なぜ前県政のものがだめで、こういう形で一生懸命やってきたけれども、結局瑕疵があって我々は取り消しをしましたという形で、誰が聞いてもわかりやすいような状況をつくらないと、これも認めます、承認も認めます、取り消しも認めます、2つの意思決定があるのではないですか。おかしくないですか。そこを確認しているわけです。だから、統一した形でわかりやすく訂正する、そういうことが必要ではないですかと聞いているのです。

○町田優知事公室長 先ほど申し上げましたけれども、この埋立承認手続の問題と職員の責任の問題、これは分けて私どもは表現しております。前県政、前知事のときに行った承認手続、これについては認めているというわけではなくて、これについては瑕疵があると、現在私どもは考えたことから取り消し

ております。一方、その当時、行為を行った職員の責任、それについては責任を問うほどの過失はなかったということで申し上げているわけでございます。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から、職員の責任問題の質疑はしておらず、承認も認める、取り消しも認めるという説明をするからおかしいので、きちんと答弁するよう指摘があった。これに対し新里委員長から、知事公室長は承認を認めていないと答弁していたとの指摘があり、再開して改めて答弁させることになった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 前知事の際の手続について、私どもは認めますとは申し上げていませんで、その手続について瑕疵があると認めたことから、取り消しに至ったというわけでございます。

○照屋守之委員 今、答えていることが、総務企画委員長の報告の中でもそうはなっていないわけですよ。前県政が行ったものについては認めます、しかし、そうではない分もあります、取り消しもありますという形で、両方一今のように、はっきり前県政のものに瑕疵があって、こういう形で今の県政で取り消しをするという表現にしないと、非常に誤解を与えて、皆様方のこれまでの発言の経緯も含めて、国もそのような動向を見ていますよ。そうすると、国は、適正にやったというようなことが、ほら、委員会でもちゃんと言ってるではないかという形で、今の手続が進められて、いよいよ代執行まで行くわけでしょう。県も認めているのになぜ取り消しをするのかという形に、これはもう信頼できないという形になっているわけですよ。だから明確にこういう形で前のものはだめだったから、我々は今はこうだという形にしないと、これまでのように公でも平気でそういう形で、その場その場の説明でやりくりしているから、今のような不都合が起こってくるわけですよ。だからこれは大変な問題ですよ。あちらも都合のいいように捉える、県の立場も考える。非常におかしなことが今、起こっているわけですよ。

先ほどの件ですけれども、土木建築部長は土木環境委員会で、第三者委員会から埋め立ての必要性や環境保全措置にさらに考慮すべき事項を指摘されたところであり、審査における考慮が足りなかった、気づかなかった点があったという点に問題があったと考えておりますと。ですから、先ほど知事公室長が適正にやりましたと、法的な手続をやりましたと

いう形で改めてその検証をしてみたら、そういう指摘があって、担当する土木建築部も審査における考慮が足りない、気づかなかった点があったという形で非を認めているわけですよね。だから、認めているにもかかわらず、そういう形で適正にやったという表現が非常に不適切ではないですか。こういう形で、第三者委員会に指摘されたら気づかなかった点があって、問題があったということで、要するに土木建築部の審査の過程でそこに気づかない、至らなかったということを改めて第三者から指摘されて、そのように感じているわけですから、だからそこは、知事公室はトータルでそのようにまとめるときには、そういう形で一生懸命やったけれども、結果的にそのようなことに気づかなくて、それで瑕疵に至ったという形でまとめていかないと。これは役所の内部もそうですよ。これは県民も、国に対しても、国民に対しても説明できませんからね。こういう形で明言しているわけでしょう。そういうのがありながら、なぜ、ああいうダブルスタンダードみたいな表現になるのですか。それを教えてください。

○町田優知事公室長 ダブルスタンダードという御指摘がどの点についておっしゃっているのかわかりませんが、土木建築部長の答弁のとおり、確かに当時の職員はしっかりと精査したけれども、結果的に考慮が至らない部分があった。それについては私どももそのとおりだと考えております。

○照屋守之委員 ですから、そういうことをトータルとして考えると、普通は行政も、我々通常の一般社会の中では、これは県職員の内部で一第三者委員会は瑕疵を指摘しておりますけれども、内部のそういうミスが明らかになった。だからこの部分を捉えて、我々は至らなかったものがあるから、それをとってやはり瑕疵があって取り消す。通常の社会ではそうなのです。気づかないところがあったことを認めているわけですから、検証委員会は法に照らして、いろいろな審査基準に照らして、適正であったというこの表現が間違っていることになるわけです。実態と合わない。実態は、こういう形で検証する結果、見落としがあったにもかかわらず承認してしまった。その後、もう一回チェックをしてみたら、そこに見落としがあったということになると、この審査の過程でそういうことが明らかになったのだから、知事公室長が言っているように、あの部分はちゃんと認めているというような、適正に行ったという表現は実態とは合わない、適切ではないということになるとは思います。いかがですか。

○町田優知事公室長 まさに適正に行ったというの

は、職員はきちんとやった、一生懸命やった。しかし、結果として至らない点があった。したがって、その結果として瑕疵が見つかった、取り消し得べき瑕疵があったことから取り消したということでございまして、その点では委員のおっしゃることと一致しているかと思えます。

○照屋守之委員 ですから、職員も一生懸命やりましたと、法的なものもやりましたと。ただ、これは先ほども言っていますように、知事公室長が言っているように、私は職員の責任を追及しているわけではありませんよ。あなたが勝手にそう思い込んでいるだけの話ですよ。これは、沖縄県の前県政から今の県政における埋立承認手続のプロセス、承認に係るそういうものを確認しているわけですが、職員の責任ではなくて、それぞれが仕事をやっていく上で審査をしていく、それに対して職員は責任を持ってやっていくわけですね。ですから、職員はきちっとその基準に定められた審査をする責任を果たしたことになるわけですね。ところが今、第三者委員会から指摘をされて、気がついてみるとこの分が足りなかったということで、審査に対する責任を果たしていない。結果的にそれが瑕疵となったという流れだと思いますよ。いかがですか。

○町田優知事公室長 まさに委員の認識は、私どもの認識と一致しております。

○照屋守之委員 ですから、一致しているということですから、紛らわしいことを言わないで、前県政の部分が至らなかったからこうなりましたということ。だから、職員の責任を問わないというようなこと。これは同時に翁長県政の責任問題まで発展する可能性があるから、私はそう言っているのです。意味わかりますか。職員に責任があるということは翁長県政にも責任があるということになるから、皆さん方はそこについて触れないようにしていると思いますけれども、ただ、ありのままそのとおりやってほしいと。そこが誤解を与えていると申したいのです。以上です。

○新里米吉委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 きょう総括質疑に至っているのは、知事公室長の答弁と環境部長の答弁に食い違いがあるのではないかというような状況の中から、きのうの理事会でそのように確認されたという経過があります。それで、今の件も含めてですが、承認の瑕疵を認めた部分、その手続が適正ではなかった部分によって、公有水面埋立法第4条第1項第1号、第2号に皆さんは違法認定をされて、その瑕疵を認め取り消しに至った。この理解でよろしいですか。

○町田優知事公室長 はい、そのとおりでございます。

○仲村未央委員 そうなると、同法第4条第1項第1号及び第2号、特に第2号要件というのは、まさに環境要件そのものですね。その環境要件が十分に配慮されたものなのかどうかというところは、これは私たちも前県政において、非常にこの部分の手続には瑕疵があることを強く主張してきました。これは不十分だと。その審査基準と法の趣旨に照らせば、承認せざるを得ないということは当たらないと。これは十分ではないと言ってきた。この第2号に、皆さんはまさに今回違法要件を認めたわけですね。この第2号要件が環境の要件であれば、先ほど環境部長にあえて意見を求めることはなかったということですが、なぜ求めなかったのか。そこはいかがでしょうか。

○町田優知事公室長 今回は承認の検証ということで私どもは事務を進めておりまして、したがってその当時、承認に関係していた土木建築部、農林水産部、環境部に対しては中立性といいますか、検証の客観性を担保する観点から意見は求めず、事実関係についての照会のみにとどめたということでございます。

○仲村未央委員 この環境条項に関して、環境の要件というのは承認をした際も、それから取り消す際も非常に大きな論点だったわけです。私は庁内の意思決定において、確かに事実確認はされたということではありますが、やはりこの第2号に関しては、特段、環境部の意見を求めてもよかったのではないかということを感じています。だから、答弁にそこがあったとは思いません。事実確認はされた。それには答えた。環境部に意見は求めなかった、求められなかった。そのことは判明したけれども、環境部としては、そこは意見を言う機会があってもよかったのではないかということを感じながら、知事公室長、環境部長の意見を聞いて終わりたいと思います。

○町田優知事公室長 先ほども申しましたけれども、今回はこの事務の検証を行うことが目的でしたので、その当時携わっていた各部に対しては意見を求めておりませんでした。私ども知事公室としては、第三者委員会の検証結果報告をもとに、弁護士とも相談しながら、客観的、公正に検証を進めたということで理解しております。

○當間秀史環境部長 現時点では、そのときに知事公室からどの点について意見を求めるのかが明らかでないで、何とも言えないところではありますけれども、環境部の意見としましては、前の埋立承認

申請に係る意見書というのがございますので、これを見てもらえれば、環境部としての意見はこれで十分尽くしていると考えております。

○新里米吉委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 繰り返しになるかもしれませんが、前県政による埋立承認について、第三者委員会は瑕疵があるという指摘をしました。ただ、その報告を受けて、県が独自に精査をして、今回の取り消しにつながったと私は認識していますが、改めてそのプロセスについて答弁を求めます。

○町田優知事公室長 第三者委員会の検証結果報告が7月16日に出しております。それを受けまして、私ども知事公室のほうで関係部の土木建築部、農林水産部、それから環境部に対して内容の事実確認を照会しております。その回答をもとに、内容につきまして弁護士と相談しながら審査をした結果、10月13日に取り消し得べき瑕疵があると認め、取り消しに至ったということでございます。

○比嘉瑞己委員 関係部局の客観的な事実をもとに、皆様が精査をして取り消しを行ったということですが、県が独自に精査して、取り消し手続の根拠となったものは、法律の第何項という話はお聞きしました。そこをもう少し詳しくお伝えください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課副参事 第三者委員会からの報告書において瑕疵については、埋め立ての必要性、法第4条第1項第1号、同項第2号及び同項第3号を検証項目として、それぞれについて瑕疵があるというような報告がなされております。県としましては、それについて関係部局からの事実関係の確認の報告を受けまして、検証した結果、埋め立ての必要性を第1号要件に含め、また第3号要件については取り消し得べき瑕疵に相当しないと判断しまして、第1号要件、第2号要件について瑕疵があるという形で判断しているところであります。

○比嘉瑞己委員 公有水面埋立法で、知事の権限として承認もあるけれども、取り消しもしっかりと知事の権限であります。こうして沖縄県がしっかりと客観的事実に基づいて取り消しを行ったのにもかかわらず、昨日、国は代執行を申し立てる。国の立場で代執行を行いながら、同時に今度は私人に成り済まして、この行政不服審査法を悪用しようとしている。本当に矛盾した、法治国家にあるまじき行為だと思います。昨日の知事の空港での記者会見を私も見ました。知事がおっしゃるように、国が今回、裁判での決着を求める手続に入ったわけですから、司法判断が出るまで工事の作業は行うべきではない。

これは翁長知事は当然のことをおっしゃったと思いますが、知事公室長、この件について答弁を求めて終わります。

○町田優知事公室長 私ども、まさに同感でございますが、行政不服審査法で……（「質疑の範囲外だ」と呼ぶ者があり騒然となる）

○新里米吉委員長 静粛に願います。本来は、きょうの議題はそこを中心にやるはずだったのですから、必ずしも一ちょっと待ってください。大まかにプロセス全体を最初から質疑していますから、その範疇だと見えています。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 現在、国は行政不服審査法に基づいて、取り消しの執行停止を行っております。一方、地方自治法に基づく代執行等の手続も行っております。私どもとしては、地方自治法に基づく行政代執行手続を求めるのであれば、その間は工事を中止し、工事をせずに、しっかり第三者機関である司法の場において議論を尽くすべきであると考えております。

○新里米吉委員長 以上で、知事公室長及び環境部長に対する総括質疑を終結いたします。説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席。その後、採決の順序及び方法について協議した。自民党所属委員から暫時休憩の申し出があり、了承された。）

午前10時42分休憩

午前11時21分再開

○新里米吉委員長 再開いたします。

これより、平成27年第7回議会乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び同乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議案2件は可決されました。

次に、各決算について採決を行います。

まず、平成27年第7回議会認定第1号平成26年度

沖縄県一般会計決算の認定について採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 ただいま議題となっております認定第1号平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。私は、この一般会計決算全てを問題にしているわけではなくて、特にその中の第三者委員会への報償費、辺野古海域におけるサンゴ礁の調査費、そのことが平成26年度予算で執行されているわけでありましてけれども、このことは予算的には余り大きなものではございませんけれども、現在、沖縄県で起こっている埋立事業に係る大変重要な県政の対応であります。そのことについて、先ほど申し上げましたように予算全般ということではなくて、ここの部分を中心に申し上げて、反対の討論にしたいと思っております。第三者委員会の報償費、あるいは辺野古海域におけるサンゴ礁の調査費については、私ども議会でもそうでありましてけれども、多くの県民からも疑問が寄せられているところでございます。この今の県政については、埋立承認は法律あるいは審査基準に照らして適正であったというように答弁しております。そのことは、受け取り方によっては仲井眞前県政の埋立承認を認める、そういう捉え方もできるわけでありまして。そのことによって、国は埋立承認をいただいたということと、前県政が埋立承認した分について、現県政も承認をしているというような誤解を与えたものだと考えております。しかしながら、第三者委員会を立ち上げて、この第三者委員会というのは、当初から不公平感があるということも県議会本会議の中で指摘をさせていただいたわけでありましてけれども、この第三者委員会の検証結果によって、前県政の法律あるいは審査基準に照らして適正であった、このことを覆す意思決定を行ったわけでありまして。私は、第三者委員会なるものは現県政の一方的な考えで、何の客観性もなく検証が行われて、その第三者委員会が行った検証に対する検証もなく、本来であれば第三者委員会が行った検証結果をさらにまた客観的に行う、そういう手続が必要であったと考えているわけでありまして。この報償費は文字どおり、土木建築部を中心に約9カ月かけて行ってきた埋立承認手続、膨大な県の人件費の予算や、あるいはまたさまざまな予算を活用して行った検証の結果を、第三者によって、県から報償費を計上して、同じ県の予算で土木建築部がやったことを検証すると、恐らくこのことは前代未聞の出来事ではないかと思われているわけでありまして。ですから、この予算の執行

については当然私どもも理解できませんし、県民に対してもなかなか説明しがたいことを今考えているわけであり、この予算の適正な執行という観点からも疑義があると思っているわけであり、ですから私は、この第三者委員会が行った検証を再度県議会の百条委員会等で行っていく、そういう問題提起もしておりますから、ぜひ第三者委員会が行った検証が、まさに客観的にそうなっているのかということは何らかの形で検証する、そのような必要があるかと思っているわけであり、残念ながら、第三者委員会の委員が辺野古反対の集会でそういう説明をしたとか、あるいは演説をしたとかというような新聞報道もございまして、本当に第三者委員会が客観性のある委員会なのかということについて、疑問を持たざるを得ないというように思っているわけであり、ですから、私から見て客観性のない第三者委員会に対する予算の執行については、これは非常に疑問があり、認めてはならないというように今考えているわけであり、

次に、サンゴ礁の調査に関する調査費についてでございます。このことも極めて不適切な予算の執行であると私は考えております。これまで埋立事業に係るボーリング調査や、あるいはまた埋立本体の岩礁破碎の許可については、国から所定の手続が県のほうに寄せられて、全て県も了解のもとに岩礁破碎の手続を完了いたしております。そのことによって、国は現場作業に入っているわけであり、県政が変わって現県政になってから、漁業調整規則とかで既に許可した岩礁破碎について問題提起がなされているわけであり、それによって予算の執行が行われている。これはまことに理解しがたいことが沖縄県政で起こっていると私は考えております。同時期の埋立事業である那覇空港第2滑走路事業についても、浮標設置に係るコンクリートブロックがサンゴを破損している現状がござい、それにもかかわらず、那覇空港第2滑走路については、この岩礁破碎あるいはサンゴの問題、何ら問題視せず、県行政としてこのような不平等な扱いは許されるべきものではないと私は考えているわけであり、また、岩礁破碎の調査をするために予算の執行をしたにもかかわらず、その調査結果の公表がなされていないわけがござい、最近もその調査が行われたわけであり、法的な部分、専門家の意見を聞くという、そういう理由で公表がまだされていないわけであり、これは予算の執行上まことに不適切で、そのような調査が行われれば、速やかに県は県民に対して公表をすべきである

と考えております。ですから、そのことも含めて、まことに不透明な予算の執行であることを指摘せざるを得ないわけであり、このように、前県政から現県政にかわったことで、予算の執行、活用あるいはその結果報告について不適切な部分があり、執行部をチェックする議員の立場からも疑問があり、指摘をせざるを得ないわけであり、辺野古につくらせない、このことの実現の見通しもつくることができず、普天間飛行場返還の問題解決は問題にさえならない状況が今あるかと考えております。その結果として、予算の執行上も大きな問題が発生しつつある。そのことを指摘せざるを得ないわけであり、冒頭に申し上げましたように、予算全体としてはおおむね適正な処理がされていることを認めながらも、先ほど申し上げた点について、私は今回の決算について反対の討論という形で行わせていただいております。よろしくお願ひします。

○新里米吉委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、平成27年第7回議会認定第1号を採決いたします。

本決算は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本決算は、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○新里米吉委員長 挙手多数であります。

よって、平成27年第7回議会認定第1号は認定されました。

次に、平成27年第7回議会認定第2号から同認定第23号までの決算22件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算22件は、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、平成27年第7回議会認定第2号から同認定第23号までの決算22件は認定されました。

休憩いたします。

(休憩中に、平成27年第7回議会認定第1号に対する附帯決議の文案等について協議した結果、案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

次に、ただいま認定されました平成27年第7回議会認定第1号平成26年度沖縄県一般会計決算の認定についてに対する附帯決議案について採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本附帯決議案は可決されました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さんには、連日、熱心に審査に当たっていただきまして、大変御苦労さまでした。

これをもって委員会を散会いたします。

午前11時37分散会

要 調 査 事 項

1 辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセスについて

(委員長代表質疑要旨)

平成27年10月20日の総務企画委員会における知事公室長に対する質疑の中で、県が設置した第三者委員会において当時の承認手続を検証した結果が7月16日に報告され、その報告を県庁内部で精査し取り消すべき瑕疵があると判断したことから、9月に沖縄防衛局に対する意見聴取、聴聞手続を経て10月13日に取り消しに至った。報告書については、知事公室から土木建築部、環境部、農林水産部の関係部局に対して事実関係を確認するよう依頼し、各部局からの報告を踏まえ、知事公室が弁護士と相談しながら第三者委員会の報告書の内容について精査をしたとの答弁があった。

一方、平成27年10月21日の土木環境委員会における環境部長に対する質疑では、第三者委員会の検証結果の報告に当たり所管部局から環境部に意見を求められたことはないとの答弁があった。

両委員会における、辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセスに関する答弁にそこがあると思われるが、そのことについて、知事公室長と環境部長の見解を伺いたい。

決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議 案 名	議決の結果
平成27年 第7回議会 乙第18号議案	平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全会一致 可 決
平成27年 第7回議会 乙第19号議案	平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
平成27年第7回議会認定第1号	平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について	多 数 認 定
平成27年第7回議会認定第2号	平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	全 会 一 致 認 定
平成27年第7回議会認定第3号	平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第4号	平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第5号	平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第6号	平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第7号	平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第8号	平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第9号	平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第10号	平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第11号	平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第12号	平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議決の結果
平成27年第7回議会認定第13号	平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	全会一致 認 定
平成27年第7回議会認定第14号	平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第15号	平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第16号	平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第17号	平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第18号	平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第19号	平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第20号	平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第21号	平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第22号	平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
平成27年第7回議会認定第23号	平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	〃

平成27年第7回議会認定第1号「平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について」に対する附帯決議

平成26年度沖縄県一般会計決算の認定に当たっては、下記の項目に留意し、今後の予算執行に努めること。

記

- 1 不用額は前年度に比べ減少しているものの、市町村事業に係る沖縄振興特別推進交付金等を初め合計約243億円と多額になっていることから、その解消に向け徹底した対策を講じること。
- 2 翌年度繰越額は前年度に比べ増加しており、合計約1031億円と多額になっていることから、計画的かつ効率的な執行に努めること。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 里 米 吉

卷末資料

各常任委員長からの決算調査報告書

○総務企画委員会

様式2

平成27年10月26日

決算特別委員長

新里米吉殿

総務企画委員長

山内末子

決算調査報告書

10月7日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項（別紙2のとおり）
 - ・辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセス及び今後の知事の対応について
- 3 特記事項（別紙2のとおり）
 - ・平成27年第7回議会認定第1号「平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（総務部、企画部所管分）」に対する特記事項

別紙1（総務企画委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【知事公室】

問) 辺野古沿岸部埋立承認の取り消しのプロセスと関係部局の役割、瑕疵があるかない

かは、第三者委員会ではなく県が決めるのであり、その判断根拠は何か。また、埋立承認も取り消しもどちらも適法ということか。

答) 県が設置した第三者委員会において当時の承認手続を検証した結果が7月16日に報告され、その報告を県庁内部で精査し取り消すべき瑕疵があると判断したことから、9月に沖縄防衛局に対する意見聴取、聴聞手続を経て10月13日に取り消しに至った。報告書については、知事公室から土木建築部、環境部、農林水産部の関係部局に対して事実関係を確認するよう依頼し、各部局からの報告を踏まえ、知事公室が弁護士と相談しながら第三者委員会の報告書の内容について精査をした。

県が取り消し手続の根拠としたのは、1点目に公有水面埋立法第4条第1項第1号については国土利用上適正かつ合理的なことの要件を充足していない。2点目に同法第4条第1項第2号についての要件も充足していない。したがって瑕疵があるということ、第三者委員会の報告書とは内容が異なっており、県としては第三者委員会の報告書を時間をかけて精査し判断したものと考えている。

また、埋立承認は、当時、法律あるいは審査基準に照らして職員は適正に行ったと考えている。しかし、その後、第三者委員会の報告書あるいは県内部での精査の結果、取り消すべき瑕疵があるという結論に至ったということである。

問) 沖縄21世紀国際交流基本戦略及び沖縄国際協力人材育成事業の内容はどうなっているのか。

答) 沖縄21世紀国際交流基本戦略は、うちなーネットワークの継承拡大、国際感覚に富む人材育成、多文化共生型社会の構築、国際協力貢献活動の推進、海外への情報発信の

5つを施策体系として掲げ、それぞれに具体的な取り組みを示し、合計20の主な取り組み事業を記載し執行に努めている。事業内容としては、県系人の子弟を県費留学生として毎年10名程度受け入れる事業や夏休みの1週間程度、ジュニアスタディ授業として海外県系人子弟の中学生、高校生を受け入れる事業を行っている。

沖縄国際協力人材育成事業は、県内の高校生を開発途上国に約10日間派遣し、我が国の技術支援の現場やJICA青年海外協力隊の活動現場を体験するとともに、ホームステイ等を通して現地との交流を行う国際協力レポーター事業と、国際協力の専門家や青年海外協力隊経験者を県内の中学校や高校等に派遣して、出前講座を実施する国際教育理解促進事業の2つの事業から成り立っている。平成26年度の国際協力レポーター事業では、ラオス、フィリピン、バングラデシュの3カ国に39名の高校生を派遣した。

問) 東日本大震災の教訓を踏まえて本県の防災システムの機能強化はどのようになされたのか。また主な内容及び成果はどうなっているのか。

答) 沖縄県防災情報システム機能強化事業は、東日本大震災を踏まえ、住民への情報伝達強化等を目的に平成24年度から平成26年度にかけ実施し、今年度から本格的運用を開始している。実施内容としては、平成24年度に調査、計画の策定、平成25年度にシステム設計、平成26年度にシステムを約2億4500万円の予算で構築した。

また、主な内容及び成果としては4つあり、1つ目は、市町村などで消防が登録した被害情報や避難情報について県ホームページの防災情報ポータルサイトに常に最新の情報を公開する体制を構築したことにより電話での報告や問い合わせ等に対応する負担等の低減を図ったこと。2つ目は、多言語化に対応した防災情報ポータルサイトの開設、登録制の防災メールの配信、SNSへの情報掲載、携帯電話の緊急速報のエリアメールによる避難勧告等の伝達、Lアラートを通じた放送事業者への情報伝達

などにより情報連携等が可能となったこと。3つ目は、市町村は一度の操作で複数手段の情報発信が可能となり、業務の効率化を図ったこと。4つ目は、津波等によるシステムサーバーやデータの被害に備え中部合同庁舎にバックアップ拠点を構築してシステムのインフラを強化したことにより、津波や地震等の重大な災害時においても防災行政無線を補完し住民への確実な情報伝達体制が構築されたと考えている。

問) 消防共同指令センター整備支援事業により県内の消防体制や救急通信体制などはどうなっているのか。また、那覇市が参加しない理由は何か。それらの市町村とは今後どのようにしていくのか。

答) 消防共同指令センターは、各消防本部等で行っていた119番通報の受理を一元的に処理することにより、消防本部のない離島を含め全県的に消防体制の強化を図ることを目的に、県内36市町村26団体が参画して共同で整備を進めている。同センターの主な効果としては、共同整備による費用の低減化、指令業務を行っていた消防職員の現場業務への再配置による実質的な消防力の強化、大規模災害時の県内応援態勢の連携強化が挙げられる。さらに、地理にふなれな観光客を含め通報者の携帯電話の位置情報を瞬時に把握し災害地点を速やかに特定できるなど高度なシステムを全県的に導入することになる。特に離島の全ての非常備消防の町村においても専門の救命救急資格を持った通信指令員が対応し、心肺蘇生などの口頭指導が可能となり救急体制の向上が図られている。

また、同センターには、那覇市、沖縄市、浦添市、本部町、今帰仁村を除く県内36市町村、26団体が参画しているが、那覇市については平成23年度に県内41市町村で設置した消防指令センター運営協議会における協議の結果、不参加となっている。理由としては、現在、那覇市単独で高機能消防指令センターを有しており、新たな共同指令センターを現状と比較した場合、ランニングコスト等の負担が大きいこと、機能面の向上が見込めないことなどと聞いている。

今後、大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣や離島の緊急搬送の対応、消防共同指令センターと那覇市などの不参加消防本部との連携を深めることは重要と認識しており、県としては定期的な連絡会議を開催するなど、関係強化に取り組んでいきたいと考えている。

問) 不発弾処理事業で不用額が発生した理由は何か。また、住宅等関連事業は手続方法の変更を行ったのか。

答) 不発弾処理事業には6つの事業があり、そのうち100平米以上の原野等を探査する広域探査発掘加速化事業において3億8513万6000円の不用が生じており、その主な原因は磁気探査予定地の作物の収穫のおくれや本部町の事情による旧本部飛行場跡地の磁気探査の未実施によるものである。そのほか、住宅等新築予定の個人やマンション事業者の建築主を対象にした住宅等開発磁気探査支援事業において、当初予定していた執行額を達成せず、2億2610万2000円の不用が生じている。

また、住宅等開発磁気探査支援事業については、申請手続が迅速に行えるよう沖縄県磁気探査協会等にヒアリングを行い対応策について調整している。さらに、平成17年8月から他部局への合議を省略するなど事務手続を簡素化し、探査補助金の交付決定が可能な限り早期に行えるよう取り組んでいる。

【総務部】

問) 一括交付金の所要額確保のため、不用額や繰越額など、国の査定要因の除去に向けた取り組みはどのようなものか。

答) 沖縄振興予算、特に一括交付金に関してソフト交付金は不用額が、ハード交付金は繰越額が多いなど総合的に勘案し予算額が査定されたと聞いており、不用額の圧縮や執行率の向上が重要と認識している。今年度から、各部局主管課をメンバーとする執行管理連絡会議を設置し、6月と9月に会議を開き各事業の執行状況等を確認し、年度途中の補正減や事業の組みかえなどの対

応を行い、可能な限り執行率を上げ不用額をなくし、平成28年度予算が確保できるよう取り組んでいる。

問) 一括交付金に関しての総務部の役割は何か。一括交付金の分野別配分状況及び沖縄独特な課題への戦略的な配分になっているか。

答) 一括交付金のうちソフト交付金は、県事業分500億円と市町村事業分300億円に分かれており、県事業分は総務部で総括し市町村分は企画部で総括している。平成26年度予算の県分国庫514億円の割合は、離島振興分野が約13%、子育て・福祉・医療分野が約5%、産業振興分野が約52%、人材育成分野が約6%等となっている。全国的な制度がある分野への配分は厳しい部分もあるが、沖縄の特殊事情や沖縄振興に資するものは対象にできることから、担当部局と連携し事業を組み上げて要望していきたいと考えている。

問) 米軍基地問題に要する経費は地方交付税として県に措置されているのか。また、日米地位協定における免税等の税目及び税額はどのようなものか。

答) 基準財政需要額の中の基地補正で、米軍人等に係る行政経費、基地所在によって生じる渉外事務や防衛施設の維持管理費などの経費として措置されている。また、日米地位協定で非課税とされている税目は、国税では所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、とん税などがある。税額については課税対象が県で把握されていないため明示することはできない。

問) 所有者不明土地の現況及び返還実績はどのようなものか。また、所有者不明土地実態調査事業の進捗状況はどのようなものか。

答) 所有者不明土地は、平成26年度までに県管理372筆、約17ヘクタール、市町村管理415筆、約4ヘクタール、合計787筆、約21ヘクタールを所有者に返還している。平成27年3月末現在で県管理1511筆、約90ヘクタール、市町村管理1212筆、約9ヘクタール、

合計2723筆、約98ヘクタールが残っている。また、所有者不明土地実態調査事業は、平成24年度から2年間の予備的調査を経て、平成26年度からは本格調査を実施している。進捗状況としては、当初計画ベースで基礎調査は2663筆全て、測量等調査は1170筆、43.9%実施している。所有者探索は440筆、約16.5%となっている。なお、平成27年度からは、所有者探索に外部委託を導入するため予算額を倍増し、調査の加速化に努め、平成29年度に調査を終えたいと考えている。

【企画部】

問) 防災システムの機能強化の内容はどういうものか。また、繰越額の発生理由は何か。

答) 防災システムの機能強化として総合行政通信ネットワークの高度化事業を行っており、事業年度が平成26年度から平成28年度の3年間、総事業費65億2800万円となっている。事業規模は県庁を中核に5合同庁舎、41市町村、18消防本部、17の防災機関等合計82のネットワークを構築している。財源は緊急防災・減災事業費を活用し、起債充当率100%、交付税措置率70%となっている。事業内容は既存の総合行政情報ネットワークの老朽化に伴い全面改修、高度化を図るものであり、回線の大容量化、多重無線や光ケーブルによる伝送路とか伝送方式をIP化している。そのほか高所カメラの導入、消防救急無線への回線提供、局舎、鉄塔の提供等を行って、災害に強いネットワークを構築する事業である。

また、繰越額の発生理由は2つあり、1つは平成28年5月31日までに全国的に消防や救急で使っている無線がアナログからデジタルに切りかわることにより、無線器機の需要が急増し調達に間に合わなかったことによるものである。もう一つは、今回、光ケーブルを敷設する電柱の強度が足りない箇所があり、ルートの一部変更するために時間を要したことによるものである。

問) 特定駐留軍用地内土地取得事業の基金は幾らか。取得面積や取得金額は幾らか。また、最終的な取得目標はどうなっているの

か。

答) 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金は、平成24年度に設置し、約69億円積み立てている。平成25年度から土地取得を開始して、取得面積及び取得金額は、平成25年度が約3.2ヘクタール、約13億円、平成26年度が約3.2ヘクタール、約13億円である。また、普天間飛行場で購入を予定しているのは将来の道路用地約17.15ヘクタールであり、平成25年度、平成26年度も同様の3.2ヘクタールで合計6.4ヘクタールを取得しており、割合にすると約37%の達成率で、順調に推移していると考えている。

問) (項) 市町村振興費の不用額23億円は、市町村分の一括交付金300億円からすると決して少なくないがどう思うか。今後どうするのか。

答) 一括交付金の執行については、国、県、市町村が連携し執行率の改善と不用額、繰越額の圧縮に努めているが、市町村の事情等による年度途中の事業計画の変更や、入札残などにより不用が発生している。不用額、繰越額の圧縮には早期の事業着手が大事であり、事業計画の策定を昨年より前倒しして1カ月早く事業着手できるよう対策をとっている。

問) 交通体系の整備推進の中でIC乗車券の県内発行枚数や目標はどうなっているか。また、本土のIC乗車券との相互利用にできなかった理由は何か。

答) IC乗車券の発行状況は、平成27年3月末で約3万6000枚、9月30日時点で10万枚となっており、今年度の発行数の目標は16万枚を予定している。

また、当初、県はSuicaとの相互利用を目指したが、平成24年度に沖縄本島バス4社と都市モノレールと県で構成する沖縄本島IC乗車券システム検討委員会を開催し、Suica—日本鉄道サイバネティクス協議会が定める規格の相互利用と単独利用を比較・検討した結果、初期開発費用で2倍、維持管理費用で4倍という試算になり、Suicaの相互利用では交通事業者側が負担できないということと、単独利

用の場合のランニングコスト等のメリットを勘案し単独利用を採択した。相互利用については、国の支援の動向等も注視しながら対応していきたいと考えている。

問) 重粒子線治療施設導入に向けた基本構想策定の進捗状況はどうなっているか。また、導入の方向で検討していると理解しているのか。

答) 重粒子治療施設の基本構想の策定に向けた検討の結果、人材育成、医療連携、県民の負担軽減の3つの論点をまとめた。平成26年度に国際医療拠点の考え方が出たので、これにあわせて重粒子線治療施設のあるべき姿を取りまとめた。平成27年度は、重粒子線治療施設の位置づけの再整理、安定的・健全な経営を行うための集患のあり方や集患予想、県民の治療費負担軽減のあり方の実現可能性について詳しく検討している状況である。

また、平成25年、平成26年の調査の中で課題が浮かび上がっており、まず集患のあり方を含めた安定的な運営の見通し、高額な治療費の問題も解決に向けたスキームができ上がっていないということで、施設導入も含めて今年度は事業の方向性を検討していきたいと考えている。

【公安委員会】

問) 県内の駐車違反と速度違反の年間の検挙件数と反則金は幾らか。

答) 昨年度中に駐車違反で検挙された件数は2425件。速度違反は2通りの検挙があり、青切符が3876件、赤切符が2014件である。青切符と赤切符との違いは、青切符は納付書に基づき金融機関で反則金を支払えば終わり。赤切符は正式な裁判を受け罰金が支払われるシステムになっている。反則金は総額4億883万4350円納付されており、駐車違反、速度違反、その他の違反も全て含めた額となっている。

問) 安全なまちづくり推進事業におけるちゅらさん運動の実施等による成果はどうなっているのか。また、成果が上がった最大の

要因は何か。

答) 事業成果としては、実施防犯活動の活性化に伴う県内刑法犯認知件数の減少が上げられる。平成26年中の刑法犯認知件数は9879件で、対前年比941件、8.7%の減少、平成15年以降12年連続での減少、昭和48年以来42年ぶりに1万件を下回るなど順調に推移している。また、防犯ボランティアは、本年9月末現在で759団体、2万4558名と、ちゅらさん運動の取り組みが始まった平成16年と比較して約600団体、約2万名増加している。今後とも、防犯ボランティアの方々に対して、犯罪情勢に関する情報発信、活動に対する助言等を行い、実施防犯活動の活性化に取り組んでいく。

また、成果の最大の要因は、平成16年4月の沖縄ちゅらさん安全のまち条例の制定に基づき、人づくり、家づくり、まちづくりと県民挙げて犯罪抑止対策に取り組んだ結果、ちゅらさん運動の機運が全県的に盛り上がり犯罪の減少に結びついたものと考えている。

問) 沖縄の子供の深夜徘徊等の実態、検挙率はどうなっているのか。

答) 県内の不良行為少年の現状、特徴及び対策は、平成27年度9月末現在、飲酒や深夜徘徊等の不良行為で補導した不良行為少年は2万200人で、前年同期より1万5283人減少している。学識別では高校生が6136人、前年比21.4%の減少である。全体に占める割合は30.4%と最も多く、次いで中学生が5534人、前年比48.9%の減少である。これが全体の27.4%。有職少年が4287人で、全体の21.2%となっており、男女比では男子が1万5791人で78.2%占めている。また、行為別では、深夜徘徊が1万3221人で全体に占める割合が66.4%と最も高く、次いで喫煙が4575人、全体の22.6%。飲酒が954人で、全体の4.7%。無断外泊が524人で、全体の2.6%を占めており、この4つの行為で全体の96.4%を占めている。

問) サイバー犯罪・サイバーテロ事件の現状はどうなっているのか。

答) 平成26年度中のサイバー犯罪の検挙件数

及び検挙人員は128件、68名で、対前年比10件、18名の増加である。また、本年9月末現在52件、30名で、前年同期比49件、20名減少しており、主な内訳は児童買春、児童ポルノ法違反、沖縄県青少年保護育成条例違反が各9件、著作権法違反、ストーカー防止法違反が各5件となっている。

【監査委員事務局】

問) 監査委員事務局、出納事務局及び人事委員会事務局の不用額は、事務経費の縮減によるものであり、行財政改革で頑張った効果として事務処理する知恵はないか。

答) 不用額にはいろいろな要因がある。当初の計画がうまくいかなかったための不用額は抑制すべきである。ただ、執行の節減などの努力を認めていくべきだと思う。

【議会事務局】

問) 沖縄県歳入歳出決算審査意見書の27ページに、支出済額は、議会費1994万8271円が減少したことによるとあるが、減少の理由は何か。

答) 議会費は議員報酬や共済費等から成っており、平成26年度は議員の欠員が4月から11月までは3名、12月から翌3月までは1名生じたため、議会費が減少したものである。

問) 議会図書館の予算はどうなっているのか。また、沖縄を取り巻く政治状況を分析するため基地のある北海道などの地方紙をとってはどうか。

答) 議会図書館には職員2名を配置しており、その人件費と図書購入費150万円程度の予算を措置している。平成27年度から各常任委員会ごとにコーナーを設けて書籍を配置し、委員の利便性向上に努めている。また、新聞については、朝日新聞や毎日新聞などの全国紙はとっているが、全国の世論を把握するのも図書館機能の充実のために必要と考えるので、例えば東北ブロックや東京新聞、中国新聞、西日本新聞などブロックを代表する地方紙の購入を積極的に考えていきたい。

問) 専門職員の育成のため研修派遣や交流を行うべきではないか。

答) 職員研修については、平成27年度から3年間の事業として、衆議院法制局等に毎年1名を派遣することとしている。衆議院法制局等で法制執務を習得した後は、議会事務局で頑張ってもらいたいと考えている。

【出納事務局】

質疑なし

【人事委員会事務局】

質疑なし

別紙2（総務企画委員会）

要 調 査 事 項

1 辺野古沿岸部埋立承認の取り消し決定に至るプロセス及び今後の知事の対応について

（要調査事項の内容）

辺野古沿岸部埋立承認取り消しについての知事の覚悟、知事の裁量の範疇で物事が決まっているので知事からその状況をしっかりと聴取したい。

知事公室長に対する質疑において、取り消しの合法性に疑義があること。瑕疵の有無についても合理的な説明に欠けていること。前県政における承認時の答弁、特に説明員の百条委員会等での証言等の合理性、さらに意思決定に至るプロセスが不透明であることから、知事の見解を聞きたい。

なお、この事項については、「平成26年度決算審査の枠を超えており、要調査事項になじまず、知事への質疑は必要ない。」との反対意見があった。

特 記 事 項

1 平成27年第7回議会認定第1号「平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（総

務部、企画部所管分)」に対する特記事項

平成26年度沖縄県一般会計決算の認定に当たっては、下記の項目に留意し今後の予算執行に努めることを付記すること。

記

- 1 不用額は前年度に比べ減少しているものの、市町村事業に係る沖縄振興特別推進交付金等を初め合計約243億円と多額になっていることから、その解消に向け徹底した対策を講じること。
- 2 翌年度繰越額は前年度に比べ増加しており、合計約1031億円と多額になっていることから、計画的かつ効率的な執行に努めること。

○経済労働委員会

様式 2

平成 27 年 10 月 26 日

決算特別委員長

新 里 米 吉 殿

経済労働委員長

上 原 章

決 算 調 査 報 告 書

10 月 7 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙 1 のとおり
- 2 要調査事項（別紙 2 のとおり）
 - ・平成 26 年度に実施した名護市辺野古沖における潜水調査がいまだに公表されていないことについて
 - ・関係部局連携による沖縄県発注公共工事における積算単価の見直しについて
 - ・岩礁破碎許可に当たっての定量・定性的な審査基準の必要性について
 - ・一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの事務局長人事について
- 3 特記事項（別紙 2 のとおり）
特になし

別紙 1（経済労働委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【農林水産部】

問) 平成 26 年度に実施した名護市辺野古沖における潜水調査は 3 月 31 日までに予算執行し、工期の延長もないにもかかわらず調査結果の公表ができないというのはおかしい。仕様書や契約書を含めてさまざまなものがまだわからないので、全てのものを速やか

に明示できないか。

答) 当該調査の結果については、今年度の調査とあわせて法的な部分も含めて専門家と相談し、今後の対応を検討しているところであり、現時点で公表は行っていない。

問) 建設資材の高騰や労務単価の大幅な上昇に沖縄県発注公共工事の積算単価がついていけず、現場においては、現状の単価では公共工事を受注できないといった事態も多くなっている。関係部局が連携して今後速やかな対策を検討する必要があるのではないか。

答) 農林水産部発注工事の積算単価については、農林水産省及び国土交通省の実施した労務費調査に基づいて定めている。資材単価についても、土木建築部に準じて年 2 回の改定を行っており、価格変動しやすい鋼材などについては、毎月発行の物価資料等の単価を採用するなど、適正な価格設定に努めているところである。また現在、単価の改定回数を年 4 回とするかどうかについて、土木建築部と連携して検討を行っているところである。

問) 岩礁の定義について、水産庁と県の考え方に違いがあるようだがどうなっているか。

答) 水産庁の見解として、他県からの照会に対する水産庁の回答の中で、岩礁とは海域における地殻の隆起形態であるとしており、岩礁という言葉の定義で少し議論になっている。一方、沖縄県では、他県の海域とは違って類のないサンゴ礁海域であり、そのほかにも砂浜、干潟、藻場などが存在し、これらの地形が隣接して一体となって、複雑な海底地形が形成されている。この特徴を踏まえ、水産資源保護法でいう、水産資源保護培養に向けた県民への良質な水産物の供給を継続していくということで、沖縄県漁業調整規則取扱方針に基づいて総合的に対応しているところである。

問) 岩礁破碎の許可に当たり、公平・公正な審査を行うためには定量・定性的な審査基準により詳細を示すべきであると思うが、その辺の議論や方向性はどうなっているか。

答) 岩礁破碎許可に当たっては、従前から沖縄県漁業調整規則等に基づいて公平・公正に審査しており、新たに基準や方針を定めることは今のところ考えていない。

問) 中央卸売市場活性化事業の内容及びゼロ執行となっている理由は何か。事業計画の熟度はどうだったのか。平成27年度に繰り越して執行することになるのか。

答) 当該事業は、県産農産物を県内の学校給食、ホテル、小売等へ安定的に供給し地産地消を推進するため、中央卸売市場に配送センターを兼ねた冷蔵施設を整備するものである。あわせて冷蔵配送車を導入し、産地から消費地までコールドチェーン化することにより、青果物の高品質化を図ることを目的としている。従来の卸売市場の機能強化の目的に加え、新たに地産地消等の取り組みを実施することから、成果指標の設定について国との調整に時間を要したため、年度内での適正工期の確保及び完了が困難となり、全額を次年度に繰り越した。

問) うちなー島ヤサイ商品化支援技術開発事業で消費者意向調査や島野菜の特性解明調査を行ったとのことであるが、その結果はどうだったか。また、今後の計画はどうなっているか。

答) 直売所調査として、県内のJAファーマーズで出荷状況、販売実績調査を行った。取扱数量では、ナーベラー、シマナー、島ラッキョウ、パパイヤ等12品目が主力品目となっている。また、パパイヤ、島ニンジン、シマナー、島ラッキョウなどが年間を通じて需要が一定となっている。最近需要が高くなっている品目としては、ナーベラー、田芋、カンダバー、ウンチーなどがある。

特性解明調査については、例えば、サクナとナーベラーの褐色部に高血圧の抑制、色素沈着抑制の機能性がある。また、ナーベラーのその非褐変系統には抗アレルギー、サクナには抗炎症の機能性が見出されたというような報告がある。

県では、平成18年から各種事業を展開し、その普及、促進を図っているところであり、

今後も安定生産可能な産地を育成していく考えである。平成27年度から平成29年度までの予定で、県単事業として、わったー島ヤサイ産地力強化事業で実証展示圃設置、モデル産地の育成、島野菜の普及啓発等を実施している。

問) 農地中間管理機構事業について、出し手と担い手のバランスはとれているのか。バランスがとれていない場合はどのような対策をし、その効果はどうなっているか。また、この事業の意図する効果が出ているか。

答) 沖縄県も全国的な傾向と同じであるが、農地の受け手は多いが出し手が少ない状況がある。対策としては、事業を行っている農業振興公社の現地駐在員を増員するとともに、県や市町村の広報、新聞等で事業の周知を図っている。そのほか、県内で農地の流動化が大きい15市町村を中心に事業を進めていきたいと考えている。対策の効果としては、現在、農業振興公社に情報が多く集まってきており、担い手への貸し付けが加速している。

当該事業の大きな目的は、農業の構造改革に向け農地規模の拡大を図るというものである。若年層から壮年層の方が担い手となっている現在の状況は、事業の目的に合致していると考えられる。

【商工労働部】

問) 平成26年の失業率及び求人倍率について、全国との比較はどうなっているか。また、IT関連企業における雇用者数はどうなっているか。IT関連企業による雇用の量の拡大については一定の評価はしているが、沖縄県は全国に比べて非正規雇用が多いのではないかとされており、雇用の質の改善に課題があると考えているがどうか。

答) 失業率については、平成26年、沖縄県が5.4%に対して、全国は3.6%となっている。有効求人倍率については、沖縄県が0.69%に対して、全国は1.09%となっている。IT関連企業の立地企業数は、平成27年1月1日現在346社で、雇用者数は2万5912名である。

平成24年の就業構造基本調査によると、沖縄県の非正規雇用の割合は44.5%で、全国は38.2%となっている。県としては、経済団体等に対して働き方の改革の実現に向けた取り組みを行うほか、沖縄労働局や経営者協会、連合沖縄等とも連携して、沖縄の雇用労働環境の改善に向けた共同宣言を行うなど、非正規雇用者の正社員転換等に係る要請等の活動を行うと同時に、正規雇用化促進モデル事業により、職員の正規雇用化が生産性の向上につながることに ついて、経営者の方に理解を高めていただく取り組みなどを行っており、正規雇用化への促進を図っているところである。

問) 沖縄県労働環境実態調査を実施しているが宿泊業、飲食サービス業の給与水準はどのような状況でどう評価しているか。サービス残業時間についてはどのような状況になっているか。この調査結果を今後どのように生かしていこうと考えているのか。

答) 宿泊業、飲食サービス業の給与については、全体の22万3400円に対し15万8400円となっており、全体的に見てかなり低い水準であると認識している。また、サービス残業時間については、一番多いのが情報通信産業で、次に人手不足感のある建設業、続いて宿泊業、飲食サービス業で顕著である。今回の実態調査によって、宿泊業、飲食サービス業における非正規雇用、採用実態、離職状況等に多くの課題があることが浮かんできた。商工労働部としては、宿泊業、飲食サービス業においては、ほかの産業に比べても経営者側の雇用労働環境改善に向けた取り組みが少ないようにも感じているため、経営者サイドへの働きかけも必要であると考えている。文化観光スポーツ部とも連携を図りながら、改善に向け取り組んでいきたい。

問) 三線が伝統工芸品に指定された後の推移はどうなっているか。輸入三線に圧倒的な売り上げがあるが、伝統工芸として本物を残すということだけではなく、流通でしっかり県外、国外にアピールする必要はないか。

答) 県産三線の平成26年度の生産額は約6700万円で、平成24年度から比較すると、生産額で約48%の増加、従事者数で約22%の増加となっている。また、県内三線を製作する事業者を組織化した沖縄三線製作事業協同組合への加入事業者数は、平成20年度の15社から19社に増加している。

本物の三線の普及促進については、現在の沖縄三線製作事業協同組合に加入している19社で需要に応えられるだけのものができるかという懸念が1つある。本物以外の三線で手習いをして、それから本物の三線へ移行するということもあるので、底辺を拡大し、三線愛好者をふやすことが本物の三線を広める要素にもなると思うので、状況を見きわめながら対応していきたい。

問) 海洋温度差発電の実用化に向けた計画について説明してもらいたい。また、ハワイとの連携はあるのか。

答) 県では、平成24年度に海洋深層水研究所の敷地内に温度差発電の実証試験設備を整備し、実証事業を行っている。昨年度までに系統連携や通常時の耐久性に問題がないこと、外部停電や不測の事態にも発電設備が安全に自動停止すること等について確認を行っている。しかし、冬場の海水の温度が低いときの発電効率の改善、大規模化に向けた技術の信頼性・経済性といった課題が残っており、今年度以降も引き続き実証実験を行う予定である。

また、県では、平成22年6月にアメリカ合衆国のエネルギー省、経済産業省、ハワイ州知事及び沖縄県知事の4者で沖縄ハワイクリーンエネルギー協力を締結した。ハワイにおいては、現在105キロワットの海洋温度差発電設備が整備されている実態もあるので、ハワイと連携をしながら、海洋温度差発電の実用化に向けた取り組みを強化、加速していきたいと考えている。

問) 国際物流拠点産業集積地域那覇地区4号棟の事業内容、運用形態、入居企業、他県の事例、雇用の状況について説明してもらいたい。

答) 事業の内容は、国際物流拠点産業集積地

域那覇地区西側に用地を取得し、物流施設を建設するものである。平成24年度から設計、用地取得を行い、平成25年度から平成26年度にかけて建設工事を行った。敷地面積は約1万4000平米、建物は鉄筋コンクリート5階建て2万5600平米である。平成26年度総事業費は67億2000万円で、うち工事費が47億2300万円である。

那覇地区4号棟は県が整備を行い、その管理運営については、指定管理者制度により民間事業者へ委託を行っている。指定管理者は株式会社沖縄ダイケンと協同組合沖縄フリートレードゾーンによる共同企業体であり、現在、沖縄ヤマト運輸株式会社のみが入居している。

類似の例として神奈川県、愛媛県で地方自治体が出資する会社によって建設された物流施設があり、地域内における物流の拠点として稼働している事例がある。

那覇地区における沖縄ヤマト運輸株式会社の雇用者数は、平成27年10月1日現在で85名となっている。雇用形態は正規が46名、非正規が39名となっている。4号棟についてはまだフル稼働しておらず、これから入居企業を誘致し、雇用が数百名単位でふえることになるが、県としては、可能な限り正規雇用を行うよう働きかけていきたいと考えている。

問) 国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業において、予算を繰り越した理由について説明してもらいたい。また、現在の進捗状況はどうなっているか。

答) 入居する企業を想定した賃貸工場の仕様の検討、調整に時間を要したことが繰り越しの主な理由である。

整備予定の5棟のうち、2棟については来年1月までに、残る3棟について来年3月までに完成の予定である。

【文化観光スポーツ部】

問) 観光産業実態調査を実施しているが、当該調査の概要及び結果について説明してもらいたい。また、この調査結果を今後どのように生かしていくのか。

答) 観光産業実態調査は、約200社の観光関連事業者を対象に実施した。対象地域が8地域、調査の回数が年に4回、対象産業は宿泊業、飲食業、小売業など8種類となっている。調査項目として、雇用人材に関するもの、経営・売りに関するもの、観光動向に関するものなど16項目について調査を実施した。

調査の結果、7月から9月期において、非正規職員の割合が正規職員を上回るという実態がある。また、正規雇用率や観光従事者全体の賃金について、観光産業以外の産業と比べると若干低いという特徴がある。売上高に関しては、観光客が伸びる月に売上高が伸びる傾向があり、ある程度比例的な関係はあると考える。

課題の改善に向けては、観光の量を高めながら、かつボトム期を解消していく必要がある。例えばリゾートウエディングやダイビングなどの体験型観光による高付加価値な観光を産業として確立することにより、課題に対応していきたい。

問) 外国人観光客受入体制構築サポート事業の目的、内容、事業実績及び事業の周知の方法について説明してもらいたい。

答) 年々増加する外国人観光客の受け入れ体制の強化が喫緊の課題となっているため、その基盤整備、観光事業者の対応向上、県民がおもてなしの心を持って、国内外の観光客を迎え入れる機運の醸成を図る目的で実施しており、多言語情報発信の受け入れサポート、受け入れツールの制作、県内消費誘発プロモーション、受け入れインフラの整備支援、県民向けの啓発、及びムスリム等の受け入れ環境整備の取り組みを行っている。

そのうち、受け入れインフラの整備支援における翻訳支援の平成26年度の実績としては、件数が104件、額にして1902万7000円となっている。平成24年度から平成26年度の支援件数は248件で、4232万円となっている。業種別には、3年間合計で飲食業が86件、観光施設が50件、宿泊施設が43件、物販施設が13件、マリン観光施設が18件、運送業が2件、その他36件となっている。

当該事業の周知については、観光業界を集めた会議等において事業の説明を行うとともに、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローのホームページ等を通して周知を図っている。今後とも機会を設け、周知に取り組んでいきたい。

問) スポーツコンベンション誘致のための戦略を策定しているようであるが、2020年の東京オリンピックに向けて今後、どのような取り組みを行っていくのか。

答) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、本県がスポーツアイランド沖縄の形成を目指す中で、本県の独特の文化、魅力的なスポーツ環境を世界に発信する絶好の機会になると捉えており、ナショナルチーム事前合宿、野球や空手の沖縄開催、聖火リレーといった部分に取り組んでいきたいと考えている。

現在、昨年度策定した当該戦略に基づいて、競技ごとに事前合宿の推進の取り組みなどを行っている。スポーツ合宿決定に関与できるキーパーソンとのネットワーク形成、合宿するに当たっての支援体制の把握、市町村における受け入れ体制の樹立を図る必要があり、今年度はスポーツ合宿の誘致に向けた実証事業、モデル事業を実施し、課題を抽出、把握しながら対応していくこととしている。

問) 空手会館建設の進捗状況と今後の見通しはどうか。

答) 用地取得のおくれ等で工期が延びている。現在、土地の造成工事や展示場の基礎工事に入っているが、現地は城址になっているので、今後、工事を進める中で文化財等が出てくる可能性もある。順調に行けば、来年10月ごろには供用開始するというスケジュールで進めている。

問) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローはどのような組織で、平成26年度の予算額、決算額、県からの委託額はどうか。また、新聞報道のあった当該財団法人の事務局長人事についてどのように考えているか。このことに関し労働

組合からも申し入れがあったと思うがどうか。

答) 当該財団法人は、県の観光振興施策に基づき、沖縄観光の推進母体として観光業界の意見を集約するとともに、沖縄観光の総合窓口、観光客の誘致、受け入れ及びコンベンションの推進について先導的な役割を担っている。県と当該財団法人は、車の両輪という形で連携して観光振興施策を推進している。

平成26年度の予算額は50億6840万5000円、決算額は、49億4344万5000円余り、県からの委託額は41億3492万9000円となっている。

事務局長人事の件について、労働組合から役員に申し入れがあったことは聞いているが、本件は当該財団法人の理事会事項となっており、理事会の審議を経た上で、適切な対応が行われるものと考えている。

【労働委員会事務局】

質疑なし

別紙2（経済労働委員会）

要 調 査 事 項

1 平成26年度に実施した名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果がいまだに公表されていないことについて

（要調査事項の内容）

農林水産部長に対する質疑の中で、当該調査の結果については、今年度の調査とあわせて法的な部分も含めて専門家と相談し、今後の対応を検討しているところであり、現時点で公表は行っていないとの答弁があった。

当該調査は、3月31日までに予算執行し工期の延長もないのに結果の公表ができないというのはおかしい。仕様書や契約書を含めてさまざまなものがまだわからないので、全てのものを速やかに明示すべきであり、このことについて知事の見解を求めたい。

2 関係部局連携による沖縄県発注公共工事における積算単価の見直しについて

(要調査事項の内容)

農林水産部長に対する質疑の中で、積算単価については、農林水産省及び国土交通省の実施した労務費調査に基づいて定めている。また、資材単価についても土木建築部に準じて年2回の改定を行うなど、適正な価格設定に努めており、単価の改定回数を年4回とするかどうかについて、土木建築部と連携して検討を行っているところであるとの答弁があった。

建設資材の高騰や労務単価の大幅な上昇に沖縄県発注公共工事の積算単価がついていけず、現場においては現状の単価では公共工事を受注できないといった事態も多くなっている。関係部局が連携して今後速やかな対策を検討する必要があることから、このことについて知事の見解を求めたい。

3 岩礁破碎許可に当たっての定量・定性的な審査基準の必要性について

(要調査事項の内容)

農林水産部長に対する質疑の中で、岩礁破碎許可に当たっては、従前から沖縄県漁業調整規則等に基づいて公平・公正に審査しており、新たに基準や方針を定めることは考えていないとの答弁があった。

那覇空港第2滑走路や浦添地先の埋立事業等に関しても公平・公正に審査することであるが、今後、公平・公正な審査を行うためには、定量・定性的な審査基準により詳細を示すべきであることから、このことについて知事の見解を求めたい。

なお、この事項については、「沖縄県漁業調整規則やその取扱方針で基準等は既に定められており、あえて要調査事項とする必要はない。」との反対意見があった。

4 一般財団法人観光コンベンションビューローの事務局長人事について

(要調査事項の内容)

文化観光スポーツ部長に対する質疑の中で、今回の事務局長人事については、当該財団法人の理事会事項となっており、理事会の審議を経た上で、適切な対応が行われ

るものと考えているとの答弁があった。

観光産業は、沖縄県における重要な産業であり、県も当該財団法人に対し多額の予算を支出している。観光客1000万人の目標達成のためにも、行政との連携により当該財団法人の機能を十分に発揮していく必要があることから、今回の事案については、しっかりと調査する必要がある。今般問題となっている事務局長人事について知事の見解を求めたい。

なお、この事項については、「当該財団法人の中には理事会があり、理事会において人事が決定されるというシステムになっているので、知事を出席させ答弁を求める性質のものではない。」との反対意見があった

○文教厚生委員会

様式 2

平成 27 年 10 月 26 日

決算特別委員長

新 里 米 吉 殿

文教厚生委員長

呉 屋 宏

決 算 調 査 報 告 書

10 月 7 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙 1 のとおり
- 2 要調査事項（別紙 2 のとおり）
特になし
- 3 特記事項（別紙 2 のとおり）
特になし

別紙 1（文教厚生委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【子ども生活福祉部】

問) 結婚環境等改善支援事業では、どういったことを行ったのか。

答) 結婚環境等改善支援事業は、当初、沖縄県で未婚化、晩婚化に影響を与えている要因等を調査することを検討していたが、平成 26 年度に入り、企画部においても同種の調査事業を実施するということがわかり、当部においては、新たに国が創設した地域少子化対策強化交付金を活用して、沖縄県の少子化問題を考える広報啓発事業を実施することとしたものである。本事業では、少子化が県民生活に与える影響や、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージごとに民間企業、NPO 団体、県及び市町村が

行う支援策に関するテレビ番組の制作・放送を行い、県民全体で少子化問題を考える気運の醸成に取り組んだ。

問) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターについて聞きたい。また、相談件数、相談内容はどうなっているか。

答) 性暴力被害者への支援のために、ことし 2 月 2 日に同センターを開設した。平日の 9 時から 17 時までの間、女性相談員が電話相談に応じ、被害者の状況や希望に応じて適切な関係機関へつなぐこととしている。今年度からは相談者に対する法的支援として弁護士との相談体制を整備し、また今月からは平日の運営に加え土曜日も開所し、センター機能の充実を図っているところである。開設から 8 月末までの 7 カ月間で、相談人数が 45 名、延べ件数では 227 件の相談が寄せられている。相談内容の主な内訳は、強姦が 15 件、強制わいせつが 13 件、DV が 10 件となっている。

問) 地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣等事業について聞きたい。

答) 地域生活支援事業は、障害のある人がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活、また社会生活を営むことができるように支援することを目的に実施する事業で、一番住民に身近な市町村が地域のニーズや実情に応じて実施する事業となっている。聴覚障害者に対する手話の支援などは市町村で実施しており、県は、広域的、専門的な支援を目的に事業を実施している。例えば、大きな研修や講演会に派遣可能な手話通訳者の養成、そのほか中途失聴者、難聴者への支援としての要約筆記者や、盲聾者のコミュニケーションの手段と移動介助を行う通訳介助者を養成するために、全国の研修会に派遣などを行っているところである。

問) 待機児童を完全に解消するのは何年の予定か聞きたい。また、保育の受け皿として整備する人数は毎年何名か。

答) 昨年、黄金っ子応援プランを策定し、今

後、約1万8000人の受け皿を整備して、平成29年度末までに待機児童を解消することを目指して市町村とともに取り組んでいるところである。黄金っ子応援プランにおいて保育の受け皿として整備する人数は、平成27年度末で4万4425名、平成28年度末が4万9770名、平成29年度末が5万7867名となっている。

問) 潜在保育士の復職支援に係る予算額と決算額を聞きたい。また、事業の委託契約の中で復職人数の目標を定めているか。

答) 潜在保育士の復職支援事業に関しては、予算額が約2765万円、決算額が約2714万円となっている。潜在保育士の復職数の平成26年度実績は40名である。契約の上で何名という形で数値目標は示してはいないが、待機児童解消に向けて必要な保育士を確保していくという共通目標を持って取り組んでいるところである。

【保健医療部】

問) 難病相談・支援センター事業について、平成26年度は、予算、決算ともに倍増しているのはなぜか。また、国の方針では、各県に難病支援センターを1つ設置するという方針だと思うが、今後も委託事業として実施していくのか。あるいは、県としてきちっとそういう体制をつくっていくのか。

答) 本事業の平成26年度決算が約2倍にふえている理由は、受託者であるNPO法人アンビシャスにおいて、相談員を1名ふやし、体制を充実させたということである。現在、各県に1つはこうした相談支援センターがあるが、今後の展開については、しばらく様子を見て必要があれば検討していきたいと考えている。

問) 市町村国保における滞納世帯、短期被保険者証及び資格証明書交付世帯の数はどうなっているか。また、市町村が強制執行を行っている数は、5年前と比べて減っているか。

答) 平成26年の6月時点の沖縄県の市町村国保における滞納世帯の数は3万9164世帯で、国保世帯に占める割合は15.3%となってい

る。同じく短期被保険者証の交付状況は、2万242世帯で、同じく7.9%。資格証明書の交付世帯数は43世帯で、0.02%となっている。また、平成26年度の市町村国保における差し押さえの件数は、実施したのが25市町村、3681件、金額にして6億3174万円である。5年前の平成22年度と比べると、件数で1690件、金額で4億2604万円ふえており、実施市町村は、3市町村ふえているという状況である。

問) 看護師の確保対策の中において、潜在的な看護師に対しての呼びかけというのはどうなっているか。

答) 潜在看護師の再就職事業、支援事業については、看護協会に委託をしてシミュレータを用いた実践の訓練を実施するとともに、座学も行い、潜在看護師が再度就職をする実績につなげている。シミュレータによる看護技術のトレーニングについては酸素吸入、吸引、経管栄養、導尿を実施している。実績としては、平成26年5月から平成27年3月まで毎週水曜日の32回実施をしており、延べ150人が受講している。なお、受講者の59名のうち演習後に就職に結びついたのが37名で、就職率は62.7%である。

問) 健康増進推進費における健康を維持するための支出は医療給付に係る支出の何%となっているのか。

答) 健康増進推進費は健康長寿課の中で健康づくりのために予算化しているもので、3億5000万円である。分母になる医療にかかる額については、平成22年のデータでは、県内の国保、協会けんぽ、後期高齢者の医療費総額で、約3100億円となり、健康増進推進費の占める割合としては約0.1%である。ただし、我々の今の取り組みは、健康づくりに関する事業を全庁的に取り組もうということで、全ての部局に健康に関連する事業立てをお願いしているところである。それを合わせると約35億円あるので、それでいうと1%程度となる。

問) ドクターバンク及び僻地医療支援機構の運営についての実績を聞きたい。

答) 実績は、平成26年度予算額2568万7000円に対して、2568万7000円となっている。ドクターバンクへの登録の内訳については、平成27年3月末で135名が登録しており、診療別では内科69名、外科15名、小児が2名、整形外科4名、泌尿器科2名などとなっている。地域別では、県内で13名、県外118名海外4名。性別では男性120名、女性15名の登録となっている。派遣実績については、国頭村立東僻地診療所に平成26年3月から長期派遣を行っている。竹富町立竹富診療所においては、短期支援派遣で週1.5日程度平成26年8月から平成27年3月まで派遣をしている。

【病院事業局】

問) 未収金が前年度よりもふえているが、どのような未収金対策を行っているのか聞きたい。

答) 未収金に対する取り組みとしては、未収金を未然に防止する対策として、専任の未収金担当職員の配置や、メディカルソーシャルワーカーによる相談業務の強化を行っている。未収金の回収については、督促業務の効率化や法的措置の実施といったことも含めて対策をとっている。そのほかクレジットカードの活用、あるいはコンビニ払いの導入といった形で現場と病院事業局で協力して、未収金の対策に努めているところである。

問) 新県立八重山病院新築移転の進捗状況はどうなっているか聞きたい。

答) 新県立八重山病院の新築移転に向けては、平成26年度に基本計画を策定するとともに、設計業務に着手して、ことし6月末には設計を完了している。9月に工事発注のための一般競争入札を実施したが、設備は落札したものの、建築工区が不調となったため、現在10月下旬の再公告に向けて手続を進めているところである。再公告に当たっては、島外からの現場職人等の旅費及び宿泊費を積算に計上することなど、土木建築部が発注する新川団地の取り扱い等を参考に検討していきたい。

問) 医師、コメディカルの不足状況は、毎年変わらずに改善されていないように感じるが、公務員の医師、コメディカル等の勤務条件が民間と比べてよくないのではないかと考えている。

答) 県立病院と民間が大きく違うところは、6病院あるということと、異動、転勤があるということである。なるべく職員の状況、家庭環境などをしっかり考慮しながら、人事異動は考えているが、やはり宮古、八重山、北部などにしっかり人材を配置するためには、公務員として異動は避けられないということがある。そういうところが、一番大きなハンデになっているのではないかと考えている。

問) 北部病院について、過去5年間で産婦人科に緊急搬送された件数は何件か。今回、産婦人科の医師が確保できたことで、緊急搬送の件数は改善されると考えていいのか。

答) 北部圏域から中部病院などに妊婦を搬送という状況については、平成23年は59件、平成24年は99件、平成25年は75件、平成26年は29件となっている。今回、産婦人科の医師を4人体制にすることによって、地域における標準的な医療は十分提供できると思うが、ハイリスクの分娩や超未熟児などの対応については、母胎搬送や出産後に搬送することも考えられる。機能的には、宮古、八重山に準ずるような形で、運営できればという目標を置いている。

問) 各県立病院における外国人の受診状況を聞きたい。

答) 北部病院では、昨年、外国人の受診は96名おり、そのうちの3分の1は香港、3分の1は台湾、3分の1は韓国であった。中部病院では、正確な人数は把握していないが、韓国から来た妊婦が早産で緊急手術となった事例があった。南部医療センター・こども医療センターでは、約100名、宮古病院では、49名、八重山病院では、10名、精和病院では、1名受診している。

【教育庁】

問) 事故繰越の額はいくらか。また、内容はどうか。

答) 教育費の事故繰越は9525万5000円あり、県立離島児童生徒支援センターの工事請負費及び工事監理費に係るものである。同センターについては、平成26年度の完成を予定し、2億1678万4000円を平成25年度から平成26年度に繰越明許費として繰越をしていたが、平成26年度に敷地で埋蔵文化財が確認され、12月まで工事が中断し、平成26年度に工事費の執行ができなかった。入札残の不用額を除いた9525万5000円が平成26年度から平成27年度へ事故繰越という形で手続がなされ、平成27年度の予算となっており、今年度全額執行する予定にしている。

問) グローバル・リーダー育成海外短期研修事業の概要と実績について聞きたい。

答) グローバル・リーダー育成海外短期研修事業は、高校生が異文化体験を通して視野を広めることにより、21世紀の振興発展、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材になることを目的として実施されている。細事業として、アメリカ高等教育体験研修で3週間アメリカに高校生50名、海外サイエンス短期研修で高校生25名、中国教育交流研修で高校生20名、沖縄県高校生芸術文化交流プログラムで80名。さらに、昨年度から専門高校生国外研修も実施しており、40名を海外に派遣している。派遣人数は、合計215名で、派遣した国はアメリカ、オーストラリア、中国、シンガポール、台湾等である。

問) スクールカウンセラーは専任はほとんどいないと思うが、その配置状況はどうなっているか。また、今後どのようにしていくのか聞きたい。

答) スクールカウンセラーは、平成27年度は96名おり、1人で複数の学校を受け持っている。配置の内訳は小学校175校、中学校148校、高等学校54校となっている。現在、中学校については全ての学校にスクールカウンセラーを配置しているが、小学校及び高等学校が全ての学校ではないので、今後さらに拡充していきたいと考えている。

問) 学校教育で貧困家庭への支援はどのよう

に行われたのか。

答) 貧困家庭の子供への学習支援に対して、平成24年度から教員の加配を行っているところである。平成24年度に12名、平成25年度に12名、平成26年度に6名、いわゆる貧困家庭の子供への学習支援として加配を行った。なお、この加配については平成26年度で制度が終わり、平成27年度からは新たな形で教育格差解消加配が新設をされている。

問) 特別な支援が必要な児童生徒の普通学校への就学は、ふえる傾向にあるのかどうか聞きたい。

答) 小中学校における特別支援の学級数でいうと、平成22年度の444学級が平成23年度には473学級となり29学級がふえている。平成24年度には44増の517学級、平成25年度は49増の566学級、平成26年度は60増の626学級、平成27年度は54増の680学級となっており、この5年間で200ほど学級数がふえている状況である。

○土木環境委員会

様式 2

平成 27 年 10 月 26 日

決算特別委員長

新 里 米 吉 殿

土木環境委員長

新 垣 良 俊

決 算 調 査 報 告 書

10 月 7 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙 1 のとおり
- 2 要調査事項（別紙 2 のとおり）
 - ・ 公有水面埋立承認の取り消しにおいて、取り消しの手法をとった理由と重大な瑕疵の確認について
 - ・ 公有水面埋立承認の取り消しにおける環境保全対策に関する見解について
- 3 特記事項
特になし

別紙 1（土木環境委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【土木建築部】

問) 公有水面埋立承認の取り消しについて、どの検証プロセスに瑕疵があったのか。また、環境アセスメントにおいて十分な予測、評価、環境保全対策を計画しても、そこにはある程度の不確実性が必ず存在するのではないか。環境保全を行うに当たって、土木建築部として不確実性があることを認めるか。不確実性があるからこそ工事中にも環境監視等委員会の意見と助言を聞いて、環境保全を実施しているということではな

いか。環境監視等委員会を設置することは、現時点でとり得る環境保全対策を講じていることにはならないのか。

答) 当時の審査は、審査基準に対する考え方のもとで予断を持つことなく、慎重かつ丁寧に審査を行い、担当者としての責務を果たしたものと考えている。しかしながら、第三者委員会からは埋め立ての必要性や、環境保全措置等について、さらに考慮すべき事項を指摘されたところであり、審査における考慮が足りなかった、気づかなかった点があったという点に問題があったと考えている。

環境アセスメントについては、どのような事業でも同じだと思うが、事業の実施に伴う環境影響の調査、予測、評価及び環境保全措置の検討に当たっては、科学的知見の限界などにより予測の不確実性、環境保全措置の効果の不確実性を伴うものと考えている。そのため、事後調査を実施して、環境保全措置の内容に随時反映していくことが、このような自然環境では特にあったのではないかと考えている。また、環境監視等委員会の設置だけでは環境保全措置が十分であるということはないと思うが、承認当時の判断としては、その時点で、現段階でとり得ると考えられる措置が講じられていると判断し、留意事項を付すことで、その実行性を確保することにした。しかしながら、第三者委員会からは専門家の意見、助言を踏まえて改めて判断するなど、あいまいな表現が多いと指摘されたところである。専門家の意見を聞いて環境保全対策を詳細に検討するとしていることそのものが承認の要件に適合しないということではなく、承認出願の時点で、事業者として可能な限りの検討を尽くし、一定レベルの具体的な内容を示すべきであったものと考えている。

問) 翁長知事は、沖縄防衛局の環境保全策などに不備があったとしているが、仮に不備があったならば、その部分を直せばよいのではないかと考えている。それが常識的なやり方であって、いきなり承認を取り消してなかったことにするというのは、全く普

通ではないと思っている。仮に不備があっても、直してもらって結果として正しくなった、そういう状態を法的には瑕疵の治癒という。法的にも、もし過ちがあったとしても取り消して、なかったことにするのではなく、不備のある部分を直してもらえばいいということが原則になっていると思うが、どうか。

答) 我々としては、第三者委員会の検証結果を踏まえて県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったということで、それに対する意見を事業者に聞くという手続を行った。事業者は、一応、聴聞にかかわる意見書を出して反論しているの、そういうことでまた今後の展開が出てくるかと思う。

問) 環境保全対策については、やはり環境に問題があってもこれまで進めてきたわけである。その証拠に那覇空港でも、泡瀬埋立事業についても、環境に問題があってもその都度対処しながら事業を進めてきた経緯がある。しかし、この2件はなんら問題がないのに、辺野古だけに問題が集中するのは、基地をつくるからなのか。基地でなければいいのか。

答) 埋立事業の必要性理由はそれぞれさまざまだと思う。さまざまな理由の中で、土木建築部は、公有水面埋立法や審査基準に基づき審査を行っている。その都度、環境部にも質問しながら行っており、場所によって状況は異なると思う。条件は違うけれども、基地があるからどうのこうのということではないと思っている。

問) 執行率、繰り越し、不用額、その全般において用地買収に相当時間がかかっているということであるが、今の体制が少し弱いのか。土木建築部OBを再任用して、体制を強化して、用地買収が順調にいくようにすることはできないのか。

答) 公共事業関係が近年増加していることに加えて、権利意識の高まりによって地域住民へのコンセンサスを取得するのに時間を要している状況であり、職員の負担も増加している傾向がある。職員も、若いころ用地を

担当しても、やはり対外的な交渉などで厳しい仕事だということで、中堅になって戻ってくる者がなかなかいない。そのため、一部の業務については、事業内容の説明や補償内容の説明を初め、用地買収の契約準備までの業務を補償業務を専門とするコンサルタントへ委託しているところである。また、土木建築部OBには用地業務を長年経験した方もおり、また用地業務をやりたいという方には再任用で来ていただくとともに、我々後輩を指導してもらっているところである。

問) 下地島空港については、恐らく歳入の見込みがないが、空港を維持するためには管理費が必要である。空港としての機能を維持するためには、幾らの管理費が必要となるのか。また、今後の下地島空港特別会計のあり方をどのように考えているのか。

答) 現在の管理費は3億5000万円であるが、下地島空港は3000メートルの滑走路と、非常に広大な敷地があるので、これだけのものを維持管理するためには、やはり3億5000万円前後は必要かと推察している。

また、下地島空港については、訓練飛行場ということで設置したことから、管理運営するときに国の関与を少なくしようということで、特別会計とした経緯がある。しかし、使用料がほとんど期待できない状況であり、いつまでも一般会計からの繰り入れを行うことには懸念がある。一般会計という話も、土木建築部だけで判断できるものではないので、関係部局との調整を始めているところであるが、現時点では、具体的な方向性を提示できないところである。

問) 住宅リフォーム市町村助成事業の平成26年度実績が、予算額1500万円に対して執行額が558万円というのは非常に少ないと思うが、その理由は何か。

答) 不用額の多い理由として、県の支援対象事業がバリアフリー工事、あるいは省エネ工事等に限定していたことが考えられる。これは沖縄県の住宅のバリアフリー化率が低いこと、あるいは省エネ化を推進する観点から定めたことであるが、現在、市町村

の要望も踏まえて、補助対象事業の拡大を検討しているところである。その内容としては、住宅の劣化したコンクリート補修や空き家活用のためのリフォーム等についても補助対象とすることを想定しており、これにより不用額の圧縮につながるものと考えている。

問) 沖縄県建設業協会が、最低制限価格上限を95%に引き上げるよう要望したとのことであるが、これについてはどうなっているのか。

答) 先日、沖縄県建設業審議会を開催し、沖縄県建設業協会から沖縄県の建設業が置かれている厳しい状況というものを説明してもらった。その中では、業者が安価で勝負して、最低制限価格に集中して赤字を出しているということや、もともとの積算価格が悪い、実質の市場価格を反映していないのではないかとか、県の工事の進め方がよくなくて、工期が延びることによって経費がかかるといった指摘があった。その中で最低制限価格を95%に引き上げるよう要望があったが、その根拠については、95%でなければならないという感覚的な話しか我々は聞いていない。我々としては、厳しい状況の原因がどこにあるのか、指摘のあったことは調査をしなければならないが、審議会の委員の意見としては、90%から上げる必要はあるということと一致しており、その上げる率をどのぐらいにしたらいのかということは、まだ議論の最中である。

問) 沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアムが完成したが、J2の公式戦はいつでも開催可能なのか。また、これからはプロサッカーのキャンプをどの程度誘致できるかということが大きな課題だと思うが、県内にプロが使えるサッカー場はどの程度あるのか。

答) 沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアムは、平成26年度末までにメインスタンドの改修、夜間照明等の主要な設備が完成し、ことし3月から供用を開始している。3月15日には、J3のFC琉球の公式戦第1戦も開催されている。当該スタジアムは、

平成27年3月4日にJリーグからJ2サッカースタジアムとしての認定を受けており、J2公式戦も開催可能となっている。

また、県内のサッカー場については、沖縄県サッカー協会に確認したところ、県内には57カ所のサッカー用施設があり、その中で、平成26年度までに3カ所がプロサッカーチームのキャンプに使用されている。また、そのほかに陸上競技場など11カ所でキャンプが実施されている。

【環境部】

問) 海岸漂着物地域対策事業の予算額約4億4331万円に対して、1億4876万円の不用額が生じた理由は何か。

答) 平成25年度、平成26年度の予算要求に当たり、平成23年度の調査で算出した海岸漂着物の現存量約8900立米をもとに、2年間の事業として約6億円を見込み国へ補助金を申請した。海岸漂着物の回収は、事業主体である海岸管理者及び補助金活用要望のあった市町村が漂着状況等を勘案して、場所を選定し回収処理をしているが、平成25年度は実際には2473立米、平成26年度は5627立米であったことから、平成23年度の調査で算出した現存量よりも少なかったということである。また、崖の下など海岸漂着ごみの回収が困難な場所があったことによる執行残や、近年活発となっているボランティアの清掃活動により海岸漂着ごみの回収が実施されている場所もあり、結果として費用をかけずに海岸漂着ごみの回収ができている場所もあることも要因の一つと考えている。

問) オニヒトデの大量発生メカニズムを研究していると去年聞いたが、研究は進んでいるのか。

答) オニヒトデ総合対策事業は、大きく3つの柱があり、1つ目は、オニヒトデの大量発生の予察、2つ目は、大量発生メカニズムの解析、3つ目は、その結果をもとに効果的、効率的なオニヒトデの防除対策の研究である。

大量発生の予察については、稚ヒトデの

調査やオニヒトデの食痕等を中心に調査をしており、大体2年先の発生が一定程度読めるようになってきている。

メカニズムについては、発生の原因として、自然変動がオニヒトデの幼生の生存率に影響するという説と、オニヒトデを食べるホラガイやカワハギなどの天敵が減ることによって大量発生する説、陸域から生活排水や赤土などが流れ込むことで、窒素、リン等の栄養塩がふえて、それを食べる幼生のヒトデが大量発生する栄養塩増加説の3つの説がある。平成25年度にオーストラリアの国立研究所と研究協定を結び、共同で研究をしているが、一番有力な説として栄養塩増加説が出てきている。ただ、オーストラリアでは栄養塩増加説が調査結果として出ているが、沖縄県の場合は栄養塩が増えないときでも発生する傾向が見られる場合があり、栄養塩説以外に別の要因が影響しているのではないかとということで、昨年度の研究考慮の中で、アミノ酸といった別の影響も含めて、検討すべきではないかという指摘もあったので、今年度からそういう事業の調査も入れて、研究を継続しているという状況である。

問) 生物多様性沖縄戦略に取り組む決意と、自然環境と調和した経済活動について、環境部長の見解を伺う。

答) 沖縄県は亜熱帯性の海洋気候であるということ、それから海によって、隔絶されているということで、日本本土とは違った独特な生態系が形成されている。また島ごとでも、沖縄本島、宮古島あるいは石垣島で、島ごとに多様な自然環境があり、また生態系も形成されている。世界的にも類いまれな生物多様性豊かな地域であり、こういった沖縄の豊かな生物多様性の世界を引き続き保全していくことが、環境部に課せられた使命であると考えている。

自然環境と経済との調和を図っていかなければならないということ、これまでも言われていることである。どうしてもこれまで、人間の経済活動が優先してきたということがあったとは思いますが、この生物多様性という概念が出てきてからは、やはり

これが時代の新しい物の考え方になってきつつあるので、そういったことを踏まえて、今後我々としても関係部局にも働きかけていながら、沖縄県の生物多様性を守っていきたいと考えている。

問) 沖縄県内で赤土流出による被害が大きいところはどこか。農地からの赤土流出防止の取り組みはどうなっているのか。

答) 沖縄県では、赤土流出のある海域のモニタリングをずっと行い、堆積状況をランク分けしているが、直近3カ年で見ると、最も赤土が堆積している最高ランク8のところは、平成24年、平成25年、平成26年ともに宮良湾となっている。そのほかに高いところとしては、平成26年にうるま市池味地先がランク7。ランク6は結構あり、平成26年度だけを見ても、沖縄本島では、今帰仁村の大井川河口、本部町の大小堀川河口、恩納村の屋嘉田潟原、東村の平良川河口、宜野座村の漢那中港川河口。離島では、石垣市の嘉良川河口、大浦川河口、吹通川河口、名蔵湾、竹富島の与那良川河口となっている。

農地からの赤土流出防止については、環境部としては、一括交付金事業の中で、赤土流出防止活動を行う団体に対して補助金を交付して、特に農地周辺からの赤土流出防止活動について支援をしており、そういった団体はグリーンベルト植栽といったようなことで対策をしている状況である。

問) 沖縄県における次世代自動車充電インフラの整備状況と、レンタカーにおける電気自動車の導入状況はどうなっているのか。

答) 平成27年6月現在、県で把握している県内における電気自動車充電設備の設置施設は118カ所となっている。2年前の平成25年5月時点では62カ所であり、当時と比較して約2倍となっている。

レンタカーにおける電気自動車の導入状況は、平成23年2月に220台の電気自動車が導入されたが、平成27年1月時点では22台と5年間でかなり減少している。レンタカーの電気自動車が減少したのは、充電の箇所数が少なかったことが大きな要因かと思わ

れ、通常、電気自動車の一充電走行距離は200キロメートルと公表されているが、クーラー等をつけると100キロメートルから150キロメートルの間になるということで、レンタカー利用者の6割以上が不安ということで利用率が低迷して、レンタカー業者が電気自動車の多くを手放したということになっている。やはり遠出をするような場所に充電器がないということがあって、これまでは進まなかったと思っているが、21世紀ビジョンによって、箇所数や充電施設の整備が進んできているので、今後は反転して電気自動車が伸びるものと期待しているところである。

【企業局】

問) 動力費は、北谷町の海水淡水化センターが大きなウェイトを占めていると思うが、海水淡水化センターの稼働状況はどうなっているのか。

答) 海水淡水化センターについては、1日当たり約4万トンの淡水をつくる能力がある。淡水化を必要としない場合でも、機械の劣化を起こさせないために稼働させる必要があるため、日量5000トンはつくっている。それもある程度は休ませながら、2週間に1度は稼働しない期間を設けて、機械の劣化を起こさせない程度で稼働するという形をとっている。

問) 水道施設の耐震化はどうなっているのか。

答) 企業局では、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化の推進に取り組んでおり、平成26年度末の企業局の管路、総延長は691キロメートルであるが、そのうち、震度7程度の巨大地震に対して耐震性を有する管路は全体の38.7%、距離にすると268キロメートルとなっている。当面の目標としては、平成33年度の耐震化率を44%として設定しており、引き続き西原糸満送水管や与那原佐敷送水管といった事業の実施によって、耐震化率の向上に努めることとしている、

また、浄水場については、平成26年度末の耐震化率が38.7%であるが、現在進めて

いる北谷浄水場整備事業の完了により68.8%へと向上する見込みであり、さらにポンプ場は63.5%、配水池は87.5%と、既に目標を達成しているところである。

問) 沖縄県内の市町村の一般家庭で、10トン当たりの水道料金が高いところは北大東村の3535円、低いところは東村の630円ということだが、これを平均的な、例えば2000円あるいは1500円ぐらいにすることはできないのか。

答) 北大東村や南大東村は水源がほぼなく、海水淡水化で対応しているため電気料金のコストがかかる。また、給水人口が極端に少ないことから高くなっている。一方、東村は水源もあって、緩速ろ過等で設備投資をそれほどしなくても済むということで、非常に安くなっている。一方、企業局が供給している市町村は、大体1300円から1500円強でおさまっているので、用水供給を広域化することによって、ある程度の差を縮めることは可能だと考えている。企業局の浄水コストの原価は1立方当たり100円を切るぐらいであるが、水源から水を浄水するコストが高い沖縄本島周辺の8村の場合は、800円や900円ぐらいになる。これを我々が担って100円前後ぐらいでやるということで、今、沖縄本島周辺の8村を対象に水道事業の広域化に取り組んでいるところである。8村との協定では平成33年度までに実施することになっているが、企業局としては1年程度は前倒しをしたいという考えで全力で取り組んでいるところである。

問) ことし福島県で行われた太平洋・島サミットで、JICAが太平洋州に対してODA拠出金として500億円の方向性を出した。それで沖縄のJICAが沖縄県内の企業を集めて、ODAを利用して太平洋州で事業をしませんかということでセミナーを開催したが、企業局はそれに関心を示したのか。また、水関係の企業は何社参加したのか。

答) JICAの中小企業海外展開セミナーのことだと思うが、これには企業局は参加していない。また、企業が何社参加したか確

認はしていないが、少なくとも太平洋州の水ビジネスに関心のある企業は何社かあり、実際にはODAの枠を活用して現地で調査事業をやっている企業もある。

水ビジネスに関して言うと、例えば本土では東京都とか横浜市、それから北九州市あたりが海外で具体的に水ビジネスを展開する取り組みをやっているが、沖縄県企業局は現時点で水を卸売りする用水供給しかやってない。海外展開となると、逆に末端の事業である水道事業そのもののノウハウがないとできないという問題があるので、この辺で単に企業局だけでどうこうするという話はなかなか難しい。また、企業局は施設の老朽化、耐震化といった課題が山積しているので、今、具体的に水ビジネスで企業局が海外でどうのこうのということは、まず人間的にも無理な話もある。当面は県内の水関係の企業がどういうニーズを持って具体的に動くかを見ながら、バックアップという点では、当然必要であれば行っていきたいと考えている。

問) 第8次沖縄県企業局経営計画における定員管理の適正化で、業務の民間委託を行ったが、成果はどうなっているのか。また、今後の企業局の課題は何か。

答) 第8次経営計画の平成22年から平成25年度までの4年間で、名護浄水場と石川浄水場、西原浄水場の3浄水場の運転管理業務を民間委託した。実績としては、人数としては約37名減となっているが、減の分を委託業者がかわってやっており、官と民の連携により災害に強いライフラインの確保ができているものと認識している。

また、第8次経営計画では、海水淡水化施設の管理の合理化で動力費の削減とか、そういうことで成果としては4年間の目標の2億6000万円に対して、4億円ぐらいの節減効果を上げている。今後、企業局としては水道料金が安易に値上げにならないように、やはり経営の合理化、効率化、これは確実にやっていかなければならないと思っている。そういうことで、第9次経営計画でも目標として4年間で1億2400万円ぐらいの節減目標を掲げている。今後、来

年度から久志浄水場の運転管理業務を民間委託する予定であり、この辺を進めながら全体的な経費の節減に努力していくことで、第9次経営計画を着実に進めながら対応していきたいと考えている。

別紙2 (土木環境委員会)

要 調 査 事 項

1 公有水面埋立承認の取り消しにおいて、取り消しの手法をとった理由と重大な瑕疵の確認について

(要調査事項の内容)

翁長知事は、沖縄防衛局の環境保全策などに不備があったとしているが、瑕疵の治癒というものが法律的にあるとおり、仮に不備があったならば、そこは正しながら、直しながらやっていくというのが原則だと思っている。いきなり取り消しということは、極めて乱暴である。なぜそのような手段をとったのか、知事の会見や取消通知を見ても、第三者委員会の報告を読んでも、今のところひとつも説明されていない。知事が瑕疵を理由に、一足飛びに取り消しという無理な手法に踏み切ったことについて、その法的な論理の裏づけはどのようなものなのかについては、土木建築部に聞いても答弁できないことである。

また、埋め立てに重大な瑕疵があるというところの確認が、知事のこれまでの会見あるいは第三者委員会の報告書を見てもなかなかとれない。土木建築部に聞いても、重大な瑕疵と思えるのかということとは、はなはだ疑問である。

これらについて知事の見解を聞きたい。

2 公有水面埋立承認の取り消しにおける環境保全対策に関する見解について

(要調査事項の内容)

沖縄県では、環境保全対策に問題があってもこれまで埋立事業を進めてきた。那覇空港第2滑走路でも、泡瀬埋立でも、環境保全対策に問題があっても、その都度対処しながら事業を進めてきた。環境保全対策

については、見解や判断が異なるだけで、法的な瑕疵については何も指摘していない。今回、知事がかわったからといって、法的な取り扱いまで変えることは間違っており、承認取り消し処分は無効である。土木建築部は、全て法律にのっとって事業を進めてきたと答弁している。辺野古は基地だからだめなのか、基地でなければいいのか。知事の見解を聞きたい。

なお、1及び2の事項については、「取り上げること自体が決算審査の場にふさわしくない。ましてや、第三者委員会の報告を見てもなかなかわからないという認識の違いは、総括質疑に知事の出席を求める理由にならない。」、「そもそもの発端は、前知事が公有水面埋立法に違反して埋立承認をしたことであり、翁長知事がやっていることは正しい。前知事が行ったでたらめなことは、議会で正常化しないとイケない。」との反対意見があった。